

第2編 震災対策計画

この計画は、本市で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市及び防災関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を、総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、地震による災害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定するものである。

第2編 震災対策計画

第1章 震災予防計画 (p2-1)

第1節 震災に強い都市環境の整備

第2節 震災に強い防災体制の整備

第3節 市民と行政の協働による防災対策

第4節 地震災害の防止に関する調査研究

第2章 震災応急対策計画 (p2-152)

第1節 活動体制の確立

第2節 発災初期における災害応急対策活動

第3節 救援期における災害応急対策活動

第3章 震災復旧・復興計画 (p2-354)

第1節 施設の復旧・復興対策

第2節 民生安定のための措置

第3節 激甚災害の指定

第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 (p2-381)

第1節 計画の位置付け

第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置

第3節 警戒宣言発令に伴う措置

第4節 市民等のとるべき措置基準

第5章 火山噴火降灰対策 (p2-424)

第1章 震災予防計画

地震の発生を予測することは現状では困難であるため、震災対策については、地震が発生してもその被害をいかに軽減するかの予防対策が最も重要となる。

地震による被害を軽減するためには、危険性の高い木造住宅密集地区における耐震・不燃化事業の推進、老朽化非木造建物に対する耐震診断や補強計画等を推進し、震災に強い都市構造への転換を進めるとともに、災害時の活動体制の整備や飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、災害に強い防災体制を整備することも必要である。

さらに、阪神・淡路大震災の教訓に見られるように、大規模地震に被災した場合、行政の力だけでは災害応急活動にも限界があるため、行政と市民が一体となって地域ぐるみの防災体制を構築する必要がある。

このため、本市は震災予防計画を以下の施策をもって推進するものとする。

震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備（p2-2）

第2節 震災に強い防災体制の整備（p2-47）

第3節 市民と行政の協働による防災対策（p2-111）

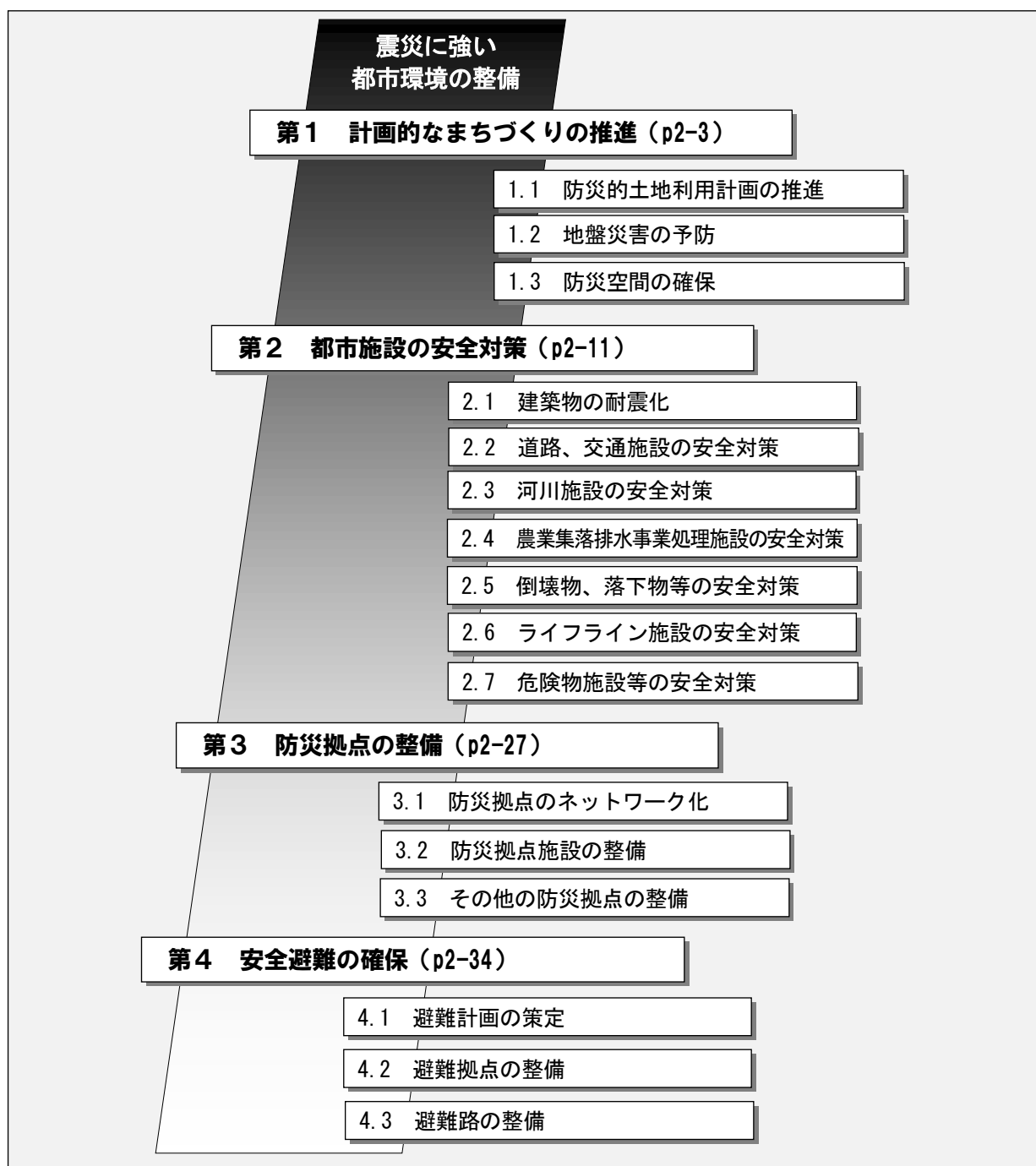
第4節 地震災害の防止に関する調査研究（p2-147）

第1節 震災に強い都市環境の整備

本市においては、既成市街地域に都市機能が集中するとともに、木造住宅密集地区や都市基盤の未整備な地域があるなど地震に対してぜい弱な条件を抱えており、被害を軽減あるいは拡大を防止するとともに、円滑な救援・救護活動を実施するためには、安全な市街地の整備、防災空間の確保、道路及び橋りょうの整備等により震災に強い都市空間の形成を図る必要がある。

また、ライフライン施設を含めた都市施設の機能低下は、被災後の消防活動をはじめとする応急復旧対策活動や市民生活に多大な影響を与える。このことから、迅速な応急復旧対策と都市生活の早期復旧を図るため、都市施設の耐震性の向上を図る必要がある。

さらに、震災時における迅速、的確な救援・救護活動を実施するためには、地域特性に応じた防災拠点及び避難環境の整備を図り、地震に強い都市環境の整備を推進する。

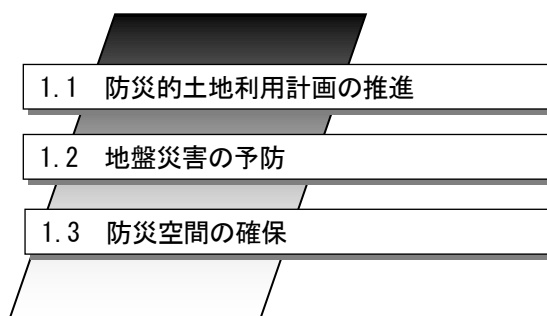


第1 計画的なまちづくりの推進

本市は、これまでに地震災害時に危険性が高いと想定される区域の把握に努め、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による市街地の耐震・耐火の推進、延焼遮断帯並びに避難路及び避難場所となる道路及び公園の整備事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては依然として建築物の密集や老朽化が多く見られる地区もあり、地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、本市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による安全な市街地及び公園等の整備による防災空間の確保、道路及び橋りょうの整備をより一層促進し、地震に強い計画的なまちづくりを推進する。



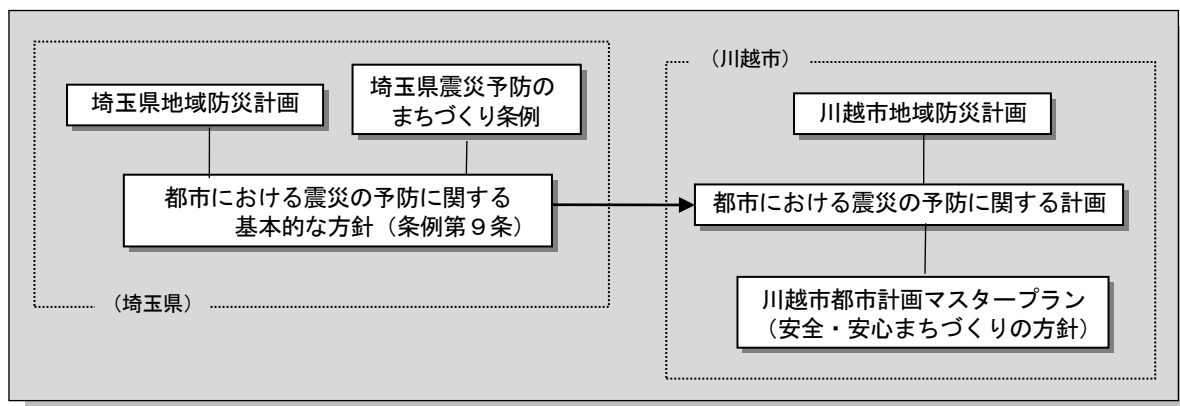
1.1 防災的土地利用計画の推進

【都市計画課、都市整備課、建設管理課】

埼玉県では震災予防のまちづくりを総合的に推進するため「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成14年3月29日）を制定している。また、本市では「川越市都市計画マスタープラン」（平成25年9月17日）において、「安全・安心のまちづくりの方針」に基づき、防災性及び防犯性の高い都市づくりを示している。

本市は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」に配慮し、「安全・安心のまちづくりの方針」に従い各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

■防災都市づくりの体系



震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

《方策》

- (1) 防災都市づくりの基本方針
- (2) 市街地の整備等
- (3) 不燃化等の促進

《内容》

(1) 防災都市づくりの基本方針

① 都市における震災の予防に関する基本的な方針

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

□基本の方針

○密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

○都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

○市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

○埼玉県と市の役割分担による震災予防対策の推進

埼玉県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市との連携、協力及び市に対する必要な支援を行う。

市は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

② 防災面に配慮した適正な土地利用の推進

防災都市づくりの基本である、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を推進する。

□土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づく国土利用計画や土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。

□土地情報の整備

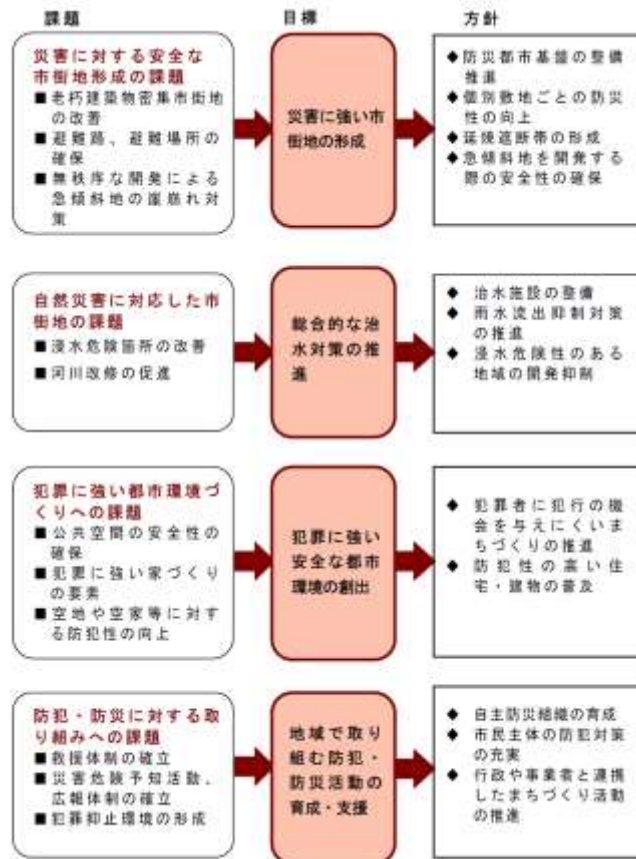
適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

③ 川越市都市計画マスタープラン

本市では、市制100年となる平成34年(2022年)を目標年次として将来あるべき都市像やまちづくりの基本的方針である「都市計画マスタープラン」を策定している。

このなかで防災面からのまちづくりの課題を整理し、安全・安心に関する基本的な方向を次のように定めている。

■安全・安心のまちづくりの体系図



出典) 「川越市都市計画マスタープラン」平成21年7月、川越市

(2) 市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、地域の実態に即した都市計画制度を活用し、市街地の整備を行う。

① 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業は、市街地における道路、広場、公園等の公共施設と建築物を総合的かつ一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、商業・業務施設を適切に配置して経済基盤の強化を図るとともに、オープンスペースを確保し地震災害に強い安全なまちづくりを実施するものである。

本市では、これまでに川越駅東口等をこの事業により整備しており、今後とも都市機能の充実と快適で安全な生活環境の確保のため、地区に応じた事業を計画的に推進する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

② 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の増進を図り、安全で安心して暮らし、快適に住み続けられるまちづくりを進めるものであり、防災面からも有効な事業である。

本市では、土地区画整理事業をこれまでに市及び組合施行等で19地区を完了しており、現在は、市施行で1地区を施行中である。

今後、一般市街地の住環境の改善・整備を図るとともに、安全な市街地空間を形成するため、土地区画整理事業を計画的に推進する。

③ 地区計画等の活用

地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより防災性を備えた都市づくりを誘導する。

④ 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

(3) 不燃化等の促進

市街地において木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を推進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

① 防火・準防火地域の指定

市は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。

また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

② 延焼遮断帯の形成

幹線道路、鉄道などの既存施設、計画道路、河川などを活用した延焼遮断帯ネットワークの形成を促進する。

特に、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前の建築物が密集している、本庁地区、霞ヶ関地区においては、幹線道路の整備・促進と沿道の建物の中層不燃化を促進し、延焼遮断帯の早期形成を図る。

③ 屋根不燃化区域の指定

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域の指定を行う。

④ 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・

避難上の各種改善指導を行う。

1.2 地盤災害の予防

【防災危機管理課、都市計画課、建築指導課、開発指導課】

地震被害は、地盤によって大きく異なるため、その被害を未然に予防あるいは軽減するには、その土地が有する地形、地質及び地盤条件を十分理解し、その土地の自然及び地震災害特性に適した土地利用を計画的に実施する必要がある。

本市の地盤は、台地部は比較的固結度の高い地盤のため、地震時における増幅特性は小さく、また周期の短い振動が起りやすいため、木造建物などの被害は小さいと考えられる。

一方、荒川・入間川沿いの低地は、軟弱地盤のため地震時における増幅特性が大きく、強い振動となり、また周期の長い振動が起りやすいため、木造建物などの被害が大きく、加えて浅層部に砂層が分布する砂質地盤のところでは液状化が起りやすいため、ライフライン（地下埋設管）の被害も大きいと考えられる。

《方策》

- (1) 液状化危険地域の予防対策
- (2) 急傾斜地の予防対策
- (3) 造成地の予防対策
- (4) 地盤沈下の防止

《内容》

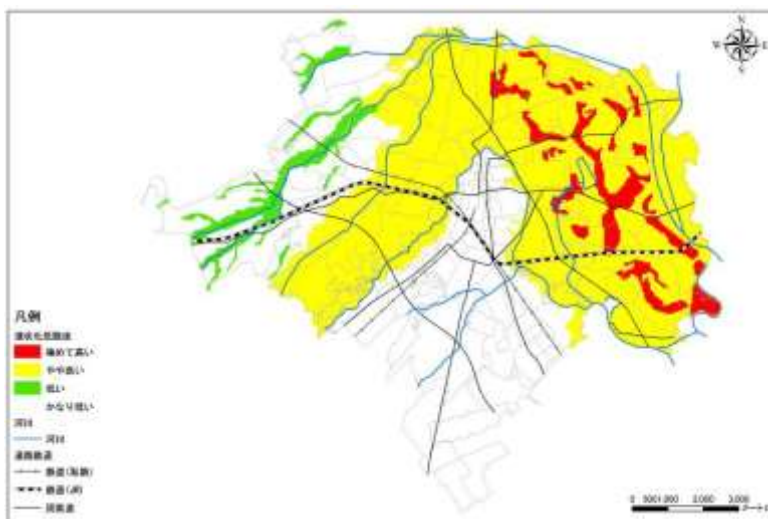
(1) 液状化危険地域の予防対策

① 液状化現象の調査研究及び公表

本市が行った防災アセスメント（「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務 報告書」（平成19年3月、東洋大学工業技術研究所））によると、液状化の危険性の比較的高い地域は、入間川、びん沼川及び新河岸川に挟まれた地域及び入間川と新河岸川に挟まれた地域となっている。その中でも入間川、びん沼川及び新河岸川に挟まれた芳野地区、古谷地区及び南古谷地区の一部地域は、特に液状化の危険性の高い地域と予測されている。

なお、市は、液状化ハザードマップ等を市民に公表している。

■ 液状化危険度予測図



出典) 「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務報告書」

(平成19年3月、東洋大学工業技術研究所)

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

② 液状化対策工法の普及

土木構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策があるため、各種の対策工法を普及させ、施設整備に反映させていく。建築物については建築確認申請時に適正な液状化対策工法を指導する。

③ 耐震診断の実施

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、地盤調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

(2) 急傾斜地の予防対策

埼玉県は、がけ崩れや山崩れなどの斜面崩壊の発生する可能性のある場所を急傾斜地崩壊危険箇所指定しており、本市域では3か所が指定されている。これら危険箇所はすべて川越台地の東南端の縁に位置しており、同じ地形条件を持つ台地端の急傾斜地でも、土砂災害の危険性がある。

このため、本市は、埼玉県と調整を図りながら急傾斜地崩壊危険区域への指定及び土砂災害防止法（平成13年4月1日施行）に基づく区域指定等、急傾斜地の崩壊による災害防止のため総合的な対策を推進する。

『 → 資料2.1「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」参照 』

(3) 造成地の予防対策

① 災害防止に関する指導等

市は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて造成地における災害防止のための指導を行う。

また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

② 指導基準

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

③ 大規模盛土造成地の調査

近年の大地震によって、人工盛土造成地における滑動崩落被害が相次いだ。そのため、大規模な人工盛土地盤の耐震対策に向けた調査が全国規模で実施されており、本市でも市内全域を対象に危害発生の可能性のある大規模盛土造成地の調査及び点検を進めている。

今後、さらに調査を進め、危害発生の恐れが大きいと判断されるものについては、「造成宅地防災区域（宅地造成等規制法第20条第1項）」の適用について検討する。

(4) 地盤沈下の防止

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による水害を増大させる可能性があるほか、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。

地盤沈下は地下水の過剰揚水が原因であるが、本市は、地下水の揚水に関しては「埼玉県生活環境保全条例（条例第85条～第103条）」で第一種指定地域に指定されている。

そのため、本市は、埼玉県に協力して地盤沈下防止に努めるとともに、地盤沈下の状況に応じた建築物・土木構造物の劣化状況の把握に努める。

1.3 防災空間の確保

【環境政策課、都市計画課、公園整備課、農政課】

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、公園・緑地、耐火造・耐（防）火壁の存在及び注水等の消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。これは、公園や緑地などが、子供の遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における延焼防止あるいは避難場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が、地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

《方策》

- (1) 都市公園の整備
- (2) 緑地・生産緑地の保全

《内容》

(1) 都市公園の整備

都市公園は、市民の健康維持・増進やレクリエーション活動の場として、潤いのある都市空間を形成するばかりでなく、地震災害時には火災の延焼防止の効果を有するとともに、避難場所や救援・救護活動の拠点として重要な役割を担っている。

本市の都市公園は、平成26年3月31日現在で、298か所、約161haが整備され、市民一人当たりの都市公園面積は川越市都市公園条例が示す標準を下回っており、少子高齢化などの社会情勢に即応した公園整備がますます求められている。

今後は、大規模な都市公園や身近な都市公園を適切に配置し、良好で魅力的なまちづくりを推進するとともに、近年の地震災害の教訓を踏まえ、災害時に円滑な救援活動や物資輸送ができるよう、災害救援活動の拠点となる公園の整備に努める。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

□本市における都市公園の整備方針

- ・子育て環境の向上や少子高齢化に配慮した都市公園
- ・健康の維持・増進やレクリエーション活動の場となる都市公園
- ・防犯、防災の強化に配慮した都市公園
- ・地域固有の歴史的文化遺産、自然環境を活かした都市公園
- ・地域の活性化、観光振興に資する都市公園
- ・地域住民等との協働による都市公園の整備及び維持管理

■本市の公園の現状値

[平成25年3月31日現在]

項目	内容
都市公園数（箇所）	298
都市公園面積（ha）	約161
市民一人当たり都市公園面積（m ² /人）	4.63

(2) 緑地・生産緑地の保全

① 緑地の保全

市街地内の緑地は、市民の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、地震災害時の火災延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っている。

このため、本市は緑化事業等による建築物周辺の緑化、道路・河川における水と緑のネットワーク化、樹林地の保全等により、積極的に緑地の保全を推進する。

② 生産緑地の保全

市街地内の農地は、良好な環境の保全はもとより、防災上も火災の延焼防止、井戸等の農業施設の活用、被災者への食料供給等の重要な役割を担っている。

本市では、このような生産機能や環境防災機能を有する市街化区域内農地について、生産緑地地区として平成25年11月25日現在、487地区、面積142.15haを指定しており、今後もこれら生産緑地を計画的に保全し、市街地におけるオープンスペースの確保を図る。

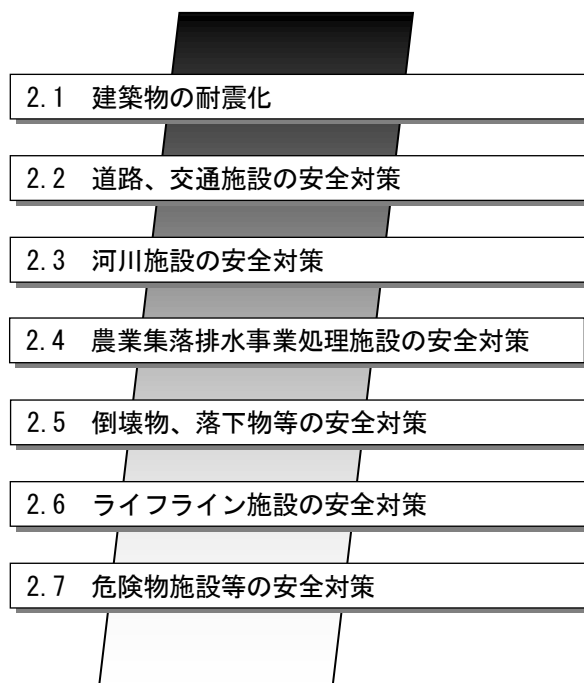
第2 都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活及び社会・経済活動ばかりでなく、地震災害時の応急復旧対策においても重要な役割を果たす。

このため、本市及び防災関係機関は、地震発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、各施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための予防対策を講ずる必要がある。

また、一般建築物の耐震化を促進していくため、耐震化に関する相談窓口の開設及び耐震化の実施状況の把握等を積極的に実施する必要がある。

そのため、本市では、次に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講ずるものとする。



2.1 建築物の耐震化

【関係各課】

平成17年11月に、耐震診断・改修の促進等を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」が改正され、平成18年1月26日に施行された。川越市では、平成21年3月に「川越市建築物耐震改修促進計画」を策定している。

本市では新耐震基準(昭和56年6月1日施行)前に建てられた建築物が多いため、「川越市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化の促進に努めるものとする。

なお、本市における建築物の耐震化は、以下の方策をもって促進する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

《方策》

- (1) 公共建築物の耐震化
- (2) 一般建築物の耐震化
- (3) 耐震診断を行う技術者の確保

《内容》

(1) 公共建築物の耐震化

本市は、地震災害に対する公共建築物の安全性と機能の確保を図るため、次のとおり耐震化を推進するものとする。

なお、耐震化にあたっての建築物ごとの耐震安全性（耐震性能）の目標については、平成8年及び平成19年に国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準」などに準拠するものとし、関係各課と十分協議し実施するものとする。

① 旧耐震基準により建築された公共建築物

本市所有の建築物については、震災時に防災拠点や避難所等として利用されるなど、多くの建築物が防災上重要な施設として利用される。大規模地震が発生した場合においても、施設の機能が維持できるように、計画的に耐震化を推進する。

なお、次の建築物については、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の実施及びその結果の公表が義務付けられている。

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物
- ・学校、要配慮者が利用する大規模建築物
- ・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場、処理場
- ・県及び市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ・県が指定する避難所等の防災拠点建築物

② 新耐震基準による公共建築物

□新耐震基準で建築された公共建築物

新耐震基準で建築された既存の公共建築物のうち、防災活動の拠点となる施設や要配慮者が利用する施設については、その機能等に応じた適切な耐震安全性を確保する必要があることから、必要があれば耐震診断を実施し、当該施設の耐震補強に努めるものとする。

□今後新築する公共建築物

今後新築する公共建築物については、平常時のみならず災害時に求められる機能や重要性について十分検討した上で、適切な耐震安全性を確保できるよう、設計時から構造・設備などについて多面的な検討を行うものとする。

『 → 資料1.4「官庁施設の総合耐震計画基準（平成8年10月24日建設省営計発第100号）」参照 』

『 → 資料1.5「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日国営計発第76号他）」参照 』

(2) 一般建築物の耐震化

本市の住宅総棟数、約 121,060 棟(平成 20 年 10 月 1 日現在)のうち、旧耐震基準で建てられた耐震上調査が必要と考えられる住宅が、約 29,580 棟と全体の 24.4%を占めている(「第 1 編 第 4 章 第 2 節『第 2 建物』」参照)。

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、市はそのための助言、指導及び支援に努める。

① 耐震化促進対策

市は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、以下の耐震化対策を講ずる。

□市の支援制度の活用促進

市で実施している「簡易耐震診断」、「既存建築物耐震診断・耐震改修補助金制度」及び「住宅改修補助金制度」のより一層の活用に向けて市民への周知を図る。

□緊急輸送道路沿道閉塞建築物の実態把握及び耐震化の支援等

市は、県が行う次の対策に協力する。

- ・震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。
- ・また、震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、必要と認めるときは、閉塞建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修への支援を行うとともに、地震に対する安全性について指導、助言又は勧告を行う。

□耐震化に関する相談体制の整備

建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応じるため常設の相談窓口を設置するとともに、埼玉県建築士会等と連携して、相談会の開催や専門技術者の紹介等相談体制の整備に努める。

□耐震化に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法、耐震補強等に関し、パンフレットの配布、地震ハザードマップ等を活用した講習会や出前講座の開催等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。

□関係情報の公開

窓口やホームページにおいて耐震診断や耐震改修の補助制度、税制特例、技術的情報等を提供する。

② 高層建築物等の防災対策

市は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により届出を義務付けている高層建築物の建築にあたって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画(防災計画)の内容について必要な指導又は助言を行う。

③ 空き家等の実態把握

市は、「川越市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の実態把握に努

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う。

(3) 耐震診断を行う技術者の確保

本市は、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行える技術者が増加するよう、埼玉県の実施する耐震診断講習会の周知、耐震診断講習会の実施等を通じて技術者の養成に努める。

2.2 道路、交通施設の安全対策

【道路街路課、道路環境整備課】

道路及び橋梁等の公共施設は、市民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、地震災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有している。

このため、本市は、市が管理する道路、交通施設の安全対策を推進するとともに、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所、埼玉県川越県土整備事務所及び東日本高速道路株式会社と連携を図り、本市域に係る道路及び交通施設の安全化を促進する。

本市における道路、交通施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 安全な道路の整備
- (2) 耐震性の向上
- (3) 液状化対策
- (4) 鉄道施設の安全化

《内容》

(1) 安全な道路の整備

円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上、さらには避難の際の安全確保のため、広幅員の歩道や耐火性の高い街路樹の設置、電線の地中化により安全な道路の整備が必要である。

このため、本市は、国及び埼玉県と連携し、広域幹線道路網及び幹線道路の整備を促進するとともに、防災効果の高い都市計画道路の整備に努め、道路網のネットワーク化を図るとともに、救援・救護、消防活動にも有効な、生活に密着した道路の整備を促進する。

(2) 耐震性の向上

道路施設の耐震性の向上を図るため、以下の対策を実施する。

① 道路防災点検調査

道路、橋梁、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。特に市街地内の古い橋梁については重点的に実施する。

② 安全化対策工事

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに対策を講じる。

③ 橋梁施設の耐震化

本市は荒川をはじめ入間川、新河岸川など 10 の一級河川をはじめ多くの河川が流れている。そのため、市内の防災拠点や隣接市町とを結ぶ橋梁が地震で通行不能となった場合、救助物資の輸送等、救援対策活動に大きな障害となる。

本市は、所管する橋梁の耐震診断、補強等を行うとともに、国、埼玉県が所管する橋梁の耐震化についても積極的にその事業の推進に協力する。

(3) 液状化対策

地盤の液状化による道路施設等土木構造物の機能障害を最小限に抑えるため、各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、次のような液状化被害防止対策を行う（「本節 第1『1.2 地盤災害の予防 (1) 液状化危険地域の予防対策』」参照）。

- ・道路防災点検調査の実施
- ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良の実施
- ・基礎杭

(4) 鉄道施設の安全化

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するため、大規模地震が発生した場合には、大きな被害となるおそれがある。このため、各鉄道会社は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきており、今後とも施設の改良整備を推進し人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

本市は、本市域の鉄道施設の安全化を促進するため、各鉄道会社が実施する予防対策に対し積極的に協力する。

① 東日本旅客鉄道(株)の予防対策

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、次の方策により鉄道施設の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

- ・災害に対する防災体制の確立
- ・情報収集体制の整備
- ・施設の点検整備計画の推進
- ・耐震列車防護整備計画の推進
- ・災害用資機材等備蓄計画の推進

② 西武鉄道(株)の予防対策

西武鉄道(株)は、災害予防対策計画として次の事項について定め、係員に周知徹底させておかなければならない。

- ・施設及び構造物の耐震化
- ・各施設の保守点検
- ・職員に対する防災教育訓練

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

③ 東武ステーションサービス(株)の予防対策

東武ステーションサービス(株)は、地震による被害を軽減し、旅客の生命、財産の安全と輸送の円滑を図るため、次のとおり輸送施設の整備を図るとともに、教育訓練の充実を図る。

- ・施設及び構造物の耐震化
- ・各施設の保守点検
- ・職員に対する防災教育訓練

2.3 河川施設の安全対策

【河川課】

本市には、荒川水系の荒川、入間川、越辺川、小畔川、新河岸川、南小畔川、不老川、びん沼川、新河岸川放水路及び九十川の10の一級河川が流れている。

これら河川に対して、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊等により、河川水が堤内地に流入すると、市民の生命及び財産に甚大な被害を与えることとなる。

このため、本市は、市が管理する河川施設の安全化を推進するとともに、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び埼玉県川越県土整備事務所と連携を図り、本市域に係る河川施設の安全化を促進する。

《方策》

- (1) 安全性調査の実施
- (2) 耐震性の向上
- (3) 水防用資材の充実

《内容》

(1) 安全性調査の実施

地盤の液状化にともない、河川周辺が沈下するおそれがあることから河川・河川管理施設等の安全性について調査に努める（「本節 第1 『1.2 地盤災害の予防 (1) 液状化危険地域の予防対策』」参照）。

(2) 耐震性の向上

耐震設計の行われている河川構造物以外の管理施設について、耐震性の向上を図るため優先的に改築、改良を行う。

(3) 水防用資材の充実

護岸崩壊が発生した場合の防水シート、その他水防用資材の備蓄の充実に努める。

2.4 農業集落排水事業処理施設の安全対策

【農政課】

集落排水施設は、農村地域住民の生活に密着した基本的なインフラであることから、大規模地震により施設が相当な被害を受けてその機能が停止した場合には、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすこととなる。加えて、道路下の管路被害に起因する交通障害や汚水の流出による公共用水域の汚染等の二次災害を引き起こす危険性がある。このため、今後発生が予測される大規模地震に備えて、現実的な対応の中で被災を最小限に抑え、早期に施設機能の復旧を図る。

2.5 倒壊物、落下物等の安全対策

【都市計画課、都市景観課、建築指導課、環境政策課、防災危機管理課】

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、震度5弱程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生することが1978年宮城県沖の地震で明らかになった。その後の地震においてもブロック塀の被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。

新設ブロック塀の安全性については、建築確認行政の中で指導の強化を図る一方、既存のブロック塀についても安全対策を実施できるよう、既存のブロック塀の補強方法を含む適切な指導の徹底を図る。

また、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階建て以上の既存建築物（落下の危険性のある広告塔、看板等の屋外広告塔、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及び屋外空調機等）を対象に実態調査を実施し、安全対策の指導を行い、安全を確保していくものとする。

特に、緊急輸送道路や避難路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底して確認作業を行うものとする。

本市の倒壊物、落下物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) ブロック塀対策
- (2) 落下物等対策
- (3) 自動販売機の転倒防止
- (4) 家具類の転倒・落下及び出火防止対策
- (5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策

《内容》

(1) ブロック塀対策

ブロック塀に対しては、次に示す対策を実施する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

○実態調査の実施

避難路、避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む）の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

○ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性についてパンフレットの配布、ポスター及び市広報紙等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及・啓発を図る。

○生け垣設置の推進

実態調査に基づき危険なブロック塀（石塀を含む）に対しては、市の助成措置を利用して生け垣化等を奨励するとともに、広く市民に対し生け垣化の啓発及び奨励を推進する。

○地区計画の活用

住民参加型の身近なまちづくり手法である地区計画制度を活用し、ブロック塀の高さ制限や構造上の制限等を定めブロック塀の倒壊防止対策を推進する。

(2) 落下物等対策

落下物に対しては、次に示す対策を実施する。

○落下物調査の実施指導

繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下物調査の実施の指導に努める。

○落下物防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス及び看板等の落下物防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について普及・啓発を行う。

○改修等の指導

落下物発生のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、改修を指導する。

○屋外広告物等の規制

屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

○緊急輸送道路沿道等における落下対象物の把握及び落下防止の指導等

市は、県が行う緊急輸送道路に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に協力する。また、落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

自動販売機の設置及び転倒防止については、日本工業規格（「自動販売機据付基準」（JIS B 8562-1996））で定められているほか、業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」も作成されている。

埼玉県ではこれら基準を参考に自動販売機の転倒防止に係る実態調査を行い、自動販売機のメーカーや中身の飲料、たばこ等の関係団体に対して、必要に応じて改善の要請を行って

いる。

《参考》

◆「埼玉県震災予防のまちづくり条例」

第19条（落下対象物等の安全性の確保）

3項 自動販売機（屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定めるところにより当該自動販売機を設置するとともに、定期的に当該自動販売機を点検し、その転倒を防止するよう努めなければならない。

5項 県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努めなければならない。

6項 知事は、震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、前項の落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機（以下この項及び第26条において「落下対象物等」という。）の地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該落下対象物等の所有者又は管理者に対し、その安全性の確保について必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(4) 家具類の転倒・落下及び出火防止対策

市は、地震や火災による建物内での家具類・じゅう器の転倒・落下・火災発生を防止するため、市民及び事業者に対し、家庭内又は事業所内の安全対策を促進する。

すなわち、市は、市民及び事業者に対し、家庭内又は事業所内での家具類の転倒・落下・出火防止対策の重要性について、広報資料の作成・配布、市広報紙やホームページの活用など、あらゆる機会を通じ、普及・啓発に努める。

(5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策

市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

2.6 ライフライン施設の安全対策

【水道施設課、下水道整備課、下水道維持課、東京電力(株)、都市ガス事業者(一社)埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】

市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、地震発生直後の応急対策を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要であり欠かすことはできない。

このため、本市及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の耐震化を推進しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた相互協力関係の充実等に努める。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

《方策》

- (1) 上水道施設の安全対策
- (2) 下水道施設の安全対策
- (3) 都市ガス施設の安全対策
- (4) LPガス施設の安全対策
- (5) 電気施設の安全対策
- (6) 電気通信施設の安全対策
- (7) ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定
- (8) エネルギーの確保

《内容》

(1) 上水道施設の安全対策

本市は、現在8か所の受・浄水場と約1,420kmの導配水管路を有している。多くの施設は、昭和40年代の高度経済成長期に建設され、今後急速な老朽化が見込まれることから、これらの更新が急務である。

また、近年頻繁に発生している大規模地震の被害状況を勘案すると、管路の破損による漏水発生が想定され、特に軟弱地盤地域においては、被害の拡大が懸念される。

このため、本市は地震時における被害の軽減、応急復旧の迅速化を図るため、次の安全対策を実施する。

① 上水道施設の耐震化の推進

本市は、老朽管の更新及び新設管の布設に際しては、高度の耐震性を備えた管種を採用するとともに、災害時の防災拠点、緊急医療機関、避難場所等へ、水道水を供給する基幹管路として設定し、耐震性の強化を図る。また、浄水場施設についても、その機能を維持すべく順次耐震補強を推進する。

② その他の耐震強化策

各地域の地盤の状況等を考慮して次のような耐震強化策を進めていく。

- ・耐震継手管による管路の整備
- ・浄水施設等の建造物の耐震強化計画の推進
- ・老朽管の更新
- ・基幹管路の整備、耐震強化計画の策定

③ 復旧用資材の備蓄

被災した配水管の復旧の迅速化を図るため、各種配管資材等の備蓄を推進する。

④ 復旧用鋳鉄管の備蓄

被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るため、各種鋳鉄管を備蓄しており、今後も一層の備蓄を推進する。

⑤ 応急復旧活動への備え

地震災害時において、給水機能を速やかに回復できるように、各職員が「川越市上下水道局震災等防災計画」及び「防災対策行動マニュアル」について習熟するとともに、庁舎の損壊、消失等に際しても迅速な被害状況の調査が可能なように、管理図面、台帳の分散管理体制の整備を図る。

⑥ 応援体制

非常時の応援体制や相互連絡管路の運用方法、消防水利の問題などについて関係機関、近隣自治体と事前調整を行う。

応急復旧の実施に備えて、復旧要員、資材、重機等の確保や応援について市、資機材メーカー、施工業者等の間で協定の締結に努める。

(2) 下水道施設の安全対策

下水道施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や低地に建設されることの多いポンプ場等があり、必ずしも安定した地盤に建設されるわけではない。そのため、液状化による被害等、地震被害が発生すると復旧に長期間を要することが考えられる。しかし、施設全体を安全な構造とすることは不可能に近いが、適切な工法を採用し耐震性の向上に努め、被害を最小限に食い止める必要がある。また、停電、断水等を考慮して非常用設備等の対策が必要である。

そのため、本市は、地震に対しても最低限有すべき機能を確保するための対策を緊急かつ重点的に推進するため、耐震化計画の策定に努める。

① 耐震性の向上

中継ポンプ場の耐震診断を実施するとともに耐震補強工事を行う。また、電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備える。ポンプ場の建設にあたっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。

さらに、管きよ等は耐震施工と老朽管きよの計画的な更新により耐震性の向上を図る。

② 資機材等の備蓄

地震災害時における応急復旧活動を円滑に実施するため、必要な資機材の整備を推進するとともに、復旧体制の整備を図る。

③ 下水道台帳の整備

下水道台帳は、下水道施設の維持管理における最も重要な基礎資料であり、震災時には被害状況の調査及び復旧など下水道の機能を速やかに確保する上で重要な資料となる。このため大規模な震災に備え、システム機器の耐震装置の設置や台帳のバックアップを行う。

④ 応援体制の確保

応急復旧の実施に備えて、資材、重機等の確保や応援体制など関係機関、施工業者等との連携に努める。

(3) 都市ガス施設の安全対策

都市ガス事業者は、地震対策として、第一にガス工作物の耐震化により被害の軽減を図ること、第二に緊急遮断装置を確実に作動させ、二次災害の発生を防止すること、第三に早期

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

にガスの供給再開ができるよう復旧対策を講ずることを目標とし、次の安全化対策を実施する。

① 施設の耐震化

□供給設備

導管を圧力別に区分し、それぞれに最適な材料を採用し、耐震性の向上を図る。

□製造所、供給所及び整圧器

耐震性を向上させ、安全性を確保するとともに、緊急遮断弁等により二次災害を防止する。

② 施設の保守点検

定期的な点検により、経年劣化の状況や機能の確認を行う。

③ ガス導管網のブロック化

地震被害は、地域差が生じることが予測されるため、被災地域を分離した応急対策を実施し、ガスの供給確保を図る必要がある。このため、供給地域の導管網を独立させるブロック化を推進し、ブロックごとに応急対策を講ずる体制の整備を図る。

(4) LPガス施設の安全対策

LPガスについては、販売店等がボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能を備えた安全器具（マイコンメーター）の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対して震災時にとるべき初期行動について啓発活動を推進する。

また、本市は、（一社）埼玉県LPガス協会（川越支部）等から、市民への啓発における協力を求められた場合、積極的に対応し、LPガス施設の安全化に寄与する。

（一社）埼玉県LPガス協会が実施する地震予防対策は、以下のとおりである。

- ・災害時の出動体制の整備
- ・応急復旧対策に必要な資機材等の整備
- ・災害時におけるガス漏れ、一酸化炭素中毒の防止対策
- ・防災教育及び防災訓練

(5) 電気施設の安全対策

被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備については東京電力(株)の規定により進められるものであるが、本市は、同社に対して耐震性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

□平常時の対策

○設備強化対策

各設備所管箇所は、法令、基準を遵守することはもとより、既往災害例を参考に、電力ルートの冗長化等、各設備の強化対策に万全を期すものとする。

また、平常時の設備巡視・点検等を通じ電力設備の維持、管理に努めるものとする。

○要員の確保対策

非常災害体制時に要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておく。

○資材等の確保対策

非常災害に備え、平常時から復旧用資機材工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備に努めるものとする。

○宿泊施設、食料の確保対策等

非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努めるものとする。

○広報活動

平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと
- ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に連絡すること
- ・断線垂下している電線には絶対さわらないこと
- ・浸水雨漏りなどにより冠水した屋内配線電気器具等は危険なため使用しないこと、また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること
- ・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること（感震ブレーカーの普及促進）
- ・警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

○社外機関、他企業との協調

非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧をはかるため、市災害対策本部と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力する。また、官公署、請負先とも平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化・充実に努めることとする。

(6) 電気通信施設の安全対策

市内の通信施設に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備については東日本電信電話（株）等通信事業者の規定により進められるものであるが、本市は、事業者に対して耐震性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

また、市が保有する通信機能については、通信施設の固定、定期点検等を講ずることにより安全性の一層の向上を図る。

なお、事業者の災害対策は次のとおりである。

① 計画の方針

電気通信設備の災害対策は、電気通信役務を一元的に運営している重大な使命にかんがみ、通信障害時においても重要通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、災害対策本部を設置し、要員、資材の運送及び通信の疎通と施設の早期復旧を図るものとする。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

② 通信確保のための諸施策

災害が発生した場合、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。

- ・公共機関等の重要通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。
- ・衛星携帯電話等、被災しにくい通信手段の確保を推進する。
- ・通信が途絶する場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるよう、特設公衆電話を設置する。
- ・指定の避難所等へ一般公衆通信として使用する特設公衆電話を設置する。
- ・震災による孤立地帯対策として移動無線車及び可搬型無線機等を主要地域に配する。
- ・架空ケーブルは災害時における震災による二次的災害（火災等）を考慮し主要なケーブルについては、地中化を推進する。
- ・主要箇所について耐震、耐火性の強い施設へのケーブル収容を推進する。
- ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板の啓発を促進する。
- ・交換設備、電力設備及びその他、所内設備の倒壊を防止するために支持金物等で補強する。
- ・商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機等を常備しているが、さらに移動電源設備、増強を行っている。
- ・防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取り替えを進める。
- ・平常時から災害復旧用資材を確保しておく。

③ 防災訓練等

災害予防及び災害応急対策を円滑迅速に実施するため、平常時から災害対策施策を進めるとともに、行政機関等が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、協力する。

(7) ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

(8) エネルギーの確保

市は、自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により、電力供給の安定化に向けた取組を促進する。

2.7 危険物施設等の安全対策

【保健総務課、消防組合、埼玉県】

地震による火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）の作成指導を徹底するほか、消防組合及び関係機関等は、施設の立入り検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

《方策》

- (1) 消防法に定める危険物の保安対策
- (2) 高圧ガス施設・火薬類取扱施設の保安対策
- (3) 毒劇物取扱施設の保安対策

《内容》

(1) 消防法に定める危険物の保安対策

消防法で定める危険物は、それ自身が引火性、発火性、可燃性及び爆発性を有し、貯蔵、取扱いの適正を誤ると大規模火災等を招き、また、他の火災及び地震等の災害が誘因となって大火災等を誘発し、尊い人命・身体の損傷及び財産を滅失する危険が極めて大きい。

このため、これらの施設等の災害予防の徹底を期するため、次の措置等を講ずる。

① 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者は、消防法の規定（消防法第12条及び第14条の3の2）に基づき危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

② 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

③ 立入り検査の実施

危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱い方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入り検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、震災対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。

④ 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者に対して、自主防災体制を整備するよう指導する。

⑤ 危険物輸送車両の安全化

石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を大量に輸送する場合、走行中については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等安全機材及び危険物取扱免状等の携帯義務について、定期的に検査を実施する。

今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入り検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

(2) 高圧ガス施設・火薬類取扱施設の保安対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

① 県危機管理防災部化学保安課による対応

- ・高圧ガス製造事業所及び火薬庫に対する立入り検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
- ・販売事業所に対する立入り検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
- ・関係防災機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締り方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。

② 消防組合による対応

- ・施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
- ・立入り検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。
- ・火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

(3) 毒劇物取扱施設の保安対策

事業者に対して、予防対策を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

① 川越市保健所による対応

- ・毒劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- ・取扱責任者に対し、毒劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- ・業務上取扱者等に対する立入り検査を実施し、毒劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を行う。
- ・毒劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物を取り扱う電気めっきを行う事業者等（届出が必要な業務上取扱者）を特に重点的に指導する。
- ・薬局等に対し、可燃性薬品、毒劇物の保管設備について、防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

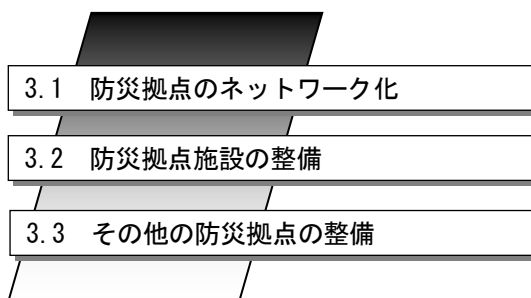
② 消防組合による対応

- ・貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。
- ・防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

第3 防災拠点の整備

地震災害時の応急復旧対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急復旧対策に必要な機能ができる限り集約されていることが必要である。このため、本市は応急復旧対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、その拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

以下では、防災拠点の整備を促進するための必要な施策を定める。



3.1 防災拠点のネットワーク化

【防災危機管理課】

防災拠点は、地震災害が発生した場合には、市の防災活動の拠点として災害情報の収集伝達を行うことはもとより、市民の避難所、負傷者の救護場所としての役割を持つ。

これらの防災拠点は、地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性をもとに、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に整備する必要がある。

また、地震災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

このため、本市は、地震災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、次に示す防災拠点のネットワーク化を推進する。

《方策》

- (1) 防災拠点の区分
- (2) 防災中枢拠点の設定
- (3) 防災ブロック、地域防災拠点の設定
- (4) 指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所の指定

《内容》

(1) 防災拠点の区分

防災拠点を防災中枢拠点、地域防災拠点、避難所と避難場所に区分し各防災拠点間の連携を図るようにする。

(2) 防災中枢拠点の設定

市役所を防災中枢拠点と位置付け、本市の統括的防災活動を担う。

このため、市役所の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全市的な防災の中枢となる拠点を形成するようにする。

(3) 防災ブロック、地域防災拠点の設定

市内を12地区に分け、地区ごとに応急復旧対策の拠点となる防災拠点を設置し、防災中枢拠点の機能をバックアップできるようにする。

地域防災拠点は、本庁地区については中央・南・北の各公民館とし、その他の地区については地区ごとに設置している市民センターとする。

(4) 指定避難所、指定緊急避難場所及び広域避難場所の指定

指定避難所は、学校の体育館などの屋内施設で、長期間にわたり避難生活が可能な施設を指定する。指定緊急避難場所は、学校の校庭や公園などの屋外施設で、避難所へ避難する際に一時的に安全を確認したり、地域の防災活動の拠点としてのオープンスペースなどの施設を指定する。なお、指定緊急避難場所は、異常な現象の種類ごとに指定するものとし、本市においては早急に検討する必要がある。

指定避難所及び指定緊急避難場所の指定にあたっては、原則として14の防災ブロックごとにグループ分けをする。特に、本庁地区については人口の密集度を考慮して地域を3つに分け、それぞれ中央ブロック、南ブロック及び北ブロックとした。

なお、大規模地震に伴う同時多発火災等の避難場所として、10ha程度の広さを持った広域避難場所が防災拠点として位置づけられるが、本市の場合、防災空間としての機能を有する農地などが市の郊外に広がっているため、広域避難場所については特に指定しないものとする。

《参考》

◆「指定避難所」、「指定緊急避難場所」について

屋内施設で長期的な避難も可能な施設が指定避難所、屋外施設で一時的に集合し安全の確認等を行う場所が指定緊急避難場所である。

■防災ブロック区分と字界

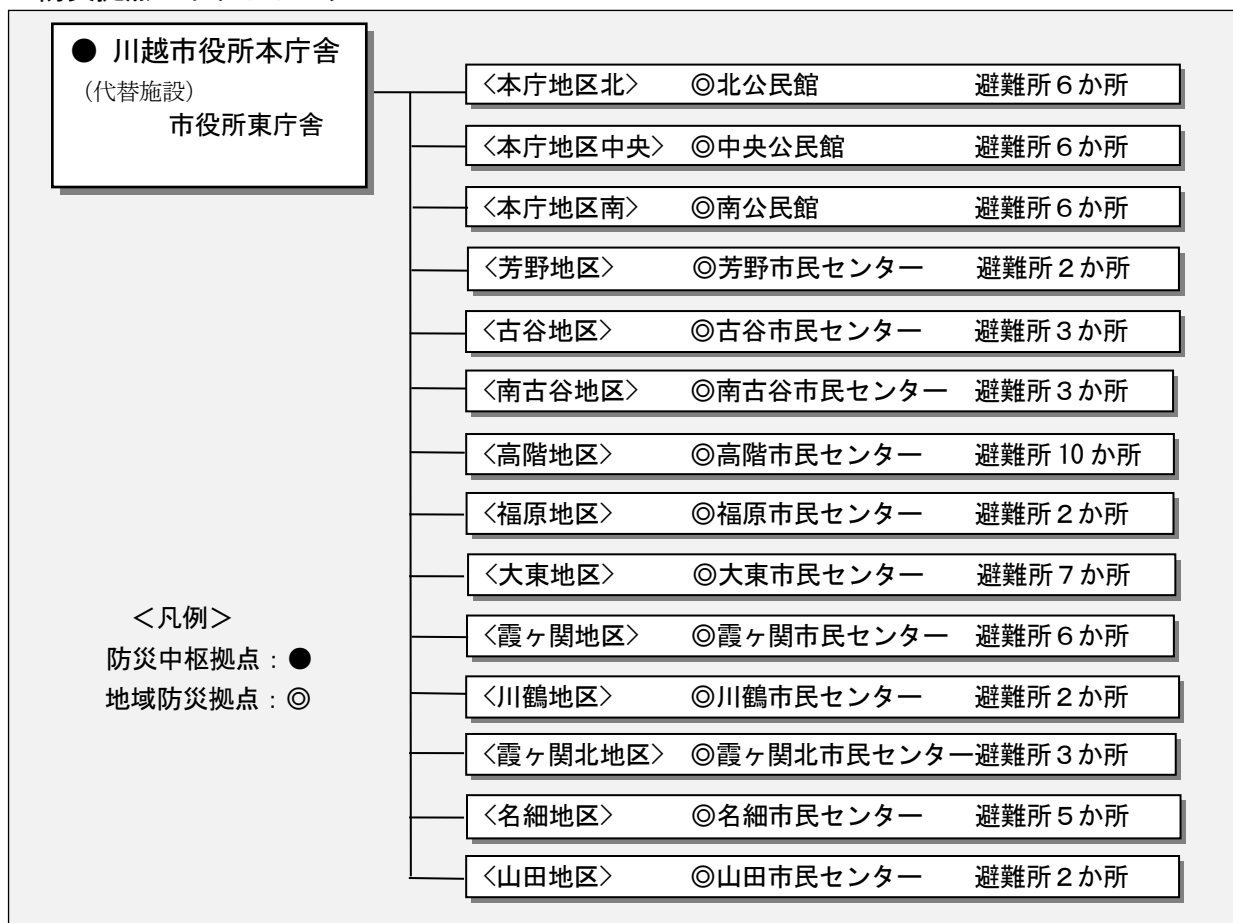
防災ブロック		字界
本庁地区	中央	久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波
	南	旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字新宿、大字岸、大字小室、大字野田
	北	石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、問屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ヶ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷
芳野地区	芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋	
古谷地区	大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字八ツ島	
南古谷地区	藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島	
高階地区	稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間	
福原地区	大字今福、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東	
大東地区	寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城	
霞ヶ関地区	かずみ野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字的場	
川鶴地区	川鶴、かわつる三芳野、吉田新町	
霞ヶ関北地区	伊勢原町、霞ヶ関北、霞ヶ関東、的場北、的場新町	
名細地区	広谷新町、上戸新町、大字天沼新田、大字上戸、大字五味ヶ谷、大字鯨井、大字鯨井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田	
山田地区	大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田	

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

■防災拠点のネットワーク



3.2 防災拠点施設の整備

【防災危機管理課】

地震災害時の応急対策を円滑に実施するためには、応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。また、ライフラインの長期途絶に備え、電源確保や非常用電源設備の燃料の確保等を進めるとともに、併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を検討する。

本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携し各地区ごとの地域防災拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等を次に示す。

■本市の各種防災拠点

拠点区分	施設名等	活動拠点の役割
防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は市役所東庁舎を本部の代替設置施設とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整
地域防災拠点	地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区：中央公民館 ・本庁南地区：南公民館 ・本庁北地区：北公民館 ○市民センター管内 ・各市民センター管内：各市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄
消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入れ拠点は川越運動公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点
	消防団拠点：各分団車庫待機室	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点
自衛隊活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・川越（水上）公園 ・川越運動公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地
避難拠点	指定避難所：63か所（p2-38～参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点
	指定緊急避難場所：103か所（p2-40～参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な避難拠点
物資拠点	災害備蓄庫：14か所	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用物資の備蓄
	物資の集積場及び中継基地は以下の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所への物資の供給拠点
医療拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・救急病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対する医療拠点
災害(対策)活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・排水機場 ・浄水場、受水場 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防、給水等の災害対策の活動拠点

『 → 資料2.7「備蓄品保管室整備状況」参照 』

『 → 資料2.11「救急病院（川越市）」参照 』

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

3.3 その他の防災拠点の整備

【防災危機管理課】

地震災害時の防災拠点として救援物資集積場及び臨時ヘリポートの指定を図るとともに、県有施設の活用について埼玉県との協力体制の確立を図る。

《方策》

- (1) 災害備蓄庫の整備
- (2) 救援物資集積場の整備
- (3) 臨時ヘリポートの指定
- (4) 埼玉県有施設の活用

《内容》

(1) 災害備蓄庫の整備

本市は、被災者のための食料や生活必需品、救急救助等に必要な資機材等の備蓄のため、災害備蓄庫を整備している。

(2) 救援物資集積場の整備

地震災害時の救援物資等の輸送、集積、配分等を効率的に行うため、次に掲げる交通及び連絡に便利な公共施設を救援物資集積場及び中継基地と位置付け、必要な整備を推進する。

- ・川越運動公園総合体育館
- ・埼玉川越総合地方卸売市場
- ・川越市なぐわし公園

(3) 臨時ヘリポートの指定

地震災害時におけるヘリコプターによる負傷者搬送、物資輸送その他救援活動を実施するため、本市は次の場所を臨時ヘリポートに指定している。

■臨時ヘリポート指定地

位置付け	施設名	所在地	管理者
飛行場外離着陸場	川越運動公園	大字下老袋388-1	川越市長
災害時 緊急離着陸場	安比奈親水公園	安比奈新田140-1 場外河川敷	埼玉県 川越県土整備事務所長
	上戸緑地	大字上戸464 場外河川敷	国土交通省 荒川上流河川事務所長
	入間大橋緑地	大字中老袋150 場外河川敷	国土交通省 荒川上流河川事務所長
	県立川越工業高等学校 野球グラウンド施設	小仙波847	学校長
	日本大学 経済学部 川越総合運動場	中福868-1	日本大学経済学部長

『 → 資料2.14「埼玉県ドクターヘリ飛行場外離着陸場一覧（本市関連）」参照 』

(4) 埼玉県有施設の活用

埼玉県は、市内の次の県有施設を地域の防災活動拠点として整備しており、本市はそれら施設の活用について埼玉県との協力体制の確立を図る。

① 県立高校

埼玉県は、県立高校38校を防災拠点校と位置づけ、次の施設及び設備を整備している。市内では川越工業高等学校及び川越高等学校の2校が対象校となっている。

- ・緊急宿泊所（一部合宿所を利用し、要配慮者の収容も可能）
- ・備蓄倉庫（食料、生活必需品等）
- ・太陽光発電、給油装置、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置

② 県営公園

埼玉県は、県内19の県営公園を防災活動拠点と位置づけ、次の施設及び設備を整備している。

市内では、県営川越（水上）公園が対象施設となっている。

- ・臨時ヘリポート
- ・夜間照明装置
- ・非常電源
- ・放送施設
- ・耐震性貯水槽
- ・井戸

『 → 資料1.10「災害時における防災施設の運営に関する協定」参照 』

震災対策編

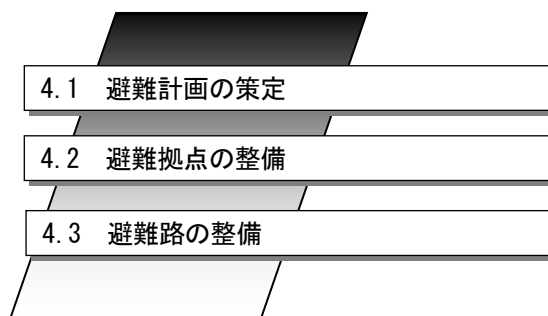
<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

第4 安全避難の確保

地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者や、延焼火災等により危険性の迫った地域の住民を避難収容し保護するため、住民の安全な避難について適切な計画を作成し、平常時から避難に必要な体制の整備を図る。

安全避難の確保は、以下の施策により推進する。



4.1 避難計画の策定

【関係各課】

《方策》

- (1) 避難計画の策定
- (2) 避難支援全体計画
- (3) 避難所運営組織の設置
- (4) 避難所運営マニュアルの整備
- (5) 防災上重要な施設の避難計画
- (6) メンタルケア実施体制の整備

《内容》

(1) 避難計画の策定

本市は、避難計画を作成するとともに、自治会及び自主防災組織等を通じて避難組織の確立に努める。なお、避難計画に定める事項は、次のとおりである。

- ・避難の勧告又は指示を実施する基準及び伝達方法
- ・避難所の名称、所在地等
- ・避難所への経路及び誘導方法
- ・避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- ・避難所の管理・運営に関する事項
- ・避難所の整備に関する事項
- ・避難の心得、知識の普及・啓発に関する事項

(2) 避難支援全体計画

避難行動要支援者の避難支援全体計画は、市全体の避難行動要支援者の支援についてまとめたものであり、その中で避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援の方法を個別計画としている（「本章 第3節 『第4 要配慮者の安全確保』参照」）。

① 避難支援全体計画の作成

市民の迅速・円滑な避難を実現するため、また、独自での避難が困難又は避難に時間を要する高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難活動を支援するため、庁内外の避難行動要支援者避難支援に関する取り組み等の状況を把握し、あるべき避難支援計画の全体イメージを整理する。

② 個別計画作成の支援

全体計画に基づき、自助・共助・公助の役割の位置付け、防災部局と福祉部局における役割分担、「避難行動要支援者支援班」の設置などについて整理し、高齢者や障害者等、避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者の個別計画の作成について、民生委員・児童委員等の協力を得ながら避難支援の実施主体となる自治会等への支援を行う。

(3) 避難所運営組織の設置

避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行えるよう、平常時から指定避難所ごとに避難所運営体制を整備し、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練等を実施する。

避難所運営体制は、市職員及び施設管理者のサポートを基に、各指定避難所に主に避難する自主防災組織等で構成する。避難所の運営に関して、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織とする。なお、構成員については、女性の参画促進に努める。

(4) 避難所運営マニュアルの整備

円滑に避難所の運営ができるように、予め避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルを整備する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する必要があることから、マニュアルを整備する際は、女性の参画を推進する。

(5) 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ・病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- ・高齢者、障害者及び児童施設においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食などの実施方法
- ・公共交通機関の駅、その他不特定多数の人々が入り出りする都市施設では、周辺環境や状況に応じて避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法など
- ・工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携など

(6) メンタルケア実施体制の整備

市は、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。

4.2 避難拠点の整備

【防災危機管理課、教育財務課】

避難所は、地震により生活の場を失った市民が安全に当面の生活を確保するためには欠かすことのできない施設である。

また、平常時には市民の防災及び地域コミュニティの活動場所として、地震災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

本市は、学校、公園等の公共施設を活用して避難拠点を整備してきたが、今後も、指定避難所、指定緊急避難場所についてより一層の整備に努める。

《方策》

- (1) 指定避難所の指定
- (2) 指定緊急避難場所の指定
- (3) 市民による空き地等の把握
- (4) 広域避難のための避難場所の利用
- (5) 福祉避難所の指定

《内容》

(1) 指定避難所の指定

① 指定避難所の指定要件

指定避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者、市外からの来訪者等が帰宅できない者が利用する一時的な場として、主に学校の体育館や一部の普通教室、さらには公共施設を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

- 被災地の最寄りの場所に設置できるよう市内全域に確保
- 被災者の生活の本拠地となり得る設備、施設を有すること
 - ・宿泊できる施設であること
 - ・食料、飲料水、生活必需品が確保できること
- 地震災害時の安全が確保できる施設であること
 - ・原則として、耐震・耐火構造であること

② 指定避難所の指定状況

本市の指定避難所の指定状況及び収容可能人数は、次に示すとおりである。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

■指定避難所の指定状況(1/2)

[平成25年12月13日現在]

地区	NO.	指定避難所	所在地	電話	体育館 施設面積(m ²)	収容可能人数(人)	
						施設別	ブロック別
本庁 中央 地区	1	川越第一中学校	小仙波町 5-6	222-1204	773	350	3,780
	2	川越総合高等学校	小仙波町 5-14	222-4148	1,306	590	
	3	中央小学校	中原町 1-25	222-0310	812	370	
	4	川越工業高等学校	西小仙波町 2-28-1	222-0206	1,688	770	
	5	仙波小学校	富士見町 4-1	222-0195	809	370	
	6	川越女子高等学校	六軒町 1-23-1	222-3511	2,931	1,330	
本庁南 地区	7	市立川越高等学校	旭町 2-3-7	243-0800	3,008	1,370	3,690
	8	城南中学校	新宿町 3-19-1	242-0978	797	360	
	9	新宿小学校	新宿町 6-9-1	246-4227	1,053	480	
	10	野田中学校	野田町 2-19-14	246-8484	1,455	660	
	11	富士見中学校	東田町 17-1	242-0931	793	360	
	12	泉小学校	大字小室 463	242-3119	1,022	460	
本庁北 地区	13	川越小学校	郭町 1-1-1	222-0309	805	370	3,650
	14	川越第一小学校	郭町 1-21	222-0308	804	370	
	15	川越高等学校	郭町 2-6	222-0224	3,008	1,370	
	16	月越小学校	月吉町 51	222-2261	1,177	540	
	17	初雁中学校	宮下町 1-21-3	222-0749	1,320	600	
	18	今成小学校	今成 2-42-1	224-3534	883	400	
芳野 地区	19	芳野中学校	大字石田本郷 733	222-1265	809	370	750
	20	芳野小学校	大字鴨田 331	222-1264	834	380	
古谷 地区	21	東中学校	大字小中居 278	235-2731	812	370	1,120
	22	古谷小学校	大字古谷上 5465	235-0193	806	370	
	23	教育センター	大字古谷上 6083-10	235-7591	840	380	
南古谷 地区	24	牛子小学校	大字牛子 418	245-6702	821	370	1,400
	25	南古谷小学校	大字木野目 1451	235-2150	813	370	
	26	南古谷中学校	大字久下戸 3721	235-2664	1,449	660	
高階 地区	27	砂中学校	大字砂 260	242-6588	911	410	4,650
	28	高階小学校	大字砂新田 58	242-0689	813	370	
	29	川越初雁高等学校	大字砂新田 2564	244-2171	2,218	1,010	
	30	高階西中学校	大字砂新田 2593	244-6741	1,435	650	
	31	寺尾小学校	大字寺尾 979-2	245-9555	792	360	
	32	寺尾中学校	大字寺尾 1068	245-6701	807	370	
	33	高階中学校	大字藤間 10	242-1010	793	360	
	34	高階西小学校	大字藤間 1102	243-6042	883	400	
	35	高階北小学校	砂新田 1-16-1	244-0988	800	360	
	36	高階南小学校	諏訪町 12-3	242-7566	793	360	
福原 地区	37	福原小学校	大字今福 508	243-4036	809	370	740
	38	福原中学校	大字今福 512	243-4140	804	370	
大東 地区	39	大東西中学校	大字大袋新田 391	246-7166	1,436	650	3,340
	40	武蔵野小学校	むさし野 14-1	242-1394	809	370	
	41	大東東小学校	大字豊田本 1162	243-3105	884	400	
	42	川越南高等学校	南大塚 1-12-1	244-5223	1,731	790	
	43	大東中学校	南大塚 1-20-1	243-3738	816	370	
	44	大塚小学校	大塚 2-10-1	245-2929	859	390	
	45	大東西小学校	大字山城 32-5	243-3910	804	370	

注) 避難所の収容可能者数は、体育館面積の75%を有効収容可能面積とし、一人当たりの占有面積を1.65 m² (畳1枚分) として設定した。

■指定避難所の指定状況(2/2)

[平成25年12月13日現在]

地区	NO.	指定避難所	所在地	電話	体育館 施設面積(m ²)	収容可能人数(人)	
						施設別	ブロック別
霞ヶ関地区	46	霞ヶ関中学校	大字笠幡 72	231-1302	816	370	4,480
	47	霞ヶ関小学校	大字笠幡 177	231-1303	841	380	
	48	川越西高等学校	大字笠幡 2488-1	231-2424	2,706	1,230	
	49	霞ヶ関西中学校	大字笠幡 3464-3	231-0188	1,409	640	
	50	霞ヶ関西小学校	大字笠幡 3971-4	232-8500	805	370	
	51	霞ヶ関南小学校	かすみ野 1-1-4	232-0395	762	350	
	52	川越西中学校	川鶴 1-1	231-0641	1,453	660	
	53	川越西小学校	川鶴 1-5	231-0181	1,053	480	
霞ヶ関北地区	54	霞ヶ関東中学校	大字的場 2706	232-4606	809	370	1,120
	55	霞ヶ関東小学校	大字的場 2735-2	232-4871	839	380	
	56	霞ヶ関北小学校	伊勢原町 5-1-1	231-1968	818	370	
名細地区	57	上戸小学校	大字上戸 390-1	232-7200	793	360	1,950
	58	鯨井中学校	大字鯨井 562-2	231-0255	910	410	
	59	名細中学校	大字小堤 14	231-2213	818	370	
	60	名細小学校	大字小堤 214	231-2216	817	370	
	61	広谷小学校	大字下広谷 558-1	233-3941	965	440	
山田地区	62	山田小学校	大字山田 167	222-2042	1,056	480	840
	63	山田中学校	大字山田 550	222-2043	789	360	
合計					69,284	31,510	31,510

注) 指定避難所の収容可能人数は、体育館面積の75%を有効収容可能面積とし、一人当たりの占有面積を1.65m²(畳1枚分)として設定した。

③ 指定避難所の収容能力

本市が指定する避難所の収容可能人数は、避難所合計 31,510 人となっており、総人口の約9.1%を占める。

防災ブロック別の避難所の収容可能人数は、本庁地区が 11,210 人で最も多く、以下順に、高階地区の 4,650 人、霞ヶ関地区の 4,480 人、大東地区の 3,340 人となっている。

地区ごとの人口に対する避難所の収容割合は、芳野地区は 14.1%が最も高く、以下順に霞ヶ関の 12.1%、本庁地区の 10.9%、古谷地区の 10.2%、大東地区の 10.1%となっている。

なお、震災対策の目標に設定した東京湾北部地震及び関東平野北西縁断層帯地震による要避難者(避難者は最大 30,545 人)については、全て収容が可能であると考えられる。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

(2) 指定緊急避難場所の指定

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため、避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所を、都市公園、学校の校庭(屋外運動場)等を利用して指定緊急避難場所として異常な現象の種類ごとに指定する。

指定緊急避難場所は、おおむね次の基準により指定、整備する。

□指定緊急避難場所の要件

- ・ 1 ha 程度のオープンスペースが確保されていること。
- ・ 一定の地区単位で集団を形成するため、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。
- ・ 四方に出入り口があり、常時出入り口が確保されていること。
- ・ 情報伝達上の利便性があること。
- ・ 公有地であること。

注) 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

① 指定緊急避難場所の指定状況

本市の指定緊急避難場所の指定状況は、次に示すとおりである。

■指定緊急避難場所の指定状況(1/3)

[平成25年4月1日現在]

地区	NO	指定緊急避難場所	所在地	ゲラウンド [*] (空地) (㎡)	収容可能人数(人)		
					施設別	ブロック別	
本庁地区	中央	1	川越第一中学校	小仙波町5-6	11,003	4,130	24,620
		2	川越総合高等学校	小仙波町5-14	11,003	4,130	
		3	中央小学校	中原町1-25	4,463	1,670	
		4	川越工業高等学校	西小仙波町2-28-1	5,357	2,010	
		5	仙波小学校	富士見町4-1	6,387	2,400	
		6	川越女子高等学校	六軒町1-23-1	13,452	5,040	
		7	川越工業高等学校ゲラウンド [*]	大字小仙波847	13,976	5,240	
	南	8	市立川越高等学校	旭町2-3-7	27,479	10,300	40,330
		9	城南中学校	新宿町3-19-1	16,738	6,280	
		10	新宿小学校	新宿町6-9-1	5,297	1,990	
		11	岸町健康ふれあい広場	岸町3-32	9,312	3,490	
		12	野田中学校	野田町2-19-14	15,961	5,990	
		13	富士見中学校	東田町17-1	16,355	6,130	
		14	泉小学校	大字小室463	5,863	2,200	
		15	山村学園高等学校第一運動場	大字野田1311-84	10,528	3,950	
	北	16	星野高等学校第二校舎	石原町2-71-11	5,916	2,220	54,020
		17	濯紫公園	喜多町8-10	3,803	1,430	
		18	川越小学校	郭町1-1-1	4,136	1,550	
		19	市民会館	郭町1-18-7	2,762	1,040	
		20	川越第一小学校	郭町1-21	10,152	3,810	
		21	川越高等学校	郭町2-6	20,503	7,690	
		22	初雁公園	郭町2-13-1	44,757	16,820	
		23	月越小学校	月吉町51	8,453	3,170	
		24	初雁中学校	宮下町1-21-3	19,826	7,430	
		25	市民グラウンド	宮元町23-22	15,299	5,740	
		26	今成小学校	今成2-42-1	8,322	3,120	

注) 指定緊急避難場所の収容可能人数は、施設面積の75%を有効収容可能面積とし、一人当たりの占有面積を2.0㎡として設定した。

■指定緊急避難場所の指定状況(2/3)

[平成25年4月1日現在]

地区	NO	指定緊急避難場所	所在地	グラウンド [*] (空地) (㎡)	収容可能人数(人)	
					施設別	ブロック別
芳野地区	27	芳野中学校	大字石田本郷 733	8,462	3,170	25,180
	28	農業ふれあいセンター	大字伊佐沼 887	14,206	5,330	
	29	芳野小学校	大字鴨田 331	14,036	5,260	
	30	川越・芳野台体育館	芳野台 1-103-57	1,000	380	
	31	伊佐沼公園	大字伊佐沼 584	29,443	11,040	
古谷地区	32	東中学校	大字小中居 278	13,950	5,230	61,800
	33	川越運動公園	大字下老袋 388-1	135,000	50,630	
	34	古谷小学校	大字古谷上 5465	9,275	3,480	
	35	教育センター	大字古谷上 6083-10	6,547	2,460	
南古谷地区	36	牛子小学校	大字牛子 418	7,444	2,790	26,560
	37	南古谷小学校	大字木野目 1451	7,864	2,950	
	38	南古谷中学校	大字久下戸 3721	17,208	6,450	
	39	城北埼玉高等学校	大字古市場 585-1	8,562	3,210	
	40	並木西町公園	並木西町 16	2,850	1,070	
	41	東邦音楽大学校庭	大字今泉 84	5,092	1,910	
	42	川越東高等学校	久下戸 6060	21,814	8,180	
高階地区	43	砂中学校	大字砂 260	13,742	5,150	50,410
	44	高階運動広場	大字砂 451-1	8,014	3,210	
	45	高階小学校	大字砂新田 58	8,584	3,220	
	46	川越初雁高等学校	大字砂新田 2564	25,220	9,460	
	47	高階西中学校	大字砂新田 2593	20,003	7,500	
	48	寺尾小学校	大字寺尾 979-2	6,693	2,510	
	49	寺尾中学校	大字寺尾 1068	14,166	5,310	
	50	高階中学校	大字藤間 10	11,023	4,130	
	51	高階西小学校	大字藤間 1102	9,394	3,520	
	52	高階北小学校	砂新田 1-16-1	7,521	2,820	
	53	高階南小学校	諏訪町 12-3	8,010	3,000	
	54	藤原町第二公園	藤原町 18-6	1,925	580	
福原地区	55	福原小学校	大字今福 508	8,293	3,110	44,080
	56	福原中学校	大字今福 512	16,401	6,150	
	57	南文化会館(ジョイフル)	大字今福 1295-2	12,042	4,520	
	58	日本大学経済学部グラウンド	大字中福 868-1	80,797	30,300	
大東地区	59	川越(水上)公園	大字池辺 880	396,000	148,500	193,930
	60	大東西中学校	大字大袋新田 391	13,033	4,890	
	61	武蔵野小学校	むさし野 14-1	9,848	3,690	
	62	大東東小学校	大字豊田本 1162	6,543	2,450	
	63	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	28,980	10,870	
	64	大東中学校	南大塚 1-20-1	15,177	5,690	
	65	大塚小学校	大塚 2-10-1	6,034	2,260	
	66	大東西小学校	大字山城 32-5	8,519	3,190	
	67	南台かずみ公園	南台 2-10	3,151	1,180	
	68	南台ふじみ公園	南台 3-5	5,399	2,020	
	69	尚美学園大学川越キャンパス	豊田町 1-1-1	24,500	9,190	

注) 指定緊急避難場所の収容可能人数は、施設面積の75%を有効収容可能面積とし、一人当たりの占有面積を2.0㎡として設定した。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

■指定緊急避難場所の指定状況（3／3）

[平成25年4月1日現在]

地区	NO	指定緊急避難場所	所在地	ゲラウンド [※] (空地) (㎡)	収容可能人数(人)	
					施設別	ブロック別
霞ヶ関地区	70	霞ヶ関中学校	大字笠幡 72	16,177	6,070	66,200
	71	霞ヶ関小学校	大字笠幡 177	8,140	3,050	
	72	川越西高等学校	大字笠幡 2488-1	23,000	8,630	
	73	霞ヶ関西中学校	大字笠幡 3464-3	13,859	5,200	
	74	霞ヶ関西小学校	大字笠幡 3971-4	7,432	2,790	
	75	秀明高等学校	大字笠幡 4792	27,912	10,470	
	76	霞ヶ関南小学校	かすみ野 1-1-4	7,380	2,770	
	77	水久保第一公園	かすみ野 1-10	4,211	1,580	
	78	的場たぬき山公園	的場 1-19	3,920	1,470	
	79	的場原公園	的場 2-17	3,688	1,380	
	80	川越西中学校	川鶴 1-1	15,200	5,700	
	81	川越西小学校	川鶴 1-5	12,539	4,700	
	82	笠幡公園	川鶴 2-7	21,860	8,200	
	83	東京国際大学第2キャンパス	大字的場 2509	2,190	820	
84	特別支援学校埴保己一学園	大字笠幡 85-1	8,996	3,370		
霞ヶ関北地区	85	霞ヶ関東中学校	大字的場 2706	14,162	5,310	32,780
	86	霞ヶ関東小学校	大字的場 2735-2	7,944	2,980	
	87	東京国際大学	的場北 1-13-1	1,200	450	
	88	かほく運動公園	霞ヶ関北 6-30-1	11,220	4,210	
	89	霞ヶ関北小学校	伊勢原町 5-1-1	8,656	3,250	
	90	御伊勢塚公園	伊勢原町 3-3	44,220	16,580	
名細地区	91	上戸小学校	大字上戸 390-1	10,313	3,870	57,200
	92	鯨井中学校	大字鯨井 562-2	13,102	4,910	
	93	東洋大学	大字鯨井 2100	80,000	30,000	
	94	名細中学校	大字小堤 14	18,425	6,910	
	95	名細小学校	大字小堤 214	10,669	4,000	
	96	広谷小学校	大字下広谷 558-1	6,798	2,550	
	97	西文化会館(ムト)	大字鯨井 1556-1	4,521	1,700	
	98	みよしの公園	大字吉田 685-1	5,149	1,930	
	99	あおい公園	上戸新町 36-5	3,545	1,330	
山田地区	100	山田小学校	大字山田 167	12,995	4,870	17,910
	101	山田中学校	大字山田 550	18,135	6,800	
	102	城西大学付属川越高等学校	山田東町 1042	16,264	6,100	
	103	北部地域ふれあいセンター	大字山田 1578-1	360	140	
合計				1,853,050	695,020	695,020

注) 指定緊急避難場所の収容可能人数は、施設面積の75%を有効収容可能面積とし、一人当たりの占有面積を2.0㎡として設定した。

② 指定緊急避難場所の収容能力

本市の指定緊急避難場所の収容能力は、次に示すとおりである。

本市の指定緊急避難場所全体の収容能力は695,020人であり、最も多くの避難者が発生する「関東平野北西縁断層帯地震」による避難者数はもとより、本市の人口346,739人(平成25年1月1日現在)に対しても十分な収容能力を確保している。

(3) 市民による空き地等の把握

自治会や自主防災組織は、市が指定する指定緊急避難場所とは別に、地域住民が災害発生時に一時的に退避するための身近な避難場所として、初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所として、身近な広場や空き地、緑地等を自主防災活動等を通じて把握する。

□把握する空地の目安

- ・高齢者・子どもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること
- ・自主防災活動に適した広さの場所であること
- ・市民によく知られた地域に密着した場所であること

(4) 広域避難のための避難場所の利用

市は、市町村・都道府県の区域を越えた市外への被災者の避難、市内への被災者の受け入れを円滑に行うことができるよう、他自治体と協定締結の推進を図る。

このほか本市は、隣接する坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町と「災害時における相互応援に関する協定（平成10年6月1日）」を、さいたま市と「災害時の避難場所相互利用に関する協定（平成8年8月1日）」をそれぞれ締結している。

そのため、市域の周辺地域に住む住民が緊急措置として隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、住民に周知する。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、現状では市内の避難所だけで収容することが可能である。

(5) 福祉避難所の指定

介護を必要とする寝たきりの高齢者、障害者又は乳幼児などの要配慮者に対する避難収容施設である福祉避難所を指定する。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等から選定し、災害時の受入れ体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

また、適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として対応することも検討する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

4.3 避難路の整備

【防災危機管理課】

安全な避難活動を実施するためには、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等避難誘導體制の整備を図る必要がある。

本市の避難路の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 避難路の指定
- (2) 避難場所標識の整備
- (3) 誘導體制の確立

《内容》

(1) 避難路の指定

避難路は、被災地から指定緊急避難所や指定避難所を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

□避難路の要件

- ・避難路は、おおむね6 m以上の幅員を有するものとする。
- ・避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・避難路沿いには、火災・爆発等、危険が伴う工場がないよう配慮する。
- ・避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ・避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 避難場所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難場所標識の整備を以下の事項に従って実施する。

□案内標識の整備

設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて英語等の併記にする等外国籍市民へ配慮した整備に努める。

□誘導標識の整備

適切な誘導ができるように、必要に応じて中国語・韓国語・英語等の併記にする等外国籍市民へ配慮した整備に努める。

□一覧標識の整備

一覧標識を用いて、市民や来訪者等に対し市内の避難場所を周知するため、駅前等を中心に、本市の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。

(3) 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置の中でも最も重要な部分であり、避難の勧告、指示を実施した場合、市は、次の事項に留意して市民の避難誘導をしなければならない。

ただし、被害の規模等により、対応が困難な場合には必要により、消防団、警察、自衛隊、あるいは自主防災組織等へ協力を要請する。

□避難誘導の留意事項

○避難順位

防災アセスメント調査の結果等から、地震災害の危険性の高い地域の居住者あるいは避難行動要支援者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。

○集団避難

避難は、できるだけ自治会等、地域ごとに集団で行う。

○誘導者の配置

集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につく。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜配置し、避難の安全を期す。

○避難行動要支援者の避難

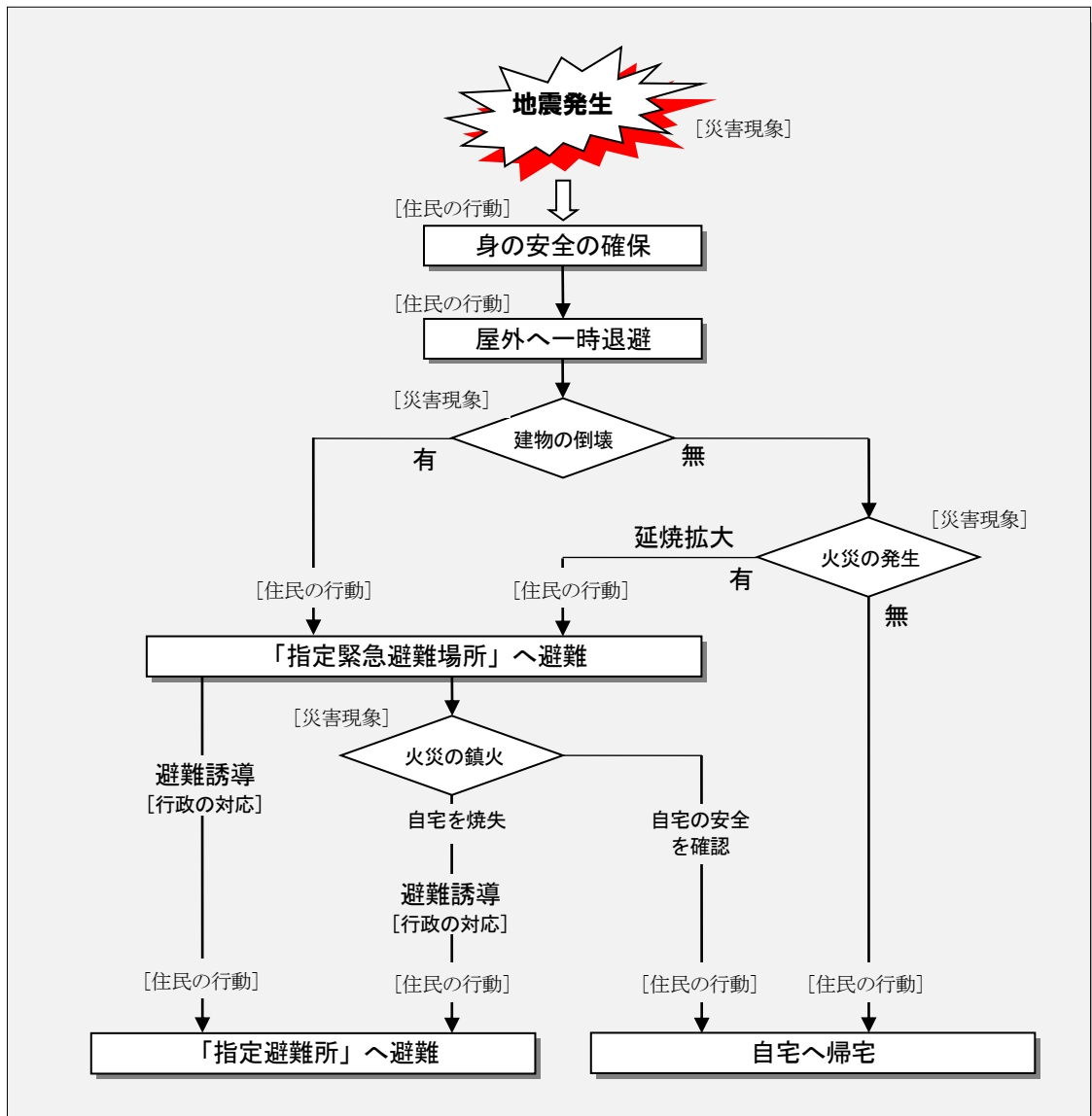
避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、高齢者、障害者、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第1節 震災に強い都市環境の整備>

■避難行動のフロー



第2節 震災に強い防災体制の整備

阪神・淡路大震災では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本市においては、最も大きな被害をもたらすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、人的被害は、死者数が最大で215人、負傷者数は1,627人（うち重傷者262人）、避難者数は最大で30,545人、建物被害は、全壊棟数3,361棟、半壊棟数8,070棟と大きな被害の発生が予測されている。

そのため、本市は、首都圏で発生が予想される地震のなかでは比較的切迫性が高い東京湾北部地震や関東平野北西縁断層帯地震など、今後起こりえる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、震災に強い防災体制を構築する。

震災に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

震災に強い 防災体制の整備

第1 災害活動体制の整備 (p2-50)

- 1.1 職員の初動体制の整備
- 1.2 動員計画等の整備
- 1.3 職員の防災教育
- 1.4 広域応援協力体制の充実

第2 災害情報収集・伝達体制の整備 (p2-58)

- 2.1 災害情報連絡体制の整備
- 2.2 被害情報の早期収集体制の整備
- 2.3 通信施設の整備

第3 非常用物資の備蓄 (p2-64)

- 3.1 給水体制の整備
- 3.2 食料供給体制の整備
- 3.3 生活必需品供給体制の整備
- 3.4 防災用資機材等の備蓄
- 3.5 災害備蓄庫等の整備
- 3.6 物資の調達体制の整備

第4 消防体制の整備 (p2-74)

- 4.1 消防力の強化
- 4.2 出火防止対策の推進
- 4.3 初期消火体制等の強化

第5 災害時医療体制の整備 (p2-79)

- 5.1 防災医療システムの整備
- 5.2 初動医療体制の整備
- 5.3 後方医療体制の整備
- 5.4 要配慮者に対する医療対策
- 5.5 医薬品等の確保

震災に強い
防災体制の整備

第6 防疫体制の整備 (p2-86)

6.1 防疫活動体制の整備

6.2 防疫薬品・資機材の整備

6.3 埋・火葬のための資材、火葬場の整備

第7 緊急輸送体制の整備 (p2-89)

7.1 緊急輸送道路の確保

7.2 緊急輸送車両等の確保

第8 廃棄物処理体制の整備 (p2-94)

8.1 ごみ処理体制の整備

8.2 し尿処理体制の整備

8.3 広報体制の整備

8.4 相談・苦情等の想定

第9 住宅対策 (p2-98)

9.1 応急仮設住宅の事前計画

9.2 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

9.3 民間賃貸住宅等の把握

第10 文教対策 (p2-103)

10.1 文教対策

10.2 文化財の収蔵・保管体制の整備

10.3 防火体制等の整備強化

第11 帰宅困難者対策 (p2-106)

11.1 帰宅困難者の把握

11.2 帰宅困難者発生に伴う影響

11.3 帰宅困難者への啓発等

11.4 帰宅困難者対策協議会の設置

震災対策編

<第1章 予防計画>

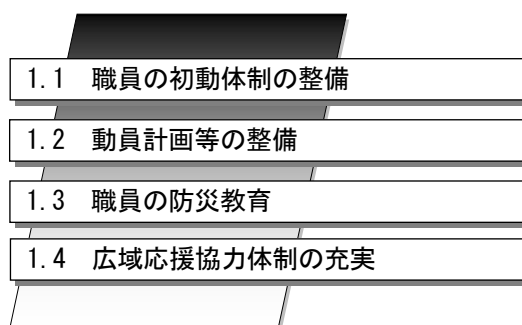
<第2節 震災に強い防災体制の整備>

第1 災害活動体制の整備

「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市における建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制をはじめとした緊急対応体制の強化及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。



1.1 職員の初動体制の整備

【防災危機管理課】

本市では、阪神・淡路大震災の教訓にかんがみ、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信のふくそうにより職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

本市の職員の初動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 初動配備体制の整備
- (2) 緊急参集システムの整備
- (3) 業務継続計画（BCP）の策定及び推進
- (4) 情報システムやデータバックアップ対策

《内容》

(1) 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。

そのため、本市は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、震度4以上を観測した地震に対しては、自動的に防災体制を立ち上げるものとする。また、震度3であっても、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、

茨城県、栃木県、群馬県、及び山梨県）で震度5弱以上を観測した場合は、防災体制を立ち上げるものとする。

(2) 緊急参集システムの整備

本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員（警戒体制時に参集する職員）に対しては携帯電話を使用した緊急参集システム等により、すぐに指定場所に参集し災害対策活動を行えるか確認し、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定する。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

(4) 情報システムやデータバックアップ対策

市は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

1.2 動員計画等の整備

【防災危機管理課、職員課】

突然の地震に対しても応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、震度階級に応じた職員の動員計画を定め、それに伴う活動マニュアルを作成するとともに、職員に対する防災教育を実施するものとする。

本市の動員計画等の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 動員配備計画の作成
- (2) 活動マニュアルの整備

《内容》

(1) 動員配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模、交代要員と交代時期を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常勤務時、休日・退庁後）を作成し、市長に報告するものとする。防災危機管理課及び職員課は、この報告をもとに職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

(2) 活動マニュアルの整備

個々の職員が、地震発生直後の初動期及びその後の状況の変化に応じた的確な対応ができるよう、各部において実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化、防災訓練等による検証に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を次に示す。

□活動マニュアルの記載事項

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・ 班の活動諸元 | ・ 班を構成する課室及び所属職員 |
| ・ 各職員が果たすべき役割（防災業務の内容） | ・ 応急対策活動の実施手順 |
| ・ 防災要員及び防災関係機関の連絡リスト | ・ 個人別覚書（携帯品等） |

1.3 職員の防災教育

【防災危機管理課】

各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部課の分掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点を置くようにする。

《方策》

- (1) 一般職員の防災教育
- (2) 防災担当職員の教育

《内容》

- (1) 一般職員の防災教育

□方法及び機会

- | |
|------------------------------|
| ・ 新任研修 |
| ・ 職場研修 |
| ・ 防災訓練 |
| ・ 防災活動手引き等印刷物の配布 |
| 各課において、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。 |

□習熟内容

- ・市の地域の災害特性
- ・地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ・気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- ・過去の主な被害事例
- ・防災知識と技術
- ・防災関係法令の運用
- ・その他必要な事項

(2) 防災担当職員の教育

防災危機管理課の職員は、防災要員として本市の防災活動の中枢を担わなければならない。そのため、日ごろから地域防災計画に基づく防災実務に習熟することはもとより、防災関係の研修会等に参加するなど、防災に係る知識、技術及び関係法令の習得に努める。

1.4 広域応援協力体制の充実

【防災危機管理課】

本市及びその周辺に大規模地震が発生した場合、本市の通常の防災体制のみでは、発生災害のすべてに対応できないことが予想される。

また、地震災害時に防災体制が円滑に機能するためには、平常時の訓練や情報交換とともに、職員の資質や危機意識の向上を図る必要がある。

このため、地震災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。

本市の広域応援体制の充実には、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 国・自治体間の相互応援体制の整備
- (2) 指定地方行政機関等との協力体制の整備
- (3) 指定公共機関・指定地方公共機関との協力体制の確立
- (4) 公共的団体との協力体制の確立
- (5) 事業者との協力体制の確立
- (6) 受入れ体制の整備

《内容》

(1) 国・自治体間の相互応援体制の整備

本市では、次のとおり災害時の相互応援等に関する協定を締結している。

今後とも相互応援等が円滑に実施できるよう協定内容の充実を図るとともに、広域応援体制の充実に努める。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

■災害時における相互応援協定（国・自治体）

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60. 8. 3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1. 6 参照
さいたま市 (旧大宮市)	災害時の避難場所相互利用に関する協定	H8. 8. 1	災害発生時に川越市及びさいたま市の指定避難場所をそれぞれの市民が相互利用できる	資料 1. 7 参照
坂戸市、鶴ヶ島市、 日高市、川島町、 毛呂山町、越生町	災害時における相互応援に関する協定	H10. 6. 1	災害が発生し被災市町独自では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し救援活動を遂行する	資料 1. 8 参照
福島県棚倉町	災害時における相互応援に関する協定	H11. 1. 25	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1. 9 参照
川越公園管理事務所	災害時における防災施設の運営に関する協定	H11. 3. 24	川越（水上）公園内の防災施設の有効活用	資料 1. 10 参照
東京都八王子市	災害時における相互応援に関する協定	H15. 1. 22	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1. 11 参照
中核市災害相互応援協定締結市	中核市災害相互応援協定	H15. 9. 1	災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、応急対策及び復旧対策を遂行する	資料 1. 12 参照
埼玉県、 県内全市町村	災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定	H19. 5. 1	・物資、資機材の提供 ・施設の提供 ・人材の派遣、調整 ・応急教育の受入れ	資料 1. 14 参照
国土交通省 関東地方整備局	災害時における情報交換に関する協定	H. 23. 2. 1	災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。	資料 1. 44 参照

(2) 指定地方行政機関等との協力体制の整備

地震災害時において、指定地方行政機関等への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

なお、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため、次に示すような整備を図るものとする。

□職員派遣要請に対応するための資料整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。

□職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

(3) 指定公共機関・指定地方公共機関との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。
また、指定公共機関・指定地方公共機関に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、

相互の連絡を密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

■災害時における相互応援協定（指定公共機関・指定地方公共機関）

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
川越西郵便局	災害時における相互協力に関する協定	H10.3.30	災害が発生した場合、本市と市内郵便局が施設及び用地の相互利用並びに被災状況等の情報の相互提供を行う	資料1.16参照
(一社)埼玉県LPガス協会川越支部	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	H10.11.18	災害時におけるLPガスの優先供給等	資料1.17参照
埼玉県トラック協会川越支部	災害時における物資の輸送に関する協定	H12.5.29	災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施	資料1.18参照
東京電力(株)川越支社	災害時における情報提供に関する協定	H20.2.8	災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供	資料1.20参照

(4) 公共的団体との協力体制の確立

災害時に関する応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

また、公共的団体に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

■協力体制の確立に努める公共的団体等

名称	所在地	電話
川越市管工業協同組合	三久保町 20-134	049-224-4667
川越商工会議所	仲町 1-12	049-229-1810
川越市社会福祉協議会	小仙波町	049-225-5703
川越交通安全協会	大仙波 410-1	049-224-1609
病院等医療機関の管理者	—	—
各関係業者組合	—	—

■災害時における応援協定（公共的団体）

協定締結先	協定名称	締結年月日	協定の内容	備考
一般社団法人川越市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	S61.9.26	大規模な災害が発生した場合における医療救護活動	資料1.21参照
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	H17.7.1	災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援	資料1.23参照
川越市建設産業団体連合会	災害時における応急復旧作業に関する協定	H18.4.27	災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施	資料1.24参照
いるま野農業協同組合	災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	H18.7.7	災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等	資料1.25参照
埼玉弁護士会川越支部	災害時における特別法律相談に関する協定	H18.7.7	災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施	資料1.26参照
一般社団法人川越市医師会	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	H.22.3.26	医療救護活動に使用する医薬品等を医療機関に分散配置し、「ランニング備蓄方式」により備蓄管理する。	資料1.22参照

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

協定締結先	協定名称	締結年月日	協定の内容	備考
公益社団法人 埼玉県接骨師会 川越支部	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	H. 24. 9. 3	大規模な災害が発生した場合における傷病者に対する応急処置活動	資料 1. 28 参照
埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21. 3. 30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料 1. 35 参照
埼玉県石油商業組合 川越支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	H24. 6. 25	災害時における燃料等の優先供給	資料 1. 36 参照

(5) 事業者との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を、平常時に確立しておく。併せて、石油類燃料等についても応急対策業務に必要な車両や避難所、防災用資機材の稼働に必要なため、市内石油販売事業者の協力を得られる体制を、平常時に確立しておく。

本市と事業者との協力に関する協定の締結状況は、次表のとおりである。なお、次表に示す事業者は、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするため、災害時の事業活動の継続体制を、平常時に確立しておく。

■災害時における応援協定（事業者）

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における水の供給及び備蓄品の保管に関する協定	S61. 4. 1	災害時における水の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管	資料 1. 27 参照
(株)イトーセーブ	災害時等における精米の優先供給に関する協定	H6. 3. 22	災害時等における精米の優先供給	資料 1. 29 参照
朝日航洋(株)	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	H7. 3. 27	ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用	資料 1. 30 参照
(株)セレスポ	震災時における緊急設備支援に関する協定	H8. 7. 9	地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援	資料 1. 31 参照
朝日自動車(株)、川越乗用自動車(株)、西武ハイヤー(株)、練馬タクシー(株)、富士見ハイヤー(有)(有)、三共交通(有)、川越交通(有)、初雁交通(株)、東上ハイヤー(株)	災害時の情報提供等に関する協定	H9. 12. 18	災害発生時に、タクシーからの情報提供とタクシーの優先利用	資料 1. 32 参照
三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	H16. 12. 22	災害時等における飲料水の優先的な供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等	資料 1. 33 参照
(一社)埼玉県バス協会 西部地区部会	災害時におけるバス利用に関する協定	H21. 6. 8	災害発生時又は災害発生のおそれのある場合における、避難者輸送・避難所としてのバス利用	資料 1. 34 参照
ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	H24. 8. 1	防災情報・緊急情報等のヤフーサービス上への掲載	資料 1. 19 参照
(株)JCN関東	防災情報等の放送に関する協定	H25. 8. 26	災害時等におけるケーブルテレビを利用した災害情報や防災情報等の放送	資料 1. 37 参照

協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H25. 8. 30	災害時における応急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報の提供	資料 1. 38 参照
(株)伊藤園	災害時における飲料水の提供に関する協定	H25. 11. 28	災害時における飲料水の提供の協力	資料 1. 39 参照
埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	災害時における葬祭協力等に関する協定	H26. 2. 20	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力	資料 1. 40 参照

(6) 受入れ体制の整備

各部は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、災害時の受入れ窓口や指揮連絡系統、応援部隊の集結場所等を明確化し、あわせて関係職員への周知を図る。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

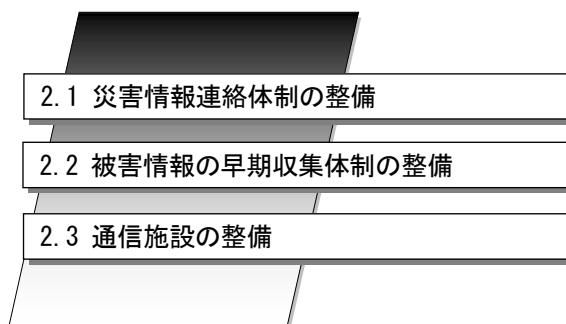
第2 災害情報収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、本市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

また、近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になりつつあり、こうした成果を踏まえる必要もある。

さらに、想定される地震の種類、地域特性及び時間特性により、必要となる災害情報の種類や収集伝達に関するポイントが異なってくるため、夜間に地震が発生した場合や、被害が局地的に発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を確保しておく必要がある。

災害情報収集・伝達体制の整備は以下の施策により推進する。



2.1 災害情報連絡体制の整備

【防災危機管理課】

災害時における本市及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

本市の災害情報連絡体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 災害情報ネットワークの構築
- (2) 通信連絡体制の確立
- (3) 通信連絡方法の整備

《内容》

(1) 災害情報ネットワークの構築

本市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するために必要な情報連絡体制の確立に努める。
なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、次に示すとおりである。

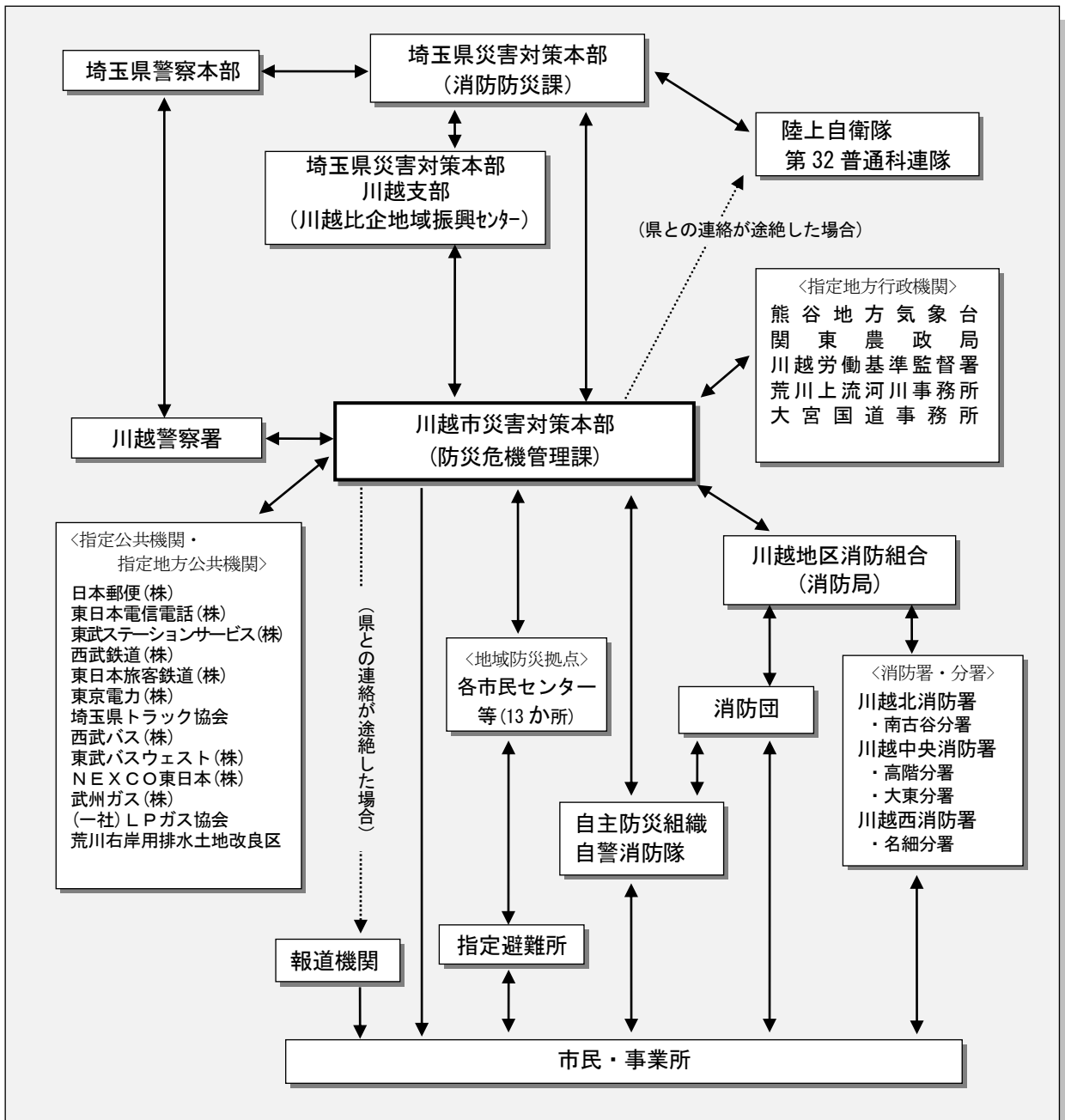
□防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、本市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。
 このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

□防災機関との連携強化

本市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

■本市に係る情報連絡網



震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

■本市の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 埼玉県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線(固定系)	災害対策本部 → 市内各所
	市防災行政無線(移動系)	災害対策本部 ～ 防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立

本市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。
そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用して行うよう体制の整備を図る。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話（衛星携帯電話を含む）等の通信手段の活用を図る。

2.2 被害情報の早期収集体制の整備

【防災危機管理課】

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

本市の被害情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 情報収集体制の強化
- (2) 情報統括責任者の選任
- (3) 情報の一元管理・共有化
- (4) 情報処理分析体制の整備
- (5) 自主防災組織等からの情報収集
- (6) ヘリコプターによる状況把握
- (7) アマチュア無線等からの情報収集

《内容》

(1) 情報収集体制の強化

地震発生直後に、職員が自宅から参集する間に収集した各方面の災害情報を取りまとめ、活用する体制の整備を図る。

また、交通路の遮断、電話の不通等に対応してバイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、現地調査要員の編成及び活動要領、連絡方法、現場写真の撮影等について事前に定めておく。

(2) 情報統括責任者の選任

市は、災害情報を一元的に集約し、県や関係機関へ報告するため、情報統括責任者を選任し、情報の集約・報告体制を整備する。

(3) 情報の一元管理・共有化

市は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図れるよう体制を整備する。

(4) 情報処理分析体制の整備

① 災害情報データベースの整備

市は、平常時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化に努める。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定避難所、指定緊急避難場所、防災施設等のデータの整備に努める。

② 災害情報シミュレーションシステムの整備

市は、上記のデータベースを活用した被害の想定、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムの整備に努める。

③ 人材の育成等

市は、収集した情報を的確に分析するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう体制を整備する。

(5) 自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

(6) ヘリコプターによる状況把握

本市は、朝日航洋(株)と、災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結しており、地震災害時には早期に高所から市内全域の被災状況を把握できるように、災害時の臨時ヘリポートの指定等を図る。

『 → 資料 1.30 「災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定」参照 』

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

(7) アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時には、有線の通信が途絶することも考えられるため、アマチュア無線クラブやタクシー会社からの災害情報が得られるように、平常時から協力体制の確立を図る。なお、本市は、市内タクシー会社9社と災害時の情報提供等に関する協定を締結している。

『 → 資料 1.32 「災害時の情報提供等に関する協定（朝日自動車(株)、他）」参照 』

2.3 通信施設の整備

【防災危機管理課、管財課】

本市は、地震災害時に、被害情報等の収集・伝達を行うための通信施設の整備を図る。本市の通信施設の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 防災行政無線の整備・充実
- (2) 電話通信設備の整備
- (3) その他の情報通信設備の整備
- (4) 通信施設の安全対策

《内容》

(1) 防災行政無線の整備・充実

① 防災行政無線の整備方針

既存の防災行政無線（固定系）のデジタル化の整備を推進する。当面の目標として固定系無線のデジタル化を平成34年度末までに行う。防災行政無線（移動系）に関しても、可能な限り早期にデジタル化を行う。

② 防災拠点への配備

本市は、防災行政無線の整備を進めており、平常時における行政放送、地震災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行ってきたが、今後、防災中枢拠点と地域防災拠点、拠点避難所等との通信を確実なものとするため、これらの施設への防災行政無線（移動系）の配備を検討する。

③ 防災行政無線の配置見直し

避難情報等の災害情報や平常時の災害情報を適時市民に提供するために、新たな宅地の形成動向をかんがみ、防災行政無線（固定系）の配置箇所を適宜検討し、必要に応じて設置箇所の増設、移動等を行う。

また、地域防災拠点に位置づけられている各地区の施設には、防災行政無線（移動系）を設置し、災害時に情報収集、連絡を行う。

『 → 資料 2.16 「防災行政無線配置図」参照 』

『 → 資料 2.17 「防災行政無線一覧表」参照 』

(2) 電話通信設備の整備

本市は、NTT東日本一般有線電話のふくそう又は通話不能の場合でも優先的に通話ができるように、既設の電話番号をNTTに「災害時優先電話」として登録している。災害時に効率的な運用を図るため、平常時から災害時優先電話の設置場所を確認するとともに、登録番号については関係機関等との共有を図る。ただし、災害時において有効に使用するため、登録番号は公表しないものとする。

(3) その他の情報通信設備の整備

先端技術を防災対策に適用することが可能となってきたことから、こうした技術に基づく情報通信設備・機器の整備を進め、迅速な情報収集・連絡体制を構築する。

- 情報発信・広報に活用する機器
同報通信機能を有するファクシミリ通信、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、防災情報メール
- 双方向の情報通信に活用する施設・機器
インターネット・ホームページの整備
災害ブログ・ツイッター等のSNSの活用
- 主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器
携帯情報端末、衛星携帯電話

(4) 通信施設の安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

- 非常用電源の確保
停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
- 通信システムのバックアップ化
通信システムを多ルート化し、バックアップシステムを整備する。
- 地震動への備え
災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施すものとする。

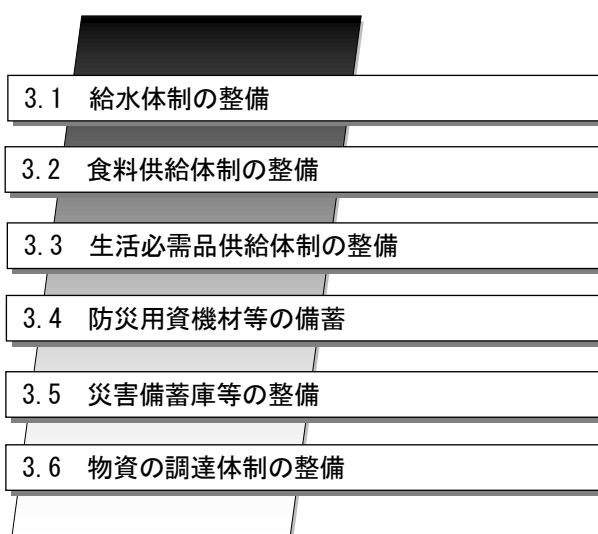
震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

第3 非常用物資の備蓄

本市は、地震災害時の市民生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。地震発生の際及び時間帯等は、事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。さらに、食料及び生活必需品の備蓄並びに調達品目については、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及び女性に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。また、食料品については、アレルギー対象食材を表示したものの補充に努めるものとする。



3.1 給水体制の整備

【給水サービス課、水道施設課、防災危機管理課】

震災時は、広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備しておく。

本市は、これまで災害用給水井戸等の給水拠点の整備や応急給水資機材の備蓄等を実施しており、今後とも、地震災害時における給水体制の一層の整備を推進する。

本市の給水体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 行政備蓄
- (2) その他水源の確保
- (3) 応援協力体制の整備

《内容》

(1) 行政備蓄

① 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者、地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

② 目標給水量

飲料水の給水量を次に示す。

地震発生から3日間は1人1日3リットルを目処とする。その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

■一日当たりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

③ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、受・浄水場施設、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備を推進する。また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の促進に努める。

なお、本市では、受・浄水場施設における配水池の貯水能力だけでも125,100m³（平成26年4月1日現在）有しており、全市民（平成26年10月1日現在349,317人）に対して、少なくとも1日3リットルの飲料水を3日間給水可能な量を確保している。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

□災害用給水井戸の整備

本市は、昭和57年度以来、避難所となる小・中学校等に災害用給水井戸を整備し、これまでに22か所設置している。

今後とも、施設の整備を図るとともに、定期的なメンテナンス及び水質検査を実施する。また、災害用給水井戸には応急給水に必要な資機材の整備を図るものとする。

『 → 資料2.3「指定給水場所一覧表」参照 』

□飲料水兼用耐震性貯水槽の設置

本市は、平成8年度に高階小学校に100m³の飲料水兼用耐震性貯水槽を設置しており、今後、他の給水拠点との地域的バランスを考慮し、施設の増設を図る。

□配水池の整備

本市は、これまで受・配水場の整備に努め、18か所の配水池を整備しており、その有効貯水能力は125,100m³となっている。

これらの配水池は耐震設計を実施しているが、緊急遮断弁の設置等により地震災害時において給水拠点としての機能が維持できるように必要な整備を図る。

『 → 資料2.4「拠点給水場所一覧表」参照 』

④ 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

『 → 資料2.5「備蓄品の状況」参照 』

⑤ 水質検査体制の整備

井戸、プール、防火水槽、ため池、河川等の比較的汚染が少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備する。

(2) その他水源の確保

① 事業者及び民間業者との連携

地震災害時に迅速かつ安定して飲料水を供給できる事業者との連携を図り、飲料水の確保を図るとともに、市内の事業所が所有する井戸についても、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

② 市民の自己備蓄の推進

各家庭において日ごろから地震災害に備えて飲料水を備蓄するとともに、生活用水として浴槽等に貯水するよう啓発する。

また、市民が所有する井戸及び農業用井戸で、地震災害時に開放できるものを、自治会や自主防災組織単位で利用できるように防災井戸としての指定を検討し、地震災害時の市民の生活用水の確保を図るものとする。

③ 受水槽、高架水槽の活用

地震災害時において、小・中学校等の受水槽、高架水槽の活用を図るため、緊急遮断弁の設置を促進する。

(3) 応援協力体制の整備

本市は、地震災害時の応急給水に必要な人員及び車両等の資機材に不足をきたした場合に協力が得られるよう、関係機関との応援協力体制の確立に努める。

3.2 食料供給体制の整備

【防災危機管理課】

地震災害時は、平常時には予測できない市場・流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の混乱が収まり流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間（発災後おおむね3日間）の食料の備蓄は、市、市民及び埼玉県が各々分担して備蓄する。

そのため、市は、平常時から備蓄必要量の把握と計画的な備蓄を行うとともに、3日目以降の調達のため、業者と調達協定の締結等を行うとともに緊急調達可能量の一覧表を作成し、適切な市の備蓄を確保するものとする。

本市の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 食料の備蓄
- (2) 食料の調達
- (3) 資機材の備蓄
- (4) 備蓄品の管理

《内容》

(1) 食料の備蓄

① 埼玉県の備蓄計画

埼玉県では、地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口に基づき、埼玉県と市町村がそれぞれ1.5日分（3日分）以上、災害救助従事者用を県と市町村でそれぞれ3日分以上、県内駅周辺の帰宅困難者用を県で1日分以上備蓄するものとしている。

② 備蓄量の推定

県の備蓄計画に基づき、市は、避難住民用として2日分、災害救助従事者用として3日分を備蓄しておく。

必要な備蓄量について、以下の方法で推定する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

□市の備蓄計画

供給対象者	埼玉県	川越市	住民
避難住民	1.5日分	2日分	3日分（推奨1週間）
災害救助従事者	3日分	3日分	—

□『関東平野北西縁断層帯地震』における市域の避難者数

- ・発災後1日後の避難者数：18,006人
- ・帰宅困難者数：47,399人

出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

□必要な備蓄量の推定

供給対象者	川越市	必要な備蓄数
避難住民	2日分	18,006人×3食×2日=108,036食
災害救助従事者	3日分	1,800人*×3食×3日=16,200食
合計	—	124,236食

※災害救助従事者数については、避難住民数に対して1割と想定する。

③ 本市の備蓄状況

平成25年4月1日現在、本市の備蓄量は18万食*となっており、備蓄目標である「関東平野北西縁断層帯地震」に対する備蓄量は達成している。

なお、備蓄目標を上回るものについては、他県への応援要請やその他不測の事態の備えとして確保する。

※平成19年3月、東洋大学工業技術研究所による「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務 報告書」の避難者数に基づいた備蓄目標に向け、段階的に備蓄した結果、現在18万食の備蓄量となっている。

□備蓄の留意点

- ・物資を1か所に集中して備蓄しその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。
- ・高齢者・乳幼児などの要配慮者及び女性に配慮した食料、生活関連物資の備蓄に努める。また、食料品については、アレルギー対象食材を表示したものの補充に努めるものとする。
- ・季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

『 → 資料2.5「備蓄品の状況」参照 』

(2) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。特に備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者

と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。また、地震災害時に積極的な協力が得られるように、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。さらには、地震災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに市域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

■食料調達の方法

食料	調達方法
米 穀	・ 備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ米等の供出） ・ 農林水産省生産局への要請（政府指定倉庫からの供出） ・ 協定締結先への要請
パン、育児用調整粉乳	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
副食	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

(3) 資機材の備蓄

本市は、炊き出し及び給水に必要な資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、自主防災組織の資機材整備について補助を行い、充実した資機材の整備を推進する。

『 → 資料2.5「備蓄品の状況」参照 』

(4) 備蓄品の管理

備蓄品には、数量、賞味期限等の表示を行い、外見から中身が判断できるように措置するとともに、定期的な点検及び計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。

また、資機材についても定期的なメンテナンスを実施し、機能維持に努める。

3.3 生活必需品供給体制の整備

【防災危機管理課】

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時から、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。本市の生活必需品供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 生活必需品等の確保
- (2) 災害時民間協力体制の整備
- (3) 供給品目の検討

《内容》

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品は公的備蓄のほか、市民による備蓄や協定業者から速やかに調達することで対

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

応し、状況により埼玉県等に応援を要請する。

なおかつ、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。協定業者にお願いする生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

必要な量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

□生活必需品の備蓄量の推定

○備蓄目標（「関東平野北西縁断層帯地震」への備え）

避難者数は18,006人と予想されている。

生活必需品の備蓄数量は、要避難者数のうち約5割程度の避難者が、自宅から生活必需品の持ち出しが困難であるとして推定した。

・毛布（公的備蓄）

避難者数18,006人の5割に当たる約9,000人分の備蓄を目標とする。

・生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な肌着セット、タオルなどの生活必需品についても約9,000人分の備蓄を目標とする。

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

□民間との協力体制

- ・あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
- ・在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、確認する。
- ・災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

従って、災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

3.4 防災用資機材等の備蓄

【防災危機管理課】

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材の備蓄を図るものとする。

本市の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 防災用資機材等の備蓄
- (2) 避難所への運営マニュアル等の配置

《内容》

(1) 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、各避難所の収容人員の計画値等を考慮し、備蓄に努める。

□備蓄品目

- | | | | |
|----------------------------------|--------|-------|---------|
| ・浄水装置 | ・発電機 | ・炊飯器 | ・かまどセット |
| ・非常用飲料水袋 | ・投光機 | ・懐中電灯 | ・防水シート |
| ・簡易トイレ | ・仮設トイレ | ・車椅子 | ・ポリタンク |
| ・移送用具（リヤカー、担架、台車、等） | | | |
| ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり、等） | | | |
| ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋等） | | | |

(2) 避難所への運営マニュアル等の配置

震災時等における避難所の開設時の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な避難所運営マニュアル、避難者カード、文房具類等を各避難所に配置する。

3.5 災害備蓄庫等の整備

【防災危機管理課】

本市は、食料、生活必需品、応急対策用資機材等を備蓄する災害備蓄庫及び備蓄品保管室を計画的に整備する。

《方策》

- (1) 災害備蓄庫の整備・充実
- (2) 備蓄品保管室の充実

《内容》

(1) 災害備蓄庫の整備・充実

本市は、昭和54年度以来、食料、生活必需品及び応急対策用資機材等を備蓄する災害備蓄庫を建設し、これまでに14か所整備している。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

今後、災害備蓄庫を建設する場合は、防災アセスメント調査における被災状況等を勘案して選定するなど、計画的な整備を図るとともに、必要な備蓄品を計画的に備蓄する。

『 → 資料2.6 「災害備蓄庫整備状況」参照 』

(2) 備蓄品保管室の充実

本市は、平成7年度から避難所となる小・中学校及び市立川越高校の余裕教室などを利用した備蓄品保管室の整備を進めている。

備蓄品保管室には、地震発生後直ちに必要となる救助用資機材、食料、生活必需品等を備蓄しており、今後は必要な備蓄品を計画的に備蓄する。

備蓄品保管室の位置については、児童・生徒の安全を最優先した上で、できる限り校舎1階に配置するよう努め、明確な表示をする。

『 → 資料2.7 「備蓄品保管室整備状況」参照 』

『 → 資料2.8 「備蓄品保管室の備蓄状況（1校当たり）」参照 』

3.6 物資の調達体制の整備

【防災危機管理課】

本市は、救援物資の調達のため、次に示す体制を整備する。

《方策》

- (1) 事業者との協力体制の整備
- (2) 炊き出し実施体制の整備
- (3) 輸送体制の整備

《内容》

(1) 事業者との協力体制の整備

本市は、あらかじめ本市が備蓄する物資以外に、備蓄するには不適當なものについて検討し、事業者と十分調整し、災害時に協力が得られるように物資調達に関する協定を締結するなど協力体制の確立に努める（「本章 第2節 第1 『1.4 広域応援協力体制の充実』」参照）。

(2) 炊き出し実施体制の整備

地震災害時における食料の炊き出しについては、学校給食センター施設を利用するものとし、要員の確保、食材の調達方法等について定めておくものとする。

また、学校給食センター施設が被災するなどの状況により、避難所等で現地炊き出しすることも考慮し、煮炊き釜やカマドセット等の調理機材の備蓄を推進する。

(3) 輸送体制の整備

本市は、地震災害時の物資の輸送力の確保を図るため、市内輸送業者と十分協議し、協力が得られるように協定を締結するなど協力体制の確立に努める。

『 → 資料 1.18 「災害時における物資の輸送に関する協定（(社)埼玉県トラック協会）」参照 』

震災対策編

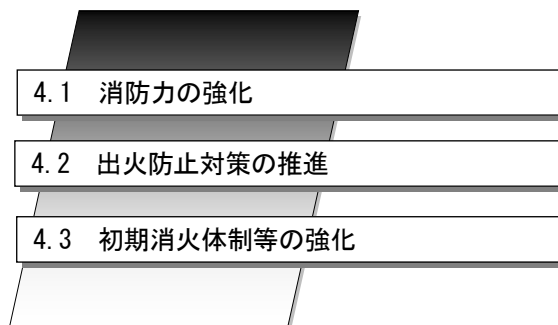
<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

第4 消防体制の整備

地震に伴い発生する火災の特徴は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがあることである。

したがって、地震火災による被害を最小限にするため、消防力の強化、出火防止対策の推進及び初期消火体制等の強化のため消防体制を整備する。



4.1 消防力の強化

【消防組合】

地震発生直後は、同時多発火災の発生あるいは救助、救急要請が多数予想される。

したがって、常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、地震による被害を軽減するため、次の計画を推進する。

《方策》

- (1) 消防署所の整備
- (2) 予防体制の整備
- (3) 消防活動体制の整備
- (4) 消防通信体制の整備
- (5) 消防水利施設の整備
- (6) 非常用車両等の整備
- (7) 消防団消防力の強化

《内容》

(1) 消防署所の整備

市街地の拡大に対応し、消防署及び分署の新設、改築や適正な配置、消防装備の充実強化を図るとともに、消防職員の増強や資質の向上に努めるなど消防力の強化を図る。

(2) 予防体制の整備

火災を未然に防止するため、予防知識の普及と予防思想の高揚を図るとともに、事業所等に対する予防査察の強化、家庭に対する防火指導の徹底に努める。

(3) 消防活動体制の整備

大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車の整備及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助及び救急体制の強化を図る。

(4) 消防通信体制の整備

地震災害時の同時多発火災や救助・救急事案に対処するためには、災害情報及び消防部隊運用情報等を正確に把握し、効率的な部隊運用を図るとともに、高度化する消防指令センター（高機能消防指令センター）を整備し、消防救急デジタル無線網を構築することにより、車両の効果的運用、支援情報の高度化、情報伝達の確実化、秘匿性を向上させ消防通信体制の強化を図る。

(5) 消防水利施設の整備

大規模地震が発生した場合、消火栓の機能はほとんど失われることから、防火水槽など消火栓以外の消防水利を既設の防火水槽等の配置状況等を勘案して計画的に整備する。また、既設の防火水槽・プール等にあっては、定期的な水利調査等により、機能の維持を図る。

(6) 非常用車両等の整備

① 非常用車両等の整備

地震災害時の早期情報収集のため、オートバイや自転車を計画的に配備するとともに、大規模災害に対処するため、消防ポンプ車、救急車等の非常用車両を計画的に増強整備する。

② 消火用資器材等の整備

地震災害時に消防力を最大限活用するため、可搬式小型動力ポンプ、消防用ホース等の消火用資器材、ハンマー、バール、のこぎり等の簡易救助資器材、エアータント、担架、毛布等の救護用資器材等を計画的に整備する。

③ 隊員用装備品の整備

隊員の長時間にわたる現場活動を支えるため、水、アルファ米、乾パン等の非常食、その他隊員用装備品を計画的に整備する。

(7) 消防団消防力の強化

消防団は、地震災害時には常備消防と協力し、消防活動を行うとともに、平常時には地域住民に対して、出火の防止、初期消火等の指導を行うなど地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。一方、サラリーマン化及び高齢化が進行しており、団員確保が急務となっている。

このため、地震災害時に対応できるよう、老朽化した分団車庫の建替え、移転等を行うと

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

ともに、分団消防車を計画的に更新整備していく。また、装備を充実し、ホース等の資器材についても増強し、整備を図る。

また、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

『 → 資料2.9「消防分団の受持区域」参照 』

4.2 出火防止対策の推進

【消防組合】

地震発生直後の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備、さらに危険物、化学薬品等からの出火がある。本市内には、これら多くの種類のもものが多量にあり、地震発生時に相当数の火災発生が予想される。

そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、市民の防火知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施する。

《方策》

- (1) 一般火気使用器具からの出火防止
- (2) 石油等危険物施設からの出火防止
- (3) 予防査察の実施
- (4) 予防広報

《内容》

(1) 一般火気使用器具からの出火防止

地震に伴う消火の意識はかなり普及し実施されているが、今後は、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火を防止するため、地震発生後、避難するときは、ブレーカーを落とす等の方法を含め、防火知識の普及・啓発を積極的に推進する。

また、火気使用器具等は、過熱防止機構、対震自動遮断機構、対震自動消火装置等の安全装置付き器具が普及してきているが、今後ともこれらの器具の普及に努める。

(2) 石油等危険物施設からの出火防止

市内には、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所等の危険物施設が点在するが、これらの施設等からの出火防止を図るため、埼玉県主催の保安講習会に協力するとともに、研修会を実施し、危険物取扱者や危険物保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、危険物施設の安全確保を図るための指導をする。

(3) 予防査察の実施

川越地区消防組合火災予防査察及び違反是正措置に関する規程に基づき、防火対象物及び危険物施設等に対して立入り検査を実施し、火災予防上の不備欠陥事項については是正指導を行う。また、街頭広報等を実施し、住民に対して住宅防火を呼びかけ、家庭内からの出火防

止、初期消火及び安全避難等について指導する。

(4) 予防広報

市内小・中・高等学校の児童、生徒に対し防火講演等を実施し、予防思想の普及に努める。
また、事業所等の防火管理者、危険物取扱者等に対して特別講習会等を実施し、事業所が一体となって維持管理、安全管理等が実施できるように教育する。

4.3 初期消火体制等の強化

【消防組合】

地震発生直後は、地震火災はもとより、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板、窓ガラスの落下などによる多数の救急、救助を必要とする事態が予想される。

このため、出火の未然防止とともに、特に、市民自らの手による初期消火、応急救護、救助対策が重要である。

消防機関は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化並びに防災教育、防災訓練を通し市民の防災行動力を高め、初期消火、応急救護、救助体制の確立を図る。

《方策》

- (1) 市民による初期消火等の徹底
- (2) 自主防災組織等による初期消火体制等の充実
- (3) 事業所による初期消火体制等の強化
- (4) 市民と事業所の連携

《内容》

(1) 市民による初期消火等の徹底

消防組合は、自治会等を単位とした防災教室を開催し、市民の防災意識の向上及び家庭における住宅用火災警報器の設置促進等を図る。初期消火については、水消火器若しくは各家庭にある消火器等を使用して、消火器の使用方法及び消火技術の向上を図る。

一般の火災で消火器を使用して消火協力をした人々に対しては、薬剤詰替えについて助成を行い、市民による初期消火の徹底を図る。また、心肺蘇生法、止血法等の応急手当や身の回りにある簡易救助資器材を使った救助技術の実技講習会を実施し、普及・啓発を図る。

(2) 自主防災組織等による初期消火体制等の充実

大規模地震では同時多発火災の発生が予想され、公設消防力にも限界がある。そのため、消防組合は、市と連携し、自主防災組織及び自警消防隊を中心に、近隣住民の協力による消火器、バケツリレー消火等の初期消火や応急手当による応急救護、そして簡易救助資器材を使った救助が一体的かつ組織的に活動できるよう、地域の初期消火、応急救護、救助体制の充実を図る。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

(3) 事業所による初期消火体制等の強化

本市は、市内に3つの工業団地と2つの工業適地をもつ埼玉県内でも有数の工業都市である。

そのため、消防組合は、市と連携し、市内の事業所に対して、地震発生直後の初期消火等に対応できるよう初期消火器具等の整備、強化を指導し、自衛消防体制の確立、強化を図るよう指導する。

(4) 市民と事業所の連携

消防組合は、市と連携し、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、市民の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災組織、自警消防隊及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

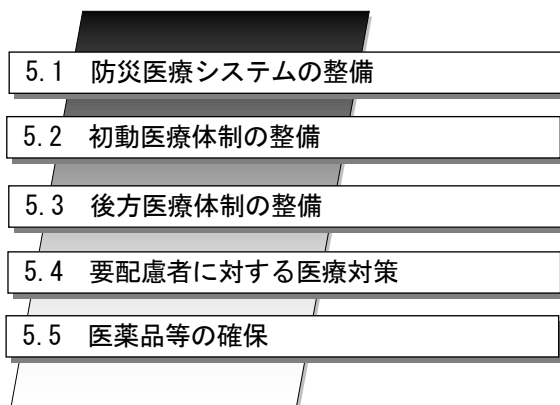
第5 災害時医療体制の整備

首都圏において比較的切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」が発生した場合、本市では死者0人、負傷者23人の発生が予想されている。また、本市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合には、死者が最大で215人、負傷者1,627人と、さらに大きな人的被害の発生が予想されている。

市は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ確に救助や医療救護を実施する必要がある。

大規模地震が発生した場合は、医療機関についても、施設の被災、ライフライン被災による影響、また特定の医療機関に負傷者が集中することなどにより、医療機能の低下や医薬品の不足なども予想されるため、本市は、地震災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

次に、医療体制の整備を推進するための必要な施策について定める。



5.1 防災医療システムの整備

【保健医療推進課、保健総務課、国民健康保険課】

地震災害時における市災害対策本部、医療救護所、病院・一般診療所及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、医療情報の連絡体制の整備を図る。

《方策》

- (1) 医療情報ネットワークの構築
- (2) 通信機器の整備
- (3) 一般社団法人川越市医師会との協定

《内容》

- (1) 医療情報ネットワークの構築

市災害対策本部、医療救護所、防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達・共有できるよう情報ネットワークの構築に努める。

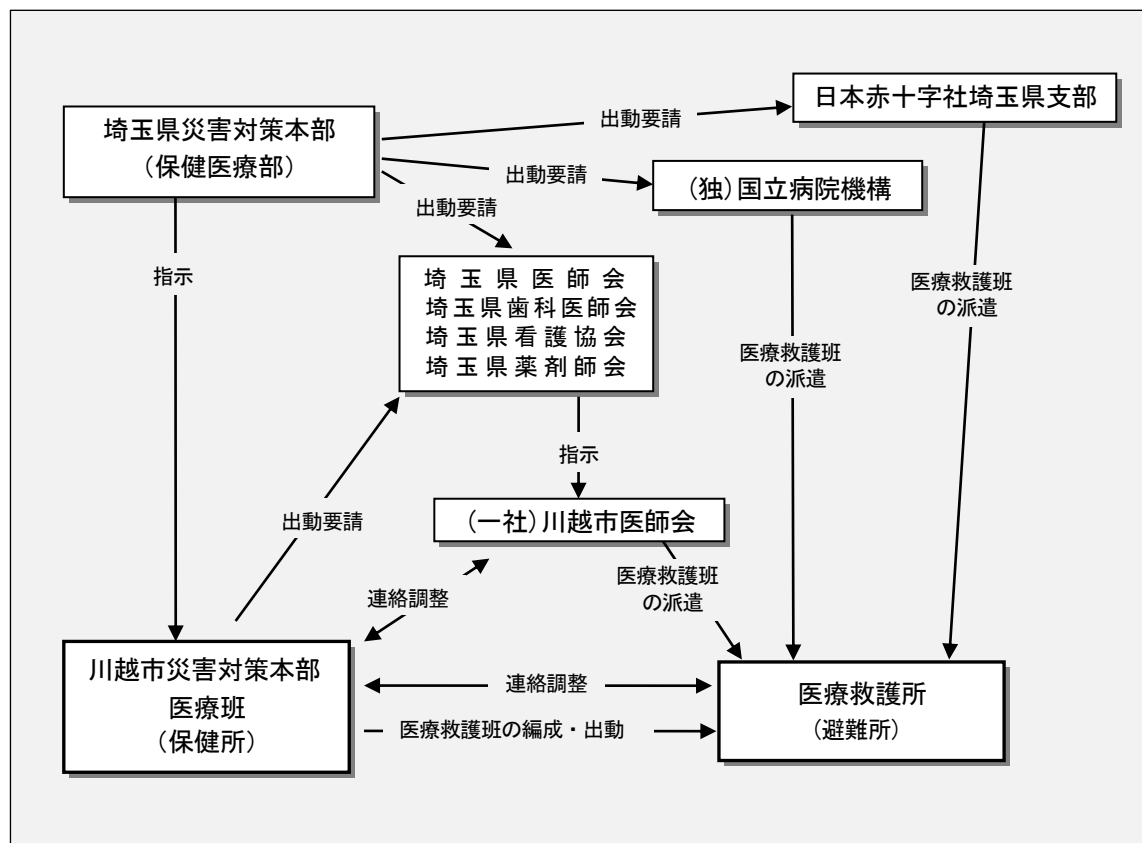
震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

医療情報の連絡網の全体構成は、次に示すとおりである。

■医療情報ネットワーク



参考) 「埼玉県地域防災計画」平成23年11月、埼玉県防災会議

(2) 通信機器の整備

医療救護所及び病院・一般診療所を含め、地震災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

(3) 一般社団法人川越市医師会との協定

本市は、一般社団法人川越市医師会との間で「災害時の医療救護活動に関する協定」及び「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」を締結しており、平常時における防災訓練への参加、災害時における医療救護班の派遣及び医薬品の備蓄管理について定められている。協定については、必要に応じて随時見直しを行う。

□医療救護班の役割

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 死亡の確認

『 → 資料 1.21 「災害時の医療救護活動に関する協定」参照 』

『 → 資料 1.22 「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」参照 』

5.2 初動医療体制の整備

【保健医療推進課、保健総務課、消防組合】

初動期の医療は、地震発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

《方策》

- (1) 医療救護所の設置
- (2) 医療救護班の編成
- (3) 救護医療機関の指定
- (4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底
- (5) 自主救護体制の整備

《内容》

(1) 医療救護所の設置

市医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置に必要な対策を推進する。

□設置基準

設置場所は、被災地に近接する拠点避難所とする。

□必要資機材

医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の整備を図る。

(2) 医療救護班の編成

初動医療に従事する医療救護班の編成に必要な対策を推進する。

医療救護班の構成は、最低限、医師1人、看護師1人、助手1人の3人編成とし、災害規模に応じて編成員の増員確保に努める。

『 → 資料1.21「災害時の医療救護活動に関する協定」参照 』

(3) 救護医療機関の指定

本市は、地震災害時の初期救護医療機関を、市医師会と協議し指定する。

なお、川越市の救急病院については、資料編に添付した。

『 → 資料2.11「救急病院（川越市）」参照 』

(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

本市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

『 → 資料2.10「トリアージタグ」参照 』

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

また、自主的な救護体制が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力の強化をに努める。

5.3 後方医療体制の整備

【保健医療推進課、保健総務課、消防組合】

医療救護所や病院・一般診療所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

《方策》

- (1) 後方医療支援体制の確立
- (2) 搬送体制の整備
- (3) 臨時ヘリポートの設置

《内容》

(1) 後方医療支援体制の確立

本市は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、埼玉県との協議のうえ、確立を図る。

『 → 資料2.12「災害拠点病院（埼玉県）」参照 』

『 → 資料2.13「救命救急センター（埼玉県）」参照 』

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、埼玉県には平成3年4月1日から運航を開始した埼玉県防災航空隊があり、傷病者の搬送等にも活用されている。また、平成19年10月26日からドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始されている。

□搬送順位

負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。

□搬送経路

負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

(3) 臨時ヘリポートの設置

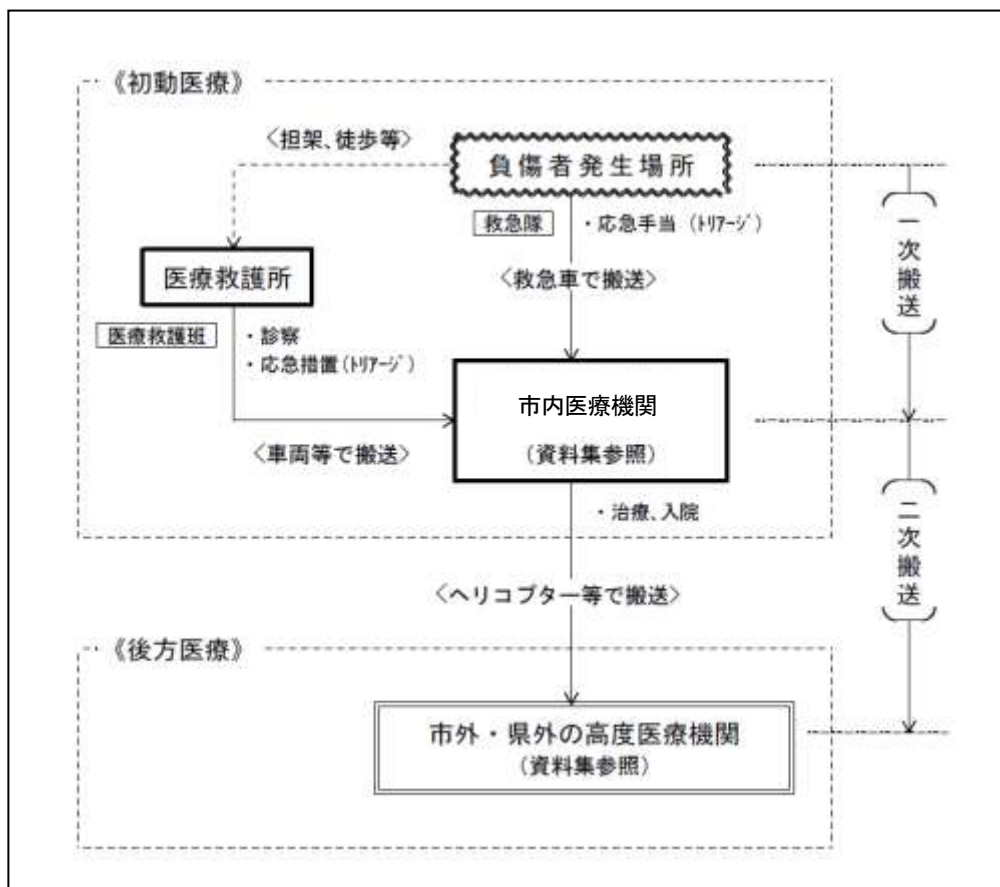
本市では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、次に示す臨時ヘリポート基地を設置する。

■臨時ヘリポート指定地

位置付け	施設名	所在地	管理者
飛行場外離着陸場	川越運動公園	大字下老袋388-1	川越市長
災害時 緊急離着陸場	安比奈親水公園	安比奈新田140-1 場外河川敷	埼玉県 川越県土整備事務所長
	上戸緑地	大字上戸464 場外河川敷	国土交通省 荒川上流河川事務所長
	入間大橋緑地	大字中老袋150 場外河川敷	国土交通省 荒川上流河川事務所長
	県立川越工業高等学校 野球グラウンド施設	小仙波847	県立川越工業高等学校 学校長
	日本大学 経済学部 川越総合運動場	中福868-1	日本大学経済学部長

『 → 資料2.14「埼玉県ドクターヘリ飛行場外離着陸場一覧（本市関連）」参照 』

■負傷者搬送体制の流れ



震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

5.4 要配慮者に対する医療対策

【関係各課】

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、寝たきりの高齢者、身体障害者、知的障害者、傷病者等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

本市の要配慮者に対する医療支援は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 巡回健康相談体制の整備
- (2) メンタルケア対策
- (3) 透析患者への対策
- (4) ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策

《内容》

(1) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア対策の推進を図る。

(3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策

ぼうこう又は直腸障害者に対するストーマ装具の提供が可能な体制を整える。

5.5 医薬品等の確保

【防災危機管理課、保健医療推進課】

地震災害時に、医療救護班が使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品等の確保に関する必要な予防対策を推進する。

《方策》

- (1) 医薬品等の備蓄
- (2) 医薬品等の調達体制の整備

《内容》

(1) 医薬品等の備蓄

本市は、一般社団法人川越市医師会との間で「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」を締結している。この中で、地震災害時に医療救護班が使用する医薬品等を医療機関に分散配置し、「ランニング備蓄」方式により備蓄管理することと決めてしている。

『 → 資料 1.22 「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」参照 』

(2) 医薬品等の調達体制の整備

本市は、地震災害時に必要な医薬品等を確保するため、市内医薬品卸売業者の協力を得ながら、調達体制の整備を図る。

震災対策編

<第1章 予防計画>

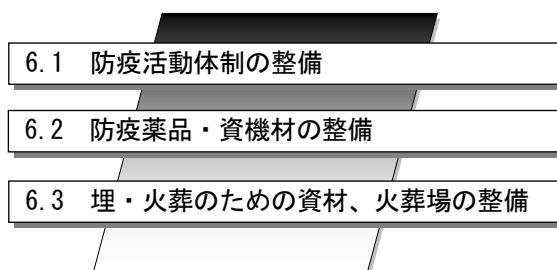
<第2節 震災に強い防災体制の整備>

第6 防疫体制の整備

地震災害時には、被災者の健康の確保を目的とした衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

そのため、本市では、活動を円滑に実施するため防疫活動体制を整備するとともに、防疫薬品・資機材の整備を行う。

防疫体制の整備を促進するための施策を次に示す。



6.1 防疫活動体制の整備

【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康づくり支援課】

本市の防疫活動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 活動体制の整備
- (2) 感染症予防体制の整備
- (3) まん延防止体制の整備

《内容》

(1) 活動体制の整備

地震災害時の防疫活動は、医師会の協力の下に防疫担当グループを編成し、速やかな防疫活動を実施できるよう体制の整備を図る。

(2) 感染症予防体制の整備

感染症発生の予防のため、関係機関と密接な情報交換を行う体制を整備する。

(3) まん延防止体制の整備

被災後に感染症患者又は病原体保有者が発生する可能性があり、まん延防止のための伝染

家屋内外の消毒・清掃方法及び臨時予防接種等を実施できる体制の整備を図る。

また、感染症患者は、迅速に病院・施設等へ隔離収容できるよう体制の整備を図る。

6.2 防疫薬品・資機材の整備

【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課】

本市の防疫活動に必要な薬剤及び資機材を円滑に確保できる体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 薬剤の調達体制の整備
- (2) 資機材の調達体制の整備

《内容》

(1) 薬剤の調達体制の整備

地震災害時の迅速な防疫活動に備え、関係業者等との協力をもとに防疫活動に要する薬剤の調達体制を整備する。

(2) 資機材の調達体制の整備

市内業者等との協力をもとに防疫活動用の資機材器具の調達体制を整備する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

6.3 埋・火葬のための資材、火葬場の整備

【新斎場建設推進室】

災害により死亡した者については遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬の実施を円滑に確保できる体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 遺体収容所の選定
- (2) 埋・火葬のための資材の確保
- (3) 火葬場の移転・更新

《内容》

(1) 遺体収容所の選定

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

(2) 埋・火葬のための資材の確保

市は、震災時に棺、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との災害協定を締結している。

『 → 資料 1.40 「災害時における葬祭協力等に関する協定」参照 』

(3) 火葬場の移転・更新

現火葬場は老朽化していることに加え、火葬能力においても対応が困難なことから更新させる。

更新にあたっては、幹線道路からの排出入経路が住宅地及び繁華街を通らない区域に移転させる。

第7 緊急輸送体制の整備

地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、防災アセスメント調査の結果や地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議のうえ、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し緊急輸送道路として指定する必要がある。

また、救援物資や応急活動人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための施策を次に示す。

7.1 緊急輸送道路の確保

7.2 緊急輸送車両等の確保

7.1 緊急輸送道路の確保

【防災危機管理課、防犯・交通安全課、道路環境整備課】

地震災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市は、あらかじめ地震災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

本市の緊急輸送路の確保は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 緊急輸送道路の指定
- (2) 道路交通情報の収集及び情報伝達
- (3) 応急復旧用資機材の整備

《内容》

(1) 緊急輸送道路の指定

① 市指定の緊急輸送道路

埼玉県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

本市は、埼玉県指定緊急輸送道路から災害応急対策上、最優先する防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定している。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

■本市指定の緊急輸送道路

[平成20年4月1日現在]

区分	路線名		延長(m)	幅員(m)	指定区間	
県道	A	川越新座線	—	—	小仙波(国道16号との交差点)～富士見市境	
	B	並木川崎線	—	—	並木(川越新座線との交差点)～ふじみ野市境	
	C	今福木野目線	—	—	下新河岸(旭橋)～木野目(川越富士見有料道路との交差点)	
	D	川越越生線	—	—	大袋新田(国道16号との交差点)～鶴ヶ島市境	
	E	鯨井狭山線	—	—	安比奈新田(安比奈親水公園入口交差点)～的場(的場上交差点)	
	F	片柳川越線	—	—	石原町2丁目(石原町北交差点)～坂戸市境	
	G	川越栗橋線	—	—	元町1丁目(札の辻)～宮元町(国道254号との交差点)	
	H	川越坂戸毛呂山線	—	—	新宿町2丁目(新宿町北交差点)～ 松江町1丁目(川越日高線との交差点)	
	I	川越北環状線	—	—	脇田新町(国道16号との交差点)～ 今成4丁目(川越日高線との交差点)	
	J	本川越停車場線	—	—	連雀町(川越日高線との交差点)～新富町1丁目(本川越駅)	
市道	1	市道0001号線	全部	3,452.8	5.4～33.6	元町1丁目15番8地先～鴨田1,061番1地先
	2	市道0006号線	全部	2,813.6	4.0～27.0	脇田新町2番36地先～小仙波町2丁目23番4地先
	3	市道0009号線	全部	1,726.4	7.3～67.4	新宿町1丁目7番7地先～新富町1丁目22番27地先
	4	市道0010号線	一部	1,560.0	7.7～38.1	脇田本町14番1地先～新宿573番21地先
	5	市道0013号線	一部	101.0	5.0～13.0	豊田本2,003番地先～豊田本1,995番1地先
	6	市道0016号線	全部	1,557.3	11.2～24.8	神明町11番1地先～月吉町1番1地先
	7	市道0017号線	全部	3,117.1	7.3～43.8	上戸288番6地先～石原町2丁目59番1地先
	8	市道0021号線	全部	1,431.5	8.5～21.2	山田783番3地先～神明町12番1
	9	市道0028号線	一部	170.3	4.0～15.8	鴨田1,061番1地先～鴨田1,151番1地先
	10	市道0032号線	一部	2,492.8	7.5～27.6	古谷上5,321番1地先～鴨田1,853番2地先
	11	市道0039号線	全部	1,867.3	5.7～13.6	古谷上3,779番1地先～並木89番1地先
	12	市道0043号線	全部	1,093.4	5.2～12.1	砂新田13番2地先～下新河岸18番5地先
	13	市道0050号線	全部	2,624.3	4.4～12.3	藤間12番2地先～中福393番4地先
	14	市道0057号線	一部	473.0	6.8～26.9	今福1,064番1地先～今福2,848番1地先
	15	市道0058号線	一部	35.0	6.3～6.3	南大塚516番1地先～南大塚517番1地先
	16	市道0059号線	一部	213.0	3.8～23.6	南大塚1,195番1地先～南大塚516番1地先
	17	市道0060号線	一部	867.0	15.5～17.9	南大塚514番6地先～南台1丁目9番1地先
	18	市道0061号線	全部	775.0	9.3～23.2	南台1丁目3番5地先～南台1丁目9番1地先
	19	市道0070号線	一部	2,250.0	4.9～27.8	豊田新田19番3地先～小ヶ谷233番6地先
	20	市道0073号線	全部	756.9	7.5～23.0	笠幡4,873番3地先～安比奈新田243番2地先
	21	市道0078号線	一部	784.0	3.6～17.2	的場247番3地先～笠幡46番2地先
	22	市道0080号線	全部	1,776.3	5.6～22.7	吉田100番1地先～的場北1丁目4番6地先
	23	市道0086号線	一部	2,200.0	5.5～21.5	下広谷431番5地先～小堤311番2地先
	24	市道0093号線	全部	1,842.3	16.0～38.3	的場811番1地先～吉田新町2丁目17番1地先
	25	市道0096号線	全部	1,393.7	16.0～23.1	野田1,055番1地先～豊田本715番1地先
	26	市道0098号線	全部	718.3	6.2～13.7	新宿573番21地先～今福1,064番1地先
	27	市道3400号線	一部	423.0	8.0～8.0	鴨田1,565番1地先～鴨田1,151番1地先
	28	市道5455号線	全部	1,487.6	6.8～14.6	熊野町17番1地先～寺尾1,176番2地先
	29	市道5484号線	全部	249.5	9.5～9.5	寺尾1,029番2地先～寺尾1,168番1地先
	30	市道6168号線	全部	1,292.6	4.0～12.8	今福763番1地先～南大塚1,195番3地先
	31	市道6223号線	全部	347.3	4.5～9.1	今福788番3地先～今福784番1地先
	32	市道7476号線	一部	729.0	3.7～22.4	南大塚19番1地先～豊田新田19番3地先
	合計		42,621.3	—	—	

『 → 資料2.15「緊急輸送道路位置図」参照 』

■本市の緊急輸送道路が結ぶ防災関係施設

区分	防災関係施設
消火活動 救助救出	消防局、消防署、各分署、救急告示病院、警察署、 医療救護所及びその他医療機関等（県指定血液センター等施設）
防災活動拠点	市庁舎、市民センター、公民館、災害備蓄庫等、 埼玉県地方庁舎、埼玉県川越県土整備事務所
物資集積場	川越運動公園総合体育館、埼玉川越総合地方卸売市場、 川越市なぐわし公園
避難拠点等	避難所、その他国・埼玉県・市有施設等

② 埼玉県指定の緊急輸送道路

埼玉県は、本市域における地震災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

■埼玉県指定緊急輸送道路（本市域関連）

[平成19年3月改訂]

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を 最優先として高速道路 や国道など4車線道路 とこれを補完する広域 幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関越自動車道 （所沢市域（都境）～上里町五明（群馬県境）） 72.2km ・ 首都圏中央連絡自動車道 （入間市木蓮寺（都境）～鶴ヶ島Jct） 19.8km ・ 国道16号 （入間市二本木（都境）～春日部市西金野井（千葉県境）） 53.6km ・ 国道254号 （川越市木野目（木野目北交差点）～神川町肥土（群馬県境）） 56.6km ・ 富士見川越有料道路 （富士見市下南畑（有料道入口交差点）～ 川越市木野目（木野目北交差点）） 8.0km ・ 国道407号 （狭山市根岸（日高狭山線との交差点）～ 東松山市毛塚（高坂神社東交差点））
第一次 緊急輸送道路	地域間の支援活動として ネットワークさせる主 要幹線路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道254号 （新座市中野（英IC）～川越市新宿町（16号との交差点）） 11.0km ・ 主要地方道川越栗橋線 （川越市宮元町（254号との交差点）～ 鷲宮町西大輪（さいたま栗橋線との交差点）） 28.9km ・ 主要地方道川越日高線 （川越市小仙波（254号との交差点）～ 日高市久保（299号との交差点）） 19.1km ・ 主要地方道川越上尾線 （川越市松江町（川越日高線との交差点）～ 上尾市愛宕（17号との交差点）） 13.0km
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを 連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要地方道川越所沢線 （川越市新宿（16号との交差点）～ 所沢市元町（練馬所沢線との交差点）） 13.0km ・ 主要地方道川越入間線 （川越市今福（川越所沢線との交差点）～ 入間市宮寺（16号との交差点）） 13.3km ・ 主要地方道川越坂戸毛呂山線 （坂戸市日の出町（日高川越線との交差点）～ 川越市連雀町（川越日高線との交差点）） 10.3km ・ 主要地方道川越さいたま上福岡所沢線 （ふじみ野市亀久保（亀久保交差点）～ 川越市渋井（富士見川越有料道路との交差点）） 3.9km

『 → 資料2.15「緊急輸送道路位置図」参照 』

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

③ 緊急輸送道路及び沿線の整備

本市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小限に抑えるように努める(本章 第1節 第2 「2. 1 建築物の耐震化」、「2. 5 倒壊物、落下物等の安全対策」参照)。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

④ 下水道のマンホールの耐震化

本市は、液状化が想定される緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

⑤ 道路啓開体制の整備

□協力体制の整備

本市は、地震災害時の道路啓開作業が円滑に進められるよう、国土交通省、埼玉県、近隣市町村、警察、東日本高速道路株式会社、川越市建設産業団体連合会等との協力体制をあらかじめ整備する。

□道路啓開状況等の情報提供体制の整備

本市は、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

⑥ 市民への周知

本市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(2) 道路交通情報の収集及び情報伝達

本市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問合せ等に対する的確に情報伝達ができるように、埼玉県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

(3) 応急復旧用資機材の整備

本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

また、発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。

《注意》

◆道路啓開

道路の障害物を取り除いて、車両等が通行できるようにすること。

7.2 緊急輸送車両等の確保

【防災危機管理課、管財課】

地震災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。本市の緊急車両の確保は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 輸送車両の増強
- (2) 車両及び燃料の調達体制
- (3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進
- (4) その他の輸送手段の確保

《内容》

(1) 輸送車両の増強

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

(2) 車両及び燃料の調達体制

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるよう関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

『 → 資料 1.18 「災害時における物資の輸送に関する協定」参照 』

『 → 資料 1.36 「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」参照 』

(3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進

市は、地震災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

『 → 様式 1 「緊急通行車両等関係様式「(2) 緊急通行車両事前届出書」」参照 』

(4) その他の輸送手段の確保

市は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷病人の輸送などのため、ヘリコプターや他の輸送手段について確保できるよう努める。

なお、本市は災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結している。

『 → 資料 1.30 「災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定」参照 』

震災対策編

<第1章 予防計画>

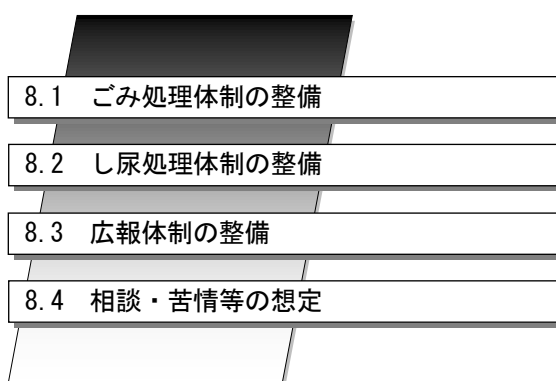
<第2節 震災に強い防災体制の整備>

第8 廃棄物処理体制の整備

地震災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、瓦礫、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

廃棄物処理体制の整備を促進するための施策を次に示す。



8.1 ごみ処理体制の整備

【資源循環推進課】

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

《方策》

- (1) 災害廃棄物発生量の推定
- (2) 仮置場（一時保管所）の確保
- (3) ごみ処理体制の整備

《内容》

(1) 災害廃棄物発生量の推定

埼玉県では「東京湾北部地震」、「関東平野北西縁断層帯地震」による市町村別の震災廃棄物量を予測している。

■災害廃棄物の推計量（東京湾北部地震の場合）

発災時間	風速	3m/s		8m/s	
		災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万m ³)	災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万m ³)
夏 12時		0.9	0.6	1.0	0.6
冬 5時		0.7	0.5	0.7	0.5
冬 18時		1.5	1.0	1.8	1.1

出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

■災害廃棄物の推計量（関東平野北西縁断層帯地震の場合）

発災時間	風速	3m/s		8m/s	
		災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万m ³)	災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万m ³)
夏 12時		60.3	39.0	62.2	40.2
冬 5時		58.7	37.9	60.1	38.8
冬 18時		70.5	45.6	75.1	48.6

出典) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

(2) 仮置場（一時保管所）の確保

① 仮置場面積の推定

関東平野北西縁断層帯地震の被害想定の結果に基づき災害廃棄物等の仮置場として必要な面積を24.3haと推定している。

また、東京湾北部地震の場合は、被害想定の結果に基づき災害廃棄物等の仮置場として必要な面積を0.55haと推定している。

② 仮置場の把握

災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場の候補地は、以下のとおりとするが、さらに、可能な限り多く確保するように努める。

■廃棄物仮置場の候補地

名称	所在地	総面積 (m ²)	有効面積 (m ²)	仮置可能量 (m ³)
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	39,000	37,510
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	1,600	2,280
北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	8,470
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	7,410
合計	—	138,756	57,100	55,670

注) 平成25年4月現在

(3) ごみ処理体制の整備

ごみの処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、埼玉県内市町村及び一部事務組合で締

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

結したごみ処理の広域的な相互応援協定に基づき、広域的な相互応援体制の整備を図る。

8.2 し尿処理体制の整備

【資源循環推進課】

地震災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想される。

このため、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施するための体制の整備を図る。

《方策》

- (1) 仮設トイレの確保
- (2) し尿処理体制の整備

《内容》

(1) 仮設トイレの確保

本市では、これまで仮設トイレ等の備蓄を行ってきており、今後も備蓄の拡充を図るとともに、震災時に不足することも予想されるため、民間業者へ直ちに応援依頼できる体制を整備する。

『 → 資料2.5「備蓄品の状況」参照 』

(2) し尿処理体制の整備

震災時のし尿処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な応援体制の整備を図る。

8.3 広報体制の整備

【資源循環推進課】

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物などの分別や排出方法に対する市民の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民からの問合せへの対応に追われることも想定される。

このような事態を回避し、災害発生時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、平常時から市民などに対して必要な広報等の啓発活動を行っていく。

- ・ 災害発生時の一般廃棄物の分別及び排出方法
- ・ 建築物の崩壊・解体に伴う災害廃棄物の処理方法
- ・ 災害発生時における廃棄物関連情報の伝達方法

8.4 相談・苦情等の想定

【資源循環推進課】

相談・苦情等に対しては、震災の発生状況に応じて対応することになるが、ある程度想定される内容は、事前に対応を検討しておくものとする。

- ・ 分別方法等排出方法に関わる質問
- ・ 施設への直接搬入に関する質問
- ・ 瓦礫等の処理に係る相談
- ・ 不法投棄・野焼きの苦情
- ・ 登録業者（運搬、解体業者）の紹介
- ・ その他

第9 住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、あらかじめ罹災世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備するものとする。

応急仮設住宅対策の整備を促進するための施策を次に示す。

9.1 応急仮設住宅の事前計画

9.2 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

9.3 民間賃貸住宅等の把握

9.1 応急仮設住宅の事前計画

【管財課】

本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておくことが重要である。

仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

本市の応急仮設住宅用地の確保は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 応急仮設住宅の建設戸数の検討
- (2) 応急仮設住宅用地の選定
- (3) 設置事前計画
- (4) 応急仮設住宅用資機材の確保

《内容》

(1) 応急仮設住宅の建設戸数の検討

本市が当面の対策目標としている「東京湾北部地震」による建物被害は、全壊数が27棟、半壊数が144棟、焼失数が57棟、最終的な対策目標としている「関東平野北西縁断層帯地震」による建物被害は、全壊数が3,361棟、半壊数が8,070棟、焼失数が1,069棟となっている。

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による建物被害の全焼、全壊又は滅失世帯の3割の範囲内として検討する。

■建物被害想定結果（棟）

区分		想定地震		東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震
		木造	非木造	計	計
揺れ+液状化による被害	木造	全壊数		18	3,061
		半壊数		122	7,302
	非木造	全壊数		8	298
		半壊数		22	763
	計	全壊数		27	3,359
		半壊数		144	8,065
急傾斜地崩壊による被害		全壊数		0	2
		半壊数		0	5
火災による被害	冬18時、風速8m/s	焼失数		57	1,069

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県

■応急仮設住宅の建設戸数（東京湾北部地震）

区分	全壊数 (棟)	世帯数 (世帯)		仮設住宅建設 戸数 (戸)	仮設住宅用地 (㎡)
		木造	非木造		
揺れ+液状化による被害 (木造建物)	18	18		71	4,260
揺れ+液状化による被害 (非木造建物)	8	160	235		
急傾斜地崩壊による被害	0	0			
焼失建物	57	57			

注1) 木造建物は1棟当たり1世帯、非木造建物は1棟当たり20世帯とした。
 注2) 1戸当たりの用地面積を60㎡(建屋面積の2倍を想定)として算定した。

■応急仮設住宅の建設戸数（関東平野北西縁断層帯地震）

区分	全壊数 (棟)	世帯数 (世帯)		仮設住宅建設 戸数 (戸)	仮設住宅用地 (㎡)
		木造	非木造		
揺れ+液状化による被害 (木造建物)	3,061	3,061		3,033	181,980
揺れ+液状化による被害 (非木造建物)	298	5,960	10,111		
急傾斜地崩壊による被害	2	21			
焼失建物	1,069	1,069			

注1) 木造建物は1棟当たり1世帯、非木造建物は1棟当たり20世帯とした。
 注2) 急傾斜地崩壊による被害の全壊数2棟のうち1棟は木造建物、1棟は非木造建物と仮定した。
 注3) 1戸当たりの用地面積を60㎡(建屋面積の2倍を想定)とした。

(2) 応急仮設住宅用地の選定

本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあら

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

はじめ確保するものとする。

そのため、次に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適切な予定地を選定する。また、応急仮設住宅建設予定地の選定状況を年1回、県に対して報告する。

□予定地の選定基準

- ・近隣100m以内に給水管が敷設されていること
- ・公共下水道管が敷地内や隣接地に敷設されていること又は公共下水道管接続不可の場合には、生活雑排水放流可能な水路等に接する敷地であること
- ・近隣に電気が敷設されていること
- ・4t車以上の工事車両が進入可能な敷地であること
(敷地の出入り口に面する道路幅員6m以上)
- ・高低差の少ない敷地であること
- ・今後造成する必要のないこと
- ・今後おおむね3年を超えて空き地として存することが確実なこと
- ・10戸以上の建設が可能な敷地であること
- ・二次災害を受ける危険性の少ない敷地であること
- ・交通の便等利便性を考慮した敷地であること

■応急仮設住宅用地の候補地

[平成25年4月1日現在]

候補地名	所在地	面積 (㎡)	設置可能戸数 (戸)
市民グラウンド	宮元町 23-22	12,300	137
笠幡公園	川鶴 2-7	6,000	67
合計	—	36,114	401

注) 「設置可能戸数」は、1戸当たりの用地面積を90㎡(「応急仮設住宅建築適地の調査について(照会)」(平成20年6月20日、埼玉県)を参照)として算定した。

(3) 設置事前計画

本市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画の作成に努める。

□応急仮設住宅設置計画の内容

- ・応急仮設住宅の着工時期
- ・応急仮設住宅の入居基準
- ・応急仮設住宅の管理基準
- ・要配慮者に対する配慮

(4) 応急仮設住宅用資機材の確保

市は、(一社)プレハブ建築協会、川越市建設産業団体連合会等との協力体制の整備を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

9.2 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

【建築指導課】

被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、大地震により被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震などによる建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としている。

《方策》

- (1) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備
- (2) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

《内容》

(1) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

本市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

《注意》

◆被災建築物応急危険度判定

「被災建築物応急危険度判定」は、地震発生後の二次災害防止のために行うもので、罹災証明のために行う被災度区分判定（応急危険度判定が終了してから実施）とは異なることに注意する。

(2) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

本市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保するものとする。

《注意》

◆被災宅地危険度判定

「被災宅地危険度判定」は、地震災害に対してのみ対応する「被災建築物応急危険度判定」と異なり、降雨災害に対しても対応するものである。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

9.3 民間賃貸住宅等の把握

【建築住宅課】

本市は、災害時に被災者への一時的な居住場所を確保するため、入居可能な民間賃貸住宅の情報把握及び提供を速やかに行えるよう、(公社)埼玉県宅地建物取引協会埼玉県西部支部と協定を締結している。

『 → 資料 1.23 「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」参照 』

第10 文教対策

震災時において、園児、児童及び生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前対策を推進する。

また、本市域には歴史的建造物や史跡等の文化財が数多くあり、本市はその保護・保存に努めているが、文化財の耐震・防火対策を図るため、所有者又は管理者に対し次の事項を指導・周知する体制づくりに努める。

10.1 文教対策

10.2 文化財の収蔵・保管体制の整備

10.3 防火体制等の整備強化

10.1 文教対策

【各学校、教育財務課、保育課】

所管する学校及び保育園、学童保育室（以下「公立学校等」という。）における園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を図るため、平常時から防災訓練等を実施する。また、災害時の教育活動の実施を確保するため、事前計画の作成の推進を図る。

《方策》

- (1) 公立学校等の災害対策
- (2) 市（教育委員会）の措置

《内容》

(1) 公立学校等の災害対策

公立学校等の校長等は、災害の発生に備えて次の措置を講じる。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

□校長等の措置

- ・児童生徒等を安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、各公立学校等の実態に即した学校防災対応マニュアルを作成し、定期的に同計画の整備点検を行う。
- ・公立学校等の立地条件などを考慮し、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等を定め、明確な計画を立てる。
- ・市地域防災計画における学校の位置づけを確認し、公立学校等の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
- ・教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- ・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ・不時の災害発生に対処する訓練を実施する。

(2) 市（教育委員会）の措置

市（教育委員会）は、次の措置を講じる。

□市（教育委員会）の措置

- ・所管する学校を指導及び支援し、各学校における学校防災対応マニュアルや応急教育計画の作成、防災訓練の実施等、事前対策を推進する。
- ・教材用品の調達及び配給方法についてあらかじめ計画を立てる。

10.2 文化財の収蔵・保管体制の整備

【都市景観課、文化財保護課】

大規模地震災害時には寺院、神社、蔵造り町家及び文化財所有者の住宅等の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想される。このため、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

- ・保管施設の立地環境及び構造の調査（文化財の位置と危険箇所等の調査）
- ・収蔵・保管施設の耐震・免震化
- ・収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

10.3 防火体制等の整備強化

【都市景観課、文化財保護課】

過去の文化財に対する被害は、火災による焼失が多い。このため、次の防火体制の整備・徹底を図る。

《方策》

- (1) 防火体制の整備
- (2) 防火施設等の整備強化

- (3) 防火施設等の管理及び点検
- (4) 災害発生時の緊急的保護体制づくり
- (5) その他の対策

《内容》

(1) 防火体制の整備

- ・ 防火管理体制の整備
- ・ 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応
- ・ 自衛消防と訓練の実施
- ・ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設等の整備強化

- ・ 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化
- ・ 消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化
- ・ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化

(3) 防火施設等の管理及び点検

- ・ 自治会や市民団体等との早期連携
- ・ 防火施設等の管理・点検・措置

(4) 災害発生時の緊急的保護体制づくり

災害が発生した場合に迅速な文化財保護応急対策が図れるよう次の体制づくりを行う。

- ・ 文化財所有者・管理者との連絡網の整備
- ・ 関係機関との連絡網の整備
- ・ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり

(5) その他の対策

- ・ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動
- ・ 管理・保護のための指導助言・訓練
- ・ 関係者（所有者、管理者）の研修
- ・ 文化財地図（未指定、近代資料等を含む）の作成
- ・ 防災施設に対する助成

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

第11 帰宅困難者対策

本市からは、毎日約90,000人の市民が他市区町村に通勤・通学（都内へは約38,000人）しており、埼玉県全体として県外への通勤・通学者の総数は100万人以上にのぼることから、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

また、本市には、市外から毎日約80,000人が通勤・通学しており、さらに、年間約630万人もの観光客が訪れている。これらの人たちも道路の損壊や交通機関の停止により市内で帰宅困難者となることが予想される。

そのため、本市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、市外からの観光客等に対しても災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、埼玉県及び関係機関等と協議し、実施していく。

帰宅困難者対策を推進するための必要な施策を次に示す。

11.1 帰宅困難者の把握

11.2 帰宅困難者発生に伴う影響

11.3 帰宅困難者への啓発等

11.4 帰宅困難者対策協議会の設置

11.1 帰宅困難者の把握

【防災危機管理課、政策企画課】

《方策》

- (1) 帰宅困難者の定義
- (2) 帰宅困難者数の想定

《内容》

(1) 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者のうち、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

(2) 帰宅困難者数の想定

本市から市外に就業・通学している人は約 90,000 人、そのうち県内が約 50,000 人で、市町別に多い順に見ると、狭山市へ約 6,500 人、さいたま市へ約 6,200 人、ふじみ野市が約 5,500 人となっている。県外へは約 40,000 人で、そのほとんどが都内に就業・通学している（以上、「第1編 第4章 第2節 第1 『1.4 市外への就業者及び通学者数』」参照）。

本市の当面の対策目標である「東京湾北部地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は 46,790 人、最終的な対策目標である「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は 47,399 人にのぼると想定されている（以上、「埼玉県地震被害想定調査報告書」平成 25 年 11 月、埼玉県）。

■市民の帰宅困難者数

想定地震	平日		休日	
	12時	18時	12時	18時
東京湾北部地震	46,790人	30,205人	37,308人	26,942人
関東平野北西縁断層帯地震	47,399人	30,666人	37,833人	27,436人

出典) 「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 25 年 11 月、埼玉県)

市外から本市に毎日通勤・通学する約 80,000 人、さらに、年間約 630 万人の観光客の一部が市内で帰宅困難者となることが予想される。

1.1.2 帰宅困難者発生に伴う影響

【防災危機管理課、政策企画課】

《方策》

- (1) 都内及び市内主要駅周辺等での混乱
- (2) 帰宅困難者への対応
- (3) 地域の災害対応力の低下
- (4) 被害の拡大
- (5) 通信手段の喪失

《内容》

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 都内及び市内主要駅周辺等での混乱

本市から県外に就業・通学している約 40,000 人のうち約 38,000 人は都内への就業・通学者であるが、都内全体では約 390 万人が帰宅困難になるものと推計されており（「首都直下地震による東京の被害想定（最終報告）」平成 18 年 3 月 東京都防災会議地震部会）、都内での大混乱に巻き込まれることが想定される。

また、鉄道運行停止により、市内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱することが想定される。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

(2) 帰宅困難者への対応

① 市外からの就業・通学者

鉄道等の停止に伴い、市外から本市に就業・通学している約 80,000 人の多くが、市内において帰宅困難者になると考えられる。

② 観光客

本市への観光客数は、年間約 630 万人であるが多くが日帰り客であり、また、50 歳代以上の中高年層が全体の 6 割を占めている。

本市へは鉄道を利用する者と自動車を利用する者がそれぞれ半分程度となっており、鉄道及び道路の機能停止に伴い、一部の観光客が帰宅困難になると考えられ、その対応が求められる。

(3) 地域の災害対応力の低下

最大で市外在住者を含む市内滞在者 47,399 人の市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

(4) 被害の拡大

震災直後から多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

(5) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

1 1.3 帰宅困難者への啓発等

【防災危機管理課、産業振興課、観光課】

《方策》

- (1) 市民への啓発
- (2) 観光客への広報
- (3) 災害用伝言ダイヤル等のPR
- (4) 企業等への要請

《内容》

(1) 市民への啓発

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- ・ 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ・ 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

(2) 観光客への広報

観光客が本市において被災し、帰宅困難になった場合の対応（避難場所、災害情報・交通情報の提供等）について、あらかじめ観光パンフレットや市のホームページで広報しておくとともに、被災時には防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、ツイッター、災害情報ブログなどを通じて広報する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等のPR

災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてPRする。

(4) 企業等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客、学生等に対し、適切な対応を行えるよう、これらの企業等に対して、次の点を要請する。

- ・ 施設の安全化
- ・ 災害時のマニュアルの策定
- ・ 飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- ・ 災害時の水、飲料水、食料や情報の提供
- ・ 仮泊場所等の確保

11.4 帰宅困難者対策協議会の設置

【防災危機管理課】

《方策》

- (1) 関係機関との連携
- (2) 徒歩帰宅訓練の実施

《内容》

(1) 関係機関との連携

災害時に迅速に帰宅困難者への対応を実施できるよう、企業や交通機関等との協定を締結し、相互に連携・協力できる体制づくりに努める。

県、市、鉄道事業者、警察、企業等で構成する川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会を設置し、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第2節 震災に強い防災体制の整備>

絡体制を構築する。また、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。なお、一時滞在施設は公共施設や民間施設を問わず、柔軟に安全な施設を確保する。

(2) 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、市民への啓発のほか、東京都や埼玉県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。

《参考》

◆「埼玉県震災時帰宅支援マップ」の配布

県は、「埼玉県震災時帰宅支援マップ」を作成し、帰宅困難者支援の協定を締結している事業者の店舗において、帰宅困難者支援が確実に実施されるように関係各店舗に配布した。

《参考》

◆災害時における帰宅困難者支援に関する協定

県は、大規模災害により交通が途絶した際、通勤・通学者など多数の帰宅困難者に対し、「トイレや水道水を提供する。」「ラジオやテレビ等による随時の情報提供を行う。」ことなどを目的に、埼玉県石油業協同組合（ガソリンスタンド）、コンビニエンスストア及びファミリーレストランチェーンと随時協定を締結している。



災害時帰宅支援ステーション
のステッカー

第3節 市民と行政の協働による防災対策

市民や事業所の日ごろの地震災害への備えと地震災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、本市及び消防組合では、自主防災組織及び自警消防隊の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及・啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

なお、防災知識の普及や訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。

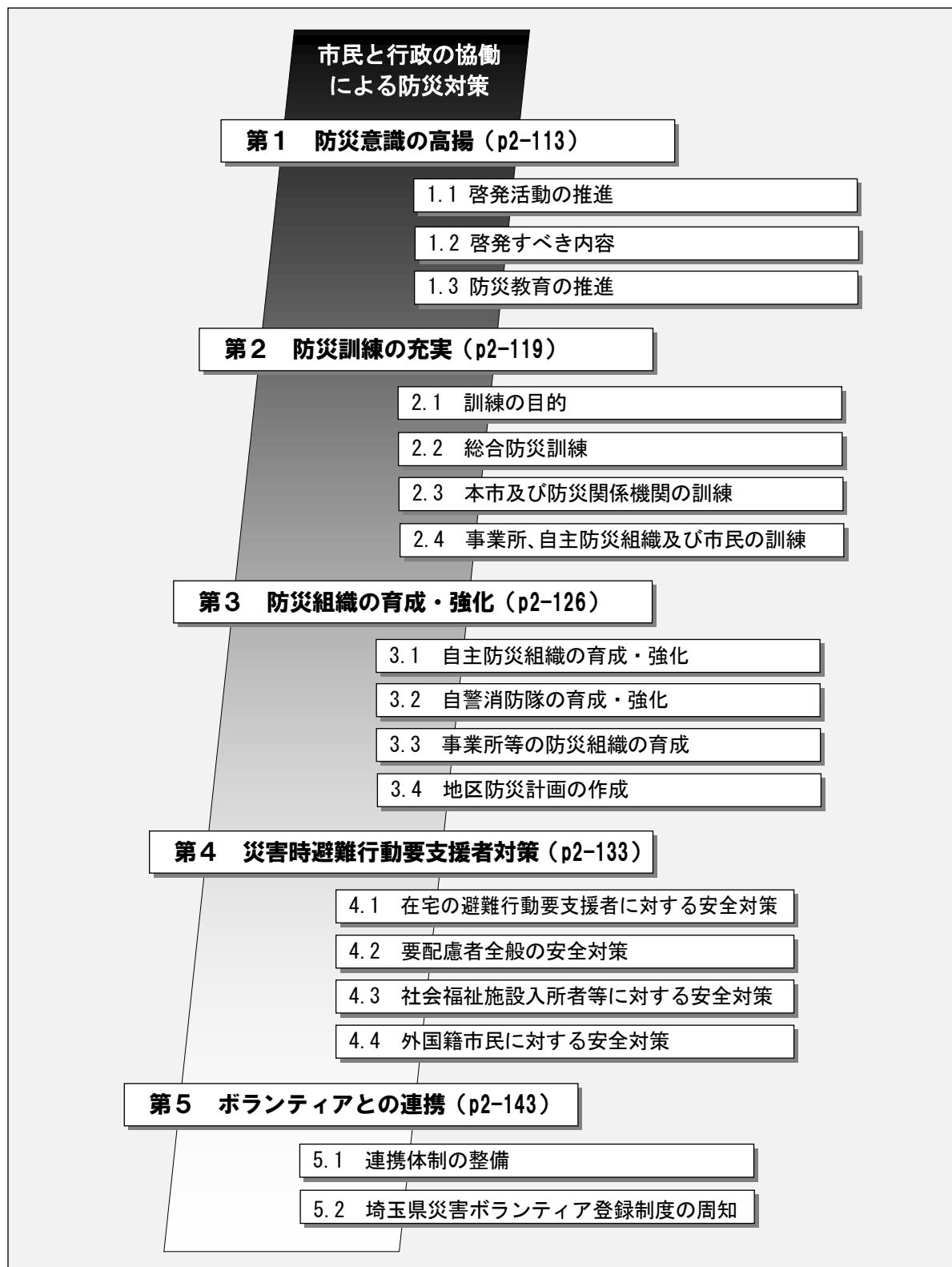
また、地域において要配慮者を支援する防災体制の整備を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

本市が実施する市民との協働による防災対策に係る施策を次に示す。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

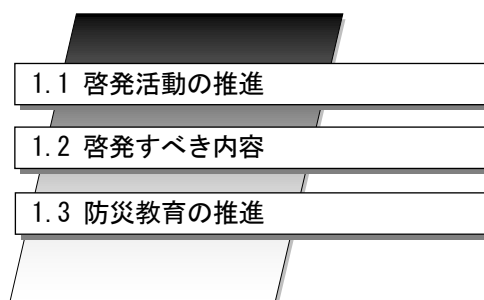


第1 防災意識の高揚

地震による被害を未然に防止し軽減を図るためには、本市及び防災関係機関等による各種の災害対策を推進すると同時に、市民一人ひとりが地域と生活を自らの手で守る気構えと行動が重要となる。

本市及び防災関係機関等は、市民が生涯を通じた防災教育により災害対応力を高めるとともに、地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する。

次に、市民の防災意識の高揚を促進するための必要な施策を定める。



1.1 啓発活動の推進

【防災危機管理課】

市は、市民等を対象に各種防災広報を実施しており、今後ともPR資料の作成配布、講演会・研修会の開催等を実施し、防災広報の充実を図り、地震災害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

本市の啓発活動の推進は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 広報紙・ホームページ等による啓発
- (2) 講演会、研修会の開催
- (3) PR資料の作成配布
- (4) 防災ポスターによる啓発
- (5) マスメディアの活用

《内容》

(1) 広報紙・ホームページ等による啓発

市の広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く市民に防災知識の普及・啓発を図る。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

(2) 講演会、研修会の開催

本市は、地震災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催する。

(3) PR資料の作成配布

本市は、広く市民に向けた防災に関するPR資料を作成・配布し、防災知識の普及・啓発を図る。

(4) 防災ポスターによる啓発

本市は、市立小・中学校の児童生徒を対象に、毎年1回防災ポスターコンクールを実施し優秀作品の展示会を開催している。さらに、優秀作品を啓発用ポスターとして印刷し、学校、防災関係機関及び自治会等に配布している。

(5) マスメディアの活用

本市は、ケーブルテレビ等を活用し、防災事業を紹介することにより防災知識の普及・啓発を図る。

1.2 啓発すべき内容

【防災危機管理課】

防災意識の啓発は、おおむね次の内容を重点的に行う。

《方策》

- (1) 地域の危険性の周知
- (2) 防災意識の向上
- (3) 家庭内三つの取組の普及
- (4) 発災時の心得
- (5) 防災総合点検の実施

《内容》

(1) 地域の危険性の周知

震災時のシミュレーション結果等を示しながら、具体的な地域の危険性を周知する。また、市民により市内で発災した災害の教訓が伝承されるように努める。

(2) 防災意識の向上

市は、市その他防災関係機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害か

ら得られた教訓の伝承や防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう市民に啓発する。

(3) 家庭内三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取り組みを家庭内で実施する。

□家庭内三つの取組

- ①家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- ②災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- ③家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。

(4) 発災時の心得

- ・様々な条件下での地震発生時にとるべき行動
- ・自ら情報収集するよう努めること
- ・避難所での行動、注意事項
- ・災害時の家族での連絡手段
- ・緊急地震速報の概要と受けた時の適切な対応行動
- ・要配慮者や男女のニーズの違いについて配慮すべき事項

(5) 防災総点検の実施

市民は、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者等主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

□主な点検例

各主体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル 171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持出品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

各主体	点検事項
事業所	<ul style="list-style-type: none">・災害時の防災体制の整備・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）・建物の耐震診断、必要な補強等・備蓄品・非常持出品の点検・従業員等との非常時の連絡方法等の整備・消火器、発電機などの防災資機材の点検・危険物施設の安全点検
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none">・地域の危険性の把握・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認・地域住民への連絡系統の確認・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品）・消防水利や施設の点検・確認・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検
学校	<ul style="list-style-type: none">・学校の防災体制の整備状況・教職員への研修・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況・学校の防災体制の確認・学校施設・設備の安全点検・危険物・化学薬品等の管理点検・避難所としての取組状況

1.3 防災教育の推進

【教育指導課、地域教育支援課、防災危機管理課、消防組合】

市は、児童生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及・啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

本市の防災教育の推進は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 市民への防災教育
- (2) 学校における防災教育
- (3) 社会教育における防災教育
- (4) 事業所等の防災教育
- (5) 防災上重要な施設における防災教育

《内容》

(1) 市民への防災教育

本市は、防災とボランティア週間（1/15～1/21）、火災予防運動週間、国民安全の日（7

/1)、防災の日(9/1)、救急の日(9/9)、危険物安全週間等の行事を通じて、地震災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を一般市民に広く普及させるものとする。

また、自治会及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の高揚のためのビデオの貸出しを行い、防災知識を広く普及させるものとする。

(2) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導をする。

① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練、防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点(県防災学習センター)や地域の防災訓練での体験学習等を実施する。

② 教科等による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等、現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に、特に留意する事項等について「学校防災対応マニュアル」を作成しており、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

(3) 社会教育における防災教育

公民館等の社会教育施設において防災教室等の市民への学習の場を設けるとともに、PTA・婦人会等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

(4) 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

① 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者が発生する危険性

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

② その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達その他、各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第2 防災訓練の充実

本市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力を育成するとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を次に定める。

2.1 訓練の目的

2.2 総合防災訓練

2.3 本市及び防災関係機関の訓練

2.4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

2.1 訓練の目的

【防災危機管理課、消防組合、各課共通】

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

《方策》

- (1) 防災関係機関との連携体制の確認
- (2) 各種計画の検証
- (3) 防災意識の向上
- (4) 多様な主体による実践的な訓練の実施
- (5) 要配慮者、男女ニーズの違いへの配慮
- (6) 訓練見学等の留意点

《内容》

(1) 防災関係機関との連携体制の確認

防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与する。

(2) 各種計画の検証

防災訓練の実施に当たっては、市地域防災計画や活動マニュアル等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、各種計画及びマニュアル等の継続的な改善に寄与する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

(3) 防災意識の向上

住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とする。

(4) 多様な主体による実践的な訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資する。

(5) 要配慮者、男女ニーズの違いへの配慮

防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(6) 訓練見学等の留意点

防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

2.2 総合防災訓練

【防災危機管理課、消防組合、各課共通】

本市は、大規模な地震の発生を想定して、地震災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

《方策》

- (1) 実施時期及び場所
- (2) 実施方法
- (3) 訓練内容

《内容》

(1) 実施時期及び場所

原則として防災週間中に実施するのが望ましいが、できるだけ多くの者が参加可能な日程を調整して決定する（現在は、8月末の日曜日に設定している）。

訓練会場については、その都度選定する。

(2) 実施方法

本市の主催又は埼玉県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

なお、総合防災訓練は、原則2年に1回実施し、図上訓練と総合防災訓練を隔年で開催する。

(3) 訓練内容

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。

また、実施にあたっては地域の特性に対応した訓練を適宜取り入れるとともに、緊急地震速報等の新たな防災対策をシナリオに取り入れるなどにより、その知識の普及に努める。

□本市が主とする内容

- ・災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）
- ・災害情報の伝達収集、広報訓練
- ・災害現地調査訓練
- ・避難誘導訓練
- ・帰宅困難者対策訓練
- ・避難所、救護所開設・運営訓練
- ・道路応急復旧訓練
- ・水防訓練
- ・給水訓練
- ・自主防災組織、自警消防隊等の活動支援訓練等

□防災関係機関が主とする内容

- ・消火訓練
- ・救出救助訓練
- ・救急救護訓練
- ・災害医療訓練
- ・学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
- ・ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
- ・救援物資輸送訓練
- ・交通対策訓練等

□自主防災組織・自警消防隊及び市民が主とする内容

- ・初期消火訓練
- ・避難訓練
- ・通報訓練
- ・救出訓練
- ・応急救護訓練
- ・炊き出し訓練
- ・巡回点検訓練
- ・避難行動要支援者等の安全確保訓練等

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

2.3 本市及び防災関係機関の訓練

【防災危機管理課、教育指導課、保育課、消防組合】

本市及び防災関係機関は、地震災害時の応急復旧対策活動の中心的役割を迅速かつ的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

《方策》

- (1) 消防訓練
- (2) 避難・救助訓練
- (3) 災害通信連絡訓練
- (4) 非常招集訓練
- (5) 地域防災拠点及び避難所開設訓練
- (6) 緊急輸送路の応急復旧訓練
- (7) その他の訓練
- (8) 訓練の検証

《内容》

(1) 消防訓練

消防組合は、市民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

① 実施時期

随時実施する。

② 実施場所及び方法

市内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

③ 訓練内容

- ・初動出動対応訓練
- ・災害情報収集活動訓練
- ・遠距離中継送水訓練
- ・大規模災害対応訓練
- ・消防団、自主防災組織及び自警消防隊等との連携活動訓練
- ・非常招集訓練
- ・その他消防に関する訓練

(2) 避難・救助訓練

地震災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり避難・救助訓練を実施する。

① 実施時期

総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。

② 実施場所

学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

③ 実施方法

□本市による避難・救助訓練

災害時において、避難の勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、本市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び自治会、居住者、滞在者の協力を得て実施する。

□保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

施設管理者は、地震災害時の乳幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

訓練にあたっては、あらかじめ各種の想定のもとに実施し、災害に対し、臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。

(3) 災害情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保つとともに、地震災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような情報の収集、伝達訓練を実施する。

① 実施時期

総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。

② 実施方法

本市の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。

③ 実施事項

- ・ 災害情報の収集伝達機器について、日常業務での活用及び点検と性能の維持
- ・ 災害に関する予測、警報の通知及び伝達
- ・ 被害状況及び災害応急措置についての報告及び連絡

④ 訓練内容

- ・ 災害情報収集伝達訓練
- ・ 通信連絡訓練
- ・ 非常無線通信訓練

(4) 非常招集訓練

各防災関係機関は地震災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに地震災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常招集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を併せて実施する。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

① 実施時期

総合防災訓練の日又は効果のある日を選び実施する。

② 実施方法

市防災計画及び各防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

(5) 地域防災拠点及び避難所開設訓練

地震災害発生時の各地域における情報収集及び避難所開設等の初動体制の確立を図るため、地域防災拠点及び避難所の開設訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、女性を参加させるなど、女性の視点からも課題を抽出できるように、実施方法について工夫する。

(6) 緊急輸送路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、埼玉県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

(7) その他の訓練

上記訓練のほか、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

(8) 訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、評価及び検証を行う。

① 評価及び検証の方法

- ・ 訓練後の意見交換会
- ・ アンケート
- ・ 訓練の打合せでの検討

② 検証の効果

- ・ 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。
- ・ 次期の訓練計画に反映する。

2.4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

【防災危機管理課、消防組合】

地震災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、日ごろから市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。

事業所、自主防災組織、自警消防隊及び市民は、平常時から訓練を実施し、地震災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

《方策》

- (1) 事業所の訓練
- (2) 自主防災組織等の訓練
- (3) 市民の訓練
- (4) 実践的な訓練の導入

《内容》**(1) 事業所の訓練**

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

(2) 自主防災組織等の訓練

各自主防災組織及び自警消防隊等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連する防災機関との連携を図るため、本市及び消防組合の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、通報訓練、救出訓練、応急救護訓練等及びそれらを組み合わせた訓練とする。

また、自主防災組織及び自警消防隊等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織及び自警消防隊等の活動を支援する。

(3) 市民の訓練

本市及び防災関係機関は、市民一人ひとりの地震災害時の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

(4) 実践的な訓練の導入

本市は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG^{*1}）や避難所開設・運営訓練（HUG^{*2}）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

※1 DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG (Hinanzo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

第3 防災組織の育成・強化

大規模災害時には、火災をはじめ、道路の寸断、建物の倒壊、ライフラインの停止など多種多様な被害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持って、市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う市民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防隊等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、本市は地域住民、地域及び事業所などによる防災組織の育成・強化に努めるものとする。

3.1 自主防災組織の育成・強化

3.2 自警消防隊の育成・強化

3.3 事業所等の防災組織の育成

3.4 地区防災計画の作成

3.1 自主防災組織の育成・強化

【防災危機管理課、消防組合】

災害の防止軽減を図るためには、行政や防災関係機関とともに、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

そのため、災害時に円滑な救援活動が行えるよう平常時から各地域における自主防災組織の整備を促進していく。

あわせて自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行う。

《方策》

- (1) 自主防災組織整備の考え方
- (2) 自主防災組織の整備
- (3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進
- (4) 自主防災組織のネットワーク化

《内容》

(1) 自主防災組織整備の考え方

震災時に、本市は、組織の全機能を挙げて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に本市の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。

このため、住民及び事業所は行政の防災活動に協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えをもち、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

市は、市民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚と普及を進めていく。その際、男女双方の視点に配慮した自主防災組織とするため、女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成に努める。

(2) 自主防災組織の整備

① 組織づくり

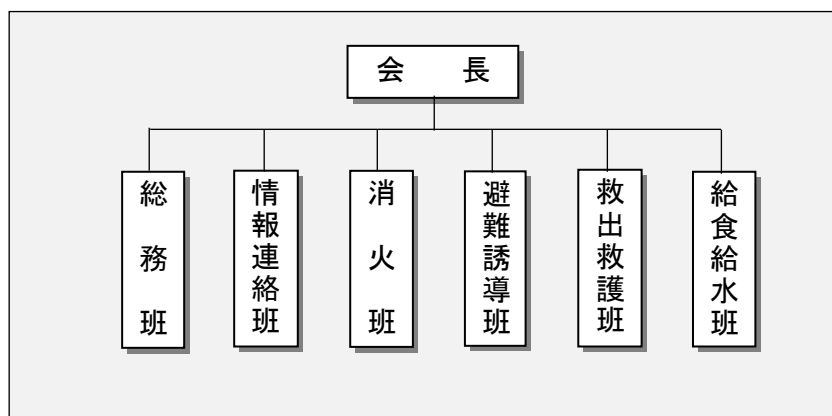
自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合、防災に関するNPO等の組織で編成していくことが望ましい。

また、大規模な地震などの災害に対処するために、各地区が協力連携して効果的な活動を行うように自主防災会連絡会を設置する。地域防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、市は、当該地区の市民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行い組織づくりを働きかける。

なお、本市の総合計画では、防災体制の整備の根幹の一つとして自主防災組織の結成率を平成27年度までに90%に高めるとしているが、平成26年10月1日現在、199組織が結成され、結成率は75.4%となっている。

そのため、今後とも、自主防災組織の結成を計画的・積極的に促進する必要がある。自主防災組織の標準的な組織編成は次のとおりである。

■ 自主防災組織の標準編成



震災対策編

<第1章 予防計画>

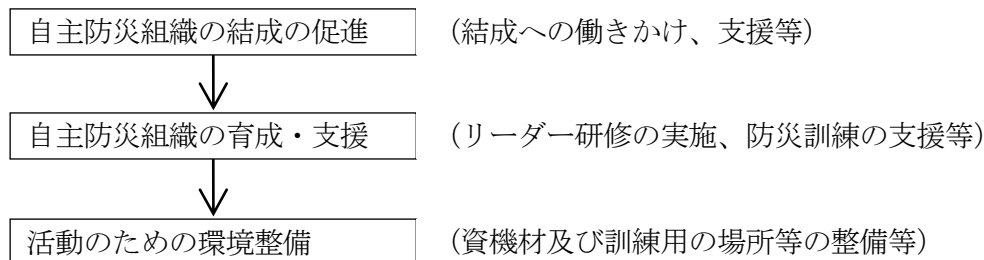
<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

■活動内容

班区分	平常時	災害時
総務班	<ul style="list-style-type: none">・防災知識の普及・啓発・防災訓練等の企画・会の庶務及び経理	<ul style="list-style-type: none">・対策本部の設置及び運営・各班との連絡、調整
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none">・防災関連情報の収集、記録	<ul style="list-style-type: none">・被害状況、災害情報の収集、報告、広報
消火班	<ul style="list-style-type: none">・消火訓練の実施・消火器の取扱方法の指導	<ul style="list-style-type: none">・火災の初期消火・火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none">・避難誘導訓練の実施・避難路、避難地の巡回点検並びに現状の把握	<ul style="list-style-type: none">・人員確認、地域住民の避難誘導・避難所の設置協力
救出救護班	<ul style="list-style-type: none">・救出救護訓練の実施・負傷者の救出に必要な用具の調達並びに技術の習得・診療所、医療機関等との協議	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者の保護、安全確保・負傷者の救護、医療機関との連携・救援物資の受入れ、配分
給食給水班	<ul style="list-style-type: none">・地元商店等との協議・炊き出し訓練の実施・非常用物資の備蓄・管理	<ul style="list-style-type: none">・食料、飲料水の調達、配分

② 活動の充実、強化

市は、次に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努め、組織の活性化を促進する。



③ 自主防災組織のリーダー発掘・育成

住民主体となって自主防災組織づくり及び運営を行うために、自主防災組織の市民リーダーの発掘・育成に努める。また、男女のニーズの違いに配慮した活動を支援するため、女性の参画推進に努める。

□リーダー発掘・育成の事例

○地域の活動のリーダーの発掘

自主防災組織は、コミュニティ活動の一環であることから、地域の活動（バザーやお祭り、スポーツ・運動会等）における中心的人材を活用して地域防災のリーダーとして育成を図る。

○消防経験者等の育成

消防活動の経験者（消防団・消防職員のOB等）や自主防災組織の必要性を認識している公務員OB等を組織のリーダーとして育成していく。

○専門分野の経験者の育成

看護師や大工、エンジニア等専門的知識や経験を活用して、自主防災組織の各分野におけるリーダーとして育成する。

○リーダー研修

自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に、防災上の知識、技能の向上を図ることにより自主防災組織のリーダーとして育成することを目的としてリーダー研修を行う。

(3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進

自主防災組織活動の活性化を図るため、防災知識の普及・啓発、情報の提供などの方策を検討し推進するとともに、自主防災訓練実施や防災資機材の整備を支援する。

□育成のための諸方策の事例

○楽しみながら行える訓練や防災知識の啓発活動

ゲーム的要素やレクリエーション的要素を取り入れながら防災訓練や知識の啓発活動を行う。

例) 防災施設ウォークラリー、防災フェア等

○防災訓練の機会を増やす

「いつでもどこでも訓練を実施する」というように、地区のお祭りや運動会など地域の人々が集まる機会に訓練や防災知識の啓発を織り込む。

○情報の提供

自主防災活動の紹介や参加を呼びかけるために、他市町村の自主防災組織の活動事例等を広く地域の人々に情報提供するとともに、自主防災組織のための広報紙・会報発行の支援を行う。

○自主防災活動への補助

自主防災訓練や防災資機材の整備など、自主防災活動を支援するために、補助金の交付を行う。

□その他の支援策

- ・ 市民に対する普及・啓発
- ・ 防災資機材、防災訓練場所確保の支援
- ・ 防災に対する講習会、講演会等の推進
- ・ 防災関連機関の見学会の実施
- ・ 市内外の自主防災組織との情報交換会（友好団体の締結）の実施
- ・ 自主防災組織の手引き（活動ハンドブック）の作成

震災対策編

＜第1章 予防計画＞

＜第3節 市民と行政の協働による防災対策＞

(4) 自主防災組織のネットワーク化

本市では、平成16年度に全市的な組織である自主防災会連絡会を結成した。

これにより、従来、個別に活動していた自主防災組織相互の連携が可能になり、災害時においても市と協働して迅速な対策活動の向上を目指すものとする。

3.2 自警消防隊の育成・強化

【消防組合】

本市の自警消防隊は、地域の自治会長の管理の下に組織され、平成26年4月1日現在38隊編成されている。自警消防隊は、地域住民にとっての身近な消防として組織・運営され、地区の消防分団と一体となり消防活動及び予防活動を底辺から支えている。

このような自警消防隊に対して、消防組合では、自警消防隊に対する補助金交付要綱（昭和49年告示第4号）に基づき、運営費や消防施設費等に対して補助金を交付し育成・強化してきたところであり、今後も一層の充実・強化を推進する。

3.3 事業所等の防災組織の育成

【防災危機管理課、消防組合】

企業は地域社会の重要な構成員であり、地域の防災力を確保する上でも重要な役割を果たすことが期待されている。これまでも大規模な災害が発生した場合には、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要な役割を果たしたことは周知の通りである。

そのため、市は、事業所における自主的な防災組織の整備促進を目的として、埼玉県の支援、指導を得ながら、一般企業の防災意識の向上を図り、防災組織の整備・育成を図っていく。

また、市は、企業が災害時において果たすべき役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）が策定されるよう、こうした企業の取組に資する情報提供等の支援に努めるものとする。

《方策》

- (1) 事業所の防災組織
- (2) 多数の人が出入りする施設の防災組織
- (3) 危険物施設等の防災組織
- (4) 地域防災サポート企業・事業所の登録

《内容》

(1) 事業所の防災組織

消防組合では、防火管理者選任義務事業所を中心に職場を組織的、機能的に活用して地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう、防火管理者講習会等を通じ

て事業所の防災組織の育成を図るなど防災体制の強化を推進する。

① 防災体制の強化

消防組合では、多数の人が利用する事業所について、防火管理者の選任、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検、整備などを行うよう指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等が図られるよう努めている。また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている複合用途防火対象物については、発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導を図る。

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

② 自衛消防隊の設置

一定規模以上の事業所については自衛消防隊を設置し、隊員の訓練等の指導を行い活動能力の向上に努める。

③ 企業等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

消防組合は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

(2) 多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする病院等の施設の管理者は、災害の防止及び軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施する。また市が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

消防組合は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図る。

(3) 危険物施設等の防災組織

危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

(4) 地域防災サポート企業・事業所の登録

埼玉県では、地域の防災・救助活動に協力可能な企業・事業所を募集している。

登録した企業や事務所は、普段は、地域の防災・救援活動に積極的に取り組むとともに、災害や事故が起きた場合、地元の市町村や自主防災組織と協力して防災・救援活動などを行う。

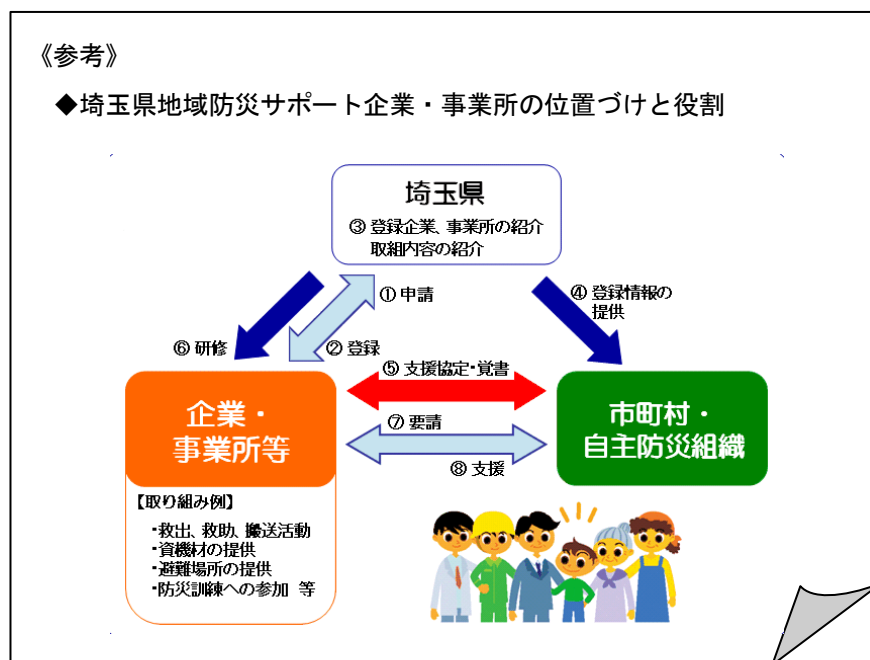
震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

□企業ができること、求められていること

- ・ 自社の防災体制の整備、事業所の耐震化等による安全性の確保
- ・ 企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討
- ・ 情報の開示、日頃からの連携



3.4 地区防災計画の作成

【防災危機管理課】

大規模災害が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが必要である。

そのため、市内の一定の地区内の地域住民及び事業所を有する事業者は、共同して地区防災計画を策定し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

なお、地区防災計画の作成にあたり、本市は当該地区に対して必要な支援や助言等を行うものとする。

第4 災害時避難行動要支援者対策

大規模な地震が発生した場合、寝たきり等の高齢者、施設利用者（高齢者）、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の弱い者及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国籍市民（以下「要配慮者」という。）が、適切な防災行動をとることは容易でない。また、要配慮者の中でも特に要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このため、本市は、これら避難行動要支援者に対する防災環境の整備や支援等を中心とした防災対策を推進する。

本市の要配慮者の安全確保を推進するために必要な施策を次に示す。

4.1 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策

4.2 要配慮者全般の安全対策

4.3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策

4.4 外国籍市民に対する安全対策

《参考》

◆要配慮者とは

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

◆避難行動要支援者とは

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

4.1 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策

【防災危機管理課、福祉推進課、生活福祉課、障害者福祉課、高齢者いきがい課】

本市は、在宅の避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。在宅の避難行動要支援者に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 避難支援全体計画の作成
- (2) 避難行動要支援者の把握
- (3) 避難支援等関係者となる者
- (4) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲
- (5) 避難行動要支援者名簿の作成
- (6) 避難行動要支援者名簿の更新
- (7) 避難行動要支援者名簿の活用及び適正管理
- (8) 避難支援等関係者の安全確保の措置
- (9) 個別計画の作成
- (10) 防災訓練の実施

《内容》

(1) 避難支援全体計画の作成

市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月、内閣府）」を参考に、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、より細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として避難支援全体計画を定める。

(2) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

(3) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことであり、消防機関、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会等、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により避難支援者を決める。

(4) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

□高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点

- ① 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

なお、要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう努める。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

□避難行動要支援者名簿に登載する者

- ① ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）で介護が必要な者
- ② 高齢者（65歳以上）のみの世帯の方で介護が必要な者
- ③ 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ④ 視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者
- ⑤ 上記以外の身体障害（1級または2級）のある者
- ⑥ 知的障害（㊿またはAのある者）
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの者
- ⑧ ①～⑦以外で、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(5) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

名簿は、福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者情報等の情報を集約するほか、必要があればその他関係機関に対して情報提供を求め、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を出し、作成する。

□避難行動要支援者名簿の記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 避難支援等を必要とする事由
- ⑥ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

(6) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つほか、避難支援等に必要な事項に変化が生じたり転居や入院等により名簿から削除された場合は、その情報を市及び関係者間で共有するよう努める。

(7) 避難行動要支援者名簿の活用及び適正管理

平常時は避難行動要支援者本人の同意を得て、提供用名簿を消防機関、自治会、民生委員・児童委員、福祉事務所等へ提供し、避難行動要支援者情報の共有による連携を進める。また、発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、名簿への登載について、避難行動要支援者等に働きかける。

なお、名簿の提供にあたっては、市は名簿の提供を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとるものとし、避難行動要支援者に関する個人情報の取扱いについては、以下のとおり行う。

□避難行動要支援者の個人情報等の取扱い

避難行動要支援者の個人情報については、市が名簿提供組織に対し、守秘義務を守り適切に取り扱われるよう十分配慮する。

例) 市と自治会との間で個人情報の取扱いに関する協定を取り交わす。

民生委員・児童委員等へは取扱いについての十分な説明を行う。

(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、自助が前提であり、制度はその補助であることを正しく理解してもらうよう周知に努める。

(9) 個別計画の作成

自力での避難が困難な避難行動要支援者への避難活動を支援するため、本市は、避難行動要支援者避難支援全体計画を推進し、自治会等を主体とした避難行動要支援者支援基盤を構築し、高齢者世帯、要介護認定者や障害者が居る世帯に対して地域全体として避難の支援等を行う体制づくりを推進する。

また、避難行動要支援者避難支援全体計画に基づく個別計画の作成について、支援実施主体への支援を行う。個別計画の作成にあたっては、避難行動要支援者および支援実施主体等関係者に対し避難の必要性や名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で関係者の安全確保の措置について十分な配慮に努める。

■個別計画作成までの手順

手順	実施事項	備考
1	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催
2	関係機関共有方式による情報共有	—
3	関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理	全体名簿の作成
4	避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認
5	避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理	提供用名簿の作成
6	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	情報の管理方策についても研修
7	提供用名簿の提供	避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保
8	一人ひとりの個別計画の作成・整理	—
9	以後、継続的に登録情報を更新	—

注1) 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、避難行動要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する避難行動要支援者情報を防災関係部局などの関係機関の間で共有する方式。

(10) 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、社会福祉施設との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

4.2 要配慮者全般の安全対策

【防災危機管理課、福祉推進課、生活福祉課、障害者福祉課、高齢者いきがい課】

本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

《方策》

- (1) 地域との連携
- (2) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備
- (3) 防災知識の普及・啓発
- (4) 緊急通報システムの整備拡充
- (5) 防災基盤の整備

《内容》

(1) 地域との連携

① 近隣住民とのコミュニティづくり

災害時の近隣住民の助け合いによる避難行動を促進するため、平常時から地域活動を通じた、高齢者、乳幼児をもつ家庭、障害者等とのコミュニケーションづくりを推進し、要配慮者等を含めた防災訓練を実施するなど、地域での要配慮者支援体制の基盤づくりに努める。

② 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制の確立に努める。

③ 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、福祉避難所の開設や被災者に対する給食サービス、介護相談など施設が有する機能の活用も図っていく。

④ 見守りネットワーク等の活用

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制の確立に努める。

(2) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者を考慮した生活援助物資備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して可能な限り配慮した避難所の生活が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮すること。

(3) 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその関係者を対象に、パンフレット、チラシなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

□防災知識の例

- ・家庭における家具の固定等、身の回りの安全化
- ・食料、飲料水の備蓄
- ・避難生活での心得の周知

(4) 緊急通報システムの整備拡充

震災時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報システム（聴覚障害者用通信装置も含む）の整備に努めており、消防組合にはセンター装置が整備されている。

本市は、今後とも消防組合と連携し、これらの緊急通報システムを整備、拡充するとともに、高齢者及び障害者に対して、緊急通報システムの利用促進を図る。

(5) 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市及び県は、その他の集客施設における取組を促進する。

4.3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策

【障害者福祉課、高齢者いきがい課、介護保険課、こども安全課、保育課】

本市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設の入所者等に対する安全対策を以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 災害対策を網羅した計画の策定
- (2) 防災教育の充実
- (3) 防災訓練の充実
- (4) 地域との連携

《内容》

(1) 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

① 緊急連絡体制の整備

□職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

□安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

② 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

また、施設管理者は、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

④ 被災した在宅の要配慮者の受入れ体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

⑤ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

⑥ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を3日分程度備蓄しておく。

・非常用食料（特別食を含む）	・照明器具	・飲料水	・熱源
・常備薬	・移送用具（担架、ストレッチャー等）	・介護用品	

(2) 防災教育の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

(3) 防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、市は県と協力してこれを促進する。

(4) 地域との連携

施設管理者は、地震発生直後の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及

び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、本市は、施設管理者が地震災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

4.4 外国籍市民に対する安全対策

【防災危機管理課、国際文化交流課】

本市には、平成25年1月1日現在、4,732人（総人口に占める割合は1.4%）の外国籍の住民登録がされている（「第1編 第4章 第2節 第1『1.3 要配慮者人口』」参照）。

本市は、これら外国籍市民が、言葉や文化の違いから、地震災害時にパニック等の混乱を起こさないように、市内に在住する外国籍市民の安全確保に必要な対策を以下の方策をもって推進する。

《方策》

- (1) 外国籍市民の所在把握
- (2) 防災知識の普及・啓発
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 通訳・翻訳ボランティアの養成・確保
- (5) 誘導標識、避難場所案内板等の設置

《内容》

(1) 外国籍市民の所在把握

本市は、地震災害時における外国籍市民の安否確認等を迅速に実施し、円滑な支援ができるように、平常時における住民登録の推進を図り、外国籍市民の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解出来ない外国人に対して外国語に翻訳した防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事務所等、様々な交流機会や受け入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やテレビ、ラジオ、生活ガイドブック、パソコン通信等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係る行政情報についての外国語による情報提供に努める。

(3) 防災訓練の実施

外国籍市民の防災への行動認識を高めるため、外国籍市民を含めた防災訓練の実施に努める。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

(4) 通訳・翻訳ボランティアの養成・確保

外国籍市民が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの養成及び確保に努める。

(5) 誘導標識、避難場所案内板等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第5 ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有する専門ボランティアと避難所等における被災住民の世話や、支援物資の仕分け・配布、炊き出し等の特別の資格を必要としない一般ボランティアがあり、地震災害時におけるボランティア活動が、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは周知のとおりである。

このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平常時から構築することが必要である。

ボランティアとの連携協力の整備を推進するために、必要な施策を次に示す。

5.1 連携体制の整備

5.2 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知

5.1 連携体制の整備

【防災危機管理課、福祉推進課】

大災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくない。

そのため、本市は、市民に対しボランティア意識の啓発を行うとともに、災害発生時にボランティアと適切な連携・協力が得られるよう、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制の整備を推進する。

本市のボランティアとの連携体制の整備は、以下の方策をもって実施する。

《方策》

- (1) ボランティア意識の啓発
- (2) ボランティア活動の環境整備
- (3) 専門ボランティア団体の情報把握

《内容》

(1) ボランティア意識の啓発

本市は、関係機関・団体と連携して、市民に対してボランティア意識の啓発に努めるものとする。

特に、「防災とボランティアの日」や「防災ボランティア週間」を中心に活動を行い、また、防災の日等に行う防災訓練には、ボランティアの積極的な参加を求めるものとする。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

(2) ボランティア活動の環境整備

現在、市内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動している。

災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待されるが、本市は日頃からボランティアの自主性を尊重しつつ、次に示すようなボランティアのための環境の整備に努める。

① 災害ボランティアセンター立ち上げのための備えの充実

災害時には市ボランティアセンター（社会福祉協議会）を災害ボランティアセンターとして機能させることとしている。

本市は、災害時に災害ボランティアセンターが円滑に立ち上がるよう、市ボランティアセンターと協議して、以下の事前対策を講じていく。

○災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成

○必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）

購入して揃えておくということだけでなく、市やボランティア関係団体等から調達が可能なものは、調達先を明らかにしておく。

○運営スタッフ（コーディネーター）の確保・育成

商工会議所等への協力依頼、市民への公募等により運営スタッフを確保し、研修等を通じて育成する。特に、災害ボランティアの受入れ、配置等の中心的役割を担うコーディネーターについては、研修や災害地への派遣など実践的な育成を行っていく必要があり、継続的な取組ができる体制を構築する。

② ボランティアとの連携のための災害時応援協定の充実

災害時に、ボランティアが多数駆けつけ災害ボランティアセンターの活動が活発に展開されるようになると、ボランティアとのさまざまな調整作業が市において発生すると考えられる。これは、市とボランティアとの連携によるきめ細かな対応が図られている証拠であり、期待すべき事象であるが、一方で市にとっては大きな負担となる。

そこで、その負担を軽減させるため、「福祉推進課」及び「防災危機管理課」は、現在他市町村との間で締結している災害時応援協定での応援項目の中にボランティアとの調整に関する事項も追記し、外部からの応援体制を明確にしておく。

③ 市内ボランティア団体のネットワーク化

災害時においても市内ボランティア団体による救援活動が期待されるが、日頃からこれらの団体相互が顔見知りの関係にあれば、災害時の活動もそのネットワークを生かしたものになる。

そこで、「福祉推進課」は、市社会福祉協議会と連携して、これらの団体のネットワーク化の実現を図っていく。

④ 市内災害救援ボランティアの育成

発災直後の消火活動、救出活動、負傷者の応急手当等を的確に行っていくためには、ボランティアとしてその技能を有する人材の育成が必要である。

自主防災組織を育成・強化するなかで、人材の育成にも努めているが、それ以外にも災害時にボランティアとして個人的に貢献したいという意向を持つ者について組織化・育成を図ることは、地域の安全の一層の向上につながる。

そのため、「防災危機管理課」及び市社会福祉協議会は、こうしたボランティア（市内災害救援ボランティア）の組織化・育成を図っていく。

(3) 専門ボランティア団体の情報把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、本市は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用して情報を事前に把握しておくものとする。

5.2 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知

【福祉推進課】

埼玉県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。

本市は、市民・事業所等に対し、以下の方策をもって埼玉県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。

《方策》

- (1) 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知
- (2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士登録の周知

《内容》

(1) 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知

埼玉県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行い、災害時には、登録を行ったボランティアは、自主的、自発的に災害ボランティア活動を行う。

災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

□災害ボランティアの活動内容

- 一般作業（専門分野を持たずに労働力を提供）
炊き出し、清掃、救援物資の仕分けなど
- 特殊作業
通訳、医療、通信、消防、介護、輸送など
- 災害ボランティアコーディネート業務

また、災害時には、介護や通訳、建物危険度判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、次に示す専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

震災対策編

<第1章 予防計画>

<第3節 市民と行政の協働による防災対策>

□災害救援専門ボランティア（専門分野9部門）

- ① ボランティアコーディネーター
- ② 心のケア
- ③ 乳幼児保育
- ④ 介護
- ⑤ 手話通訳
- ⑥ 外国語通訳
- ⑦ 建物危険度判定
- ⑧ 情報・通信
- ⑨ 土木・建築

上記ボランティア登録制度を市民に普及させるため、市社会福祉協議会にボランティア担当窓口を設け、ボランティア希望者からの問合せの対応や登録あっせん等を行うなど、ボランティア活動体制の整備に努める。

このため、ボランティア担当窓口は、県消防防災課と連絡をとり、円滑にボランティア登録活動が行われるよう情報交換を行う。

(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士登録の周知

埼玉県はボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、震災時には市の要請に基づいて応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

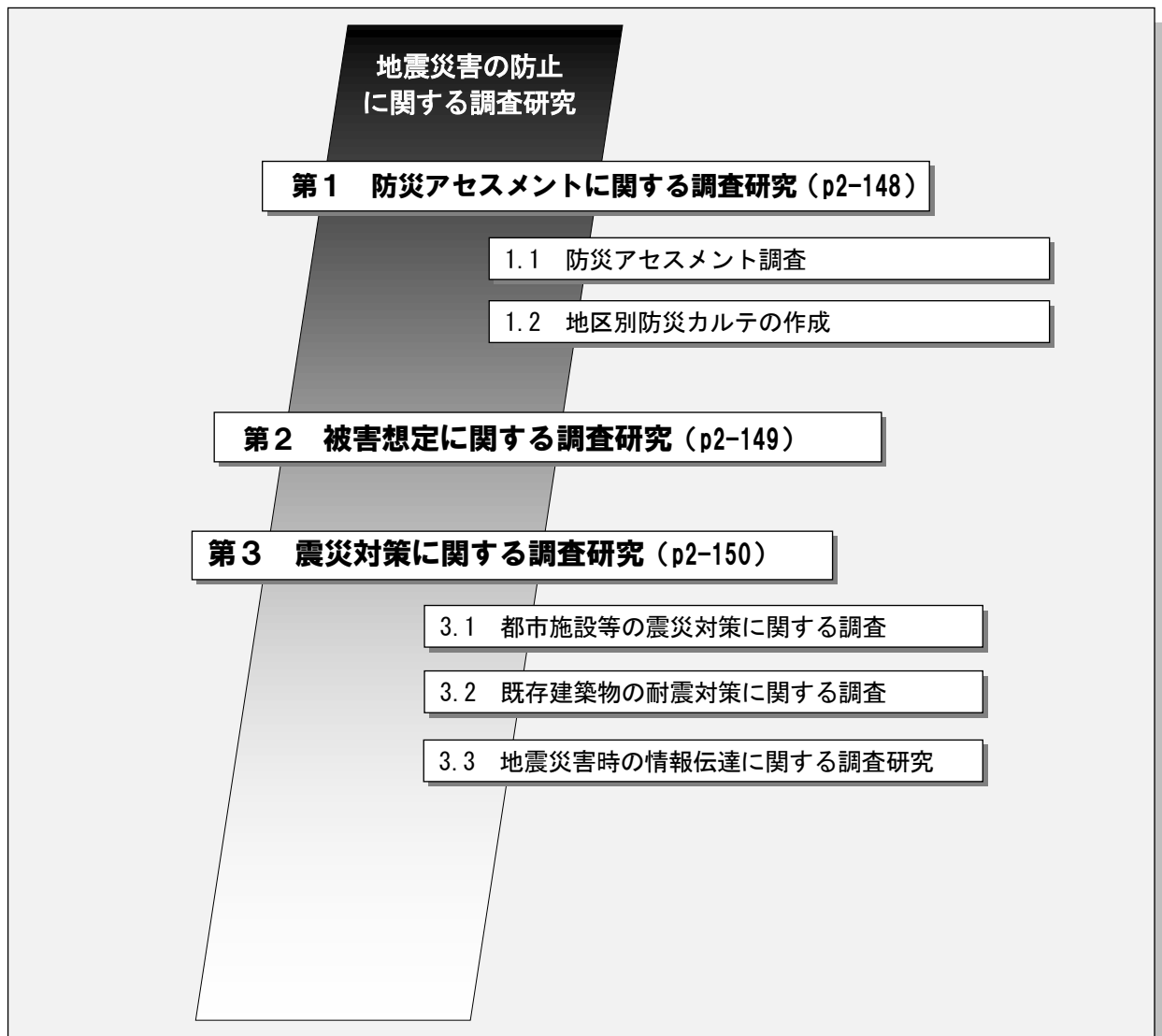
本市は、市民・事業所等に対して周知を図るとともに登録の呼びかけに努める。

第4節 地震災害の防止に関する調査研究

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑である。震災対策を総合的かつ効果的に推進する上で、地震災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究は極めて重要である。

大きな破壊力を有する大地震に対し、災害を発生させない機能、拡大させない機能及び安全の確保を図る機能等を不断に維持することが必要であるため、時代の変化に即した災害波及構造の解析等を実施する必要がある。このため、埼玉県あるいはその他の機関が実施した調査研究の成果を有効に活用する必要がある。

また、震災予防計画の一環として実施する調査研究は、最終的に震災対策に資することを目的としており、したがって、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施することを検討する必要がある。



第1 防災アセスメントに関する調査研究

地震災害を未然に防止し、その被害を軽減するためには、平常時から地域の特性を踏まえつつ、その地域の災害危険性を総合的かつ科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント調査」という。

本市では、平成18年度に防災アセスメント調査を実施しており、今後地震災害に関する調査研究が進み、かつ本市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の再調査を検討する。

1.1 防災アセスメント調査

1.2 地区別防災カルテの作成

1.1 防災アセスメント調査

【防災危機管理課】

防災アセスメント調査においては、以下の事項について検討する。

《方策》

- (1) 災害誘因の検討
- (2) 災害素因の検討
- (3) 災害履歴の検討

《内容》

(1) 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風等）のことをいう。ここでは、地域に影響を及ぼす地震等を抽出・検討する作業を実施する。

(2) 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している防災上の弱点である。ここでは、地域に内在する災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一把握する作業を実施する。災害素因には、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集地、危

険物施設の集中地域等の社会的な要因が挙げられる。

(3) 災害履歴の検討

ここでは、過去に発生した災害を取り上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握する作業を実施する。

《参考》

◆平成18年度本市が実施した防災アセスメント調査の項目

1. はじめに
2. 川越市直下地震の被害想定
3. 地域防災上の課題抽出
4. 川越市住民の防災意識調査
5. 文化財など歴史的建築物の振動特性と耐震の考え方
6. まとめと今後の課題

1.2 地区別防災カルテの作成

【防災危機管理課】

地区別防災カルテとは、防災アセスメント調査で明らかになった地域全体の総合的な災害危険度判定から自治会、学校区等の地域単位で十分活用できるような精度で危険地域や、防災関係施設等を表示した地区別防災地図と、地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成されるものであり、本市は、今後、地区別防災カルテの作成を検討する。

第2 被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するためには、市内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴をできる限り詳細に把握することが必要である。

埼玉県では、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的に行っており、最近では平成25年11月に実施している（「第1編 第4章 第3節 『第1 地震被害想定』」参照）。

震災対策編

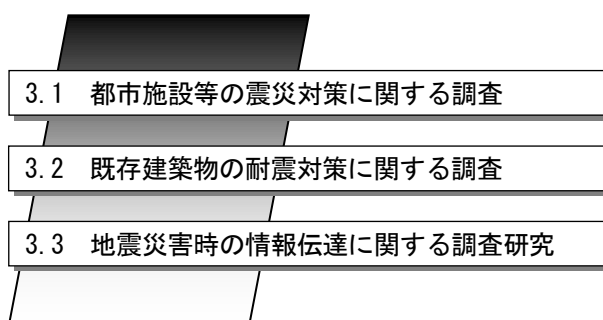
<第1章 予防計画>

<第4節 地震災害の防止に関する調査研究>

第3 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、有効な震災対策を検討するためには、現象を様々な分野から科学的に解明し、その成果を生かしていく必要がある。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例を見れば明らかであり、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるのは何か、被害を最小限に抑える方法は何かを常に調査研究して地震災害の防止策の向上に努めることも重要である。



3.1 都市施設等の震災対策に関する調査

【関係各課】

都市施設は、地震によりその機能が失われた場合、市民の生活や応急対策等に深刻な影響を与える。このため慎重かつ十分な点検調査が必要であり、破壊を防止し、破壊した場合の代替機能の確保等の都市機能の信頼性向上及び迅速な復旧のための調査研究の推進に努める。

3.2 既存建築物の震災対策に関する調査

【関係各課】

住宅等の既存建築物の被害の防止は、人的被害や住居制約の軽減につながる。また、建築物の不燃化により、延焼火災を防止するための延焼遮断機能を確保することも可能になる。このため既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための方策等に関する調査研究の推進に努める。

3.3 地震災害時の情報伝達に関する調査研究

【防災危機管理課】

地震災害時においては、地震情報、被害情報及び対策に関する情報等各種の情報を、行政が被災者を含めた市民へ正確かつ迅速に伝達することが極めて重要である。したがって、地域的、社会的特性を考慮し、災害時の特殊状況下における最も効果的な情報伝達の方法、伝達内容等に関する調査研究及び災害情報システムに関する調査研究の推進に努める。また、地震災害に関する新たな情報である緊急地震速報は、有効活用により地震災害の軽減が期待できることから、その特性を踏まえた伝達方法及び利活用の方策等に関する調査研究の推進に努める。

第2章 震災応急対策計画

大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。県の被害想定調査によると、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、本市の人的被害は死者数が最大で215人、重軽傷者数は1,627人、建物被害は全壊棟数3,361棟、半壊棟数8,070棟と大きな被害が予想されている。

災害対策の第一線に立つ本市としては、多岐・広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。さらに、このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設など、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。

そのため、本市は大規模地震発生後の災害応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、発災初期と救援期とに分けて、次に定める施策を策定する。

震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立（p2-153）

第2節 発災初期における災害応急対策活動（p2-196）

第3節 救援期における災害応急対策活動（p2-304）

第1節 活動体制の確立

本節では、迅速かつ効率的な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。



活動体制の確立

第5 物資・資機材の調達 (p2-172)

- 5.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達
- 5.2 埼玉県からの物資・資機材の調達
- 5.3 物的公用負担

第6 広域応援要請等 (p2-174)

- 6.1 埼玉県への応援要請
- 6.2 他市町村への応援要請
- 6.3 防災関係機関への応援要請
- 6.4 応援の受入れ
- 6.5 職員の派遣要請・あっせん要請
- 6.6 広域応援の実施

第7 自衛隊への災害派遣要請依頼 (p2-181)

- 7.1 自衛隊派遣要請の判断
- 7.2 災害派遣要請要領
- 7.3 自衛隊の自主派遣
- 7.4 派遣部隊の撤収要請
- 7.5 経費の負担区分

第8 ボランティアとの連携 (p2-187)

- 8.1 災害ボランティアセンターの設置
- 8.2 専門ボランティアの振り分け
- 8.3 ボランティアへの支援

第9 災害救助法の適用 (p2-191)

- 9.1 災害救助法の概要
- 9.2 災害救助法の適用及び実施
- 9.3 災害救助法が適用されない場合の措置

第1 配備体制と動員計画

地震災害時における配備体制と動員計画は、次のとおりである。



「配備体制と動員計画」	
事項	担当班
1.1 配備体制 (1) 活動体制及び配備基準 (2) 配備体制の決定手続き	各班（各課）共通
1.2 動員計画 (1) 職員の動員計画 (2) 動員の方法 (3) 出勤職員の把握 (4) 職員の非常心得 (5) 職員及び職員の家族の被災状況の把握等 (6) 職員の健康管理 (7) 災害対策要員のローテーション (8) 公務災害処理	各班（各課）共通 職員班、本部班、保健班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

1.1 配備体制

【各班（各課）共通】

地震発生時には、要員と情報を集中させ迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、次の配備基準に従い応急対策組織を編成する。

(1) 活動体制及び配備基準

本市の活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準〔震災対策〕

体制区分		配備基準	活動内容
監視体制		<ul style="list-style-type: none"> 原則として本市で「震度3」、かつ首都圏で「震度5弱」以上を観測したとき 原則として本市で「震度4」を観測したとき 	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
警戒体制	第1配備	原則として本市で「震度5弱」を観測したとき	軽微な地震被害が発生し、被害の発生に対して、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 上記地震が発生し、災害が発生した場合 「東海地震注意情報」が発表されたとき 	
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 原則として本市で「震度5強」を観測したとき 「警戒宣言」の発令及び「東海地震予知情報」が発表されたとき 	大規模な地震被害の発生に対して、応急対策活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第2配備	原則として本市で「震度6弱以上」を観測したとき	激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策活動を実施する体制

注) 震度は、気象庁から発表されたものとする。

震度6弱以上の揺れが発生した場合、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策などの災害業務を行うものとする。

(2) 配備体制の決定手続き

応急対策組織の配備体制の決定の手続きは、以下のとおりである。

■配備決定の手続き

活動体制	決定手続き
監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

1.2 動員計画

【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】

地震災害時における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 職員の動員計画

活動体制ごとの職員の動員計画については、川越市災害対策本部要綱の別表において定める。

(2) 動員の方法

① 初動期の人員確保

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

合わせて、勤務時間内外によって、次の方法で動員を行うものとする。

② 勤務時間内の職員の動員方法

勤務時間内における職員の動員は、「職員班」がその旨、庁内放送し、各部の動員は部長が行う。

③ 休日・夜間等の職員の動員方法

休日・夜間等における職員の動員は、原則として自主参集とする。

各職員は、ラジオ、テレビ等により本市の震度に関する情報を把握し、職員動員計画に従って自主的に参集する。

ア) 本市の震度が震度4以上の場合

地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。

（ただし、本市が震度3であっても、首都圏で震度5弱以上を観測した場合は、防災体制を立ち上げるものとする。）

イ) 本市の震度が震度6弱以上の場合

全職員が自主参集するものとし、地域防災拠点及び避難場所に配置された職員は地域防災拠点へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。

(3) 出動職員の把握

① 各班の出動職員の把握

各部の部内統括担当班の班長は、部内の職員の出動状況を班別に「出動職員報告書」に取りまとめ、部長に報告のうえ「職員班」に提出する。

『 → 様式2「出動職員報告書」参照 』

② 各部の要員配備の調整

各部長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要な場合（現職員だけでは対策の迅速性が損なわれる場合、職員の負担が大きい場合等）は、部内の各班間で要員を調整する。なおかつ、要員が不足する場合は、「職員班」に要員配備の調整を求め

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

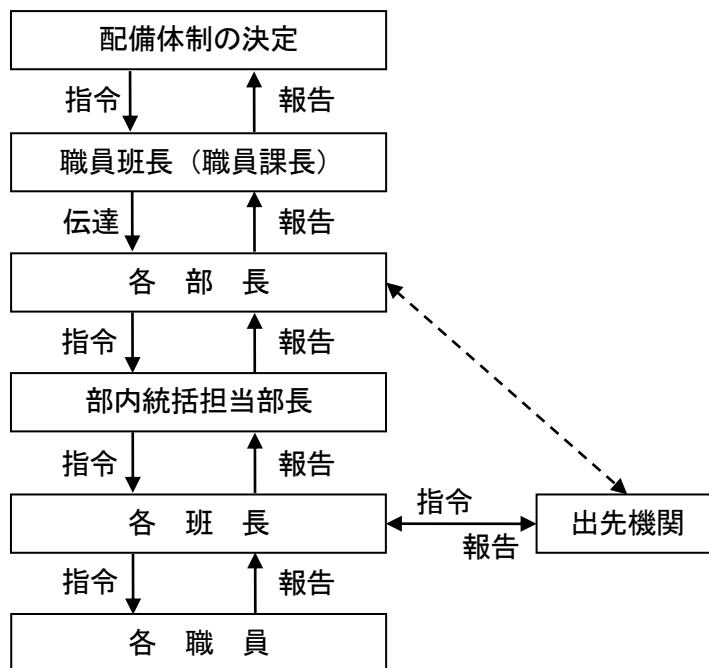
る。

「職員班」は、要員配備の調整を求められた場合には、各部と調整を行う。

③ 現地災害対策本部設置時の要員配備の調整

現地災害対策本部を設置する場合、「職員班」は本部長（市長）の指示により、各部との間で要員配備の調整を行う。

■勤務時間内の職員の動員指令・動員報告の流れ



(4) 職員の非常心得

災害対策本部の職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 職員はあらかじめ定められた配備体制、動員基準、参集場所及び分掌事務を十分に習熟しておくこと。
- ② 非常の際、直ちに参集できるよう所在を明らかにしておき、夜間・休日等であっても、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- ③ 各部の部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるよう体制を整えておくこと。
- ④ 災害のため、緊急に参集する際の服装は、防災服又は活動に適したものとし、必要に応じ、食料、懐中電灯、ラジオ等、その他活動に必要な物を携行すること。
- ⑤ 参集途上において、可能な限り周囲の被害状況及び災害情報を把握し、また人命救助活動などの協力に努め、到着後、「災害発生情報カード」により所属の班長に報告すること。
- ⑥ 交通手段の遮断等により参集することができない場合は、最寄りの避難所等に参集し、所属班長の指示を受けること。
- ⑦ 市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

(5) 職員及び職員の家族の被災状況の把握等

「職員班」は、職員及び職員の家族の被災状況を把握するとともに、勤務時間中に発災した場合においては、職員が家族の安否を確認する手段の確保等の措置を講ずる。

(6) 職員の健康管理

「職員班」は、職員の健康管理及び給食等に必要な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。

また、災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「職員班」は「保健班」に協力を求めて、健康診断の実施や職員用救護所（メンタルケアを含む。）を設置するなどして職員の健康管理に努める。

(7) 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、「本部班」は職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

(8) 公務災害処理

職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、「職員班」は公務災害適用に関する所要の事務を執る。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

第2 災害対策本部の設置・運営

災害対策本部の設置・運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 2.1 災害対策本部の設置
- 2.2 災害対策本部の組織
- 2.3 災害対策本部運営の留意事項

「災害対策本部の設置・運営」	
事 項	担当班
2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、 関係各班
2.2 災害対策本部の組織 (1) 組織の運営 (2) 組織編成 (3) 各部班の分掌事務	各班共通
2.3 災害対策本部運営の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 災害救助法の適用要請 (3) 応援部隊等の受入れ (4) 情報共有	本部班

2.1 災害対策本部の設置

【本部班、職員班、管財輸送班、関係各班】

市長は、本市域で地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本計画及び川越市災害対策本部条例並びに同要綱に基づき、川越市災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ・本市の震度が震度5強以上の地震が発生した場合
- ・相当規模の地震災害が発生した場合
- ・東海地震の警戒宣言が発令された旨の通報を受けた場合
- ・その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害対策本部は市役所本庁舎内に置き、市役所正面玄関に「川越市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、本庁舎が被災し予定した場所に設置できない場合は、地域の災害の状況や施設の被災状況を考慮しながら、付近の公共施設から代替の設置場所を決定し、参集した職員に周知する。

(3) 実施の責任者

災害対策本部長は市長とし、市長が不在の場合は次の順位による。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	上下水道事業管理者

(4) 設置の手順

① 庁舎の被害状況の把握

「管財輸送班」は、市本庁舎（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の被害状況の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を講ずる。災害対策本部の活動に重大な支障があるものについては「本部班」に報告する。

② 職員の被災状況の把握

「職員班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに災害対策本部各部各班（以後、「各部班」という。）から職員の負傷等の状況に関する報告を求め、その結果を「本部班」に報告する。

また、勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者の概況を掌握する。

③ 通信機能の確保

「本部班」は、市防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

④ 備品類の用意

「本部班」は、本部の運営に必要な備品類を用意する。

■災害対策本部に用意すべき備品類

区分	備品類
情報機器類	・有線電話及びファクス ・防災行政無線 ・災害対応用臨時電話 ・庁内放送設備 ・テレビ、ラジオ ・パソコン（インターネット）
事務用品	・複写機 ・ホワイトボード、掲示板 ・筆記用具等事務用品 ・ハンドマイク ・懐中電灯
関係資料	・防災関係機関一覧表 ・災害時の市内応援協力者名簿 ・職員名簿 ・災害処理表その他書類一式 ・被害状況図板、住宅地図及びその他地図類

(5) 閉鎖基準

災害対策本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を閉鎖するものとする。

(6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表

災害対策本部を設置（閉鎖）した場合、直ちにその旨を次のとおり通知・公表する。

■本部設置及び閉鎖の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県消防防災課	県防災行政無線、電話、ファクス	本部班
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班
川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班
議会	電話、ファクス	議会庶務班
報道機関	電話、ファクス	広報班
応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班
市民	市防災行政無線（固定系）	本部班
	市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信	情報処理班

注）国（消防庁）へは、埼玉県に連絡できない場合通知する。

『 → 資料 1.41 「川越市災害対策本部条例」参照 』

『 → 資料 1.42 「川越市災害対策本部要綱」参照 』

『 → 資料 1.43 「川越市災害対策本部運営要領」参照 』

2.2 災害対策本部の組織

【各班共通】

(1) 組織の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

① 本部長（市長）

災害対策本部を総括し、職員を指揮監督する。

② 副本部長（副市長、教育長、上下水道事業管理者）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

③ 本部長（各部局長等）

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

④ 本部付（防災危機管理課長）

各部との連絡、災害関連情報及び各部の応急対策の実施状況に関する情報の収集、本部会議への報告を行う。

⑤ 本部会議

本部長、副本部長、本部長及び本部付をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。本部長は、特に必要があるときは、本部長以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、「本部班」が処理する。

- ・ 震災応急対策の基本方針に関すること
- ・ 動員配備体制に関すること
- ・ 各部班間の調整事項の指示に関すること
- ・ 自衛隊の災害派遣に関すること
- ・ 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること
- ・ 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること
- ・ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

⑥ 総括部（総務部ほか）

当該災害の総括的窓口として、総務部長を長とする「総括部」を設置する。

「総括部」は、「本部班」、「第1～第3特別監視班」、「第1～第13現地調査班」、「管財輸送班」、「情報収集連絡班」、「情報処理班」、「職員班」、「秘書班」及び「広報班」で構成し、おおむね次の事項を処理する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

- ・災害対策本部体制の確立に関する事。
- ・埼玉県、他市町村、自衛隊への応援要請（派遣要請）に関する事。
- ・災害救助法の適用基準に関する事。
- ・避難勧告、指示、警戒区域の設定に関する事。
- ・地震情報の収集・伝達に関する事。
- ・災害情報の収集・伝達・共有化に関する事。
- ・市民からの通報・問合せの処理に関する事。

⑦ 現地災害対策本部

被害が激甚な地区に必要なに応じて設置し、現地情報の総合的集約等災害応急対策の推進に資する。要員配備については、本部長がその都度決定する。

⑧ 各部班

各部班ごとに定められた「分掌事務（別添・資料集参照）」に従って災害応急対策を遂行する。

⑨ 災害対策連絡会議

防災関係機関、団体との間の連絡調整を図るため、必要に応じて開催する。
災害対策連絡会議の庶務は、「本部班」が処理する。

(2) 組織編成

災害対策本部の組織編成は、「川越市災害対策本部要綱」（別添・資料集参照）のとおりである。

(3) 各部班の分掌事務

各部班の分掌事務を、各部ごとに「発災初期」及び「救援期、復旧・復興期」に分けて別添・資料集に示す。（川越市災害対策本部要綱参照）

なお、応急対策の流れの中で発災初期の目安としては、発災に伴う災害情報の収集、被災住民への避難支援活動、救急・救助活動を主体とした活動時期とし、救援期及び復旧・復興期の目安としては、救急・救助活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動の時期と位置付けられる。

2.3 災害対策本部運営の留意事項

【本部班】

(1) 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにもかかわらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(2) 災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市内の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに埼玉県知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。

(3) 応援部隊等の受入れ

大規模災害の場合は、本市の防災体制だけでは応急対策の全てには対応できないことも予想されるため、自衛隊、埼玉県、近隣市町等に応援を要請することとなる。また、市内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、関係各部班は、これらの応援部隊が円滑な活動ができるよう、受入れ体制を整える。

(4) 情報共有

災害対策本部の各班は、収集した情報を速やかに情報収集連絡班に報告する。情報収集連絡班は取りまとめた情報を一元管理し、適宜、各班に伝達し、庁内における情報の共有化を図る。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

第3 情報通信手段の確保

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。

3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段
3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段
3.3 通信施設の復旧対策

「通信手段の確保」	
事項	担当班
3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段 (1) 市防災行政無線（移動系） (2) 災害時優先電話 (3) 消防無線	本部班、 情報収集連絡班 消防組合
3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 埼玉県との通信手段 (2) 防災関係機関との通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 (4) 他団体への協力要請通信手段 (5) 非常通信（非常無線）の利用	本部班 情報処理班
3.3 通信施設の復旧対策	本部班、情報処理班、 管財輸送班

3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段

【本部班、情報収集連絡班、消防組合】

災害対策本部組織内の情報通信手段は、加入電話、庁内電話のほか、市防災行政無線（移動系）を利用する。なお、これらの通信手段が使用できない場合は、アマチュア無線の活用、あるいは道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し、迅速に情報を伝達する。

(1) 市防災行政無線（移動系）

防災行政無線（移動系）は、本庁、地域防災拠点となる市民センター、道路管理事務所及び消防組合に設置され、相互通話が可能である。

「本部班」は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。補助的な手段として、市防災行政無線（固定系）による一斉伝達も行うこととし、各部班は固定系からの情報にも十分注意するものとする。

(2) 災害時優先電話

避難所との通信手段は有線を主体とし、災害時優先電話等を有効に活用する。

(3) 消防無線

消防局、消防署、分署、消防団間の情報通信手段としては、消防無線を適切に活用するものとし、消防組合は必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。

3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段

【本部班、情報処理班】

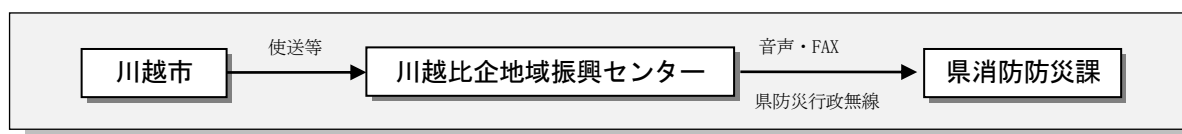
(1) 埼玉県との通信手段

埼玉県との通信手段は、地域衛星通信ネットワーク、県防災行政無線とする。

これらのルートが使用できない場合には、次に示す他団体・他機関の通信回線を利用する非常通信（地方通信）ルートを活用する。

① 非常通信ルート（第1経路）

最寄りの県防災行政無線が利用できる機関を利用するルート



② 非常通信ルート（第2経路）

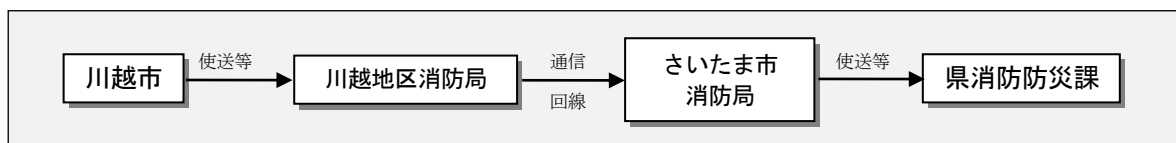
最寄りの他団体・他機関（消防・警察・電力機関等）を利用するルート（複数路作成する。）

震災対策編

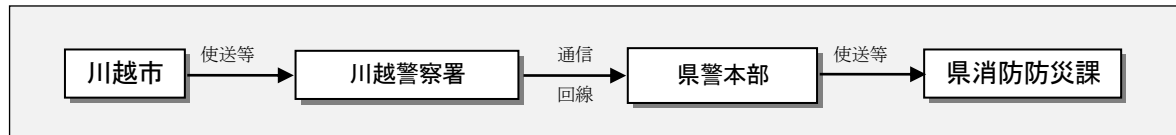
<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

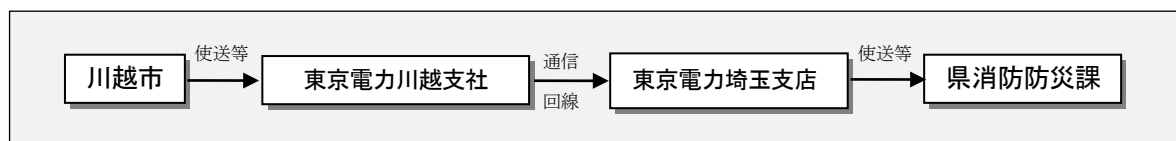
■消防機関ルート



■警察機関ルート



■東京電力ルート



(2) 防災関係機関との通信手段

本市と防災関係機関との通信手段は、有線電話、防災行政無線、災害応急復旧用無線電話等を使用して通信連絡を実施する。

(3) 非常電話及び緊急通話等の利用

本市及び防災関係機関は、電気通信事業法に基づき、非常電話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用する。

① 非常通話及び非常電報

非常通話及び非常電報は、災害予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互において実施するものとする。

② 緊急通話及び緊急電報

緊急通話及び緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する内容とするものであり、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係のある機関との間又はこれらの機関相互において実施するものとする。

③ 非常通話・緊急通話の要領

本市における非常通話及び緊急通話の要領は、次のとおりである。

- ・NTT（102）を呼び出し、通話の種類（非常か緊急）と内容を伝え、市役所の登録番号（224-8839）を伝える。
- ・相手方の電話番号を伝える。

注) 102 番のサービスは、平成 27 年 7 月 31 日をもって終了となる。

(4) 他団体への協力要請通信手段

有線電話が途絶した場合など、他の情報伝達手段を活用することが困難な場合、アマチュア無線及びタクシー無線の協力を得るものとし、このため市にもアマチュア無線局を設置して災害情報の収集に努める。

(5) 非常通信（非常無線）の利用

地震災害時に有線や防災行政無線が途絶した場合は、電波法の規定に基づき関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設（警察無線、消防無線等）を利用した非常無線を利用することができる。

3.3 通信施設の復旧対策

【本部班、情報処理班、管財輸送班】

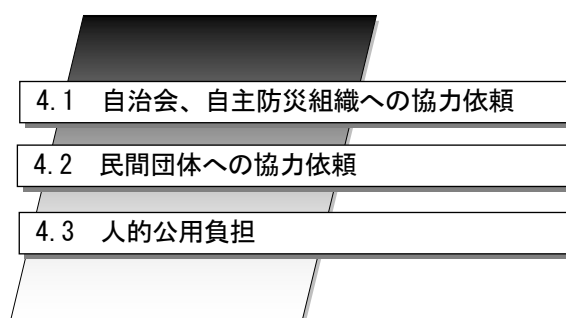
災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施して通信を確保する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

第4 民間への協力依頼等



「民間への協力依頼等」	
事項	担当班
4.1 自治会、自主防災組織への協力依頼	関係各班
4.2 民間団体への協力依頼	関係各班
4.3 人的公用負担	本部班、職員班

4.1 自治会、自主防災組織への協力依頼

【関係各班】

各班は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、自主防災組織（自主防災組織が組織されていない地区については自治会）に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

自治会、自主防災組織への依頼事項を、次に例示する。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ・炊き出し支援 | ・給水支援（給水拠点の補助、要配慮者の補助等） |
| ・救援物資の仕分け・運搬・配布 | ・安否の確認 |
| ・避難所での避難者カードの作成 | ・避難所での情報伝達 |
| ・広報紙、ビラの配布・貼付 等 | |

4.2 民間団体への協力依頼

【関係各班】

各班は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、川越市建設産業団体連合会、いるま野農業協同組合、商工業関係団体等に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

4.3 人的公用負担（災対法第 65 条等）

【本部班、職員班】

市の地域に係る災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災対法第 65 条）。各班は必要に応じて「本部班」にその旨を伝え、手続き関係は「職員班」が処理するものとする。

■ 従事命令

執行者	命令対象の作業	対象者	根拠法規
市長又は警察官	災害応急対策作業(全般)	市民又は災害現場にある者	災対法第 65 条
消防吏員又は消防団員	消防作業	災害現場付近にある者	消防法第 29 条第 5 項

□ 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（災対法第 84 条第 1 項の内容）

市長又は警察官が、従事命令及び警戒区域の設定のため市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、本市の非常勤消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより、その者、又はその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

第5 物資・資機材の調達

5.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達

5.2 埼玉県からの物資・資機材の調達

5.3 物的公用負担

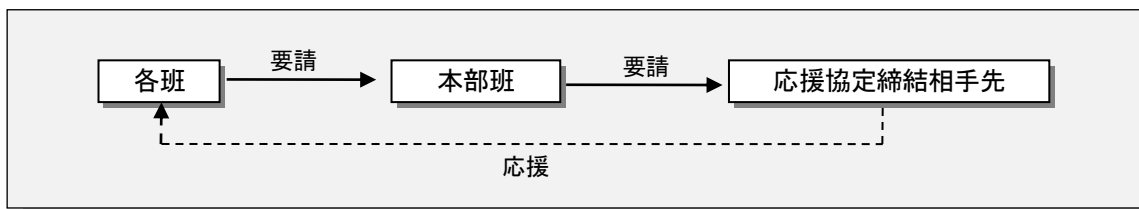
「物資、資機材の調達」	
事項	担当班
5.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達	関係各班、本部班
5.2 埼玉県からの物資・資機材の調達	関係各班、本部班
5.3 物的公用負担	関係各班

5.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達

【関係各班、本部班】

各班が災害時応援協定に基づく物資・資機材の応援を求める場合は、「本部班」を介して協定の相手先に要請する。

■ 調達要請の手順



5.2 埼玉県からの物資・資機材の調達

【関係各班、本部班】

各班が埼玉県から物資・資機材の調達を図る場合は、原則として各班が「本部班」へ調達情報を伝達し、「本部班」から埼玉県の現地対策本部である川越比企地域振興センターへ要請し、調達する。ただし、川越比企地域振興センターへの通信が途絶した場合は、県消防防災課へ連絡し、調達する。なお、埼玉県への連絡先については、「■埼玉県への連絡先」(p2-182)参照のこと。

5.3 物的公用負担（災対法第64条）

【関係各班】

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、災対法第64条等に基づき必要な物資等を確保する。

■ 工作物の使用等

執行者	命令の内容	対象者	根拠法規
市長	① 土地、建物及び工作物の一時使用 ② 土石、竹木の使用及び収用 ③ 災害を受けた工作物及び物件で応急措置に支障となるものの除去	占有者 所有者	災対法 第64条

『 → 様式3「公用負担命令票」参照 』

□ 損失補償（災対法第82条第1項の内容）

市長は、上記①から③により市長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

第6 広域応援等

市長は、地震の規模や初動活動により収集された災害情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、埼玉県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

6.1 埼玉県への応援要請
6.2 他市町村への応援要請
6.3 防災関係機関への応援要請
6.4 応援の受入れ
6.5 職員の派遣要請・あっせん要請
6.6 広域応援の実施

「広域応援要請等」	
事項	担当班
6.1 埼玉県への応援要請	本部班
6.2 他市町村への応援要請 (1) 災害時応援協定締結市町村に対する応援要請 (2) 災対法第67条に基づく応援の要求 (3) 消防相互応援協定に基づく応援要請	本部班、 消防組合
6.3 防災関係機関への応援要請 (1) 防災関係機関の責務 (2) 活動体制	本部班
6.4 応援の受入れ (1) 連絡体制の確保 (2) 応援隊の受入れ体制の整備	職員班、 関係各班
6.5 職員の派遣要請・あっせん要請 (1) 趣旨 (2) 手続き	職員班、 関係各班
6.6 広域応援の実施	関係各班

6.1 埼玉県への応援要請

【本部班】

市長は、埼玉県知事又は指定地方行政機関に応援又はあつせんを求める必要があると判断した場合、「本部班」は、埼玉県に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって速やかに要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

■要請先

勤務時間内	<input type="checkbox"/> 県危機管理防災部消防防災課 Tel 048-830-8181 Fax 048-830-8159 防災行政無線 6-8181
勤務時間外	<input type="checkbox"/> 県危機管理防災部当直 Tel 048-830-8111 Fax 048-830-8119 防災行政無線 6-8111

■要請事項

要請内容	事項	備考
埼玉県への応援要請又は応急措置の実施要請	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況 ・応援（応急措置の実施）を要請する理由 ・応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量 ・応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ・応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ・その他の必要事項 	災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請を求める場合	「本節『第 7 自衛隊への災害派遣要請依頼』」参照	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関又は他都道府県の職員の派遣のあつせんを求める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣あつせんを求める理由 ・派遣あつせんを求める職員の職種別人員数 ・派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他の勤務条件 ・その他参考となるべき事項 	災対法第 30 条 地方自治法 第 252 条の 17
埼玉県を通して報道機関に放送要請を求める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・放送要請の理由 ・放送事項（希望する放送日時及び送信系統、その他必要事項） 	災対法第 57 条 ※市から報道機関への放送要請は、原則として県を介する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

6.2 他市町村への応援要請

【本部班、消防組合】

(1) 災害時応援協定締結市町村に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町村に対し、以下の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、「本部班」が処理することとし、応援が必要と判断した各部署は「本部班」にその旨を申し出る。

- ・災害の状況及び応援を求める理由
- ・応援を必要とする人員、物資等
- ・応援を必要とする場所、期間
- ・応援を必要とする活動内容
- ・通行可能経路
- ・応援の受け入れ地
- ・その他応援に関し必要な事項

■災害時応援協定締結市町の連絡先一覧

協定都市名	連絡担当課	TEL	FAX	備考
群馬県高崎市	総務部庶務課	027-321-1111 (ダイヤル) 027-321-1206	027-321-1190	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.6 参照)
さいたま市	総務局 危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978	災害時の避難場所相互利用に関する協定 (資料 1.7 参照)
坂戸市	総務部庶務課	049-283-1331	049-283-3903	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.8 参照)
鶴ヶ島市	市民生活部 安心安全推進課	049-271-1111	049-271-1190	
日高市	総務部総務課	042-989-2111	042-989-2316	
川島町	総務課	049-297-1811	049-297-6058	
毛呂山町	総務課	049-295-2112	049-295-0771	
越生町	総務課	049-292-3121	049-292-5400	
福島県棚倉町	住民課	0247-33-2116	0247-33-3715	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.9 参照)
東京都八王子市	生活安全部防災課	042-620-7207	042-621-1298	災害時における相互応援に関する協定(資料 1.11 参照)
中核市	—	—	—	中核市災害相互応援協定締結市 (資料 1.12 参照)

注) 「中核市」の場合は幹事市が持ち回りのため連絡先を記載していない。

□災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定による応援要請

埼玉県内全市町村で平成 19 年 5 月 1 日に締結した「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」により、県内の市町村間における応援要請を行う。
また、複数の市町村に応援を要請する場合は、県へ応援要請の依頼を行う。

『 → 資料 1.14 「災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定」参照 』

(2) 災対法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町を除く。）

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く。）に対し、次の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、「本部班」が処理することとし、応援が必要と判断した各部班は「本部班」にその旨を申し出る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 応援を求める理由・ 応援を必要とする人員、物資等・ 応援を必要とする場所、期間・ 応援を必要とする活動内容・ 応援の受入れ地・ その他応援に関し必要な事項 |
|--|

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

「本章 第2節 第5 消防活動 『5.3 応援部隊の要請』」に定める。

6.3 防災関係機関への応援要請

【本部班】

市は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関と連携し被害の軽減に努める。

(1) 防災関係機関の責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 活動体制

① 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務基準を定めておく。

② 職員の派遣

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のために必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

6.4 応援の受入れ

【職員班、関係各班】

(1) 連絡体制の確保

市は、埼玉県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、総括的な連絡窓口を「職員班」に設ける。

「職員班」は、応援隊の派遣が決定した場合は、当該応援隊の人数、到着日時等必要な事項を「本部班」及び応援を受け入れる各班に対し速やかに連絡する。

(2) 応援隊の受入れ体制の整備

応援を受け入れる各班は、埼玉県や市町村等からの応援隊の派遣が決定した場合、次に示す受入れ体制を整える。

なお、他市町村から派遣協力があった場合には、「職員班」で受け付けた後に各班にあっせゅんする。各班で派遣職員を受け入れる場合には、同様の受入れ体制を整えるとともに、協力活動の状況を把握する。

① 連絡責任者の指定

応援を受け入れる各班は、応援隊及び「職員班」との窓口となる連絡責任者を指定する。

② 活動の調整

作業計画の策定及び応援活動の調整は、各部の連絡責任者が窓口となって行う。

③ 資機材の確保

応援を受け入れる各班は、応援隊の活動内容に応じて必要な資機材を確保する。

④ 受入れ拠点の指定

「本部班」は、上記の応援を受け入れる場合、公園等を受入れ拠点として確保するとともに、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、埼玉県等に協力を求めて確保するものとする。

⑤ 経費の負担

災害時の応援協定に関する経費負担については次のとおりである。

■災害時応援協定における経費負担（その1）

協定名	協定都市名	備考
災害時における相互応援に関する協定	群馬県高崎市	・職員の派遣に関する経費は、応援を行う市が負担する。 ・応援物資の調達その他の応援に要する経費は、応援を受ける市が負担する。
災害時における相互応援に関する協定	坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町	・職員の派遣に関する経費は、応援を行う市町が負担する。 ・救援物資の調達、その他の応援に要する経費は、応援を受ける市町の負担とする。
災害時における相互応援に関する協定	福島県棚倉町	・職員の派遣に関する経費は、応援を行う者が負担する。 ・救援物資その他応援に要する経費は、応援を受ける者の負担とする。
災害時の避難場所相互利用に関する協定	さいたま市	・避難場所を管理する市が、避難市民が居住する市に経費を請求できる。

■災害時応援協定における経費負担（その2）

協定名	協定都市名	備考
災害時における相互 応援に関する協定	東京都八王子市	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として被災市の負担とする。 ・ただし、応援のための派遣職員にかかる経費は、応援要請を受けた市の負担とする。
中核市災害相互応援 協定	中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等の購入費及び輸送費、車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費は応援要請市の負担とする。 ・応援のための派遣職員にかかる経費は、応援市の負担とする。 ・それ以外の応援業務に要する費用については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

6.5 職員の派遣要請・あっせん要請（災対法第29条、第30条、地方自治法第252条の17）

【職員班、関係各班】

(1) 趣旨

「職員班」は、災害応急対策又は災害復旧のため市長等が必要があると認めたときに、指定地方行政機関の長、埼玉県知事に対して、主として長期にわたる身分の異動を伴う職員の派遣・あっせんに要請するものである。

(2) 手続き

各部からの要請を踏まえ、「職員班」が市長の承認を得て派遣要請・あっせん要請を行う。なお、費用等については、法に基づく。

6.6 広域応援の実施

【関係各班】

市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、災害対策基本法及び相互応援協定に基づき、次の物的・人的応援を迅速・的確に実施する。また、県が行う広域応援活動に協力するものとする。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

□実施事項

○応急対策活動

- ・ 県後方応援本部が実施する応援活動への協力
- ・ 緊急消防援助隊の派遣
- ・ 活動拠点等における救出救助活動
- ・ 広域応援要員の派遣
- ・ 広域一時滞在者の受入れ（「本編 第2章 第2節 『12. 6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ』）参照。）
- ・ 被災市町村のがれき処理への協力
- ・ 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

○復旧・復興

- ・ 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）
- ・ ライフライン施設の復旧活動支援
- ・ 他市町村からの火葬依頼への対応
- ・ 空き工場・作業場の情報提供、斡旋の協力
- ・ 被災者の生活支援
- ・ 政府の災害対応及び業務継続の支援

第7 自衛隊への災害派遣要請依頼

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。



「自衛隊への災害派遣要請依頼」	
事項	担当班
7.1 自衛隊派遣要請の判断	本部班
7.2 災害派遣要請要領 (1) 担当部署 (2) 依頼方法 (3) 災害派遣要請の範囲 (4) 派遣部隊等の受入れ	本部班
7.3 自衛隊の自主派遣	—
7.4 派遣部隊の撤収要請 (1) 市長から埼玉県知事への撤収依頼 (2) 撤収を依頼する際の留意事項	本部班
7.5 経費の負担区分	財政班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

7.1 自衛隊派遣要請の判断

【本部班】

市長（本部長）は、地震災害の規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、人命又は財産の保全のための災害応急対策、又は災害復旧等を実施することが困難であると判断した場合、法律等に基づき、速やかに埼玉県知事へ自衛隊の派遣を要請する。

7.2 災害派遣要請要領

【本部班】

(1) 担当部署

自衛隊の災害派遣要請依頼に関する手続きは、「本部班」が担当する。

(2) 依頼方法

市長（本部長）が埼玉県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、埼玉県知事に要請を依頼する時間がないときは、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行う。

『 → 資料 2.20 「自衛隊への連絡先」参照 』

『 → 様式 4 「自衛隊の災害派遣要請書」参照 』

■時間帯による埼玉県への連絡先

勤務時間内	危機管理課（危機管理担当） Tel 048-830-8131 Fax 048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直 Tel 048-830-8111 Fax 048-830-8119

■埼玉県への依頼要領

提出先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課
提出部数	3部
記載事項	○災害の状況及び派遣を要請する事由 ○派遣を必要とする期間 ○派遣を希望する区域と活動内容 ○その他参考となるべき事項 (注) 特別救護要請の場合は、次のとおりとする。 ・要請者 ・要請内容 事由（目的） 派遣希望時期又は期間 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容 (輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示) 患者の付添、医者の有無、その他参考となる事項

(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のために必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

■自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積み込み及び運搬
消防活動	消防活動利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等 交通路上の 障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)
診察、防疫、病虫害 防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の 緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
炊飯・給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救援物資の 無償貸付 又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
交通対策の支援	自衛隊車両の通行がふくそうする地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

(4) 派遣部隊等の受入れ

市長(本部長)は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受け入れの体制を整える。

① 受入れ準備

「本部班」は、埼玉県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

□競合重複の排除

市は、自衛隊と他の防災関係機関の活動が競合重複せず、最も効率的となるよう調整のうえ、作業分担を行う。

□作業計画及び資材の準備

市は、部隊到着後速やかに活動を開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画を立てておく。

また、作業実施に必要な資材等を確保し、諸作業に関係する管理者等の了解を取る。

さらに、自衛隊の活動が円滑にできるよう、常に関係情報を収集し、作業実施に必要な十分な資料（現場の地図等）を準備する。

作業計画に明示すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ・作業箇所（地区）及び作業内容
- ・作業の優先順位
- ・作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ・派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

② 派遣部隊の受入に関する具体的措置

市は、派遣部隊の活動が十分に達成できるように、次の措置を行う。

□本部事務所（連絡場所）の設置

派遣部隊の本部となる場所を設け、自衛隊及び埼玉県に連絡する。

□宿泊施設の提供

派遣部隊の宿泊施設を確保し、あるいは野営場所を準備する。この際、資材置き場や駐車場（車1台の基準3m×8m）を合わせて確保するとともに、必要に応じて臨時電話を設置するように努める。

■派遣部隊の受入れ場所

区分	施設名	所在地	面積(m ²)	備考
本部事務所	市役所	元町 1-3-1	—	市の防災中枢拠点
宿営地及び ヘリコプター発着地	川越(水上)公園	大字池辺 880	396,000	市の指定避難場所
	川越運動公園	大字下老袋 388-1	135,000	市の指定避難場所

《参考》

◆阪神・淡路大震災での自衛隊の活動拠点の例

○第10師団・第6施設群の指揮所・宿営地

- ・神戸市東灘区六甲アイランド

面積 52,650 m²、人員約 1,300 人、車両 146 両、天幕数 255 張

○第13師団の指揮所・宿営地

- ・神戸市北区しあわせの村

面積 30,780 m²、人員約 2,900 人、車両 64 両、天幕数 277 張

□協議体制の確立

作業計画に基づき、現場指揮官と協議を行う。必要に応じ、地図、略図等を提供する。また、作業地区ごとに連絡員を定める。

□埼玉県への報告

「本部班」は、派遣部隊の到着後次の事項を埼玉県に報告するとともに、必要に応じて随時埼玉県に報告する。

- ・派遣部隊の長の官職氏名
- ・隊員数
- ・到着日時
- ・従事している作業内容及び進捗状況

7.3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、埼玉県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに埼玉県知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- ・大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- ・通信の途絶等により埼玉県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- ・地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

7.4 派遣部隊の撤収要請

【本部班】

(1) 市長から埼玉県知事への撤収依頼

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要が無くなったときは、速やかに埼玉県知事に対して自衛隊の撤収を依頼する。

(2) 撤収を依頼する際の留意事項

① 撤収日時等の協議

市は、消防機関及び自衛隊派遣部隊の責任者等と協議のうえ、撤収日時等を決定する（時刻までの調整を含む）。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

② 埼玉県への連絡

市は、撤収日時等が決定次第、埼玉県に連絡をする。連絡は、まず電話での連絡の後、文書にて依頼する。

『 → 様式5「自衛隊災害派遣部隊撤収要請書」参照 』

7.5 経費の負担区分

【財政班】

災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は、原則として防衛省の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

また、区分を定めにくいものについては、市と派遣部隊が協議のうえ決定する。

なお、多数の市町村が同時に自衛隊の災害派遣を受けた場合は、まず、埼玉県と派遣部隊との間で経費負担に関する協定を交わした上で、各市町村の負担分については、埼玉県と市町村間の協議により決定する。

□市町村が負担する経費例

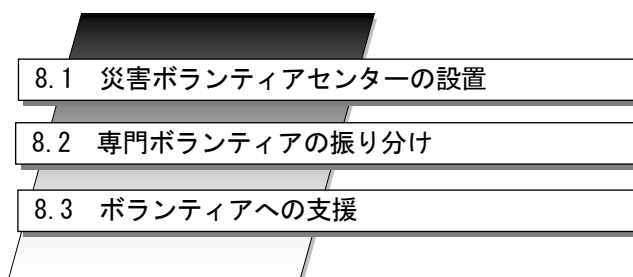
- ・派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ・派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

□派遣部隊が負担する経費例

- ・派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費
- ・写真用消耗品

第8 ボランティアとの連携

「福祉班」は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。



「ボランティアとの連携」	
事項	担当班
8.1 災害ボランティアセンターの設置	福祉班
8.2 専門ボランティアの振り分け	福祉班 関係各班
8.3 ボランティアへの支援 (1) 情報提供 (2) 資機材等物品、車両の貸与 (3) 活動拠点の支援 (4) 健康管理への支援 (5) 防災ボランティア災害保険への加入手続き	福祉班 保健班 医療班

震災対策編

<第2章 応急対策>

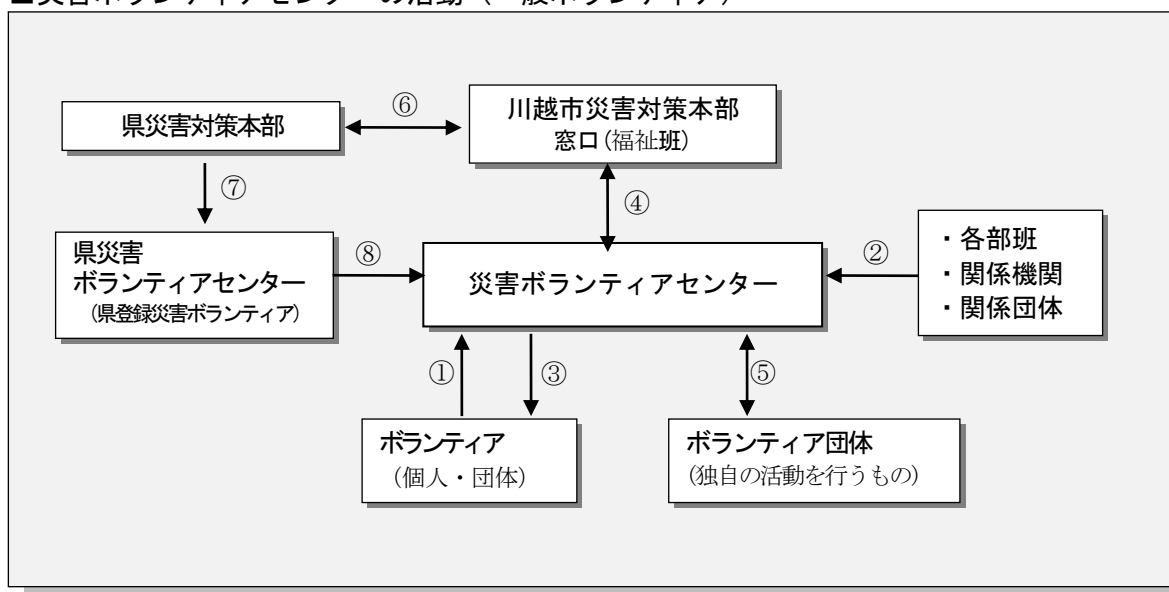
<第1節 活動体制の確立>

8.1 災害ボランティアセンターの設置

【福祉班】

「福祉班」は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを開設して、ボランティアの受け付けを行う。

■災害ボランティアセンターの活動（一般ボランティア）



注) ①：ボランティアとの連携の窓口は災害ボランティアセンターとし、社会福祉協議会内に設置し、②～⑥の活動を行う。

②：災害ボランティアセンターは、各部班、関係機関及び関係団体からボランティアに協力を求める事項を受け付ける。各部班、関係機関及び関係団体は、次の事項を災害ボランティアセンターに伝達し、協力を求める。

・活動内容	・活動期間	・必要な人数、技能等、
・必要な資機材	・集合先	・連絡先

③：災害ボランティアセンターは、一般ボランティア（個人、団体）からの協力の申し出を受け付け、②をもとに協力依頼事項を紹介する。また、ボランティア受入れ名簿を作成する。

④：災害ボランティアセンターは、ボランティアの拠点等ボランティアの支援に関し、市側の窓口となる「福祉班」と協議する。

⑤：災害ボランティアセンターは、市内で独自に活動を行っているボランティア団体の把握を行い、当該団体との意思疎通を図るため、適時情報交換を行う。

⑥：市災害対策本部は、県災害対策本部と連絡を密にし、情報交換やボランティアの確保要請等を行う。

⑦：県災害対策本部は、市災害対策本部の要請に応じて、県災害ボランティアセンターに対してボランティアの派遣を要請する。

⑧：県災害ボランティアを受け入れる。

『 → 様式6「ボランティア受入れ名簿」参照 』

8.2 専門ボランティアの振り分け

【福祉班、関係各班】

災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門性を考慮して管轄する活動窓口ごとにボランティアの振り分けを行う。

専門ボランティアAに対しては、各所管において参加申込みの受け付け及び登録を実施し、専門ボランティアB及び一般ボランティアに対しては、災害ボランティアセンターにおいて参加申込みの受け付け及び登録を実施する。

□災害ボランティアセンターの設置場所

災害ボランティアセンターは、市ボランティアセンター（社会福祉協議会）に設置する。

■ボランティアの種別と登録窓口

種別	資格・機能	登録窓口
専門ボランティアA	特殊な資格、職能を有している者 ・ 医師、看護師 ・ 応急危険度判定士 ・ 被災宅地危険度判定士	各所管
専門ボランティアB	資格、職能を有している者 ・ アマチュア無線技士 ・ 大型運転免許所有者 ・ オペレーター ・ 外国語通訳、手話通訳 ・ 建設作業員、その他	災害 ボランティアセンター （社会福祉協議会）
一般ボランティア （個人・団体を含む）	上記の資格、職能を有していない者	

□災害ボランティアセンターの役割

- ・ ボランティアコーディネーターの確保
- ・ ボランティアの登録、名簿作成
- ・ ボランティアの証明書、名札の発行
- ・ ボランティアの宿泊場の確保、あっせん
- ・ ボランティアの派遣先、内容、人数・配置、派遣機関等の総合調整
- ・ 被災地、避難所におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- ・ 埼玉県、社会福祉協議会、民間ボランティア団体との連絡調整

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

8.3 ボランティアへの支援

【福祉班、保健班、医療班】

(1) 情報提供

各部班は、ボランティアから情報の提供を求められた場合、積極的に協力する。
「福祉班」は、その連絡調整窓口となる。

(2) 資機材等物品、車両の貸与

各部班は、ボランティアから物品等の貸与を求められた場合、積極的に協力する。
「福祉班」は、その連絡調整窓口となる。

(3) 活動拠点の支援

「福祉班」は、災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの活動拠点の確保に努める。

(4) 健康管理への支援

「福祉班」は、ボランティアの健康保持を支援するため、「保健班」と連携し、健康管理のための情報提供を行う。

また、「医療班」は、医療救護チームを定期的に災害ボランティアセンターに巡回させるなどして健康管理（メンタルケアを含む）を支援する。

(5) 防災ボランティア災害保険への加入手続き

災害ボランティアセンターは、災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの防災ボランティア災害保険への加入の手続きを行うため、ボランティア受入れ名簿を作成し、「福祉班」に被災後1月単位で報告する。報告を受けた「福祉班」は埼玉県に報告する。

第9 災害救助法の適用

災害により被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を埼玉県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

9.1 災害救助法の概要
9.2 災害救助法の適用及び実施
9.3 災害救助法が適用されない場合の措置

「災害救助法の適用」	
事項	担当班
9.1 災害救助法の概要 (1) 救助の実施機関 (2) 救助の種類 (3) 救助の実施者 (4) 費用	本部班、 福祉班、 関係各班
9.2 災害救助法の適用及び実施 (1) 適用・実施の流れ (2) 適用基準 (3) 被災世帯の算定 (4) 滅失住家の判定基準 (5) 埼玉県への報告 (6) 追加委任された場合の対応	本部班、 福祉班、 関係各班
9.3 災害救助法が適用されない場合の措置	関係各班

9.1 災害救助法の概要

【本部班、福祉班、関係各班】

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- ・ 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 被災住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第30条）とされている。

救助の種類と実施者は、「■救助の種類と実施者」（p2-193参照）に示すとおりである。

なお、応急仮設住宅の建設、医療・助産についても市長に委任することができるとしている。

(4) 費用

救助にかかる費用の負担は、災害救助法に基づく救助の費用については埼玉県が負担（救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を埼玉県知事に申請する。）し、その他の費用については市が負担する。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難場所の設置及び収容	7日以内	市
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産救助	14日以内 (但し、助産は分娩した日から7日以内)	県及び日赤県支部
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
仮設住宅の建設	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する	対象者、敷地の選定は市長
住宅応急修理	災害発生の日から1月以内に完了する	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

9.2 災害救助法の適用及び実施

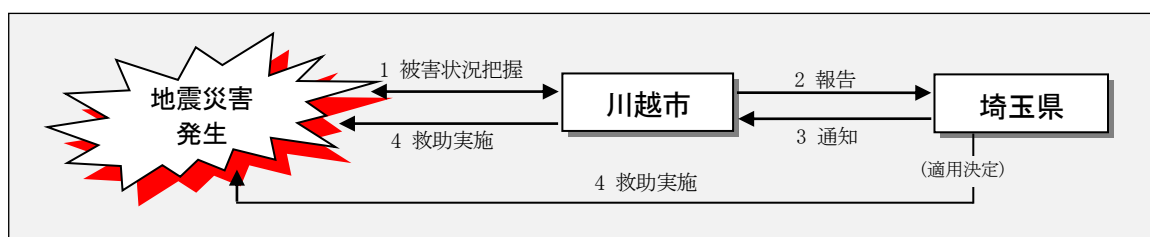
【本部班、福祉班、関係各班】

災害救助法による救助は、本市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

① 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め埼玉県知事に報告する。埼玉県知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



震災対策編

<第2章 応急対策>

<第1節 活動体制の確立>

② 災害事態が急迫している場合

- ア) 災害の事態が急迫して、埼玉県知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。
- イ) この場合は、直ちにその状況を埼玉県知事に報告し、その後の措置について埼玉県知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、市の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■川越市の災害救助法適用基準

①	本市における住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯数が 150 世帯以上の場合
②	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯数が 150 世帯に達しない場合でも、埼玉県下で 2,500 世帯以上で、しかも、本市における滅失住家の世帯数が 75 世帯数以上の場合
③	埼玉県下の滅失住家の世帯数が 12,000 世帯以上で、しかも、本市における被災世帯が多数（滅失世帯数が 75 世帯に達していないが、救助が必要な程度の被害）の場合
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合（住家の被害には関係なく、直接多数の者の生命又は身体に危害を及ぼす事故等）

注) 基準 ④、⑤ については、これまで次のような災害について適用の例がある。

- ・船舶の沈没又は交通事故により多数の者が死傷した場合
- ・火山爆発、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ・パニックの発生により多数の者が死傷した場合
- ・山崩れ等により多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

住家の滅失	(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したものの。
	(イ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊・半焼	(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
	(イ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の 床上浸水、 土砂のたい積	(ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	(イ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(5) 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に埼玉県知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

埼玉県知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、埼玉県知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

『 → 資料2.21「災害救助基準」参照 』

9.3 災害救助法が適用されない場合の措置

【関係各班】

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて同法に準じて市長の責任において救助を実施する。

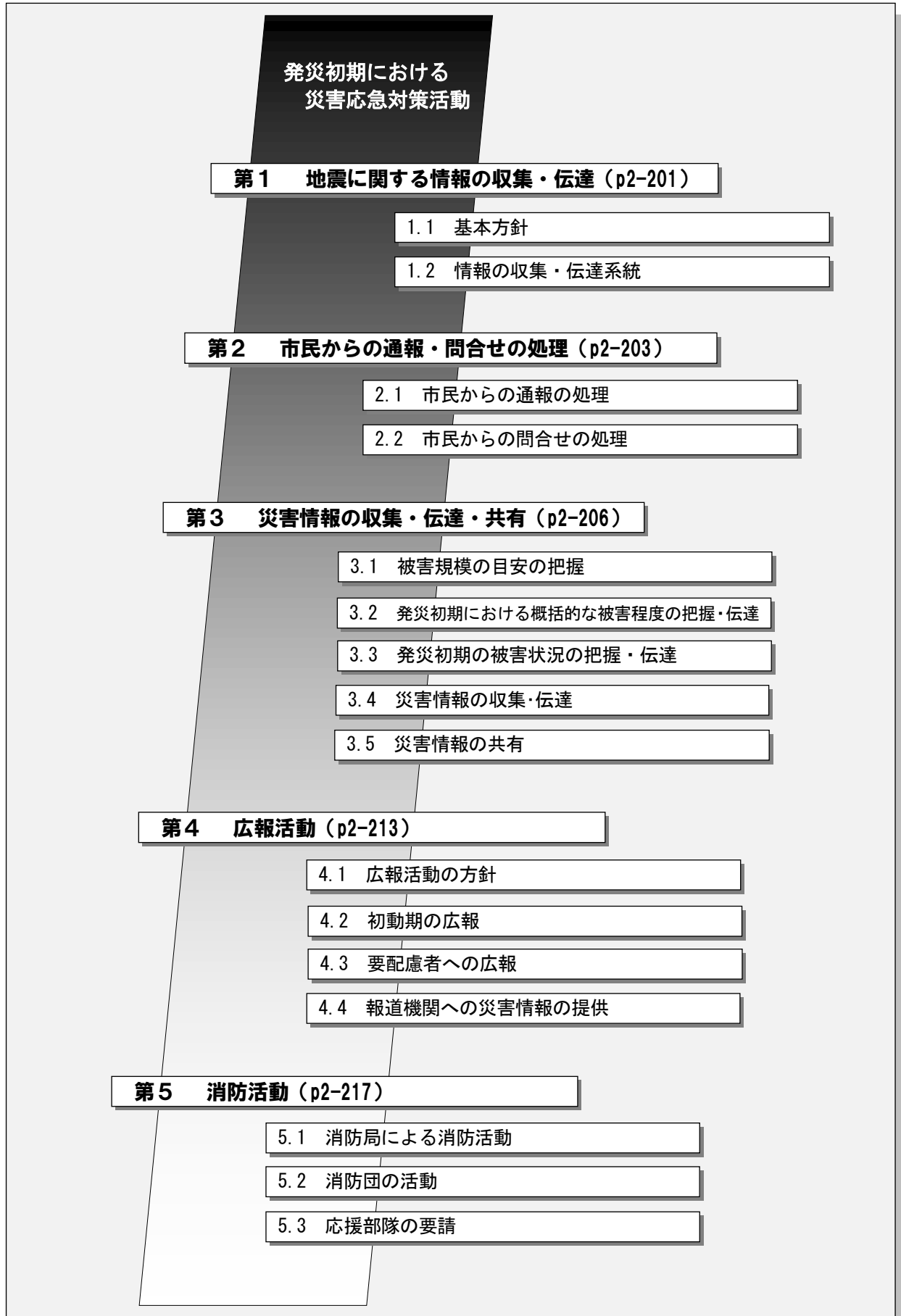
第2節 発災初期における災害応急対策活動

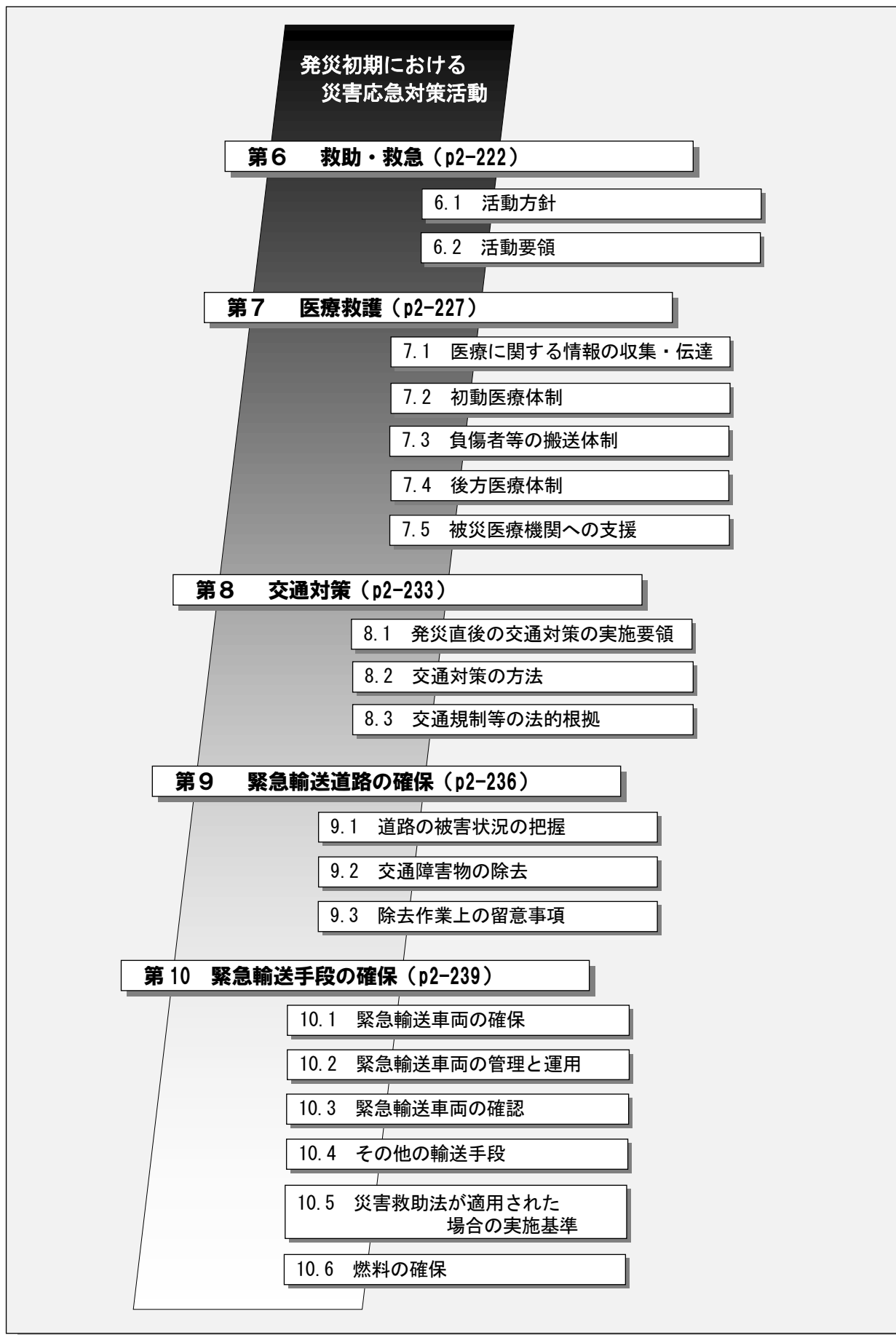
本節では、発災初期における災害応急対策活動について定める。

発災初期とは、活動体制の確立後、災害情報の収集、被災住民の救助・救急活動、避難支援活動及び緊急輸送道路の確保等を主体とした活動時期とする（発災から3日程度を一応の目安とする）。

災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があります、その際は、「**本章 第1節 『第1 配備体制と動員計画』**」に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

本市に大きな被害をもたらすと考えられる「東京湾北部地震」や「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市のみでは十分な対応が困難と考えられるので、埼玉県、他市町、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。なお、本市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合は、国が応急措置を代行する。また、本市は自主防災組織、ボランティアなどと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。





発災初期における
災害応急対策活動

第11 二次災害の防止 (p2-243)

11.1 建築物・構造物の二次災害防止

11.2 民間建物の応急危険度判定

11.3 水防活動

11.4 危険物等による二次災害防止活動

11.5 二次災害防止のための市民への呼びかけ

第12 避難活動 (p2-250)

12.1 要避難状況の把握

12.2 避難勧告又は指示

12.3 警戒区域の設定

12.4 避難誘導及び移送

12.5 避難所の開設

12.6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ

第13 給水活動 (p2-260)

13.1 被害状況の把握

13.2 給水体制の確立

13.3 広報

13.4 施設の応急復旧

13.5 応援要請及び受入れ

13.6 災害救助法が適用された場合の費用等

第14 食料の供給 (p2-265)

14.1 食料需要及び供給能力の把握

14.2 食料の供給基準

14.3 食料の調達・供給

14.4 災害救助法が適用された場合の費用等

発災初期における
災害応急対策活動

第15 生活必需品等の供給・貸与 (p2-270)

15.1 生活必需品等の需要の把握

15.2 生活必需品等の調達・輸送

15.3 生活必需品等の配分

15.4 災害救助法が適用された場合の費用等

第16 要配慮者の安全確保 (p2-274)

16.1 高齢者、障害者等の安全確保

16.2 外国籍市民の安全確保

第17 遺体の取扱い (p2-278)

17.1 遺体の搜索

17.2 遺体の処理

17.3 遺体の埋・火葬

第18 ライフラインの応急対策 (p2-283)

18.1 上水道施設

18.2 下水道施設

18.3 ガス施設

18.4 電気施設

18.5 電気通信施設

第19 公共施設等の応急復旧 (p2-291)

19.1 公共建築物

19.2 道路施設

19.3 河川施設

19.4 農業集落排水事業処理施設

19.5 鉄 道

19.6 その他の施設

第20 帰宅困難者への支援 (p2-300)

20.1 情報の提供等

20.2 一時滞在施設の開設・運営

20.3 帰宅活動への支援

第1 地震に関する情報の収集・伝達



「地震に関する情報の収集・伝達」	
事項	担当班
1.1 基本方針 (1) 地震情報の伝達 (2) 緊急地震速報の伝達	本部班
1.2 情報の収集・伝達系統	本部班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

1.1 基本方針

【本部班】

(1) 地震情報の伝達

本市で地震が発生した場合の震度は、市役所本庁舎、市立川越高校及び埼玉県川越比企地域振興センターに設置した計測震度計により把握し、震度5弱以上の場合は市防災行政無線（固定系）を通じて市民に伝達する。

県内各市町村の震度については、埼玉県震度情報ネットワークシステムにより把握する。気象庁から発表される震度速報、地震情報については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。

『 → 資料2.22「気象庁震度階級関連解説表」参照 』

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）を通して住民に伝達する。

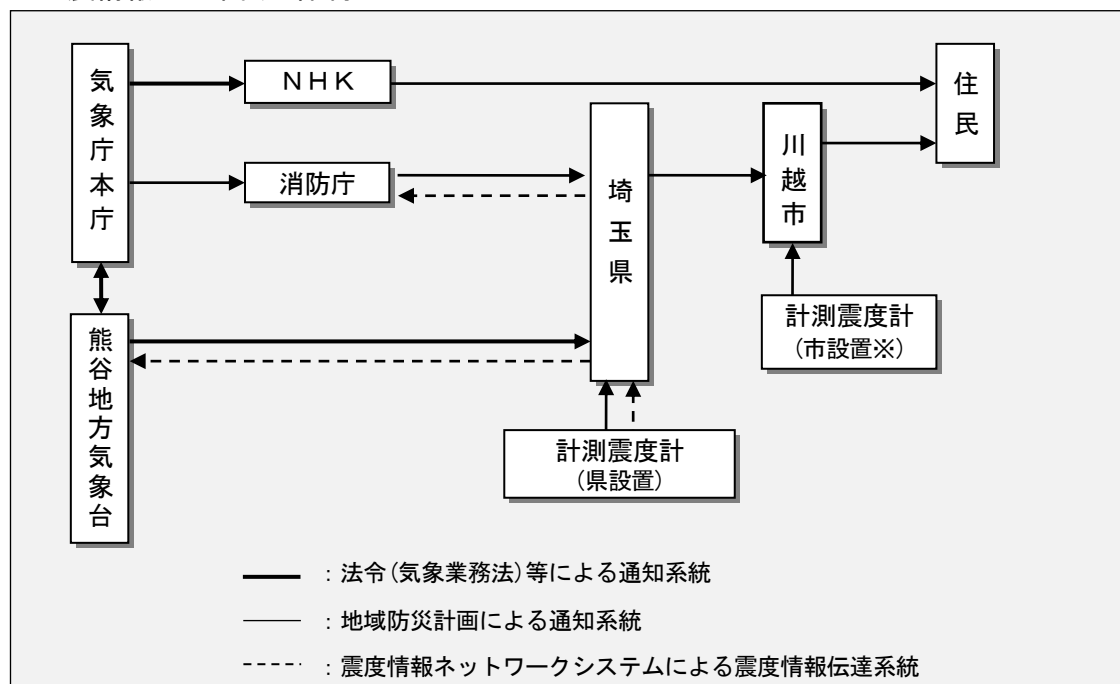
市は、伝達を受けた緊急地震速報を、自動起動により市防災行政無線で住民等への伝達する。

1.2 情報の収集・伝達系統

【本部班】

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は、次のとおりである。

■地震情報の収集伝達体制



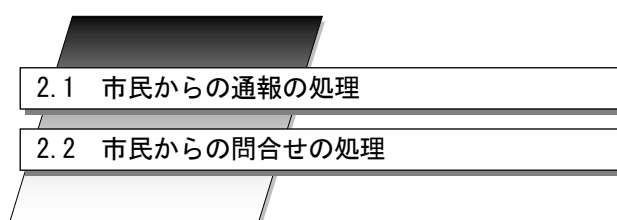
注1) ※本市設置の計測震度計は、市役所本庁舎に設置されている。

注2) 本市には、上記の計測震度計以外に、気象庁設置の計測震度計が市立川越高等学校（旭町）に、独立行政法人防災科学技術研究所設置の計測震度計が埼玉県川越比企地域振興センター（新宿町）に設置されている。

第2 市民からの通報・問合せの処理

大規模地震の発生に伴い、市の窓口には市民から様々な被災に関する情報、安否確認などの問合せ情報等が集中するものと考えられる。

そのため、市は、市民からの通報及び問合せについての的確に対応できるように、処理体制を整備する。



「市民からの通報・問合せの処理」	
事項	担当班
2.1 市民からの通報の処理	情報収集連絡班 本部班
2.2 市民からの問合せの処理	情報収集連絡班、 本部班、広報班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

2.1 市民からの通報の処理

【情報収集連絡班、本部班】

市民から市（消防組合を除く。）へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、「情報収集連絡班」は以下のとおり処理し、情報の効果的な活用を図る。

□通報の処理

- ① 「情報収集連絡班」は、市民からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。
- ② 「情報収集連絡班」は、「本部班」に通報処理簿を回付する。
- ③ 「情報収集連絡班」は、必要に応じて通報処理簿を関係部班に回付する。
- ④ 関係部班は、必要に応じて通報内容を埼玉県等の関係機関に伝達する。
- ⑤ 「本部班」は、通報処理簿のコピーを「広報班」に回付する。

□処理の目的

- ・市民からの通報の蓄積及び共有化を図る。
- ・特定部局への通報の殺到による業務の混乱を防止する。
- ・「広報班」における広報情報の基礎資料を蓄積する。

2.2 市民からの問合せの処理

【情報収集連絡班、本部班、広報班】

市民から市（消防組合を除く。）へ応急対策の実施状況等の問合せがあった場合、以下のとおり処理する。

なお、電話による問合せに対しては、「情報収集連絡班」が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。

□問合せの処理

- ① 「情報収集連絡班」は、市民からの問合せを受け付け、担当班へ取り次ぎを行う。
- ② 「情報収集連絡班」は、把握した情報を集約し、「本部班」及び「広報班」に伝達する。（市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。）
- ③ 「本部班」及び「関係各班」は、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を「広報班」に伝達する。

《注意》

問合せの処理が各部班の災害応急対策の妨げとならないよう、問合せの窓口を一本化する。

問合せへの回答は、問合せがあった時点で「本部班」が把握している情報をもとにすることとし、不明な情報は原則として「不明」と回答する。

■市民からの問合せが予想される内容と関係部班、関係機関

内容	関係班、関係機関
被害状況	<input type="checkbox"/> 本部班
家族、知人の安否に関する情報	<input type="checkbox"/> 職員班 (死者、行方不明者及び負傷者) <input type="checkbox"/> 避難所運営班(避難者) <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班 (在宅及び施設の避難行動要支援者) <input type="checkbox"/> 学校教育班(児童・生徒) ※ ただし、在校中の発災の場合
医療に関する情報(診療可能病院等)	<input type="checkbox"/> 医療班
避難の必要性に関する情報	<input type="checkbox"/> 本部班
避難所に関する被災情報	<input type="checkbox"/> 教育財務班
水の確保に関する情報	<input type="checkbox"/> 給水班
食料、救援物資の確保に関する情報	<input type="checkbox"/> 食料・物資調達班
遺体の安置等に関する情報	<input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 福祉班
電気に関する情報	<input type="checkbox"/> 情報収集連絡班(東京電力(株))
ガスに関する情報	<input type="checkbox"/> 情報収集連絡班 (都市ガス事業者・LPガス事業者)
下水道、トイレの使用に関する情報	<input type="checkbox"/> 廃棄物対策班 <input type="checkbox"/> 上下水道管理班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	<input type="checkbox"/> 廃棄物対策班
電話に関する情報	<input type="checkbox"/> 情報収集連絡班(東日本電信電話(株))
道路に関する情報(交通規制状況等)	<input type="checkbox"/> 交通班 <input type="checkbox"/> 警察署
公共交通に関する情報(運行状況等)	<input type="checkbox"/> 交通班 (東日本旅客鉄道(株)) (東武ステーションサービス(株)) (西武鉄道(株)) (西武バス(株)) (東武バスウェスト(株))
教育に関する情報(休業等)	<input type="checkbox"/> 学校教育班
ボランティア募集に関する情報	<input type="checkbox"/> 福祉班

注) 電気、ガス、電話等のライフラインに関する情報は、「情報収集連絡班」が窓口になる。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

第3 災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。

3.1 被害規模の目安の把握
3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達
3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達
3.4 災害情報の収集・伝達
3.5 災害情報の共有

「災害情報の収集・伝達・共有」	
事項	担当班
3.1 被害規模の目安の把握	本部班
3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報収集連絡班 消防組合
3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報収集連絡班
3.4 災害情報の収集・伝達 (1) 災害情報の収集担当班 (2) 情報の収集 (3) 情報の伝達	避難所運営班、 地域防災拠点班、 情報収集連絡班、 情報処理班、本部班、 関係各班
3.5 災害情報の共有	本部班 情報収集連絡班

3.1 被害規模の目安の把握

【本部班】

「本部班」は、震度5弱以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、本市及び隣接する市町の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるかなどを見極める。

3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）

【本部班、情報収集連絡班、消防組合】

(1) 基本方針

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から以下により、市内の概括的な被害程度を把握し、「本部班」に報告する。

「本部班」は、把握した情報の第1報を『発生速報』として、県防災情報システム（使用できない場合は防災行政無線FAX）を用いて埼玉県に報告することにより応援体制の早期確立を求める。

埼玉県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する（災対法第53条第1項括弧書）。

なお、消防機関への通報が殺到した場合は、消防組合が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。

■埼玉県への連絡先（防災情報システムが使用できない場合）

体制の別		被害速報		確定報告
埼玉県の 情報収集体制, 警戒体制, 非常体制	対策本部設置前 (現地対策本部 又は支部設置前)	勤務 時間内	県消防防災課 Tel 048-830-8181 Fax 048-830-8159 防災行政無線 6-8181	県消防防災課
		勤務 時間外	県危機管理防災部当直 Tel 048-830-8111 Fax 048-830-8119 防災行政無線 6-8111	
	対策本部設置後 (現地対策本部 又は支部設置後)	○県災害対策本部川越支部 川越比企地域振興センター Tel 049-244-1110 Fax 049-243-1707 防災行政無線 9-72-203		

『 → 様式7「人的被害の状況」参照 』

『 → 様式8「発生速報」参照 』

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
応急対策室 〔平日(9:30~18:15)〕	一般加入電話	電話	03-5253-7527
		F A X	03-5253-7537
	消防防災無線	電話	9049013
		F A X	9049033
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049013
		F A X	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	電話	03-5253-7777
		F A X	03-5253-7553
	消防防災無線	電話	9049102
		F A X	9049036
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049102
		F A X	TN-048-500-9049036

(2) 留意事項

次に示す事項について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第1報として報告する。

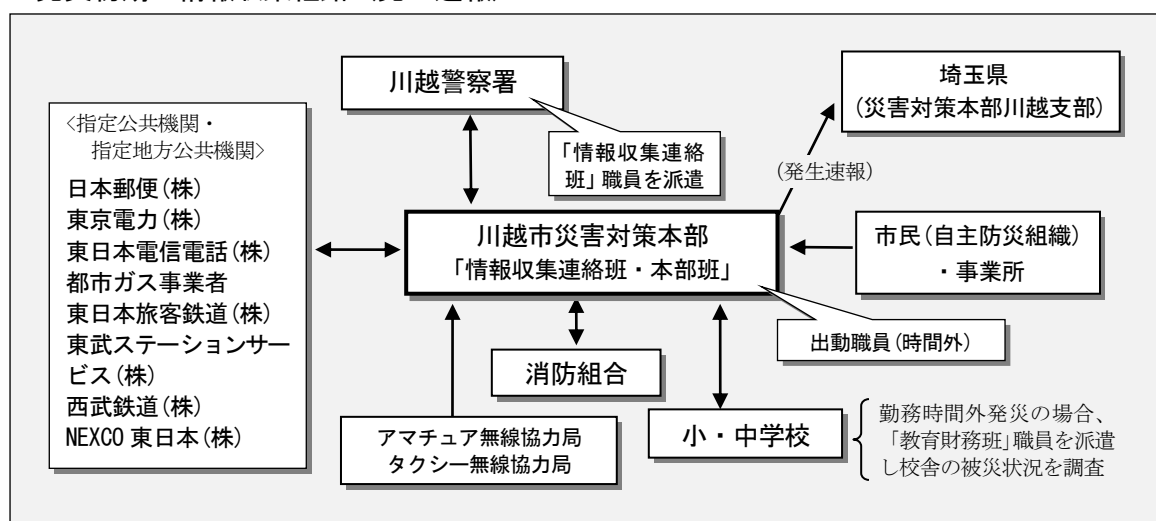
- ・被害（火災、生き埋め等）の発生地域・地点
- ・被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- ・応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難勧告、指示、避難所の開設、交通対策、送電中止、広域応援要請等）

(3) 収集系統（加入電話、F A X、市防災行政無線（移動系）等による）

本活動は、迅速性を優先するため、消防機関を除き、それぞれ把握した情報を直接「情報収集連絡班」に報告する。

「本部班」は、収集した情報を『発生速報』として埼玉県へ報告する。『発生速報』報告後の情報収集・伝達は「3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達」による。

■発災初期の情報収集経路（発生速報）



注) 「アマチュア無線協力局」：川越アマチュア無線クラブ、川越市役所アマチュア無線クラブ、川越地区消防関係アマチュア無線局非常通信協議会

『 → 資料 1.32 「災害時の情報提供等に関する協定書（朝日自動車(株)、他）」参照 』

3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

【本部班、情報収集連絡班】

(1) 基本方針

概括的な被害程度の把握の後、「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。

「本部班」は、把握した情報を『経過速報』として県（災害対策本部川越支部）（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時（おおむね2時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。ただし、市が甚大な被害を受け、被害状況を報告できなくなった場合には、埼玉県が自ら情報を収集する。

『 → 様式9「経過速報」参照 』

(2) 留意事項

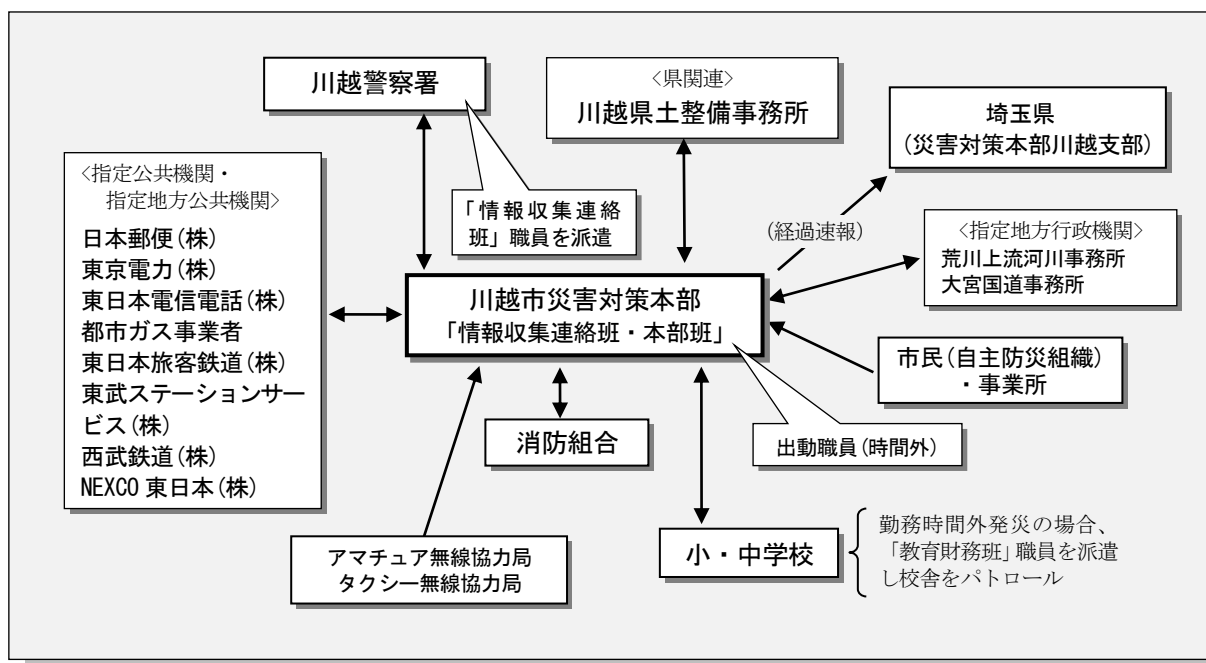
被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

(3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）等による）

『発生速報』報告後の被害情報の収集系統は、次に示すとおりである。

■発災初期の情報収集系統（経過速報）



震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

3.4 災害情報の収集・伝達

【避難所運営班、地域防災拠点班、情報収集連絡班、本部班、関係各班】

(1) 災害情報の収集担当班

被害情報の収集担当班は、次に示すとおりである。

被害情報を収集した担当各班は、速やかに「災害発生情報（様式10）」を用いて「情報収集連絡班」へ情報を伝達する。

『 → 様式10「災害発生情報」参照 』

■被害情報等の収集担当班一覧

情報項目	被害内容	収集担当班	情報責任者
人的被害	死者、負傷者	医療班	保健医療推進課長
一般建築物被害・行方不明	全壊(全焼)、半壊(半焼)、一部損壊、床上床下浸水、行方不明者	総括現地調査班	市民税課長
公共土木・建築施設等の被害・復旧	道路、橋梁等	道路班	道路環境整備課長
	河川、水路等	河川班	河川課長
	市営住宅	建設・住宅班	建築住宅課長
ライフライン施設の被害・復旧	上水道	上下水道管理班	経営総務課長
	下水道	上下水道管理班	経営総務課長
	ガス、電気、電話	本部班	防災危機管理課長
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	要配慮者支援班	障害者福祉課長
医療機関の被害・復旧	医療機関の被害	医療班	保健医療推進課長
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ・し尿施設	廃棄物対策班	資源循環推進課長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設	食料・物資調達班	産業振興課長
	農産物	農政班	農政課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育財務班	教育財務課長
	社会教育施設	教育総務班	地域教育支援課長
	給食施設	給食班	学校給食課長
	文化財	文化財保護班	文化財保護課長
公共交通施設の被害・復旧	道路交通、鉄道、バス等	交通班	防犯・交通安全課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	施設管理者
火災等被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防組合予防班	消防局予防課長

(2) 情報の収集

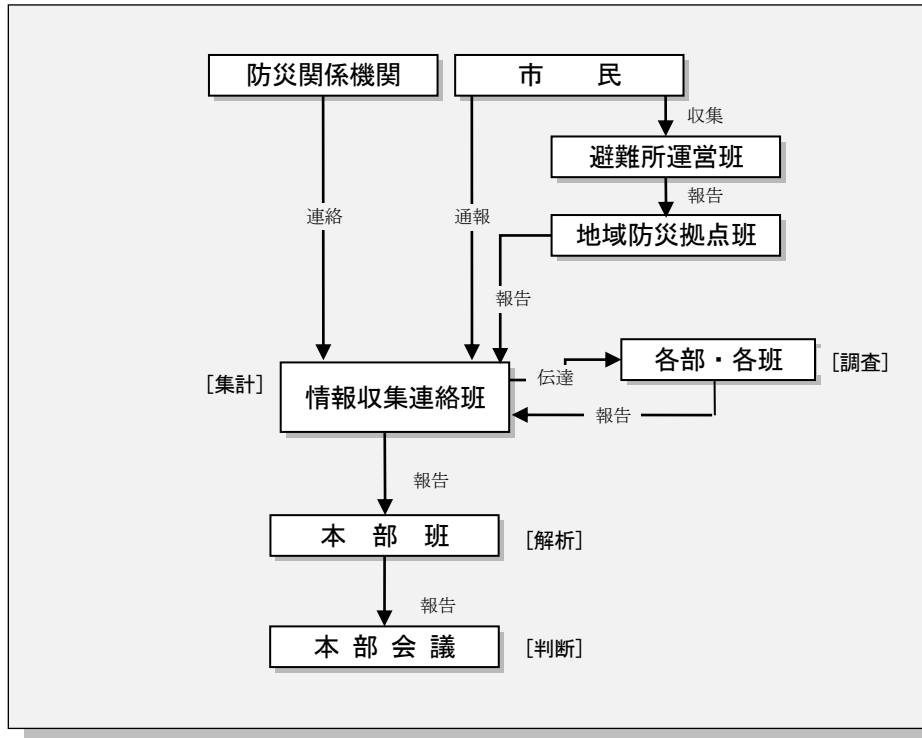
災害情報の収集にあたっては、川越警察署と緊密に連携して実施するものとし、次の事項に留意する。

また、「本部班」は、「情報収集連絡班」へ集約された被害情報に基づき情報分析を行うとともに本部会議に報告する。

□情報収集の留意事項

- ・被害程度の調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整しておくものとする。
- ・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

■被害情報等の収集



(3) 情報の伝達

本部会議は、被害情報等から判断し本市の災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

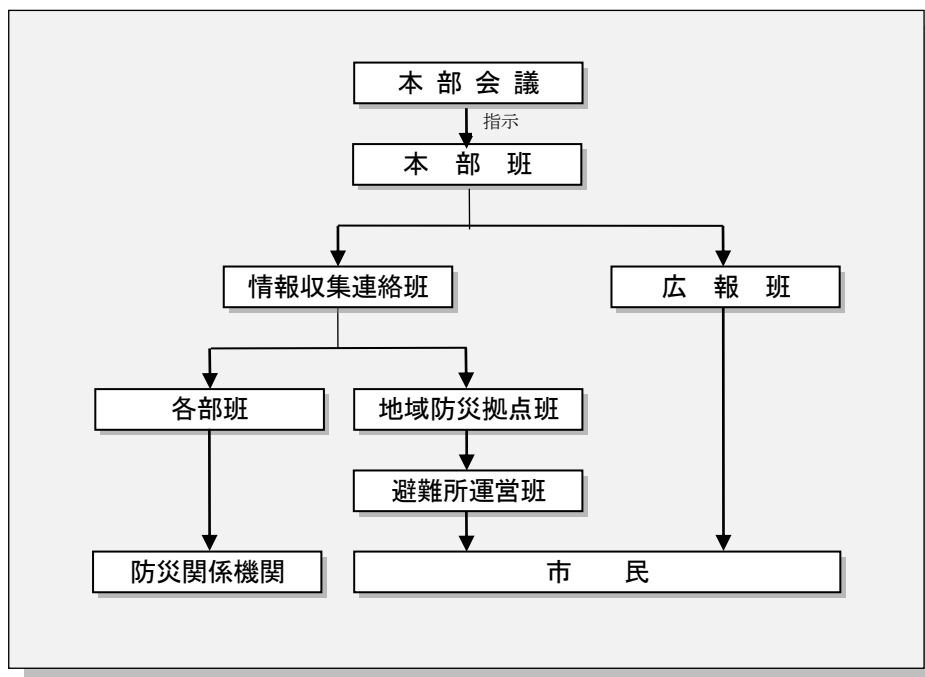
『 → 様式 11 「本部長指令」 参照 』

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

■ 応急対策情報等の伝達



3.5 災害情報の共有

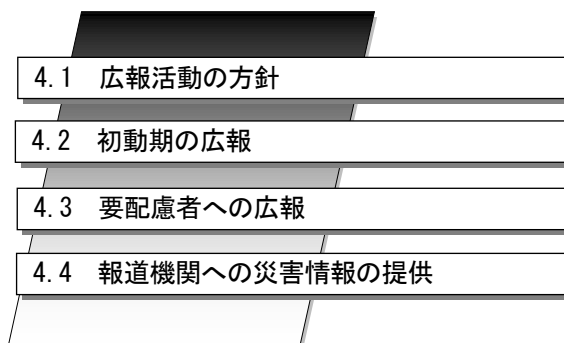
【本部班、情報収集連絡班】

「本部班」は、各部班の的確な災害応急対策に資するため、次に示す情報を地図に記載して、「情報収集連絡班」を通じて、そのコピーを随時各部班及び関係機関に回付し情報の共有を図る。

- | | | |
|-----------------|-------------|-------------|
| ・ 死者、行方不明者の発生地点 | ・ 要救出者の発生地点 | ・ 火災の発生地点 |
| ・ 避難所の開設地点 | ・ ヘリポート | ・ 物資輸送拠点 |
| ・ 通行不能区間 | ・ 交通規制地点 | ・ 停電、断水区域 等 |

第4 広報活動

地震発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し、地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため、「広報班」は適切かつ迅速な広報活動を実施する。



「広報活動」	
事項	担当班
4.1 広報活動の方針 (1) 広報ルートの一元化 (2) 災害広報の方法	本部班 広報班
4.2 初動期の広報 (1) 初動期の広報の内容 (2) 初動期の広報手段	広報班 情報処理班
4.3 要配慮者への広報 (1) 聴覚障害者への広報 (2) 視覚障害者への広報 (3) 外国籍市民への広報	広報班 要配慮者支援班 国際班
4.4 報道機関への災害情報の提供 (1) 災害情報の内容 (2) プレスセンターの開設 (3) 災害警報等の放送要請	広報班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

4.1 広報活動の方針

【本部班、広報班】

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するよう努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。

広報ルートは、原則として「本部班」による広報事項の収集・整理、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定、「広報班」による広報の実施となる。

(2) 災害広報の方法

市民への広報は、防災行政無線、ホームページ及び広報車等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

4.2 初動期の広報

【広報班、情報処理班】

地震直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、次に示す情報を中心に実施する。

- ・市災害対策本部の震災対策状況
- ・住民に対する避難勧告、指示等に関する事項
- ・災害救助活動状況
- ・被害状況と被害拡大防止に関する情報
- ・埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- ・公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- ・電話の通話状況
- ・支援情報
(避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報)
- ・電気、ガス、水道等の状況
- ・流言、飛語の防止に関する情報

(2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、次に示す手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

○防災行政無線による広報

本市の震度計が震度4以上を計測した場合、震度に応じた放送を自動的に実施する。

○広報車

原則として本市所有の広報車を使用する。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、その他の関係機関の協力を要請する。

また、広報担当者の安全確保に配慮して実施する。

○市のホームページ、防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、ツイッター、災害情報ブログ

○報道機関による広報

報道機関への放送要請は、原則、埼玉県を介して実施する。

○拠点広報

避難所、市民センター等へ掲出する。

○その他広報手段

ハンドマイク、口頭等により適宜実施する。

4.3 要配慮者への広報

【広報班、要配慮者支援班、国際班】

「要配慮者支援班」及び「国際班」は、「広報班」と連携して、聴覚・視覚障害者や外国籍市民等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるよう十分配慮し、多様な手段の活用により、広報に努める。

なお、観光客等の旅行者に対する広報については、「本編 第2章 第2節 『第20 帰宅困難者への支援』」を参照のこと。

(1) 聴覚障害者への広報

聴覚障害者に対しては、視覚情報による広報が必要であることから、市は、掲示板への掲出、ファクシミリ、インターネット、電子メールによる広報のほか、株式会社JCN関東等への要請により文字放送や手話放送、テロップ付放送の実施に努める。

(2) 視覚障害者への広報

視覚障害者に対しては、音声情報による広報が必要であることから、市は、広報車による広報やテレビ局、ラジオ局への協力要請を行うとともに、インターネットの情報提供の際に音声による伝達もできるようにする。

また、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、NPO・ボランティア等と密接な連携を図り、避難場所・避難所への要員派遣、在宅要配慮者への訪問活動により、広報を行う。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

(3) 外国籍市民への広報

外国籍市民への情報伝達のため、外国語による広報を行う。また、報道機関へも埼玉県を通して外国語放送の協力を要請し、外国籍市民に対し広報が行き届くよう努める。

4.4 報道機関への災害情報の提供

【広報班】

「広報班」は、プレスセンターを開設し報道機関に対して、災害情報を提供する。

(1) 災害情報の内容

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。
個人情報公開については、十分に配慮のうえ実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○地域の被害状況等に関する情報○本市における避難に関する情報<ul style="list-style-type: none">・避難の勧告に関する事・避難施設に関する事○地域の応急対策活動の状況に関する情報<ul style="list-style-type: none">・救護所の開設に関する事・交通機関及び道路の復旧に関する事・電気、水道等の復旧に関する事○その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）<ul style="list-style-type: none">・給水及び給食に関する事・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関する事・防疫に関する事・各種相談窓口の開設に関する事 |
|---|

(2) プレスセンターの開設

「広報班」は、報道機関等に情報を提供するためのプレスセンターを庁舎内に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問合せ等に対応する。

(3) 災害警報等の放送要請

災対法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、「広報班」が埼玉県を通じ、NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行う。

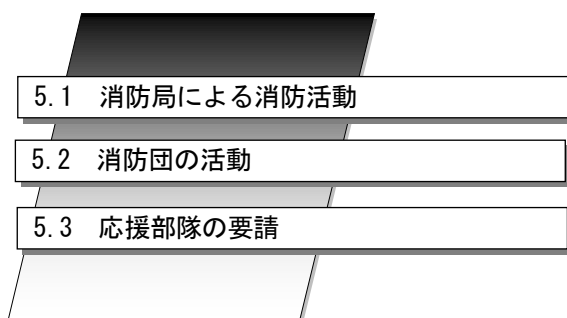
ただし、やむを得ない場合は、本市から直接要請する。

『 → 様式 12「市町村放送要請依頼用紙」参照 』

第5 消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が、人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、消防組合は、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、大地震時の火災から市民の生命及び財産を保護するため、災害状況に対応した防御活動を展開して、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努める。



「消防活動」	
事項	担当班
5.1 消防局による消防活動 (1) 情報収集及び伝達 (2) 初期活動 (3) 消火活動	消防局
5.2 消防団の活動 (1) 初期活動 (2) 消火活動 (3) その他の活動	消防団
5.3 応援部隊の要請	消防組合本部班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

5.1 消防局による消防活動

【消防局】

大規模地震の発生に伴い消防局は、直ちに以下の消防活動にあたるものとする。なお、消防団を含め、消防機関においては、消防活動の実施にあたり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行するものとする。

(1) 情報収集及び伝達

① 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、バイク等の交通用具をはじめ、あらゆる手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

■被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	<ul style="list-style-type: none">・火災の発生状況・延焼地域の状況・水道施設の被害状況・危険物の流出等の状況・道路の被害状況	<ul style="list-style-type: none">・消防署・災害対策本部「本部班」・警察署・消防団
救急救助活動	<ul style="list-style-type: none">・救急救助事案の発生状況・病院等医療機関の被害状況・道路の被害状況・建物の倒壊状況	<ul style="list-style-type: none">・自主防災組織・市民からの通報、駆け込み・出動職員・テレビ等の映像情報

② 情報の伝達

消防局は災害の状況を本部長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

(2) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

□活動内容

- ・初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。
- ・庁舎及び車両の被害状況の調査と応急措置にあたる。
- ・高所見張りを行い、被害の全体状況の把握を行う。
- ・非常参集者からの災害状況報告、また一般市民等から情報の提供を受け、その災害状況を早期に把握し、状況により調査確認させる。

(3) 消火活動

消防機関における消火活動は、消防局において別に定める計画等による。なお、同時多発火災が発生した場合は、以下の原則による。

□避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

□重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

□消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

□市街地火災消防活動優先の原則

大規模危険物貯蔵・取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

□重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

□火災現場活動の原則

- ・ 出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動によって火災を鎮圧する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

5.2 消防団の活動**【消防団】**

消防団は、災害時には消防局と連携して、次に示す活動を行う。

(1) 初期活動

発災初期の活動内容は、以下のとおりである。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

□活動内容

- ・各分団は、地震時には、分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強や必要機材を積載して出動準備を行う。
- ・高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

(2) 消火活動

① 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

② 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防局及び市民や自主防災組織と協力して行う。

(3) その他の活動

① 救急救助

担当地域における要救助者の救出救助と負傷者に対するの応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

② 避難誘導

避難勧告、指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。また、要配慮者の避難を自主防災組織と協力して行う。

③ 情報の収集

消防局による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

④ 応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を消防局と協力して行う。

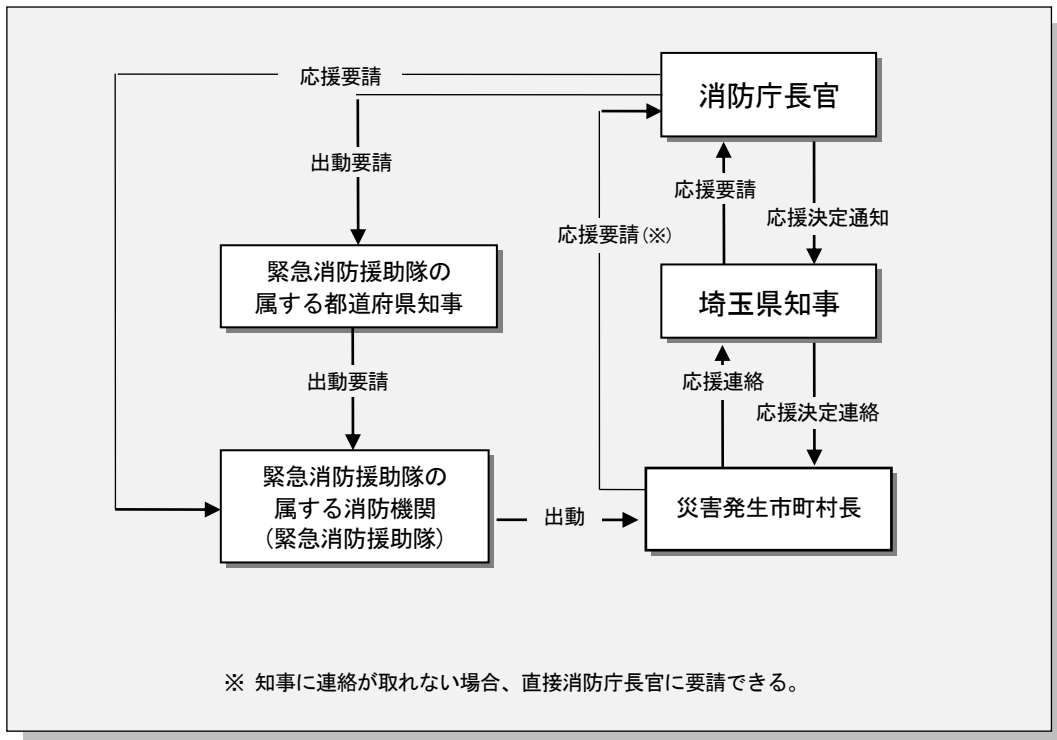
5.3 応援部隊の要請

【消防組合、本部班】

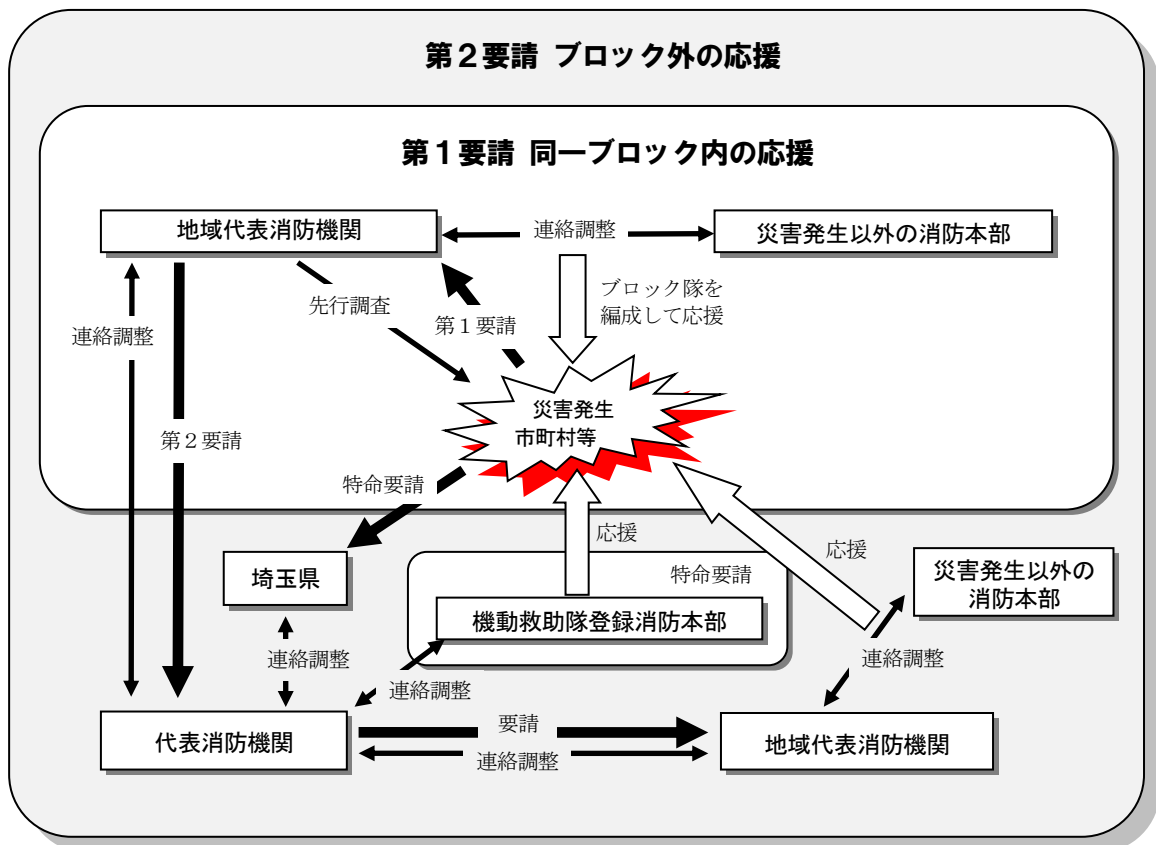
消防組合は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、消防組合の定めるところにより応援要請を行うものとする。

『 → 様式 13 「緊急消防援助隊応援要請連絡」参照 』

■緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ



■埼玉県下における消防機関の応援要請



震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

第6 救助・救急

大規模地震の発生時は、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

従って、消防機関、警察その他の防災関係機関はともに連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、本市が震災対策の目標としている「東京湾北部地震」及び「関東平野北西縁断層帯地震」のような大規模地震では、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、付近住民、自主防災組織及び企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは重機等の貸与を受けて、すべての力を結集して、救出活動にあたる必要がある。

6.1 活動方針

6.2 活動要領

「救助・救急」	
事項	担当班
6.1 活動方針	消防組合、本部班
6.2 活動要領 (1) 基本方針 (2) 活動内容 (3) 活動体制 (4) 実施要領 (5) その他の注意事項	消防組合、本部班、 広報班、医療班、 地域防災拠点班

6.1 活動方針

【消防組合、本部班】

消防組合は、救助隊及び救急隊を編成し、「本部班」及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

6.2 活動要領

【消防組合、本部班、広報班、医療班、地域防災拠点班】

(1) 基本方針

消防組合は、次に示す基本方針に従い救助及び救急活動を実施する。

□重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

□幼児・高齢者優先の原則

傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力の劣っている者を優先する。

□火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。

□救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。

□大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は次のとおりとする。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

- ・ 傷病者の救出作業
- ・ 傷病者の応急処置
- ・ 傷病者の担架搬送及び輸送
- ・ 救急医療品、資器材の輸送
- ・ 現場救護所から常設医療機関への輸送
- ・ 重傷病者等の緊急避難輸送

(3) 活動体制

① 発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の災害情報等の収集及び積載資器材の増強等を実施する。

② 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、救助・救急体制の確保を図る。

③ 救急及び救助活動の必要な場合の体制

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

④ 救助活動を必要としない場合の体制

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

(4) 実施要領

① 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、出動職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

② 救出

倒壊家屋等により、自力で脱出をすることができない傷病者については、各種救助資器材及び人員を活用して救出にあたる。

□救出活動を要する現場に対する人員の確保

○消防職員の確保

○消防団員の確保

○警察職員の派遣要請

「本部班」は、警察署に対して警察職員の派遣を要請する。

○自衛隊派遣を「本部班」に要請

緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、自衛隊の派遣要請を「本部班」に依頼する。

○緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受入れ

○その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

「本部班」は、企業、各種団体等に提供依頼をする。

○医療機関との連絡調整

「医療班」は、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡調整について、（一社）川越市医師会を通じ消防組合に随時連絡調整を図り、協力体制の確立を期するものとする。

□救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

「本部班」は、地震発生後直ちに川越市建設産業団体連合会等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

□救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

消防組合は、市災害対策本部と連携して、次に示す連絡調整、役割分担及び地域分担等の円滑な実施に努める。

- ・各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに「本部班」に提供要請を行う。
- ・各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、自主防災組織、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- ・各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防組合に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- ・救出活動の重複を避けるため検索済みのところは分かるように印をつけておく。
- ・「本部班」は、必要に応じて、消防、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

③ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

④ 担架搬送及び輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により医療救護所等への緊急分散輸送を行う。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

また、傷病者の救急輸送にあたっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

⑤ 医療救護班の緊急配備要請

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等が不足したときは、医療救護班の緊急配備要請を行う。

⑥ 医療品及び資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、手術上必要な医薬品、資器材、血液、血清等が不足したときは、緊急輸送を行う。

⑦ 消防団、自主防災組織、一般住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の応急救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(5) その他の注意事項

- ・救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- ・負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
- ・救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。
- ・長時間下敷きになった被災者に対しては、「クラッシュシンドローム」発症の可能性を考慮し、救出する。

《参考》

◆クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

災害時の建物等の倒壊で崩れた瓦礫、家具等の下敷きになり長時間体を圧迫された人が無事救出され、ひどい外傷もなく意識もあるため打撲などの軽傷と思われていた矢先に容態が急変し、様々な症状を訴え死に至ることもある症候をクラッシュシンドロームといいます。

第7 医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

7.1 医療に関する情報の収集・伝達
7.2 初動医療体制
7.3 負傷者等の搬送体制
7.4 後方医療体制
7.5 被災医療機関への支援

「医療救護」	
事項	担当班
7.1 医療に関する情報の収集・伝達	医療班、本部班
7.2 初動医療体制 (1) 初動医療体制の整備 (2) トリアージ（負傷者選別）の実施 (3) 精神科救急医療の確保 (4) 医薬品等の調達	医療班、保健班、消防組合
7.3 負傷者等の搬送体制 (1) 一次搬送方法 (2) 病院・一般診療所の受入れ要請 (3) 二次搬送方法 (4) 後方医療機関への受入れ要請	医療班、本部班、消防組合
7.4 後方医療体制 (1) 搬送体制 (2) 広域医療協力体制	医療班、本部班、消防組合
7.5 被災医療機関への支援	医療班、給水班、福祉班、本部班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

7.1 医療に関する情報の収集・伝達

【医療班、本部班】

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

そのため「医療班」は「本部班」の協力を得て、医療救護所及び後方医療機関である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備する。

7.2 初動医療体制

【医療班、保健班、消防組合】

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に医療救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

また、市医師会と連携し、状況把握、対応の決定、実施の指令が速やかに行える体制を構築する。

(1) 初動医療体制の整備

「医療班」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班を編成する。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の医療機関及び助産所等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された医療救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、市の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請する。

医療救護班及び医療ボランティアなどの応援の受入れは、「医療班」を窓口として行う。

「医療班」は、受入れにあたって以下の点に努める。

□応援の受入れ

- ・必要な情報の提供
- ・受入れ場所（医療救護所）に関する調整
- ・物資、資器材等の支援
- ・宿舍等の支援

『 → 資料 1.21 「災害時の医療救護活動に関する協定」参照 』

『 → 資料 2.24 「医師会医療救護班編成表」参照 』

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

① 救急隊の活動内容

消防組合の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、治療の優先度の高い傷病者から市内の病院・一般診療所まで搬送する。その他の傷病者に対しては、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て病院・一般診療所へ搬送する。

② 医療救護班の活動内容

医療救護班は、消防組合や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

□医療救護班の活動内容

- ・ 診察
- ・ 医薬品等の支給
- ・ 応急処置及びトリアージ
- ・ 看護
- ・ 後方の病院・一般診療所等への搬送要請

『 → 資料 2.10 「トリアージタグ」参照 』

(3) 精神科救急医療の確保

「保健班」は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、市内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(4) 医薬品等の調達

「医療班」は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療用資機材等を、災害の規模に応じて市医師会、薬剤師会等の協力を得て、卸売組合・業者等から調達する。

なお、大量の医薬品、医療用資機材等を扱う必要がある場合は、「本部班」と協議のうえ集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

『 → 資料 1.22 「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」参照 』

□医薬品等の調達

- 医薬品等の搬送
医薬品等の搬送は、救護所の設置とあわせて「医療班」が行う。
- 血液の供給
医療救護活動において血液が必要な場合、埼玉県赤十字血液センターに要請するとともに、埼玉県（保健医療部長）に報告する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

7.3 負傷者等の搬送体制

【医療班、本部班、消防組合】

負傷者等の病院・一般診療所への一次搬送及び後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

□一次搬送の方法

- ・「医療班」が消防組合に配車・搬送を要請する。
- ・公用車、市内救護医療機関又は医療救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- ・医療救護所の班員、消防職員などにより担架やリヤカーで搬送する。
- ・自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 病院・一般診療所の受入れ要請

「医療班」及び消防組合は、協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各医療機関に収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。

また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により、二次搬送を実施する。

□二次搬送の方法

- ・市内病院・一般診療所に対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、「医療班」及び救護医療機関等が協力して実施する。
- ・後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県防災ヘリやドクターヘリなどを要請する。

■臨時ヘリポート指定地

位置付け	施設名	所在地	管理者
飛行場外離着陸場	川越運動公園	大字下老袋388-1	川越市長
災害時 緊急離着陸場	安比奈親水公園	安比奈新田140-1 場外河川敷	埼玉県 川越県土整備事務所長
	上戸緑地	大字上戸464 場外河川敷	国土交通省 荒川上流河川事務所長
	入間大橋緑地	大字中老袋150 場外河川敷	国土交通省 荒川上流河川事務所長
	県立川越工業高等学校 野球グラウンド施設	小仙波847	県立川越工業高等学校 学校長
	日本大学 経済学部 川越総合運動場	中福868-1	日本大学経済学部長

『 → 資料 2.14 「埼玉県ドクターヘリ飛行場外離着陸場一覧（本市関連）」参照 』

(4) 後方医療機関への受入れ要請

本部長（「本部班」）は、埼玉県及び相互応援協定を締結している市町村等へ要請し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、病院・一般診療所に必要な情報を伝達する。

7.4 後方医療体制

【医療班、本部班、消防組合】

市は、病院等を後方医療機関としてあらかじめ指定し、後方医療体制の整備を行う。

また、医療救護所からの搬送ルートの整備を行い、医療救護所間あるいは医療救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

(1) 搬送体制

「医療班」は、医療救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、あらかじめ定めておいた後方医療機関に搬送する。

(2) 広域医療協力体制

「本部班」は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

7.5 被災医療機関への支援

【医療班、給水班、福祉班、本部班】

「医療班」は、ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関への支援を次のとおり行う。

- ・被災医療機関は、人員・物資の確保等で支援が必要な場合、市医師会に支援を要請する。
- ・市医師会は、被災医療機関から支援の要請を受けたときは「医療班」にその内容を伝達する。
- ・「医療班」は、被災医療機関又は市医師会から支援の要請を受けたときは、支援に努める。物資の確保等で、災害時応援協定締結市町村に対する支援要請が必要と判断した場合は、「本部班」を通じて応援協定締結市町村へ応援要請を行う。
- ・「医療班」は、水の確保に関する支援が要請された場合、「給水班」に支援を要請する。「給水班」は、要請があったときは当該支援に努める。
- ・「医療班」は、後片付け、給水補助等に係る要員の確保に関する支援が要請された場合、「福祉班」にボランティアのコーディネートに要請する。災害ボランティアセンターは、「福祉班」からの要請があったときは、ボランティアの確保及びコーディネートに努める。
- ・「医療班」は、他県、国（厚生労働省）等からの支援が必要な場合、「本部班」にその旨を要請する。
- ・「医療班」は、その他関係機関・団体からの支援が必要と判断された場合、各々の関係機関・団体に支援を要請する。

第8 交通対策

地震発生直後の市民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災対法に基づいて交通対策を実施する。

8.1 発災直後の交通対策の実施要領
8.2 交通対策の方法
8.3 交通規制等の法的根拠

「交通対策」	
事項	担当班
8.1 発災直後の交通対策の実施要領 (1) 交通対策実施の要請 (2) 市民への自動車使用の自粛及び交通対策の周知 (3) 市内の交通対策 (4) 被災地区への流入抑制	本部班、交通班 道路班、広報班
8.2 交通対策の方法 (1) 災対法に基づいて標識を設置して実施する場合 (2) 現場警察官の指示により実施する場合 (3) 道路法による市道の交通対策の場合	交通班、道路班
8.3 交通規制等の法的根拠	交通班、道路班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

8.1 発災直後の交通対策の実施要領

【本部班、交通班、道路班、広報班】

「交通班」は、「道路班」及び関係機関（道路管理者）の情報をもとに、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（川越警察署）に通報し、交通対策を実施するとともに、市民への広報に努める。

また、「道路班」は、市道の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(1) 交通対策実施の要請

「交通班」及び「道路班」は、地震発生直後に避難路及び緊急輸送道路を確保するため、交通対策等の措置を講ずる場合は次の対策を実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察及び関係機関等に協力を要請する。

- ・交通要員にあつては、広報、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。
- ・規制路線にあつては、通行止め用のロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。
- ・緊急輸送道路において被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

(2) 市民への自動車使用の自粛及び交通対策の周知

「広報班」は「本部班」と連携し、防災行政無線により、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く市民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。

また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

(3) 市内の交通対策

「道路班」は、市内の道路が次のような場合、交通対策を実施し、「情報収集連絡班」、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

- ・市内の道路が破損又は欠壊した場合
- ・除去できない障害物がある場合
- ・沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合
- ・その他の事由により交通が危険であると認められた場合
- ・市内の緊急輸送道路を確保する場合

(4) 被災地区への流入抑制

市は、被災区域への車両の流入を抑制し、道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、交通整理等を実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察及び関係機関等に協力を要請する。

埼玉県は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合は、関係都県と連携を取りつつ実施する。

8.2 交通対策の方法

【交通班、道路班】

交通対策の方法には、次のような場合がある。

(1) 災対法に基づいて標識を設置して実施する場合

災対法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。

(2) 現場警察官の指示により実施する場合

緊急を要するため、標識を設置するいとまがない場合又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

(3) 道路法による市道の交通対策の場合

① 標識を設置して実施する場合

市道において道路法による交通対策（通行の禁止又は制限）を実施した場合、警察署長に連絡のうえ、規定の規制標識を立てる。

② 現場職員等の指示により実施する場合

緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。

8.3 交通規制等の法的根拠

【交通班、道路班】

交通規制等の法的根拠は、次に示すとおりである。

■交通規制等の法的根拠

根拠法令	実施者	範囲
災対法 (第76条～第76条の4)	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき
道路交通法 (第4条～6条)	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき
道路法(第46条)	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認めるとき

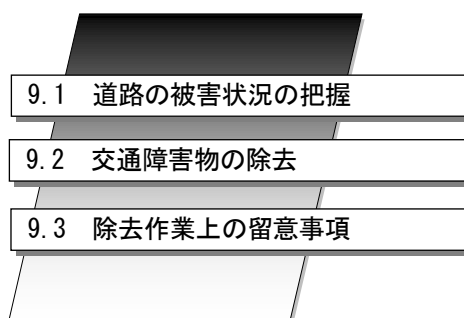
震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

第9 緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。



「緊急輸送道路の確保」	
事項	担当班
9.1 道路の被害状況の把握	道路班、交通班 本部班、情報収集連絡班
9.2 交通障害物の除去 (1) 応急復旧作業の順位 (2) 実施方法 (3) 人員及び資機材等の確保	道路班、 廃棄物対策班、 本部班
9.3 除去作業上の留意事項	道路班、廃棄物対策班

9.1 道路の被害状況の把握

【道路班、交通班、本部班、情報収集連絡班】

埼玉県及び本市は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している（「**■本市指定の緊急輸送道路**」（p2-90）、「**■埼玉県指定緊急輸送道路（本市域関連）**」（p2-91）参照）。

「道路班」は「交通班」と連携して、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を「本部班」に報告する。

また、「情報収集連絡班」は、市民からの通報を受け付け、「道路班」に報告する。

■各道路管理者と連絡先

対象道路	連絡先	電話
国道 (圏央道を含む)	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	Tel 048-669-1200 Fax 048-669-1221
県道	埼玉県川越県土整備事務所	Tel 049-243-2020 Fax 049-243-2025
関越自動車道	東日本高速道路(株) 関東支社 所沢管理事務所	Tel 04-2944-4111

9.2 交通障害物の除去

【道路班、廃棄物対策班、本部班】

「道路班」は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

(1) 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するにあたっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

(2) 実施方法

① 市道における障害物の除去

「道路班」及び「廃棄物対策班」は、川越市建設産業団体連合会の協力を得て作業チームを編成し、障害物の除去作業を行う。

なお、被害が甚大で、市内土木建設業者等で対応が難しい場合は、市長（「本部班」）は埼玉県知事に対して県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。

応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は、次のとおりである。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

■交通障害物集積所の候補地

名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置可能量 (m ³)
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	39,000	37,510
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	1,600	2,280
北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	8,470
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	7,410
合計	—	138,756	57,100	55,670

注) 平成 25 年 4 月現在

② 各道路・河川管理者との連携

県道に障害物が堆積し通行不能になった場合、又は河川に障害物が滞留し、溢水のおそれがある場合は、この旨を施設管理者に通報し、これらの障害物の除去を要請する。

③ ライフライン施設の破損

上下水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

(3) 人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、川越市建設産業団体連合会等との協力体制の強化を図る。

9.3 除去作業上の留意事項

【道路班、廃棄物対策班】

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分に注意して実施する。

- ・他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- ・交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- ・除去作業は、緊急かつやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。

第10 緊急輸送手段の確保

被災者の避難、緊急物資の輸送等に使用する車両の確保に必要な措置を速やかに実施する。

10.1	緊急輸送車両の確保
10.2	緊急輸送車両の管理と運用
10.3	緊急輸送車両の確認
10.4	その他の輸送手段
10.5	災害救助法が適用された場合の実施基準
10.6	燃料の確保

「緊急輸送手段の確保」	
事項	担当班
10.1 緊急輸送車両の確保 (1) 確保の方法 (2) 応援要請	管財輸送班
10.2 緊急輸送車両の管理と運用 (1) 車両の管理 (2) 車両の運用	管財輸送班
10.3 緊急輸送車両の確認 (1) 緊急通行車両の確認申請 (2) 緊急通行車両の証明書の発行 (3) 緊急通行の確認対象車両	管財輸送班
10.4 その他の輸送手段 (1) 航空輸送 (2) 鉄道輸送	本部班
10.5 災害救助法が適用された場合の実施基準 (1) 実施責任者 (2) 輸送の範囲 (3) 費用 (4) 期間	関係各班
10.6 燃料の確保	管財輸送班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

10.1 緊急輸送車両の確保

【管財輸送班】

「管財輸送班」は、地震災害時において、被災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。

(1) 確保の方法

「管財輸送班」は、庁用車の全面的な活用を行うとともに、埼玉県トラック協会川越支部をはじめ市内の輸送業者に応援を要請し、輸送力の確保を図る。

(2) 応援要請

車両が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村及び県に対して応援を要請する。

10.2 緊急輸送車両の管理と運用

【管財輸送班】

(1) 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、すべて「管財輸送班」が集中管理する。

ただし、すでに各部署に配属されている車両は、「管財輸送班」から要請があるまでは、各部署の実施する応急業務に使用することができる。

(2) 車両の運用

「管財輸送班」は、各部の要請に基づき、使用目的に合わせ、適正な配車、車両の運用を実施する。「管財輸送班」は、配車状況を常に把握し、各部の要請に対応する。

10.3 緊急輸送車両の確認

【管財輸送班】

(1) 緊急通行車両の確認申請

交通規制が実施された場合に備え、「管財輸送班」は、県公安委員会（川越警察署）に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両を確保する。車両の不足が予想される場合は、

事前届出を行っていない車両についても確認申請を行う。

確認申請は、様式1の「(1) 緊急通行車両等確認申請書」によるものとするが、事前に届出済みの車両については、交付された「届出済証」の提出により申請を行う。

(2) 緊急通行車両の証明書の発行

公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

(3) 緊急通行の確認対象車両

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- ・消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ・被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ・施設及び設備の応急復旧に関するもの
- ・清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ・前号に掲げるもののほか、災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

『 → 様式1「緊急通行車両等関係様式」参照 』

10.4 その他の輸送手段

【本部班】

(1) 航空輸送

「本部班」は、次に示す目的で輸送手段としてヘリコプターの使用が効果的と判断された場合、災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結している朝日航洋(株)へヘリコプターの派遣を要請する。

- ・緊急患者等の輸送
- ・救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
- ・災害対策従事者の輸送
- ・その他の緊急輸送

(2) 鉄道輸送

輸送手段として鉄道機関の使用が効果的と判断された場合、「本部班」は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等に関係する鉄道各社に要請する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

10.5 災害救助法が適用された場合の実施基準

【関係各班】

災害救助法による応急的な救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施するものとする。

(1) 実施責任者

市長

(2) 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、救済用物資の整理配分、遺体の捜索及び遺体の処理のための人員資材の輸送

(3) 費用

当該地域における通常の実費

(4) 期間

当該救助の実施が認められる期間

10.6 燃料の確保

【管財輸送班】

市は、災害対策活動に必要なエネルギー（石油類燃料）を確保するため、災害協定に基づき、埼玉県石油商業組合川越支部に燃料の供給を要請する。

『 → 資料 1.36 「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」 参照 』

第11 二次災害の防止

本市は関係機関と協力して、大規模地震の余震等による建築物や土木構造物の二次災害の発生、危険物等施設からの危険物漏洩などによる人的被害の防止対策を行い、住民の安全の確保を図る。

11.1 建築物・構造物の二次災害防止
11.2 民間建物の応急危険度判定
11.3 水防活動
11.4 危険物等による二次災害防止活動
11.5 二次災害防止のための市民への呼びかけ

「二次災害の防止」	
事項	担当班
11.1 建築物・構造物の二次災害防止 (1) 避難所施設の点検 (2) 公共建築物の点検及び避難対策・応急対策 (3) 市所管道路、堤防、橋梁、上下水道等構造物の点検及び応急対策	関係各班
11.2 民間建物の応急危険度判定 (1) 判定士の確保 (2) 被災建築物応急危険度判定 (3) 宅地被害調査 (4) 応急措置に関する相談及び広報	建築指導班
11.3 水防活動 (1) 点検及び応急措置 (2) 避難の呼びかけ又は指示 (3) 応援要請	現地調査班、 道路班、 河川班、 消防組合、
11.4 危険物等による二次災害防止活動 (1) 基本方針 (2) 個別応急復旧方針	消防組合 医療班 環境保全班
11.5 二次災害防止のための市民への呼びかけ	広報班、関係各班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

1 1.1 建築物・構造物の二次災害防止

【関係各班】

余震等による建築物・構造物の二次災害を防止するため、各部班は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

(1) 避難所施設の点検

避難所施設の管理者又は「避難所運営班」は、二次災害を防止するため避難所施設の安全性について点検を実施する。また、必要に応じ「建設・住宅班」に応援を要請する。

危険性が認められるときは、避難及び立入り禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(2) 公共建築物の点検及び避難対策・応急対策

各公共建築物の管理者は、二次災害を防止するため「建設・住宅班」と連携、協力し、公共建築物の安全性について点検を実施する。

危険性が認められるときは、避難及び立入り禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3) 市所管道路、堤防、橋梁、上下水道等構造物の点検及び応急対策

「道路班」は、地震後市の所管する道路、堤防及び橋梁等の点検を、「水道復旧班」及び「下水道復旧班」は、上下水道等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置を取るとともに必要な場合は応急措置を実施する。

1 1.2 民間建物の応急危険度判定

【建築指導班】

地震災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、「建築指導班」は、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、県とも協議しながら被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(1) 判定士の確保

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するため、市内の応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保する。

また、必要に応じて県に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。

(2) 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

□被災度区分判定調査

地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

併せて、「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」に基づく調査・対応を行う。

(3) 宅地被害調査**① 被災宅地危険度判定**

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

② 被災度区分判定調査

調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」、「要注意宅地：黄」、「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

(4) 応急措置に関する相談及び広報

危険度判定士その他防災関係機関の職員が協力して、住宅の応急修理に関する指導・相談を行う。

① 基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりである。

- ・ 応急修理は、災害発生から1か月以内とする。
- ・ 災害により住宅が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について、川越市建設産業団体連合会等に協力を求め応急的に修理する。

② 応急措置に対する指導・相談**□落下等の危険防止**

倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。

□電気、ガス等の整備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

③ 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて相談窓口を設置し、次に示す相談を行う。

- ・復旧に関する技術的指導及び相談を行う。
- ・復旧の助成に関する相談。

1 1.3 水防活動

【現地調査班、道路班、河川班、消防組合】

地震後の水害を防止するため、各部班及び消防団は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

(1) 点検及び応急措置

「現地調査班」、「道路班」、「河川班」及び消防組合は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(2) 避難の呼びかけ又は指示

市長は、地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要とする区域の居住者に対して避難の呼びかけ又は指示を行う。

(3) 応援要請

市長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、川越警察署長に対して警察官の出動を求める。

1 1.4 危険物等による二次災害防止活動（環境汚染対策を含む。）

【消防組合、医療班、環境保全班】

消防組合、「医療班」及び「環境保全班」は、爆発物、有害物質等の危険物等による災害が発生したとき、又は災害によって危険物施設等に危険がせまったときは、次に掲げる施設等を対象に、関係各機関は緊密な協調のもとに被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

- | | | |
|----------|------------------------|-----------|
| ・危険物施設 | ・火薬保管施設 | ・ガス施設 |
| ・毒劇物施設 | ・放射性物質施設 | ・クリーニング施設 |
| ・PCB保管施設 | ・その他二次災害の危険性があると判断する施設 | |

(1) 基本方針

- ① 危険物等施設管理者又は付近住民等は、災害の発生又は危険を察知したら、速やかに消防局、市災害対策本部、警察署に連絡する。連絡を受けた市災害対策本部は状況を確認するとともに、周辺住民に広報し、避難を呼びかける。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、消防局、警察署へ協力を要請する（地震発生時は、応急復旧が実施できないことが予想され、まず周辺住民を避難させることが最優先業務となる。）。
- ② 危険物等施設管理者は、市災害対策本部等と連携して、応急復旧活動を実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、消防局、警察署へ協力を要請する。

(2) 個別応急復旧方針

① 危険物保管施設応急対策

□消防組合

緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動及び搬出の準備のための防護、その他自主的応急体制の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、危険物排除作業を実施する。

② 火薬類保管施設応急対策計画

□消防組合

火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、負傷者の救出・救護活動及び避難誘導を実施する。

③ 放射線施設応急対策計画

□放射線施設管理者

放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じておおむね次の事項を実施する。

- ・ 応急的危険場所の設定
- ・ 関係機関等への連絡
- ・ 危険場所の設定と放射線量の測定
- ・ 被災者の救出救護
- ・ 危険原因の応急的排除
- ・ 危険場所内所在者の避難誘導
- ・ 汚染の拡大防止
- ・ 必要な広報活動の実施
- ・ その他

□消防組合

- ・ 警防計画を樹立のうえ、火災に際しては施設の延焼を防止する消防活動を行い、汚染区域の拡大防止に努める。
- ・ 警察と連絡を取り、危険区域内の避難誘導に努める。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

④ 高圧ガス保管施設応急対策計画

□施設管理者

- 災害の規模、態様、建築物の構造等を考慮し、消防部隊の責任者と連絡を密にして機敏な措置を取る。
- 爆発、火災若しくは高圧ガスの漏出に際しては、状況に応じて次の措置を講ずる。
 - ・ 負傷者の救出救護
 - ・ 漏出防止措置
 - ・ 避難の指示
 - ・ 火気厳禁の広報
 - ・ 引火性、爆発性物品の移動

□消防組合

- ・ 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を防止する。
- ・ 関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

⑤ 毒劇物保管施設応急対策計画

□川越市保健所

毒劇物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物等が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し又はそのおそれがある場合は、その保管施設等の責任者に、迅速的確な情報を保健所、警察署又は消防機関に連絡させるとともに、危険防止のための応急措置を講ずるよう指示し、その毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定する。

□消防組合

火災に際しては、施設管理者と連絡を密にして、施設の延焼の防止及び汚染区域の拡大の防止をする。

⑥ 有害化学物質等による汚染防止対策

□環境保全班

災害に伴う有害物質の漏えい等により、人の健康及び生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合は、「大気関係事故時の対応マニュアル」及び「異常水質事故対応マニュアル」等に基づき、その施設等の責任者に迅速的確な情報を環境対策課に連絡させるとともに、被害の拡大防止のための応急措置を講ずるよう指示する。

⑦ 石綿使用被災建築物等飛散防止対策

□環境保全班

石綿（アスベスト）が使用されている建築物等が災害により被害を受け、石綿が風等によって飛散するおそれがある場合は、「川越市災害時アスベスト対策初動マニュアル」及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に従い、その建築物の持ち主等に飛散防止措置を要請する。

11.5 二次災害防止のための市民への呼びかけ

【広報班、関係各班】

関係各部班は、11.1～11.4の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「本節 『第4 広報活動』」に則って広報活動を行う。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

第12 避難活動

大地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災が発生した場合は、市民の人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、市民に対して避難勧告又は指示を行う。

さらに、避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に避難場所まで誘導しなくてはならない。

また、避難所の開設担当者は、いち早く開設の準備を進め、避難者の初期生活が円滑に行われるように努めるものとする。

12.1	要避難状況の把握
12.2	避難勧告又は指示
12.3	警戒区域の設定
12.4	避難誘導及び移送
12.5	避難所の開設
12.6	他市町村からの広域一時滞在者の受入れ

「避難活動」	
事項	担当班
12.1 要避難状況の把握	本部班、消防組合
12.2 避難勧告又は指示 (1) 実施責任者 (2) 避難勧告等の発令基準 (3) 避難勧告、指示の内容及び伝達 (4) 避難勧告、指示の解除	本部班、 消防組合、 警察署、 広報班
12.3 警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告	本部班、 消防組合、 警察署
12.4 避難誘導及び移送 (1) 避難の誘導 (2) 避難順位 (3) 誘導及び移送 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 (5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策	要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 現地調査班、本部班、 市民班、 消防団

<p>12.5 避難所の開設</p> <p>(1) 避難施設</p> <p>(2) 収容対象者</p> <p>(3) 開設の担当者</p> <p>(4) 開設手順</p> <p>(5) 避難者名簿の作成</p> <p>(6) 埼玉県への報告</p> <p>(7) 広域避難のための避難場所の調整</p>	<p>本部班、 避難所運営班、 教育財務班 建設・住宅班、 学校教育班、 広報班、 各施設管理者</p>
<p>12.6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ</p> <p>(1) 避難所開設の公示及び避難者の収容</p> <p>(2) 避難所の管理運営</p> <p>(3) 要配慮者への配慮</p> <p>(4) 避難者登録システム等の活用</p>	<p>要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 本部班、市民班、 消防団</p>

12.1 要避難状況の把握

【本部班、消防組合】

地震発生後は、人命の危険が予想される地域の把握に努め、早期に避難勧告等の対策が実施できるようにしておく必要がある。

■危険地域の把握

必要情報	収集先
<p>①堤防等の破壊による水害危険地域</p> <p>②延焼火災危険地域</p> <p>③危険物災害の危険地域</p> <p>④建物倒壊の危険</p> <p>⑤宅地崩壊の危険 (クラックやずれ、のり面崩壊等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等からの高所視察 ・消防署 ・警察署 ・市の各機関、出動職員 ・消防団 ・市民からの通報、駆け込み ・テレビ等の映像情報

12.2 避難勧告又は指示

【本部班、消防組合、警察署、広報班】

市街地火災、がけ崩れ、ガス等の流出拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域の住民に対して避難勧告又は指示を行う。

(1) 実施責任者

避難勧告又は指示は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則的に市長が実施するものである。

なお、避難の勧告・指示の実施者については、関係法規に基づき次のように定められている。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

■避難勧告、指示の実施責任者

実施責任者	勧告・指示を行う要件等	根拠法令
本部長（市長） 知事※	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、勧告又は指示を行う。	災対法第60条
警察官	・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・市長から要求があったとき。	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条の3
知事、その命を受けた県職員 水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。	水防法第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。	地すべり等防止法第25条

注) ※市長が事務を行うことができない場合

「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民が勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを進め、又は促すものである。

「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

(2) 避難勧告等の発令基準

市長は、次の基準により避難勧告、指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。なお、必要に応じて避難準備の勧告を実施する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

■避難勧告、指示の目安

種別	発令の目安
避難勧告	・地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ・がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。 ・有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。 ・その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。
避難指示	上記条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現場に残留者がある場合

(3) 避難勧告、指示の内容及び伝達

① 内容

避難勧告又は指示は、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなどし、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、避難勧告又は指示は、以下の内容を明示して行う。

<p>○勧告者</p> <p>○避難対象地域</p> <p>○避難の理由</p> <p>○避難先及び必要に応じた避難経路</p> <p>○その他避難にあたっての注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気等危険物の始末 ・2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯 ・素足を避け、帽子、ヘルメット等を必ず着用する ・隣近所そろって避難する <p>等</p>
--

② 伝達・報告

避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

□市長の措置

川越市長から埼玉県知事（消防防災課）へ速やかにその旨を報告する。

□警察官の措置

警察官 → 川越市長 → 埼玉県知事（消防防災課）

□自衛官の措置

自衛官 → 川越市長 → 埼玉県知事（消防防災課）

■放送事業者への措置

区分	内容
伝達ルート	・放送事業者への依頼は、「広報班」が原則として県に要請する。 ただし、県へ連絡できない場合は、「広報班」から直接、放送事業者へ依頼する。
伝達手段	・県への要請は、所定の様式を用いてファクシミリにより行う。 ・放送事業者へはファクシミリ及びEメールを用いて行う。 ・確実性を図るため、県又は放送事業者へは情報の伝達後電話連絡する。
伝達する情報の種類	・災対法に基づく、避難勧告及び避難指示（それぞれ解除を含む）

注) 法的及び制度根拠のない自主避難の呼び掛けは、報道機関への情報提供の対象外とする。
ただし、放送事業者から電話等で取材を行う場合はある。

③ 住民への周知

本市は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、必要に応じて隣接市町へもあわせて連絡を行う。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

□伝達方法

- ・防災行政無線
- ・広報車
- ・サイレン、警鐘
- ・標識等
- ・口頭伝達
- ・テレビ、ラジオ
- ・防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、災害情報ブログ、ツイッター
- ・外国語による防災放送

(4) 避難勧告、指示の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるときとする。

《参考》

◆災対法第60条（市町村長の避難の指示等）の第5項

市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

1 2.3 警戒区域の設定

【本部班、消防組合、警察署】

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(1) 設定権者

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者及びその内容

実施責任者	勧告・指示等の内容	備考
市長	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災対法第63条
警察官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条第2項
	・市長若しくは委任を受けた職員から要求があったとき。	災対法第63条第2項
自衛官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	・災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。	消防法第28条、水防法第21条

(2) 伝達及び報告

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難勧告、指示の伝達方法を準用する。

1 2.4 避難誘導及び移送

【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、現地調査班、本部班、市民班、消防団】

「要配慮者支援班」、「医療班」及び「学校教育班」は、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、可能な限りその避難を支援する。

「現地調査班」は、担当地区の地域住民に対して避難誘導を行う。

なお、「本部班」は、各部班から要請があった場合、消防団、自主防災組織に対して協力を要請する（自治会に対しては「市民班」が協力を要請する。）。

(1) 避難の誘導

市は、消防団及び自主防災組織と連携し、住民の避難誘導を行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察、自衛隊等へ協力を要請する。誘導にあたっては色腕章を付け、又は懐中電灯を所持する。

(2) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- ① 高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者及び外国籍市民等の要配慮者及びこれらの介護者
- ② 一般市民
- ③ 防災従事者

(3) 誘導及び移送

避難所への誘導及び移送は、以下の事項に留意し行うものとする。

- ① 避難経路の指示
- ② 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- ③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- ④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- ⑤ 出発、到着の際の人員点検
- ⑥ 自力での避難が困難な者に対する車両輸送
(状況により県へ応援要請を行う)

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

避難行動要支援者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障害者）等によって、避難所への移動に支障を来すことが予測され、安否確認及び誘導等の避難支援が必要となる。

避難誘導者は、把握した避難行動要支援者情報に基づき付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、避難行動要支援者の安否確認及び誘導等の避難支援に努めなければならない。

災害時、市民の生命や身体を緊急に保護する必要がある場合、市は、本人の同意を得ずして、避難行動要支援者名簿を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉事務所、その他避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、避難行動要支援者情報の共有により円滑な避難支援に努める。なお、名簿の提供にあたっては、市は名簿を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置をとる。

避難行動要支援者を適切に避難誘導するとともに、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得て安否確認を行い、把握した情報については関係者との共有に努める。

また、ホームヘルパー、ケースワーカー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の安否確認及び誘導等の避難支援を最優先として初動活動を実施するものとする。

(5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

児童、生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが見込まれるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するように努める。

市は小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

また、学校、施設、病院においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導するものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 避難実施責任者② 避難の順位③ 避難誘導責任者及び補助者④ 避難誘導の要領措置 |
|--|

12.5 避難所の開設

【本部班、避難所運営班、教育財務班、建設・住宅班、学校教育班、広報班、各施設管理者】

「避難所運営班」及び各施設管理者は、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難な者が生じた場合、避難所に指定した施設の安全を点検し、速やかに避難所を開設する。なお、避難所の開設は、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルに基づき実施する。

(1) 避難施設

避難所の開設については、指定避難所を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、旅館、ホテル、神社等の既存建物を各管理者の許可を得たうえで応急的に使用する。

ただし、これらの適当な施設を得難いときは、指定避難所の敷地内にテント等により仮設するものとする（野外テントについては、自衛隊へ設営依頼を行う）。

(2) 収容対象者

避難所への収容対象者は、次に示すとおりである。

□災害によって現に被害を受けた者

○住家が被害を受け、居住の場所を失った者

全壊（焼、半壊（焼）、流失）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。

○現実に災害を受けた者

自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。（例、宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪客、通行人等）

□災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ・避難勧告、指示が発令された場合
- ・避難勧告、指示は発令されないが、緊急避難の必要がある場合

(3) 開設の担当者

避難所等の開設は、「避難所運営班」又は施設の管理者（勤務時間内）若しくは職員初動マニュアルに従いあらかじめ指名された各避難所担当職員（勤務時間外）が実施する。

(4) 開設手順

避難所の開設手順を次頁に示す。

(5) 避難者名簿の作成

「避難所運営班」は、避難所を開設した後、避難所施設管理者及び避難者の協力を得て避難者カードをもとに避難者名簿を作成し、「情報収集連絡班」に報告する。

(6) 埼玉県への報告

市長（「本部班」）は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを埼玉県知事に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に連絡する。

(7) 広域避難のための避難場所の調整

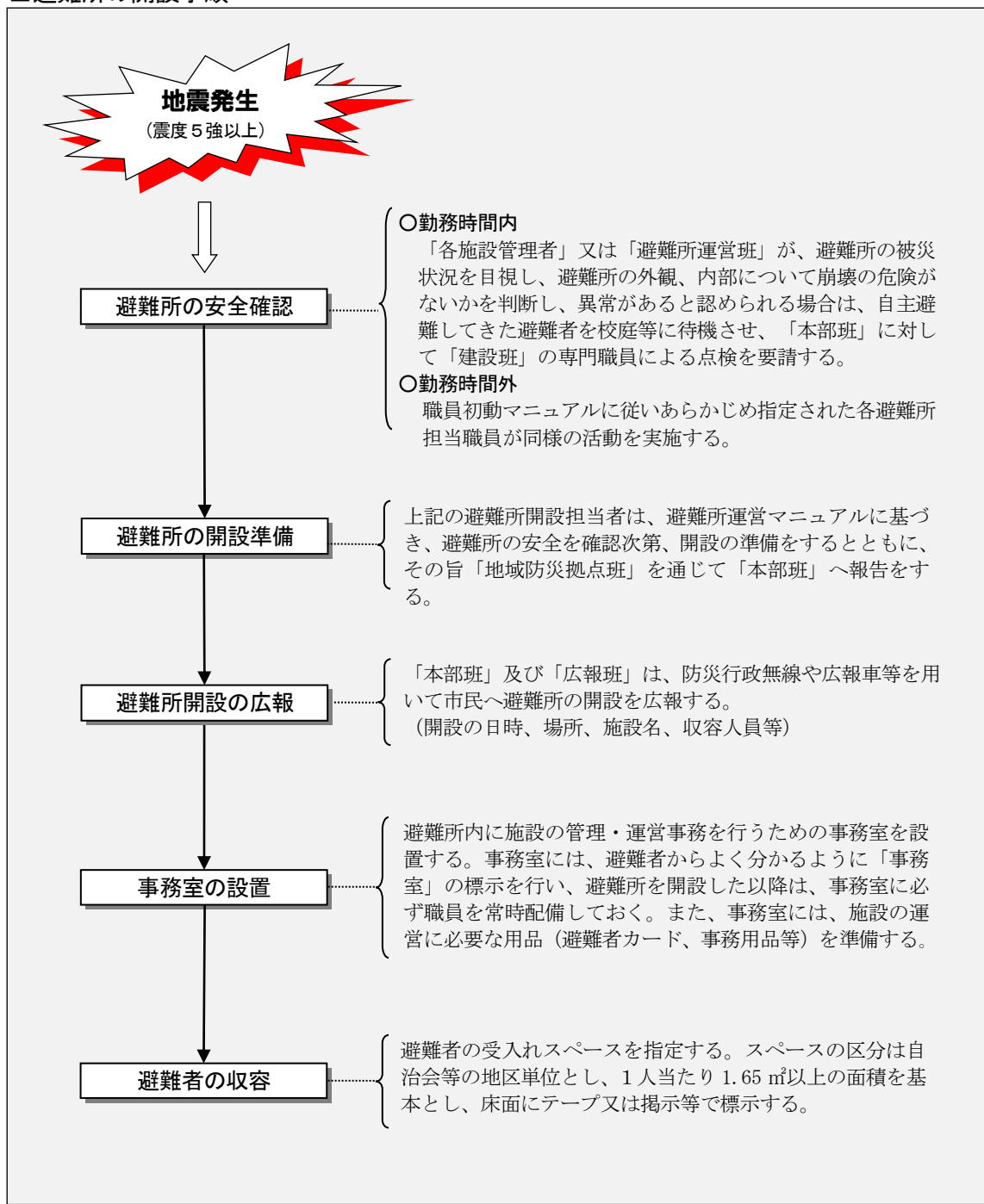
市は、市外への被災者の避難の必要がある場合は、他自治体との事前の協定締結に基づき、他自治体の避難場所へ被災者を受け入れてもらえるよう調整を図る。なお、広域避難に関する調整を行うことができなくなった場合は、国が消防庁と連携して協議等を代行する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

■避難所の開設手順



『 → 様式 14 「避難所開設状況」参照 』

『 → 様式 15 「避難状況一覧」参照 』

『 → 様式 16 「避難者名簿」参照 』

《参考》

◆避難外国籍市民への配慮

避難所内に多言語表示シートを設置するとともに、避難所会話セットや質問票を活用し、外国籍市民の状況把握に努める。

12.6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ

【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、本部班、市民班、消防団】

大規模災害発生時に、本市の避難者発生状況を踏まえつつ、被災した相互応援協定市町村又は県を通じて他市町村から避難者（広域一時滞在者）の受入れについて要請があり、被害の状況等から受入れの必要があると判断した場合は、広域一時滞在のための避難所を提供する。

被災市町村から広域一時滞在者を受入れた場合、市は、自主防災組織や災害ボランティア等の協力を得て、避難所の運営を支援する。

(1) 避難所開設の公示及び避難者の収容

市は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

(2) 避難所の管理運営

「第2編 第2章 第3節 『第3 避難所の運営』」を参照する。

(3) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した避難所の選定・開設に留意する。

また、県と連携して、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

(4) 避難者登録システム等の活用

県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供するものとし、市はこれに協力する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

第13 給水活動

市は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、生命維持等に必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

13.1 被害状況の把握
13.2 給水体制の確立
13.3 広 報
13.4 施設の応急復旧
13.5 応援要請及び受入れ
13.6 災害救助法が適用された場合の費用等

「給水活動」	
事項	担当班
13.1 被害状況の把握	上下水道管理班
13.2 給水体制の確立 (1) 給水方針の決定 (2) 水の確保 (3) 給水方法 (4) 給水用資機材	上下水道管理班 給水班 医療班 要配慮者支援班
13.3 広 報	上下水道管理班、広報班
13.4 施設の応急復旧	水道復旧班
13.5 応援要請及び受入れ	上下水道管理班
13.6 災害救助法が適用された場合の費用等	上下水道管理班

1 3.1 被害状況の把握

【上下水道管理班】

「上下水道管理班」は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握し、「情報収集連絡班」へ報告する。

1 3.2 給水体制の確立

【上下水道管理班、給水班、医療班、要配慮者支援班】

給水は「給水班」が実施し、その方法等は以下のとおりとする。

(1) 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

① 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は、原則として市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請及び資機材等の借入あつせん要請を行う。

② 給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な災害配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への給水については、「医療班」及び「要配慮者支援班」と連携して実施する。

③ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする（「■一日当たりの給水目標」（p2-65）参照）。

これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものであり、期間は、原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(2) 水の確保

発災後は、次に示す水源により水を確保するとともに、必要に応じて次に示す水源についても利用する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

- 浄水場及び受水場
- 災害用給水井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽の活用
- その他の水源
 - ・受水槽等の利用
小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽及び高架水槽に貯留する水を、当該管理者の了解を得て、水源として利用する。
 - ・民間井戸等の利用
民間事業所の井戸や小中学校のプール等比較的汚染が少ない水源について、浄水機により浄水し、水源として利用する。

(3) 給水方法

給水は、仮設共用水栓の設置による仮設給水方式（仮設の水栓を設置して給水するもの）と給水容器による運搬給水方式を併用するが、全市的で大規模な被害の場合は長期間の断水が懸念されるので、仮設給水方式での給水を可能な限り拡大する。

① 指定給水場所での給水

「給水班」は、自主防災組織や自治会と連携、協力のうえ、指定給水場所において、災害用給水井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽を利用し、被災者等に給水する。

『 → 資料 2. 3 「指定給水場所一覧表」参照 』

② 拠点給水場所からの給水

「給水班」は、拠点給水場所である受・配水場の配水池から周辺住民に給水する。
また、配水池から給水車、給水タンクなどに取水し、被災者及び医療機関等に給水する。

『 → 資料 2. 4 「拠点給水場所一覧表」参照 』

③ 医療機関等への優先給水

医療機関、公的施設及び防災関係機関等の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車により優先的に給水する。

④ 要配慮者への支援

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障害者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。

そのため、「要配慮者支援班」は、給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

(4) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、仙波浄水場の災害備蓄庫、各指定給水場所及び拠点給水場所に分散備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

『 → 資料 2. 3 「備蓄品の状況」参照 』

13.3 広報

【上下水道管理班、広報班】

「上下水道管理班」は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況について「広報班」を通じて被災市民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を周囲に分かりやすいように表示する。

□広報事項

- ・ 水道施設の被害状況
- ・ 断水等の状況
- ・ 応急給水の現状と見通し
- ・ 指定給水場所及び拠点給水場所の状況
- ・ その他必要と認める事項

13.4 施設の応急復旧

【水道復旧班】

応急復旧については、「本節 『第18 ライフラインの応急対策』」により行う。

13.5 応援要請及び受入れ

【上下水道管理班】

市の保有する能力では13.2～13.4の活動を迅速・的確に実施することが困難な場合、県（自衛隊）、日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受入れについては、「本章 第1節 『第6 広域応援要請等』」により行う。

震災対策編

＜第2章 応急対策＞

＜第2節 発災初期における災害応急対策活動＞

13.6 災害救助法が適用された場合の費用等

【上下水道管理班】

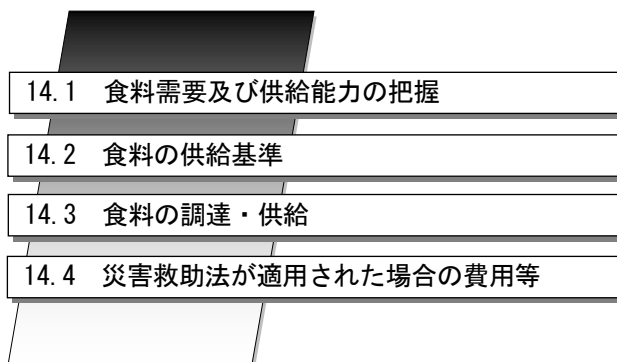
災害救助法が適用された場合、「上下水道管理班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

- ・救助実施記録日計票
- ・給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ・飲料水の供給簿
- ・飲料水供給のための支払証拠書類

第14 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を供給する。



「食料の供給」	
事項	担当班
14.1 食料需要及び供給能力の把握	食料・物資調達班、給食班 避難所運営班、帰宅困難者支援班、 要配慮者支援班、職員班
14.2 食料の供給基準 (1) 実施責任者 (2) 給食基準 (3) 給食の方法	避難所運営班、 要配慮者支援班、 食料・物資調達班、 給食班
14.3 食料の調達・供給 (1) 市備蓄食料の放出 (2) 関係業者からの調達 (3) 県備蓄食料の放出及び調達の要請 (4) 食料の搬送 (5) 食料集積地 (6) 炊き出しの実施 (7) 食料の供給 (8) 埼玉県への報告	食料・物資調達班、 管財輸送班、 給食班、 避難所運営班、 本部班
14.4 災害救助法が適用された場合の費用等	食料・物資調達班、給食班

震災対策編

＜第2章 応急対策＞

＜第2節 発災初期における災害応急対策活動＞

14.1 食料需要及び供給能力の把握

【食料・物資調達班、給食班、避難所運営班、帰宅困難者支援班、要配慮者支援班、職員班】

「食料・物資調達班」は、下表を参考に、食料の供給対象となる者の人数を早期に把握する。
この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

また、「給食班」は、給食センターの被害状況、稼働能力等を早期に把握する。

□供給対象者

- ・避難所に収容された者
- ・在宅、社会福祉施設等の高齢者、障害者等で、食料の供給を必要とする者
- ・住家に被害を受けて炊事のできない者
- ・被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせのない者
- ・帰宅困難者で現に食を得ることができない状態にある者
- ・応急活動に従事する者

14.2 食料の供給基準

【避難所運営班、要配慮者支援班、食料・物資調達班、給食班】

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食料の供給は、市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、食料品のあっせん要請を県災害対策本部に行う。

(2) 給食基準

食料の供給対象者に対する給食基準は、次のとおりである。

□供給する食料の品目

供給する食料は、地震災害初期には本市が備蓄する乾パン、アルファ米等とするが、被害の長期化等の状況に応じて、米穀又は食パン等を供給する。
ただし、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

■配給数量

品目	一人当たりの供給量	
米穀	被災者	1食当たり 精米 200グラム以内
	応急供給受配者	1人1日当たり 精米 400グラム以内
	災害救助従事者	1食当たり 精米 300グラム以内
乾パン	1食当たり	: 1包（115グラム入り）以内
食パン	1食当たり	: 185グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり	: 200グラム以内
アルファ米	1食当たり	: 100グラム以内
おかゆ缶	1食当たり	: 1缶（280グラム入り）以内

(3) 給食の方法

食料の給与に際しては、次の事項に配慮して実施する。

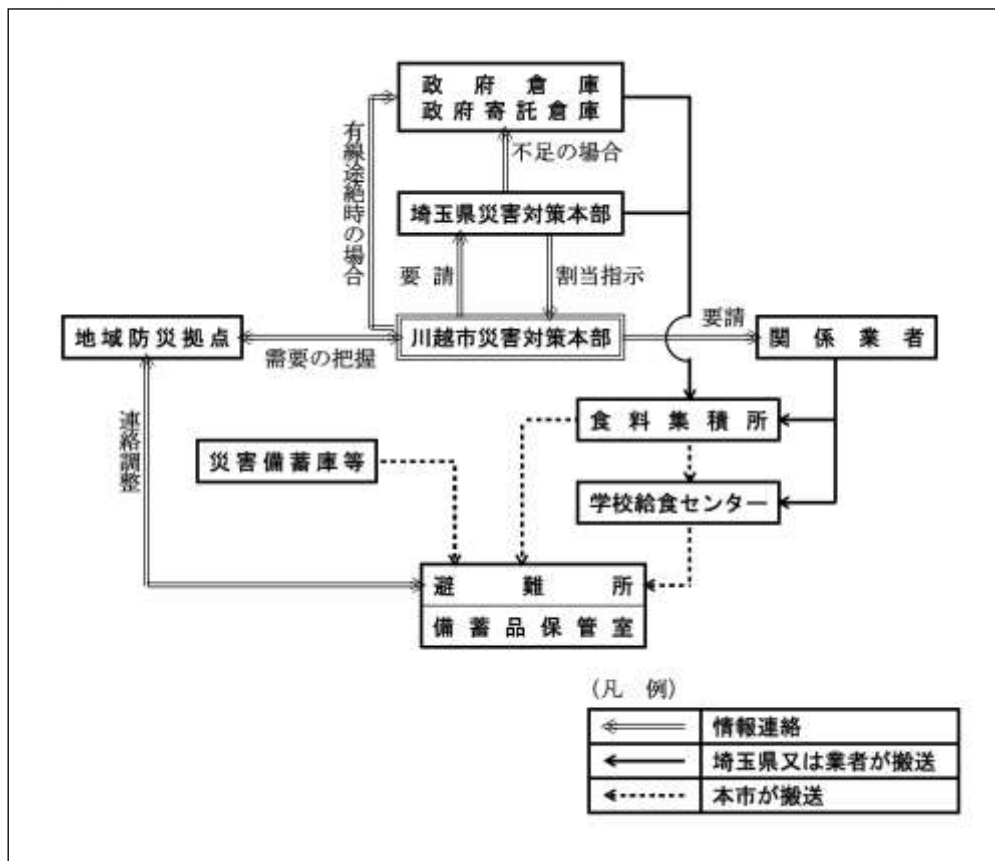
- ・食料供給機能の停滞により生命の危険が及ぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。
- ・各現場にそれぞれ実施責任者を定め炊き出し及び食料の給与を実施する。
- ・速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力方を要請し、炊き出し体制の確立を図る。
- ・状況により、地域の団体、自衛隊又はボランティア等の協力を得て実施する。
- ・移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。
- ・要配慮者に対応した給食方法を検討（軟らかい食事、栄養の考慮等）する。
- ・可能な限りアレルギー表示（アレルギーの原因となる抗原物質の表示）に配慮した食品を選択する。

1 4.3 食料の調達・供給

【食料・物資調達班、管財輸送班、給食班、避難所運営班、本部班】

「食料・物資調達班」は、避難所などからの要請に基づき食料の必要量を把握し、次のとおり食料を調達する。

■食料の調達・搬送体制の流れ



震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

(1) 市備蓄食料の放出

本市が災害備蓄庫及び備蓄品保管室に備蓄する乾パンやアルファ米を放出する。

『 → 資料 2.3 「備蓄品の状況」参照 』

(2) 関係業者からの調達

① 米穀の調達

「食料・物資調達班」は、協定に基づき市内米穀業者から調達する。

『 → 資料 1.29 「災害時等における精米の優先供給に関する協定」参照 』

② その他食品の調達

「食料・物資調達班」は、米穀以外の食品の供給を行う必要が生じた場合は、関係組合を通じて、生産者及び販売業者から調達する。

(3) 県備蓄食料の放出及び調達の要請

災害の状況により、市備蓄食料の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、埼玉県知事が定める範囲における県備蓄食料の放出及び調達の要請を行うものとする。

また、災害救助法が適用され、あらかじめ埼玉県知事から指示される範囲で、農林水産省生産局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

『 → 様式 17 「食料調達状況」参照 』

(4) 食料の搬送

食料の搬送方法は、次のとおりとする。

- ・本市の備蓄食料は、本市が搬送する。
- ・埼玉県からの救援食料は、埼玉県が本市の食料集積地まで搬送し、集積地からは本市が搬送する。
- ・米穀業者等からの調達食料は、原則的には業者が提供場所まで搬送するが、本市も搬送に協力する。
- ・本市の搬送は、「管財輸送班」が庁用車又は埼玉県トラック協会川越支部等の協力を得て実施する。ただし、学校給食センター施設を利用し、炊き出しをした食料は、「給食班」が避難所まで搬送する。

《参考》

市での搬送が不可能な場合は、食品配送のノウハウをもっている業者に委託することも検討する。

『 → 様式 18 「輸送状況」参照 』

(5) 食料集積地

本市の食料集積地は、被害状況、避難所への搬送経路及び連絡等を勘案し、次の施設から選定する。

- ・川越運動公園総合体育館
- ・埼玉川越総合地方卸売市場
- ・川越市なぐわし公園

(6) 炊き出しの実施

地震災害時における食料の炊き出しは、「食料・物資調達班」が調達した米穀等により「給食班」が学校給食センター施設を利用し実施する。

また、必要に応じ、本市所有の煮炊き釜やかまどセットを使用し、避難所で現地炊き出しを実施する。

なお、炊き出し等が実施困難と認めるときは、埼玉県に炊き出し等について協力を要請する。

(7) 食料の供給

被災者に対する食料の供給は、次のとおり実施する。

- ・被災者に対する食料の供給は、原則として、避難所において「避難所運営班」が実施する。
- ・避難所に搬送された食料は、「避難所運営班」が引き取り、自主防災組織、自治会等の協力により公平かつ円滑に供給する。
- ・避難所における食料の供給は、一時に多数の供給は困難と思われるので、高齢者や傷病者等を優先する。
- ・事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

(8) 埼玉県への報告

「本部班」は、炊き出し、食料の配分を実施したとき（埼玉県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに埼玉県に報告するものとする。

1 4.4 災害救助法が適用された場合の費用等

【食料・物資調達班、給食班】

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、市が埼玉県に請求できる。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

第15 生活必需品等の供給・貸与

地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を給与又は貸与する。

15.1	生活必需品等の需要の把握
15.2	生活必需品等の調達・輸送
15.3	生活必需品等の配分
15.4	災害救助法が適用された場合の費用等

「生活必需品等の供給・貸与」	
事項	担当班
15.1 生活必需品等の需要の把握	避難所運営班、 食料・物資調達班
15.2 生活必需品等の調達・輸送 (1) 市備蓄物資の放出 (2) 関係業者からの調達 (3) 県備蓄物資の放出要請 (4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保 (5) 他市町村からの物資の調達 (6) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送 (7) 義援物資の輸送	食料・物資調達班 管財輸送班、 福祉班
15.3 生活必需品等の配分	避難所運営班、 福祉班
15.4 災害救助法が適用された場合の費用等	食料・物資調達班

15.1 生活必需品等の需要の把握

【避難所運営班、食料・物資調達班】

「避難所運営班」は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者から把握し「食料・物資調達班」に報告する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。また、季節に応じた供給、要配慮者や女性等に配慮した供給を行うものとする。

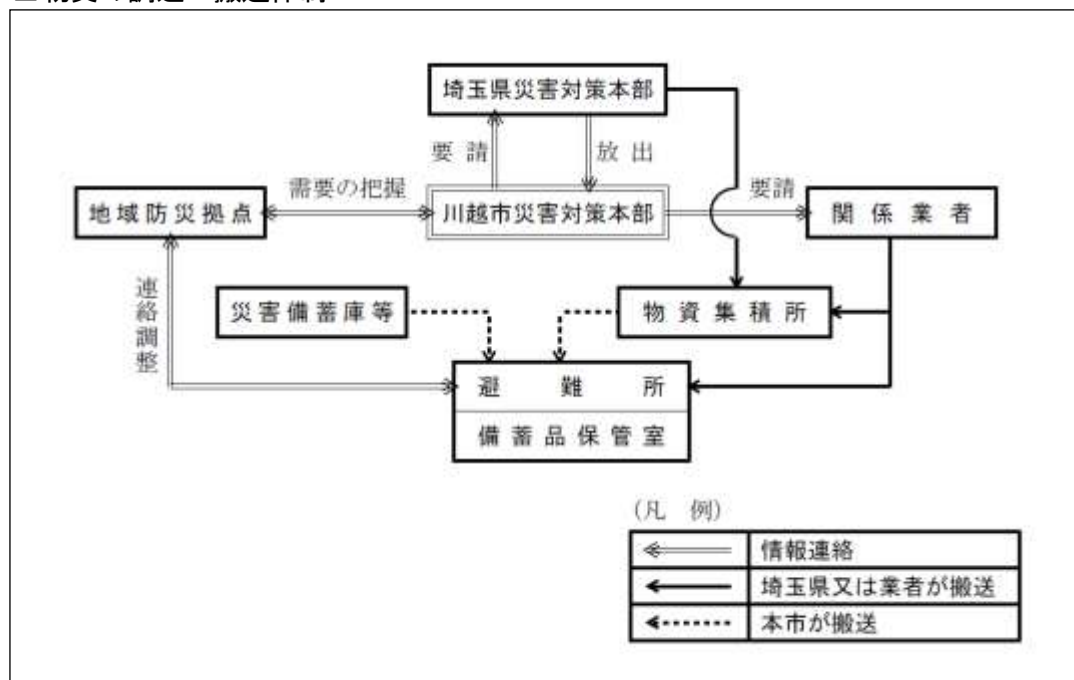
- ・寝 具 … 毛布、タオルケット、布団等
- ・外 衣 … 洋服、作業衣、子供服等
- ・肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類
- ・身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- ・炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- ・食 器 … 茶碗、皿、はし等
- ・日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- ・光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LPガス等
- ・そ の 他 … 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ等

15.2 生活必需品等の調達・輸送

【食料・物資調達班、管財輸送班、福祉班】

生活必需品等の供給が必要な場合、その調達及び輸送は次により行う。

■ 物資の調達・搬送体制



震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

(1) 市備蓄物資の放出

「食料・物資調達班」は、市備蓄物資の放出が必要と判断した場合は、備蓄倉庫から物資の放出を行うとともに、「管財輸送班」に対して各避難所への輸送を要請する。

「管財輸送班」は、協定に基づき埼玉県トラック協会川越支部の協力を得て備蓄倉庫から物資を各避難所に輸送する。

(2) 関係業者からの調達

「食料・物資調達班」は、協定に基づき災害時応援協定事業所に対して、物資の確保及び避難所への輸送を要請する。

それでもなお不足する場合は、関係組合を通じてその他の事業所に対して、同様の要請を行う。

(3) 県備蓄物資の放出要請

「食料・物資調達班」は、被害の状況により市備蓄物資の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、埼玉県知事に県備蓄物資の放出を要請する。

□埼玉県を通じて調達が可能な物資

・医薬品 ・毛布 ・肌着 ・タオル ・ロウソク ・簡易トイレ 他

(4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資は、「食料・物資調達班」を窓口にして確保する。

なお、「福祉班」は、日本赤十字社埼玉県支部から連絡があった場合、適切に「食料・物資調達班」に引き継ぐ。

(5) 他市町村からの物資の調達

「食料・物資調達班」は、本市のみで物資を確保することが困難な場合は、他市町村に対して物資の供給を要請する。

(6) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送

本市の生活必需品等の集積地は、被害状況、避難所への輸送経路及び連絡等を勘案し、次の施設から選定する。

集積地から避難所への輸送は、「管財輸送班」が、埼玉県トラック協会川越支部の協力を得て行う。

なお、集積地での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

・川越運動公園総合体育館
・埼玉川越総合地方卸売市場
・川越市なぐわし公園

(7) 義援物資の輸送

市外から善意の市民、企業から送付されてくる義援物資の集積地、集積地から避難所への輸送方法についても「(6) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送」と同様である。

『 → 様式 19 「物資輸送引渡書・物資受領書」参照 』

『 → 様式 20 「物資調達状況」参照 』

『 → 様式 21 「災害救援物資受領書」参照 』

1 5.3 生活必需品等の配分

【避難所運営班、福祉班】

避難所に到着した生活必需品等の配分は、「避難所運営班」が避難者、ボランティア等の協力を得て行う。

また、生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うものとするが、「福祉班」は、状況に応じて地区民生・児童委員やボランティア等の協力を得て、被災世帯に対しても被害程度及び世帯構成人員に応じて配給する。

1 5.4 災害救助法が適用された場合の費用等

【食料・物資調達班】

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）」の範囲内において、市が埼玉県に請求できる。

この場合、「食料・物資調達班」は次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 救助実施記録日計票・ 物資受払簿・ 物資の給与状況・ 物資購入関係支払証拠書類等 |
|---|

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

第16 要配慮者の安全確保

要配慮者が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、市、関係防災機関及び地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

16.1 高齢者、障害者等の安全確保

16.2 外国籍市民の安全確保

「要配慮者の安全確保」	
事項	担当班
16.1 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (2) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (3) 避難所における支援 (4) 福祉避難所の開設 (5) 仮設住宅における配慮	要配慮者支援班、 市民班
16.2 外国籍市民の安全確保 (1) 避難誘導の実施 (2) 安否確認の実施 (3) 情報提供 (4) 各種相談	本部班、 広報班、 国際班、 市民班

16.1 高齢者、障害者等の安全確保

【要配慮者支援班、市民班】

地震災害時に機敏に行動できない高齢者や障害者等の被害状況や安否について、家族や自主防災組織などの近隣住民の協力を得て把握・確認し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

(1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

「要配慮者支援班」は、施設管理者と連携し社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

③ 被災状況の確認、受入れ先の確保及び移送

「要配慮者支援班」は、社会福祉施設の被災状況を確認し、必要に応じて医療機関及び社会福祉施設等の受入れ先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

④ ライフライン復旧優先

施設管理者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「本部班」を通じて要請する。

⑤ 巡回サービスの実施

「要配慮者支援班」は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

(2) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策

「要配慮者支援班」は、関係機関、自主防災組織等と連携して在宅の避難行動要支援者の安全を確保する。

① 安否確認

民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の協力を得ながら避難行動要支援者の安否を確認する。また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の市民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

② 救助活動の実施

自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者を救助する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

③ 受入れ先の確保及び移送

避難行動要支援者の受入れ先として、医療機関、社会福祉施設及び福祉避難所等を確保する。また、搬送車両を確保し、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

④ 情報提供

在宅や避難所等にいる要配慮者に対して情報を提供するため、ファクシミリによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

⑤ 生活救援物資の供給

乳幼児、高齢者等の要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。

配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

⑥ 相談窓口の開設

「要配慮者支援班」は「市民班」と連携して、市役所や市民センター等に相談窓口を開設する。

各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及びソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー及び保健師等により巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(3) 避難所における支援

市は、ボランティア等と協力して、避難所へ移動した要配慮者について、その状況を把握し、次に示す適切な福祉サービスの提供に努める。

□避難所における支援内容

- ・要配慮者の要望把握や安全確保（DV被害の防止等）のために、福祉・保健担当職員、自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア等によって定期的なパトロールを実施するとともに相談窓口を開設する。
- ・インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状況の悪化に的確に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。
- ・介護用品、生理用品等の確保
- ・障害者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付
- ・要配慮者に配慮した食事の提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）
- ・介助入浴サービスの実施
- ・要配慮者に配慮した情報提供体制
- ・出入口等の段差の解消、通路の確保、障害者用トイレの設置
- ・空調や騒音にも配慮し、可能な限り快適な環境を確保する。

(4) 福祉避難所の開設

避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設し保護する。

(5) 仮設住宅における配慮

仮設住宅に係る要配慮者への配慮事項を次に示す。

- ・ 仮設住宅には優先的に入居できる。
- ・ 要配慮者の仮設住宅は、階段、段差がないバリアフリー構造とする。
- ・ トイレとの距離が遠くないこと。
- ・ 車いすが使用可能なこと。

1 6.2 外国籍市民の安全確保

【本部班、広報班、国際班、市民班】

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい外国籍市民に対し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

(1) 避難誘導の実施

避難勧告、指示等を発令した場合、「国際班」は、「広報班」及び「本部班」と協力して、防災行政無線や広報車を活用し、外国語による広報を実施するとともに、外国籍市民に対する速やかな避難誘導を実施する。

(2) 安否確認の実施

「国際班」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報をもとに、外国籍市民用安否確認カード等を活用し、外国籍市民の安否を確認するとともに、その調査結果を「本部班」を通じて埼玉県に報告する。

(3) 情報提供

「国際班」は、「広報班」との連携等により、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。

また、外国語通訳や翻訳ボランティア等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

(4) 各種相談

「国際班」は、「市民班」と協力して相談窓口を開設し、職員、外国語通訳及び翻訳ボランティア等の協力を得ながら、外国籍市民に対して総合的な相談に応じる。

震災対策編

＜第2章 応急対策＞

＜第2節 発災初期における災害応急対策活動＞

第17 遺体の取扱い

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の捜索、処理及び埋・火葬は、次に示すように市長が行う。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行い、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、埼玉県、その他の関係機関の応援を得て実施する。

17.1 遺体の捜索
17.2 遺体の処理
17.3 遺体の埋・火葬

「遺体の取扱い」	
事項	担当班
17.1 遺体の捜索 (1) 捜索の依頼、届出の受付 (2) 捜索対象者 (3) 捜索の方法 (4) 関係市町への要請 (5) 費用及び期間	市民班、 現地調査班
17.2 遺体の処理 (1) 実施者 (2) 遺体収容所（安置所）の開設 (3) 遺体の届出 (4) 遺体の処理 (5) 身元確認 (6) 遺体の収容（安置）・一時保存 (7) 費用及び期間	市民班、 医療班
17.3 遺体の埋・火葬 (1) 対象 (2) 費用 (3) 期間 (4) 埋・火葬の手続 (5) 埋・火葬の方法	市民班、 福祉班

17.1 遺体の搜索

【市民班、現地調査班】

遺体及び行方不明の状態にある者の搜索は、本市が埼玉県、自主防災組織及び日本赤十字奉仕団等の協力のもとに実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察、自衛隊へ協力を要請する。

また、本市は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、警察と連携を図りながら問合せ等に対応するものとする。

(1) 搜索の依頼、届出の受付

「市民班」は、所在の確認できない市民に関する問合せや行方不明者の搜索依頼及び届出の受付を以下のとおり実施する。

□搜索の依頼、届出の受付

○相談窓口の開設

市役所内に、行方不明者に関する相談窓口を設置し、所在の分からない市民に関する問合せや行方不明者の搜索依頼、届出の受付を行う。

○記録の作成

届出にあたっては、行方不明者の住所、連絡先、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他特記事項等、必要事項を聴取し、記録しておく。

○本部への報告

届出のあったものは、前号の事項を記載した書面で災害対策本部に報告する。ただし、状況により書面をもって報告することが困難な場合は、無線等をもって連絡する。

(2) 搜索対象者

遺体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

(3) 搜索の方法

行方不明者及び遺体の搜索は「現地調査班」が、自主防災組織及び日赤奉仕団及びその他関係機関の協力を得て実施する。

また、被害の規模により必要があるときは、警察、自衛隊等に支援の要請を行う。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い開設された遺体安置所に収容する。

(4) 関係市町への要請

市のみの搜索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し搜索を要請する。

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

□関係市町への要請

- ・遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ・遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
- ・応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

(5) 費用及び期間

災害救助法が適用された場合の費用及び期間は、次のとおりである。

① 費用

費用は、捜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び人件費として当該地域における通常の実費とする。

② 期間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

『 → 資料2.21「災害救助基準」参照 』

17.2 遺体の処理

【市民班、医療班】

(1) 実施者

遺体の収容及び処理は、「市民班」が実施する。

(2) 遺体収容所（安置所）の開設

市は、二次災害のおそれのない適当な公共施設等に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

(3) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）を受けた後処理を行う。

(4) 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

- ・警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、市が埼玉県に報告のうえ、警察等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
- ・「医療班」は、警察から引き渡しを受けた遺体を洗浄、縫合、消毒等の事務手続きを行う。身元が判明した場合は、遺族、親族に引き渡す。
- ・遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。

(5) 身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

□身元確認にあたっての留意事項

- ・身元不明者の身元確認には、地元住民の協力を得て行う。
- ・身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。
また、埋葬許可証を交付する。
- ・縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査のうえ引き渡す。

(6) 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。

□遺体の収容等にあたっての留意事項

- ・延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、斎場に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
- ・死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との災害協定に基づき調達する。

『 → 資料 1.40 「災害時における葬祭協力等に関する協定」参照 』

(7) 費用及び期間

災害救助法が適用された場合の費用及び期間は、次のとおりである。

① 費用

支給できる費用については「災害救助基準」を参照のこと。

② 期間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

『 → 資料 2.21 「災害救助基準」参照 』

17.3 遺体の埋・火葬

【市民班、福祉班】

「市民班」及び「福祉班」は、本部長が必要と認めた場合、災害の際の死亡者を応急的に埋・火葬する。

(1) 対象

災害で死亡した者の遺族が被災し、埋葬を実施することが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合とする。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

(2) 費用

① 支給対象

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・棺（付属品を含む）・埋葬又は火葬・骨壺又は骨箱 |
|--|

② 支給額

災害救助法が適用された場合、支給できる費用については、資料編「災害救助基準」を参照のこと。

『 → 資料2.21「災害救助基準」参照 』

(3) 期間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

(4) 埋・火葬の手続

市は、事故死等による遺体については、警察から引き渡しを受けた後、埋・火葬する。

また、身元不明の遺体については、警察から引き継ぎを受けた資料を元に関係機関と連携し、その調査にあたる。

この場合の取り扱いは「福祉班」が「行旅病人行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

(5) 埋・火葬の方法

埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。川越市斎場での火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請する。その際、火葬場までの遺体の搬送については、本市が負担するものとする。

また、身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、遺族に引き渡す。

なお、災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。

第18 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させ、市民の生活や社会活動に大きな影響を与えることから、市及び各防災関係機関は相互に連携を図り、応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

18.1	上水道施設
18.2	下水道施設
18.3	ガス施設
18.4	電気施設
18.5	電気通信施設

「ライフラインの応急対策」	
事項	担当班
18.1 上水道施設 (1) 被害状況の調査 (2) 技術者及び作業員の確保 (3) 宿舎等の手配 (4) 復旧用資材の確保 (5) 復旧工事 (6) 災害時の広報	上下水道管理班、 水道復旧班、 広報班
18.2 下水道施設 (1) 活動体制 (2) 緊急点検 (3) 緊急措置 (4) 災害時の広報	下水道復旧班、 広報班
18.3 ガス施設 (1) 都市ガス施設 (2) LPガス施設	都市ガス事業者、 (一社)埼玉県LPガス協会
18.4 電気施設 (1) 復旧活動 (2) 復旧順位	東京電力(株)
18.5 電気通信施設 (1) 応急対策 (2) 復旧対策	東日本電信電話(株)

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

18.1 上水道施設

【上下水道管理班、水道復旧班、広報班】

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。そのため、「上下水道管理班」は速やかに上水道施設の応急復旧について対策を講ずる。

(1) 被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。

(2) 技術者及び作業員の確保

「震災時における水道施設の応急復旧等に関する協定」に基づき、川越市管工事業協同組合へ復旧作業を要請するとともに建設業者の応援を求める。また、技術者が不足する場合は、県（生活衛生課）及び(公社)日本水道協会埼玉県支部に要請する。

(3) 宿舎等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舎、食料及び寝具等の手配を行う。

(4) 復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、県（生活衛生課）及び日本水道協会埼玉県支部に要請する。

(5) 復旧工事

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ速やかに応急工事を行う。

(6) 災害時の広報

「上下水道管理班」は、地震災害時の応急給水、応急復旧対策等の実施状況や活動状況について「広報班」を通じて市民に広報する。

□広報手段と広報事項

- ・市民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。
- ・主な広報事項は、水道施設の被害状況、断水等の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。

18.2 下水道施設

【下水道復旧班、広報班】

地震により下水道施設が被害を受けた場合、「下水道復旧班」は、速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

(1) 活動体制

応急復旧は、「下水道復旧班」において実施し、必要に応じ民間業者の協力及び相互応援協定を締結している市町等に応援を要請する。

(2) 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報、市民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

■緊急点検場所及び点検内容

点検場所	点検内容
中継ポンプ場 マンホールポンプ場	下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無
マンホール	<ul style="list-style-type: none"> 下水の流出の有無 マンホール蓋、口環の変形等異常の有無 周辺路面の異常の有無 マンホール内の異常の有無 [路上からの目視による] (躯体、管きょ接合部、堆積物、流量・石油等危険物の下水流入状況等)
伏越	<ul style="list-style-type: none"> マンホール内の異常の有無 [路上からの目視による] (躯体、管きょ接合部、下水流入状況、堆積物、ゲート等) 管きょ埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 管きょ埋設場所の地表の異常の有無
管きょ埋設道路 の路面等	<ul style="list-style-type: none"> 路面、地表の異常の有無 (陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等)

(3) 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺に与える影響を考慮し、管きょについては二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急を実施する。

□緊急措置の内容

<ul style="list-style-type: none"> 安全柵、標識等の設置 段差部のすり付け 陥没部への土砂等による埋め戻し 排水ポンプの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 土のうによる浸水防止 通行規制 下水道の使用制限 その他
---	---

(4) 災害時の広報

「下水道復旧班」は、「広報班」を通じて、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。また、施設の被災状況によっては、未処理または処理が不十分なまま河川や海に放流されることになるため、市民に対して節水等による下水道使用の低減を呼びかけるも

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

のとする。

18.3 ガス施設

【都市ガス事業者、(一社)埼玉県LPガス協会川越支部】

(1) 都市ガス施設

地震災害によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、社会公共施設としての機能を維持することとする。

都市ガス事業者が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

□応急対策

- ・気象情報、被害情報、ガス施設等被害の状況及び復旧状況等の各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。
- ・ガス供給停止時、復旧作業中等の場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、市とサービス巡回車等による巡回広報を行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、警察・消防等の防災関係機関、報道機関への協力を要請する。
- ・ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- ・応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を優先的に行う。

□復旧対策

- ・非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。
- ・救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

(2) LPガス施設

地震によりLPガス施設に被害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合において、LPガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある。

(一社)埼玉県LPガス協会が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

□対策本部の設置

埼玉県内に地震により重大な災害が発生した場合に、埼玉県内のLPガス施設の保安の確保と安全供給に万全を期すため、(一社)埼玉県LPガス協会長は、埼玉県LPガス災害対策本部を設置する。

□現地災害対策本部の設置

埼玉県LPガス災害対策本部の本部長は、現地で災害対策を円滑にするため、局地的被害を受けた地域に現地災害対策本部を設置する。

□応急復旧対策

LPガス販売業者は、事前に整備された応急復旧時の行動基準に従い、応急復旧対策を実施する。

また、LPガス販売事業者は、大規模な地震が発生した場合、LPガス供給の早期復旧を果たすために必要な地域協力対策及び応援受け入れ等に協力するものとする。

なお、円滑な応急復旧のための啓発活動として、LPガスを使用したことがない仮設住宅入居者への啓発活動を行うとともに、救援活動により持ち込まれ不要となったカセットボンベ・LPガス容器等の臨時供給容器の回収を行う。

18.4 電気施設**【東京電力(株)川越支社】**

地震災害が発生した場合、東京電力(株)川越支社は、各設備に有効な応急対策を講じ被害を最小限に防止するとともに、二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、生活関連施設としての機能を維持するものとする。

東京電力(株)川越支社が実施する応急対策は、次のとおりである。

(1) 復旧活動**① 被害状況の把握**

一般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害状況の早期把握に努めることとし、あらかじめ計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況の把握を行う。

② 被害の復旧対策

各設備所管箇所は、速やかに被害状況を掌握し、次に掲げる事項を明らかにした早期に復旧計画を立てる。

- ・復旧作業班の配置、復旧応援班の必要の有無
- ・復旧資機材の調達
- ・復旧作業の日程
- ・復旧・仮復旧の完了見込み
- ・宿舎、衛生、食料等の手配
- ・応急復旧（発電車等）の必要の有無
- ・その他必要対策

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

(2) 復旧順位

各施設の復旧順位は、原則として次頁による順位とするが、災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものから迅速に行う。

□送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路送電設備
- ③ 一部回線送電不能の重要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

□変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所
- ② 都市部に送電する送電系統の送電変電所変電設備
- ③ 重要施設に配電する配電用変電所

□配電設備

- ① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給
- ② その他の回線

□通信設備

- ① 給電指令回線及び制御保護並びに監視回線通信設備
- ② 災害復旧に使用する保安回線
- ③ その他保安回線

18.5 電気通信施設

【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

地震災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれのあるときにおいて、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずる必要がある。

東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する応急・復旧対策は、次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

□災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

□情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

- ・重要回線の確保
- ・特設公衆電話の設置
- ・通信の利用制限
- ・災害用伝言ダイヤル等の提供

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、電話のつながりにくい状態を回避するための交換機による自動音声ガイダンス、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講ずる。

被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事

復旧工事は、応急対策に引き続き、東日本電信電話(株)埼玉事業部に設置した災害対策本部の指揮により実施する。

第19 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

19.1	公共建築物
19.2	道路施設
19.3	河川施設
19.4	農業集落排水事業処理施設
19.5	鉄 道
19.6	その他の施設

「公共施設等の応急復旧」	
事項	担当班
19.1 公共建築物 (1) 応急対策 (2) 応急危険度判定 (3) 応急措置 (4) 電算システムの応急対策	各施設管理者、 建設・住宅班、 情報処理班
19.2 道路施設 (1) 自動車専用道路、国道 (2) 県道 (3) 市道	道路班、 建設管理班、 広報班
19.3 河川施設 (1) 国及び県管理河川 (2) 市管理河川 (3) 広報	河川班、 建設管理班、 現地調査班、 広報班
19.4 農業集落排水事業処理施設	農政班
19.5 鉄道 (1) 東日本旅客鉄道(株)の応急対策 (2) 東武ステーションサービス(株)の応急対策 (3) 西武鉄道(株)の応急対策	東日本旅客鉄道(株) 東武ステーションサービス(株) 西武鉄道(株)
19.6 その他の施設 (1) 不特定多数の人が利用する公共施設 (2) 畜産施設等 (3) 医療救護活動施設 (4) 社会福祉施設	関係各班 農政班 医療班 要配慮者支援班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

19.1 公共建築物

【各施設管理者、建設・住宅班、情報処理班】

(1) 応急対策

各公共施設等の管理者は、地震災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保を図るとともに、自主的な災害活動による被害の軽減を図り、また、震災後における災害復旧が順調に行われるように、以下のような措置を講ずる。

- ・避難対策については、綿密な計画を立て万全を期する。
- ・地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ・緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- ・避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- ・収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ・被害状況を担当部に報告する。

(2) 応急危険度判定

「建設・住宅班」は、本市所有又は使用している建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の応急復旧対策での使用の可能性について判断を行う。

(3) 応急措置

「建設・住宅班」は、応急危険度判定の結果に基づき、本市所有の被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

二次災害防止のための応急措置を実施するにあたり、人員、資機材が不足する場合は、「本部班」を通じて埼玉県に支援要請を行う。

(4) 電算システムの応急対策

「情報処理班」は、地震災害発生後、速やかに電算システムの被害状況を調査し、重要データの保全及び復旧に向け必要な措置を講ずる。

19.2 道路施設

【道路班、建設管理班、広報班】

道路施設は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員などを輸送する施設として重要な役割を果たす。特に、本市には関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道が通り、自動車専用道路として交通の要所となっている。そのため、自動車専用道路をはじめ緊急輸送路となる道路の災害応急対策を優先的に行うものとする。

(1) 自動車専用道路、国道

「道路班」は、国道16号については、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所へ、国道254号及び国道407号については、埼玉県川越県土整備事務所へ、自動車専用道路については、東日本高速道路(株)へ通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

(2) 県道

「道路班」は、県道については、埼玉県川越県土整備事務所へ通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

(3) 市道

① 道路のパトロール、道路被害状況の把握

「建設管理班」は、市道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置の要請を実施する。パトロール要員が不足するときは、部内他班に増員を要請し、部内で調整しても不足するときは「本部班」へ要請する。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 応援の要請（災対法29条第2項）

指定地方行政機関に対し、橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。

③ 応急対策

□基本方針

- ・管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
- ・救助活動のための道路及び避難者の通路にあたる道路は、優先的に復旧する。
- ・道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、ただちに排土作業、盛土作業、舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- ・市は、被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め若しくは道路標識等の設置など必要な措置を講ずる。
- ・上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関がただちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。
- ・復旧資材、材料に不足が生じたときは、川越市建設産業団体連合会の協力を求めて確保するものとする。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

□市道の応急対策

- ・路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
- ・路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により復旧する。
- ・路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
- ・市は、落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め若しくは道路標識等の設置など必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

『 → 資料 1.24 「災害時における応急復旧業務に関する協定書」 参照 』

④ 広報

「道路班」は、「広報班」と連携して、通行不能箇所、迂回路、復旧見込みなどの広報を行う。

19.3 河川施設

【河川班、建設管理班、現地調査班、広報班】

市及び関係機関は、災害によって河川施設に被害が生じたときは直ちに応急復旧を実施する。

(1) 国及び県管理河川

本市を流れる荒川をはじめとする国管理河川について堤防及び護岸等について被害を確認した場合は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所へ、新河岸川をはじめとする県管理河川について被害を確認した場合は、埼玉県川越県土整備事務所へ通報し、必要に応じ応急措置を講ずる。

(2) 市管理河川

① 河川のパトロール、河川被害状況の把握

「河川班」は、パトロール要員が不足するときは「建設管理班」に要員の増員を要請し、部内で調整しても不足するときは「本部班」へ要請する。車両（自転車、オートバイが有効）が不足するときは「管財輸送班」に確保依頼をするとともに、川越市建設産業団体連合会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と連絡調整する。

② 河川施設の災害応急対策

「河川班」は、市管理の河川施設の排水門及び排水ポンプ場等が破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、「現地調査班」と連携して、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

復旧資機材、材料に不足が生じたときは、川越市建設産業団体連合会の協力を求めて確保するものとする。

『 → 資料 1.24 「災害時における応急復旧業務に関する協定書」 参照 』

(3) 広報

「河川班」は、「広報班」と連携して、被害箇所、復旧見込み等の広報を行う。

19.4 農業集落排水事業処理施設

【農政班】

地震により農業集落排水施設が被害を受けた場合、速やかに農業集落排水施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握し、必要に応じて緊急措置を講ずる。

19.5 鉄道

【東日本旅客鉄道(株)、東武ステーションサービス(株)、西武鉄道(株)】

地震災害時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、大きな被害となるおそれがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずることにより、輸送の確保を図るものとする。

東日本旅客鉄道(株)、東武ステーションサービス(株)及び西武鉄道(株)が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

(1) 東日本旅客鉄道(株)の応急対策

東日本旅客鉄道(株)が実施する地震発生に伴う応急対策は、次のとおりである。

① 運転規制

○地震が発生した場合の列車の運転取扱いは、次による。

- ・ 80 ガル以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。
- ・ 40 ガル以上 80 ガル未満の場合は、25 km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。
- ・ 40 ガル未満の場合は、特に運転規制は行わない。

○列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。

- ・ う回又は折り返し運転
- ・ バス代行又は徒歩連絡
- ・ 臨時列車の特発

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

② 乗務員の対応

- ・運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- ・列車を停止させる場合、その停止位置が、切取り、橋梁上、又は陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。
- ・列車を停止させた場合、最寄りの駅の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。

③ 乗客の避難誘導

一般駅では、川越市の指定した避難場所に誘導する。

④ 事故発生時の救護活動

地震の発生と同時に旅客の避難状況を把握して、次の措置を行う。

- ・放送により状況を案内する。
- ・負傷者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先救護する。
- ・出火防止に努める。
- ・営業を中止して駅構内の混乱拡大を防止する。
- ・被害の状況により救護所を開設する。

(2) 東武ステーションサービス(株)の応急対策

東武ステーションサービス(株)が実施する地震発生に伴う応急対策は、次のとおりである。

① 運転規制

○運転指令者の取扱い

運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、東武鉄道(株)「運転取扱実施基準」の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。

○駅長の取扱い

強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合わせ、運転指令者に報告する。

② 乗務員の対応

- ・速やかに安全な位置に停車し、異常の有無を確かめる。
- ・付近に異常を認めないときは、毎時25km以下で注意運転する。
(注) 列車進行中に感知できる地震は、震度4以上である。
- ・車内放送等により、乗客の不安除去につとめ、混乱防止をはかるとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。

③ 乗客の避難誘導

□列車乗客の避難

○通報連絡

車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。

○放送案内

車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。

○避難誘導

乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。

□駅における誘導避難

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により適切な旅客誘導を図る。

④ 事故発生時の救護活動

列車脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧及び救急活動については、東武鉄道(株)「運転取扱実施基準」及び「鉄道運転事故応急処理手続」により処理をする。

(3) 西武鉄道(株)の応急対策

西武鉄道(株)が実施する地震発生に伴う応急対策は、次のとおりである。

① 運転規制

強い地震を感知したとき、または、緊急地震速報による震度4以上予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停車させ、その後の取扱いは次による。

- ・震度3以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。
- ・震度4を観測したときは、55 km/h以下で次駅または先行列車が停止していた位置まで注意運転をする。
- ・震度5弱を観測したときは、25 km/h以下で次駅または先行列車が停止していた位置まで注意運転を観測したをする。
- ・震度5強以上を観測したときは、要注意箇所等の点検をし、点検が終わるまで列車の運転を中止する。

② 乗務員の対応

列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断したとき、または緊急地震速報の予報を受信するか運転指令長から停止手配の指令があったときは、速やかに列車を安全な箇所(橋りょう、架道橋下、築堤、切取箇所等はなるべく避ける。)に停止させる。

③ 乗客の避難誘導

駅における旅客の誘導避難は、次のとおりとする。

- ・駅長は係員を指揮して、旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。
- ・旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに地方公共団体等があらかじめ定めた広域避難場所の位置、災害に関する情報などを旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

④ 事故発生時の救護活動

列車乗務員が行う旅客誘導は次による。

- 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として降車させない。
ただし、火災その他により止むを得ず旅客を降車させる場合は次による。
 - ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
 - ・特に乳幼児、妊産婦等に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - ・隣接駅を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

19.6 その他の施設

【関係各班、農政班、医療班、要配慮者支援班】

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

各施設管理者は、施設利用者等をあらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

「農政班」は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「情報収集連絡班」に報告するとともに「県農林部中央家畜保健衛生所」に報告する。

(3) 医療救護活動施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(4) 社会福祉施設

施設の責任者は、速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、「要配慮者支援班」に連絡し、援助を要請する。

また、被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、利用者の安全を確保する。

《参考》

◆社会福祉施設

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年3月28日政令第84号）」（第6条）では、

老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設が社会福祉施設として定められている。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

第20 帰宅困難者への支援

本市の当面の対策目標である「東京湾北部地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は46,790人、最終的な対策目標である「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市民の帰宅困難者数は47,399人にのぼると想定されている（以上、「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県）。

そのため、本市では埼玉県及び東京都をはじめとする関係機関と連携し、次に示す帰宅困難者への支援を行うものとする。

20.1 情報の提供等
20.2 一時滞在施設の開設・運営
20.3 帰宅活動への支援

「帰宅困難者への支援」	
事項	担当班
20.1 情報の提供等	帰宅困難者支援班
20.2 一時滞在施設の開設・運営 (1) 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設 (2) 一時滞在施設への誘導 (3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供	帰宅困難者支援班
20.3 帰宅活動への支援 (1) 帰宅困難な通勤・通学者への支援 (2) 帰宅困難な観光客等への支援	帰宅困難者支援班、 食料・物資調達班、 給水班、広報班、交通班

20.1 情報の提供等

【帰宅困難者支援班】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

■関係機関からの情報の提供等

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報エリアメール等による情報提供 ・市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
鉄道機関	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供
東日本電信電話(株)	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル(171)のサービス提供 ・特設公衆電話の設置等
各携帯通信事業者	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況)

＜帰宅困難者に伝える情報例＞

- ・被害状況に関する情報
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報
- ・一時滞在施設に関する情報

20.2 一時滞在施設の開設・運営

【帰宅困難者支援班】

市は、県、警察、鉄道事業者等と連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

(1) 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設

市は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第2節 発災初期における災害応急対策活動>

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

□一時滞在施設の運営の流れ

- ① 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
- ② 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- ③ 施設利用案内等の掲示
- ④ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保
- ⑤ 警察、鉄道事業者等への一時滞在施設の開設報告

(2) 一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。
また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

(3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設の管理者は、受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供するための備蓄に努める。

市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報等を、受け入れた帰宅困難者に提供する。

20.3 帰宅活動への支援

【帰宅困難者支援班、食料・物資調達班、給水班、広報班、交通班】

(1) 帰宅困難な通勤・通学者への支援

市外へ通勤・通学し帰宅困難になっている市民の帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者へ一時休憩所の提供等を実施する。

また、市外からの通勤・通学者に対しては、所属する事業所及び学校が安全を確保し、帰宅を支援することを基本とし、市はこれに協力する。

なお、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・千葉市・さいたま市）では、一部フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストラン等）やガソリンスタンドと徒歩帰宅者支援の協定（九都県市「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」）を結んでおり、これら店舗では、一時休憩所として、トイレ、水道水を利用できるほか、道路交通情報なども入手可能である。

■支援の概要

実施機関	項目	対策内容
県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所の提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

(2) 帰宅困難な観光客への支援

職場や学校といった組織に属さない買い物客、観光客等については、情報・救援物資の提供を受けることが比較的難しいことから、行動の判断が付きにくく、駅周辺での滞留や不安による集団的な混乱を引き起こすことが予想される。

また、高齢者、障害者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者等は、避難に時間と支援を要することが多い。

そのため、本市は、これら帰宅困難者の安全確保と帰宅行動を支援するため、滞留場所周辺の避難場所や公共施設を、帰宅困難者のため一時滞在施設として開放し、誘導する。その際、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全に避難の誘導や避難の介助を行う。

一時滞在施設は、可能な限り駅の近くの避難所に設けるものとする。駅の近くに適当な避難所がない場合は、公共施設や民間施設を問わず、事前に指定した施設を一時滞在施設とする。

なお、一時滞在施設は、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう努める。

■支援の概要

担当班	支援項目	支援概要
帰宅困難者支援班	一時滞在施設の提供	観光エリアや駅周辺の公共施設等を帰宅困難者のために一時滞在施設として提供
帰宅困難者支援班、食料・物資調達班、給水班	飲料水、食料等の配布	一時滞在施設において、飲料水、食料、毛布の配布
帰宅困難者支援班、広報班	災害情報の提供	地震情報、被災情報の提供
帰宅困難者支援班、交通班	交通情報の提供	交通機関の運行状況、道路交通規制状況等に関する情報の提供

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

第3節 救援期における災害応急対策活動

本節では、救援期における災害応急対策活動について定める。

救援期とは、救急・救助活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動を展開する時期とする。

災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして、担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章 第1節 『第1 配備体制と動員計画』」に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

救援期における
災害応急対策活動

第1 災害情報の収集・伝達・共有 (p2-307)

- 1.1 救援期の被害状況の把握・伝達
- 1.2 災害情報の共有
- 1.3 被災者に関する情報の整理

第2 広報広聴活動 (p2-309)

- 2.1 広報活動
- 2.2 各種相談窓口の設置
- 2.3 相談の内容

第3 避難所の運営 (p2-313)

- 3.1 避難所の運営管理体制
- 3.2 避難所の標準設備等
- 3.3 避難所の運営
- 3.4 避難所での医療
- 3.5 避難所の生活環境への配慮
- 3.6 市外への避難、被災者の移送
- 3.7 日常生活への復帰・避難所の縮小

第4 防疫及び保健衛生 (p2-320)

- 4.1 防疫活動
- 4.2 保健衛生活動
- 4.3 動物愛護

第5 廃棄物対策 (p2-325)

- 5.1 災害廃棄物処理
- 5.2 一般廃棄物処理

救援期における
災害応急対策活動

第6 住宅の確保 (p2-333)

6.1 被災住宅の応急修理

6.2 応急仮設住宅の設置

6.3 既存住宅の活用

第7 文教・保育対策 (p2-339)

7.1 応急教育

7.2 応急保育

7.3 社会教育施設対策

7.4 文化財の保護対策

第8 商工・農業対策 (p2-347)

8.1 商工業対策

8.2 農業対策

第9 義援金品の受付, 配分 (p2-349)

9.1 義援金品の募集

9.2 義援金品の受付

9.3 義援品の保管及び配分

9.4 義援金の保管及び配分

第10 労働力の確保 (p2-352)

10.1 労働力の確保

10.2 災害救助法が適用された場合の実施基準

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期において実施すべき災害情報の収集・伝達、及び配慮すべき災害情報の共有について、次に示す。

1.1 救援期の被害状況の把握・伝達
1.2 災害情報の共有
1.3 被災者に関する情報の整理

「災害情報の収集・伝達・共有」	
事項	担当班
1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報収集連絡班
1.2 災害情報の共有	情報収集連絡班
1.3 被災者に関する情報の整理	情報収集連絡班

1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

【本部班、情報収集連絡班】

「本部班」は、救援期においても、引き続き「本章 第2節 『第3 災害情報の収集・伝達・共有』」の3.3による経過速報を適時更新し、県（災害対策本部川越支部）に報告することにより応援体制の強化を求める（留意事項、収集系統等については、第2節による。）。

応急対策が終了した場合（本市の災害対策本部を廃止した場合）は、7日以内に文書（「被害状況調」）で確定報告を行う。

『 → 様式9「経過速報」参照 』

『 → 様式22「被害状況調」参照 』

1.2 災害情報の共有

【情報収集連絡班】

「情報収集連絡班」は、各部班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記載し、そのコピーを随時各部班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

・避難所の開設地点及び避難人数等	・ヘリポート	・物資輸送拠点
・応急仮設住宅の建設予定地	・ごみの集積地	・通行不能地点
・交通規制地点	・停電、断水区域	・その他必要な情報

また市は、市町村・都道府県の区域を越え市外へ避難した被災者、市内で受け入れた被災者について、市町村の情報や物資を確実に届けることができるよう、避難元・避難先の市町村間で避難者情報を共有し、連携を図る。

1.3 被災者に関する情報の整理

【情報収集連絡班】

「情報収集連絡班」は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況、援護の実施状況、要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由等を記載する。なお、台帳の作成にあたって必要な個人情報を利用できることとする。

なお、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等が把握した避難行動要支援者の居場所や安否の確認の情報の把握に努める。

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き「本章 第2節 『第4 広報活動』」による市民等への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する（広報の方法等については「本章 第2節 『第4 広報活動』」による）。

また、被災者からの相談、要望、苦情等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。さらには、外国籍市民の相談に対応するため、外国語通訳スタッフの配置に努める。

2.1 広報活動
2.2 各種相談窓口の設置
2.3 相談の内容

「広報広聴活動」	
事項	担当班
2.1 広報活動 (1) 広報内容と広報情報の収集機関 (2) 救援期及びそれ以降の広報内容 (3) 救援期及びそれ以降の広報手段	広報班、 関係各班
2.2 各種相談窓口の設置	市民班、関係各班
2.3 相談の内容 (1) 生活再建相談 (2) 事業再建相談 (3) 個別専門相談（法律、医療） (4) ライフライン相談 (5) 消費生活相談 (6) 安否情報	市民班、 関係各班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

2.1 広報活動

【広報班、関係各班】

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

発災初期の広報内容に加え、次のような情報の提供に留意する。

内 容	収集機関
住宅の確保に関する情報	建設・住宅班、建築指導班
義援金品の配布等に関する情報	福祉班
災害弔慰金等の支給に関する情報	福祉班
保健衛生に関する情報	衛生班、保健班
融資等に関する情報	福祉班、 農政班、食料・物資調達班

(2) 救援期及びそれ以降の広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせ、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none">・電気、ガス、水道等の復旧状況・電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報・公共交通機関の復旧情報・生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報）・安否情報・相談窓口開設の情報
2～3週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
4週間目以後	避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。 <ul style="list-style-type: none">・災害関連の行政施策情報・通常の行政サービス情報

(3) 救援期及びそれ以降の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

□避難所収容者への広報

- ・ 広報紙、臨時広報紙の配布
- ・ 防災行政無線による伝達
- ・ 広報車による広報
- ・ 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）

□避難所外の市民への広報

- ・ 市民センター等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
- ・ 報道機関への情報提供による広報

□市外避難者への広報

ファクシミリサービス、インターネット、報道機関への情報提供による広報

2.2 各種相談窓口の設置

【市民班、関係各班】

「市民班」は、被災市民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各班及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

□相談窓口の設置

- 市役所、公民館等での相談窓口の設置
- 各避難所の巡回相談
- 電話相談窓口の設置
照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファクシミリ等
で対応する。
- 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置
市、県、国等による支援事業についての相談及びあっせんについて実施する。

2.3 相談の内容

【市民班、関係各班】

各種相談の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は、次の項目について実施する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

- ・罹災証明書の発行（福祉班）
- ・義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付等（福祉班）
- ・倒壊家屋の処理（廃棄物処理班）
- ・住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん（建築指導班、建設・住宅班）
- ・その他生活相談

(2) 事業再建相談

事業再建のための、本市、埼玉県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

また、埼玉県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- ・中小企業関係融資（食料・物資調達班）
- ・農業関係融資（農政班）
- ・その他融資制度

(3) 個別専門相談（法律、医療）

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、埼玉弁護士会川越支部等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

② 医療相談

「保健班」は、心身の健康に係る医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。

特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。

電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導にあたっては、必要により埼玉県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

(6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、市内外からの安否確認の問合せが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報に関する窓口を設置し、迅速で的確な情報の提供を行う。

第3 避難所の運営

避難所生活が長期に及ぶ場合の避難所の運営について次に示す。

3.1	避難所の運営管理体制
3.2	避難所の標準設備等
3.3	避難所の運営
3.4	避難所での医療
3.5	避難所の生活環境への配慮
3.6	市外への避難、被災者の移送
3.7	日常生活への復帰・避難所の縮小

「避難所の運営」	
事項	担当班
3.1 避難所の運営管理体制	避難所運営班、関係各班
3.2 避難所の標準設備等	避難所運営班
3.3 避難所の運営 (1) 避難所での情報提供（広報） (2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (3) 運営状況の報告 (4) 避難所日誌の作成 (5) 避難所の開設期間 (6) 災害救助法が適用された場合の費用等	避難所運営班、 食料・物資調達班、 関係各班
3.4 避難所での医療	保健班、医療班
3.5 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 要配慮者のための相談体制 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮 (8) その他の対策	避難所運営班、 福祉班、 衛生班、 保健班、 廃棄物対策班、 食料・物資調達班、 要配慮者支援班、 市民班
3.6 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ	本部班、避難所運営班
3.7 日常生活への復帰・避難所の縮小	本部班、避難所運営班

震災対策編

<第2章 応急対策>

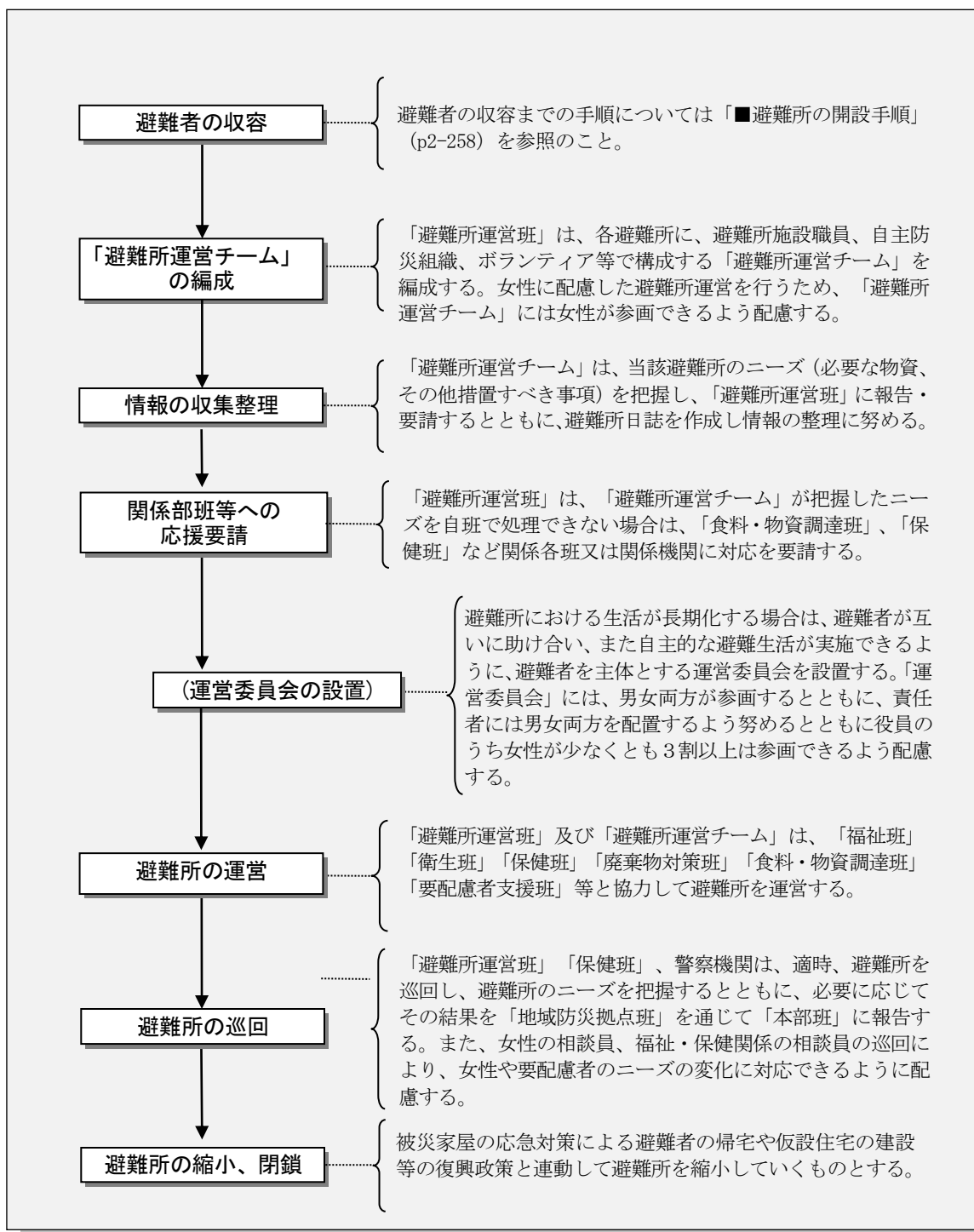
<第3節 救援期における災害応急対策活動>

3.1 避難所の運営管理体制

【避難所運営班、関係各班】

開設した避難所は、避難所運営マニュアルに基づき運営を行うものとし、主に次のような運営管理体制・手順により運営する。

■避難所の開設から閉鎖までの手順



3.2 避難所の標準設備等

【避難所運営班】

「避難所運営班」は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め、各部班及び関係機関はそれに協力する。

□特設コーナー

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 広報広聴コーナー | <input type="checkbox"/> 避難所救護所（保健室等） |
| <input type="checkbox"/> 情報連絡室（無線、電話、FAX等） | <input type="checkbox"/> 更衣室 <input type="checkbox"/> 授乳室 |

□資機材等

- | | | | |
|----------------------------------|---|--------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 寝具 | <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ | <input type="checkbox"/> 被服 | <input type="checkbox"/> 電源設備 |
| <input type="checkbox"/> 簡易シャワー | <input type="checkbox"/> 日用品（タオル、歯ブラシ等） | <input type="checkbox"/> 常備薬 | <input type="checkbox"/> 扇風機 |
| <input type="checkbox"/> 仮設トイレ | <input type="checkbox"/> 特設・臨時電話 | <input type="checkbox"/> 簡易焼却炉 | <input type="checkbox"/> ストープ |
| <input type="checkbox"/> 炊き出し備品 | <input type="checkbox"/> 暖房機 | <input type="checkbox"/> 網戸 | <input type="checkbox"/> 給水タンク |
| <input type="checkbox"/> 畳・カーペット | <input type="checkbox"/> 洗濯機 | <input type="checkbox"/> パソコン | <input type="checkbox"/> 乾燥機 |
| <input type="checkbox"/> 仮設風呂 | <input type="checkbox"/> 間仕切り用パーテーション | <input type="checkbox"/> 掲示板 | <input type="checkbox"/> 簡易ベッド |

□スペース

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 駐車場 | <input type="checkbox"/> 仮設トイレ | <input type="checkbox"/> 仮設風呂 | <input type="checkbox"/> 給水タンク |
| <input type="checkbox"/> 簡易焼却炉 | <input type="checkbox"/> 掲示板 | <input type="checkbox"/> 資機材置場 | |

3.3 避難所の運営

【避難所運営班、食料・物資調達班、関係各班】

(1) 避難所での情報提供（広報）

「避難所運営班」は、避難所内に掲示板を設置して、避難者への情報提供を行う。

(2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

「避難所運営班」は、避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、「食料・物資調達班」へ要請する。また、到着した食料や物資を受け入れ、配布する。物資の受け取り、配布の際は、物品の受払簿に記入する。なお、生理用品・女性用下着の女性による配布、生理用品の女性トイレへの常備など、配布の方法を工夫する。

(3) 運営状況の報告

「避難所運営班」は、避難所の運営状況について毎日正午までに「地域防災拠点班」に報告する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

(4) 避難所日誌の作成

「避難所運営チーム」は、避難所の運営記録として、避難所日誌を記録する。

(5) 避難所の開設期間

避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。

なお、避難所を閉鎖した場合「本部班」は、その旨を速やかに埼玉県その他関係機関に報告する。ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は埼玉県知事の事前承認を受ける必要がある。

(6) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年 埼玉県告示第 393号）」の範囲内において埼玉県に請求できる。この場合、「避難所運営班」は次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。避難所開設に伴う費用は、人件費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、埼玉県の基準に準ずるものとする。

- ・ 避難者名簿
- ・ 救助実施記録日計票
- ・ 避難所用物資受払簿
- ・ 避難所設置及び収容状況
- ・ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ・ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3.4 避難所での医療

【保健班、医療班】

「保健班」及び「医療班」は市医師会と連携をとり、避難所の設置が3日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（避難所救護所）を併設する。避難所救護所を設置しない避難所については、適時医療救護班を巡回させる。

避難所救護所に配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等避難所及び周辺地域の状況に合わせ適時適切な対応を行う。また、必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

3.5 避難所の生活環境への配慮

【避難所運営班、福祉班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要配慮者支援班、市民班】

避難生活の長期化に備えて、以下の対策の実施を検討する。

(1) 衛生

「廃棄物対策班」は、避難所におけるごみの分別、出し方について、また「衛生班」は、食品の衛生管理や感染症予防等、衛生面での配慮について「避難所運営チーム」に指導する。

(2) プライバシーの保護

「避難所運営班」及び「避難所運営チーム」は、避難所でのプライバシーの保護のため、幼児連れ、単身女性や女性だけの世帯等のエリアの設定など間仕切り等の設営に努める。

(3) 防火・防犯

市は、必要に応じて「避難所運営チーム」への防火・防犯についての指導を、警察に依頼する。

(4) 要配慮者のための相談体制

「要配慮者支援班」は、「市民班」及び「福祉班」等の協力を得て、被災した要配慮者へ配慮した生活環境を実現するため、生活に必要な物資や人的援助のニーズ等についての相談体制を整備する。

(5) 被災者の心身のケア

「保健班」は、エコノミー症候群等を防止するための健康診断を実施する。
なお、心のケアについては、「本節 第4『4. 2 保健衛生活動』」を参照する。

(6) 集団生活のためのルールづくり

運営委員会は、避難所における集団生活のためのルールづくりを行う。

(7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮

避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別更衣室、男女別トイレ、女性専用の物干し場及び授乳室等は開設当初から設置できるように努める。

また、女性や子どもに対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室等の場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど安全に配慮する。就寝場所等の巡回警備や防犯ブザーの配布など安全・安心の確保に配慮する。さらに、女性に対する相談窓口を設置し、女性相談員を配置するなど、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

対応を徹底する。

(8) その他の対策

□避難生活の長期化対策

- ・ 温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施）
- ・ 入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、障害者等に対する移動入浴車の巡回等）
- ・ 燃料の確保（ボンベ、コンロの調達）
- ・ 下着類の洗濯への対応
- ・ 心身リフレッシュ対策（演劇・音楽鑑賞等）
- ・ 要配慮者への配慮
（医療・福祉施設への移送・適切な方法による情報提供、軟らかい食品等）
- ・ 教室、保健室を利用した「福祉避難室」の設置
- ・ 医療相談、診療の実施
- ・ 避難所におけるペットの飼育に関するルールづくり
- ・ ボランティア活動に対する支援
- ・ 避難者の要望把握、要望への対応方策の検討
- ・ 避難所の長期運営上欠かせないスペースであるグラウンド等には、車を駐車させないようにする。

3.6 市外への避難、被災者の移送

【本部班、避難所運営班】

(1) 他市区町村への移送

「避難所運営班」は、被害が甚大であり市内の避難所に被災者を収容できない場合は、「本部班」へその旨報告し、他市区町村への移送を要請する。

市内の避難所に収容余力がないときは、「本部班」は県災害対策本部に対して、移送を要請する。その場合、以下の点に配慮する。

- ・ 市外避難者の把握（氏名、避難先等）
- ・ 市外避難者の避難先のあっせん（埼玉県等と協議する。）
- ・ 鉄道が運行している駅までの移送
- ・ 市外避難者への広報（情報提供）

(2) 他市区町村からの受入れ

「避難所運営班」は、「本部班」から他市区町村からの被災者の受入れ指示された場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、埼玉県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

3.7 日常生活への復帰・避難所の縮小

【本部班、避難所運営班】

避難所は学校等の公共施設であり、いずれ本来の業務を再開しなければならない。そのため、本市は、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興政策と連動して避難所を縮小していくものとする。

避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、「本部班」は避難所開設当初から確かな情報をもとに方針・方向性・指針を打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災者が三位一体となって作業を進めていく。

□被災者の移動を実施する場合の注意点

- ・避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近くて、なるべく同一地域内の施設を準備すること。
- ・移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとする。
- ・早めの方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。
- ・行政と住民との信頼関係を保持するために、常に相手の立場に立った対応をすること。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

4.1 防疫活動
4.2 保健衛生活動
4.3 動物愛護

「防疫及び保健衛生」	
事項	担当班
4.1 防疫活動 (1) 実施体制 (2) 実施期間 (3) 活動内容 (4) 埼玉県に対する要請	衛生班
4.2 保健衛生活動 (1) 食品衛生監視 (2) 栄養指導 (3) メンタルケア対策 (4) 被災者への保健管理及び保健指導	衛生班 保健班
4.3 動物愛護 (1) 被災地域における動物の保護 (2) 避難所等における動物の適正な飼養 (3) 情報の交換 (4) その他	衛生班

4.1 防疫活動

【衛生班】

水道の断水、汚水の溢水等により感染症がまん延するおそれがあるときは、次に示す防疫活動を実施する。

□被災時の防疫活動

- ・疫学調査
- ・健康診断
- ・清掃・消毒作業
- ・そ族・昆虫の駆除
- ・予防啓発

(1) 実施体制

防疫活動は「衛生班」が実施する。

(2) 実施期間

災害発生日から起算しておおむね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

(3) 活動内容

① 消毒・清掃

被災地において感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を住民の協力のもと実施する。

□消毒・清掃の対象

- ・給水給食施設
- ・家屋
- ・便所
- ・ごみ集積地、側溝等

□そ族、昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

② 保健指導

「衛生班」は、次に示す保健活動を実施する。

□活動内容

- ・避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
- ・パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。また、保健師による相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

(4) 埼玉県に対する要請

本部長は、市が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、埼玉県へ応援を要請する。

4.2 保健衛生活動

【衛生班、保健班】

「衛生班」は、避難所生活者に対して食品衛生監視を行うとともに、必要に応じて保健衛生用資機材を調達する。また、「保健班」は、避難所生活者、応急仮設住宅生活者、児童・生徒などを対象に栄養指導及びメンタルケア対策等を行う。

(1) 食品衛生監視

「衛生班」は、次の食品衛生監視活動を実施する。

□食品衛生監視活動内容

- ・ 救護食品の監視指導
- ・ 飲料水の簡易検査
- ・ その他食品に起因する被害発生の防止

(2) 栄養指導

「保健班」は、次の栄養指導を実施する。

□栄養指導活動内容

- ・ 被災者に対する栄養相談
- ・ 災害時の影響・食生活支援の情報提供

(3) メンタルケア対策

「保健班」は、医師会等の協力を得て、メンタルケアを行う活動チームを編成し、避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。また、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等へのメンタルケア対策も実施する。

□精神保健活動内容

- ・ 発症あるいは症状が悪化した精神障害者の相談
- ・ 精神科医療機関の紹介や連絡調整
- ・ 被災者の精神保健福祉相談

(4) 被災者への保健管理及び保健指導

避難所の収容者等については、避難生活が長期化した場合を考慮し、健康状態に不調を訴える者、特に、妊産婦、乳幼児、高齢者及び障害者等に対し、あるいはその予防措置として

保健師等による定期的な巡回相談を実施して、被災者の健康管理や保健指導を行うものとする。

また、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うよう努める。

4.3 動物愛護

【衛生班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

本市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。

(1) 被災地域における動物の保護

本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、埼玉県、獣医師会、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所等における動物の適正な飼養

避難所では、動物を、指定された場所で繋いで飼養するか、檻の中で飼養することとし、居住スペースへの動物の持ち込みを原則禁止する。

また、本市は、獣医師会などと協力して、避難所や応急仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(3) 情報の交換

本市は、埼玉県や獣医師会、及び次に説明する動物救援本部と連携して、以下の情報を収集、提供する。

- ・市内各所の被害及び避難所での動物飼育状況
- ・必要資機材、獣医師の派遣要請
- ・避難所、応急仮設住宅等から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- ・埼玉県及び他市町村への連絡調整及び応援要請状況

なお、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体が連携して設置する動物救援本部が実施する事項は次のとおりである。

- ・動物保護施設の設置
- ・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- ・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- ・飼養困難動物の一時保管
- ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- ・動物に関する相談の実施等

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

(4) その他

「衛生班」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号）に指定する特定動物（危険な動物）が逸走した場合、動物園及び警察等の協力を得て収容、管理する。

なお、平成25年3月末現在、本市における特定動物（危険な動物）の許可状況は、2件（ヨウスコウアリゲーター1件、ワニガメ1件）である（飼育数量は合計2頭）。

平成25年12月12日現在の許可状況は2件（ヨウスコウアリゲーター1件、ワニガメ1件）である（飼育数量は合計2頭）。

第5 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、本市及び埼玉県は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

廃棄物対策に係る計画を次に示す。



「廃棄物対策」	
事項	担当班
5.1 災害廃棄物処理 (1) 住宅関係障害物の除去 (2) 災害廃棄物の処理 (3) 適正処理が困難な廃棄物の処理	廃棄物対策班、 環境保全班
5.2 一般廃棄物処理 (1) ごみ処理 (2) し尿処理	廃棄物対策班

震災対策編

＜第2章 応急対策＞

＜第3節 救援期における災害応急対策活動＞

5.1 災害廃棄物処理

【廃棄物対策班、環境保全班】

「廃棄物対策班」は、災害廃棄物を処理するために、必要な体制や仮置き場の確保を図る。

(1) 住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物除去とは、「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」（「災害救助法施行令」第8条第2号）をいい、地震による家屋等の破壊後の瓦礫等とは異なる。

なお、必要に応じて、埼玉県川越県土整備事務所に応援要請を行うものとする。

① 活動方針

住宅関係障害物除去に関する活動方針は、以下のとおりである。

- ・ 障害物の除去は、市長が行うものとする。
- ・ 一時的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
- ・ 労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。
- ・ 労力又は機械力が相当不足する場合は、川越市建設産業団体連合会からの資機材、労力等の提供を求める。
- ・ 効果的に除去作業を進めるために、川越市建設産業団体連合会との事前の協定締結等により協力体制を整備しておく。

② 災害救助法を適用した場合の実施基準

ア) 対象

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ・ 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ・ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- ・ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ・ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ・ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

イ) 対象者の選定

障害物除去対象者の選定は、市で行う。

また、障害物除去戸数は、半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

ロ) 期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長は、その結果を埼玉県へ報告する。

(2) 災害廃棄物の処理

地震災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。
そのため、市は、次に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

① 処理体制の確保

ア) 実施体制

瓦礫等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は処理・処分に関する情報を提供する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。
公共施設	施設の管理者において処理する。

□災害廃棄物の排出

倒壊家屋から、モルタル、コンクリートブロック、瓦等がかなり排出されるので、自治会単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。また、廃棄物の排出場所と方法について市民に広報する。

イ) 処理の推進と調整

市は、国、埼玉県及び関係者と協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

② 処理対策

ア) 仮置場の確保

市は、災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場の候補地を、以下のとおり指定する。

■廃棄物仮置場の候補地

名称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置可能量 (m ³)
小畔の里クリーンセンター	平塚新田 160	96,395	39,000	37,510
旧西清掃センター敷地内	笠幡 3299-1	23,048	1,600	2,280
北久保災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 2630-1	9,565	8,500	8,470
塚下災害廃棄物等一時保管場所	笠幡 3334	9,748	8,000	7,410
合計	—	138,756	57,100	55,670

注) 平成 25 年 4 月現在

イ) 災害廃棄物の処分方法

「廃棄物対策班」は、災害廃棄物のリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

□最終処理方法

- ・可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする）のうえ焼却する。必要に応じ、相互支援協定を締結している市町に処分を要請する。
- ・不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

ウ) 費用の負担

阪神・淡路大震災では、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。

市長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

(3) 適正処理が困難な廃棄物の処理

アスベストやPCB等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染の防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

① 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

- ・産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。
- ・一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法を住民に広報するものとする。また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導するものとする。なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者を引き渡すよう指導する。不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

② 適正処理が困難な廃棄物の処理

震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物に対しては、次の対策を講ずる。

ア) アスベスト

アスベスト（石綿）は、その優れた特性から昭和30年～平成元年頃に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用されてきた。現在は、その危険性から使用は代替困難な一部の製品を除いて全面禁止されているものの、建築材料として現在も多くの既存建築物等に存在している。

□アスベストの処理

- ・アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成19年8月）に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。
- ・アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「石綿含有廃棄物等の適正処理について」（平成23年3月31日 環廃対発第110331001号、環廃産発第110331004号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長 通知）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。

イ) PCB

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に1950年頃から使用されはじめ、1972年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり1974年に法律により製造・輸入が禁止された。一般家庭から粗大ごみとして排出されるPCBを含む家電製品は、市が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

5.2 一般廃棄物処理

【廃棄物対策班】

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。このため、「廃棄物対策班」は、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

(1) ごみ処理

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

① 実施体制

災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。なお、本市の処理能力を超えるごみが排出された場合は、埼玉県、相互支援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

② 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

③ ごみ収集の方法

□ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を市民に対して防災行政無線を用いて広報するとともに、地区自治会又は報道機関を通じ、協力を呼び掛ける。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、市民に分別排出を呼び掛ける。

夜間の収集

道路交通の状況によっては、関係機関と協議のうえ、夜間のごみの収集も検討する。

避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

④ ごみの仮置場

「管財輸送班」及び「公園班」と連携を図り、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

⑤ ごみの処理・処分

ごみの処理施設での処理

ごみの処理施設が受入れ可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。

■ごみ処理施設

[平成24年4月1日現在]

名称	所在地	電話	施工年度
東清掃センター	芳野台 2-8-18	049-223-2645	S61 年度
資源化センター	鯨井 782-3	049-234-0530	H21 年度

隣接市町へのごみ処理の要請

市長は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、相互支援協定を締結している隣接市町へごみの処理を要請する。

(2) し尿処理

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

① 実施体制

地震災害時のし尿収集が市の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、近隣市町及び埼玉県へ応援を要請する。

② 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

③ 収集方法

被災地域の状況に応じて市の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

④ 処理等の方法

収集したし尿は、次に示す処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、市長は、近隣市町に処理の応援を要請する。

■し尿処理施設

名称	所在地	電話
環境衛生センター	大仙波 1249-1	049-224-9191

⑤ 仮設トイレの設置・管理

□避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。また、ユニバーサルデザインのトイレを最低でも1つは設置するよう検討する。さらに、女性や子どもに対する暴力等を予防するため、トイレは昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明を付けるなど安全に配慮する。

□在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿を処理する。

⑥ 仮設トイレの調達

本市が備蓄している仮設トイレが不足したときは、仮設トイレの調達を、次の要領で実施する。

□流通在庫の調達

仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。

□埼玉県及び隣接市町等への要請

埼玉県及び相互応援協定を締結している隣接市町等へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

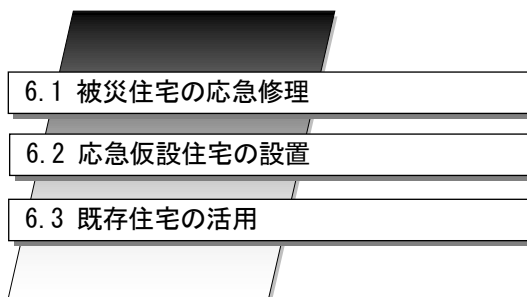
⑦ 仮設トイレの撤去

水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

第6 住宅の確保

災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅を確保できないものに対し、仮設住宅等の提供を行うとともに、既存住宅の活用などにより居住の安定を図る。

災害後の被災者の生活又は生活再建の支援を行う。



「住宅の確保」	
事項	担当班
6.1 被災住宅の応急修理 (1) 実施主体 (2) 修理の対象 (3) 修理の基準 (4) 修理戸数 (5) 修理の期間 (6) 修理の方法 (7) 資機材・人員の確保 (8) 修理住宅の選定 (9) 災害救助法が適用された場合の費用等	建築指導班、 現地調査班
6.2 応急仮設住宅の設置 (1) 応急仮設住宅の設置 (2) 入居者の選定 (3) 応急仮設住宅の維持・管理 (4) 災害救助法が適用された場合の費用等	建設・住宅班、 管財輸送班、 市民班
6.3 既存住宅の活用 (1) 公的住宅の活用 (2) 民間賃貸住宅の活用	建設・住宅班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

6.1 被災住宅の応急修理

【建築指導班、現地調査班】

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し、必要最小限の応急修理をする。

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は埼玉県が行い、市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合、その他本部長（市長）が特に必要と認めた場合は、市において実施するものとする。

(2) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自己の資力では、応急修理をすることができない者とする。

(3) 修理の基準

修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に対し、最小限の応急修理を行うものとする。

(4) 修理戸数

応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。

ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取り扱う。

なお、被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により修理戸数を引き上げる必要があると認められるときは、埼玉県知事を通じ、内閣総理大臣の承認を受け戸数を引き上げることができる。

(5) 修理の期間

災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に修理できない場合は、埼玉県知事を通じ、内閣総理大臣の承認を受け必要最小限度の期間を延長することができる。

(6) 修理の方法

① 住宅の応急修理は、木材、釘、トタン等を使って、大工あるいは技術者が応急修理を実施する。

したがって、被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることなどは許されない。

② 応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行い、真に災害救助法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を十分調査のうえ決定する。

③ 市長は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておく。

ただし、市が直営工事によって修理した場合は、この他に修理材料受払簿、大工・作業員等の出勤簿、材料輸送簿等を整理しておく。

□帳簿類一覧

- ・救助実施記録日計票
- ・住宅の応急修理記録簿
- ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ・住宅の応急修理関係支払証拠書類

(7) 資機材・人員の確保

「建築指導班」は、川越市建設産業団体連合会等に協力を求め、建設資機材や人員の確保を行う。また、建設資機材や建設業者が不足した場合は、埼玉県に対し、あっせん・調達を要請する。

(8) 修理住宅の選定

① 埼玉県が修理住宅の選定を行う場合、「建築指導班」及び「総括現地調査班」において被害程度の調査その他選定に協力する。

② 市が実施する場合、「現地調査班」をもって被害程度を調査のうえ修理住宅の選定を行う。

(9) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が埼玉県に請求できる。

6.2 応急仮設住宅の設置

【建設・住宅班、管財輸送班、市民班】

応急仮設住宅は、災害発生後の緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

なお、みなし仮設住宅については、「本節 第6 『6.3 既存住宅の活用第』」を参照する。

(1) 応急仮設住宅の設置

災害のため住家が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急仮設住宅を設置し、その援護の万全を期する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

① 実施責任者

災害救助法が適用された場合は埼玉県が行い、市は設置場所、入居者の選定、管理等について埼玉県に協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合及び埼玉県知事から委任された場合は、市長（「建設・住宅班」）が行う。

② 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、原則として次のとおりとする。

□応急仮設住宅の設置戸数

全焼、全壊又は流出世帯数の3割の範囲内

③ 設置場所

「管財輸送班」は、応急仮設住宅の設置場所をあらかじめ確保した市有地から選定する。

状況により他に設置する場合は、「本編 第1章 第2節 第9 『9.1 応急仮設住宅の用地の確保』」に示す選定基準に照らして適切な設置場所を選定する。

④ 規模及び費用

建物の規模及び費用は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

- ・ 1戸当たり規模 平均 29.7m² (9坪)
- ・ 1戸当たり費用 2,530,000円以内

⑤ 応急仮設住宅の設置期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、供与期間はその完成から2年以内とする。

⑥ 応急仮設住宅の構造

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立式とする。

⑦ 応急仮設住宅の建設

本市において応急仮設住宅を設置する場合は、災害救助法が適用された場合の設置基準に準じて、「建設・住宅班」は次のとおり応急仮設住宅を建設する。

- ・ 応急仮設住宅建設のための資機材を、(一社)プレハブ建築協会、川越市建設産業団体連合会及び関係団体等から調達する。
- ・ 応急仮設住宅の建設を、建設業者と協力して実施する。

(2) 入居者の選定

「建設・住宅班」は、被災者の状況を調査のうえ、埼玉県と連携しおおむね次の基準に基づき入居者を決定する。

- ・住家が全焼、全壊又は流出した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力をもって、住家を確保することができない者

選定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先的に入居させる等、配慮するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等への配慮を行い、良好なコミュニティの形成に努める。

(3) 応急仮設住宅の維持・管理

応急仮設住宅は、埼玉県知事から市長への委任に基づき、「建設・住宅班」は市営住宅に準じて維持・管理する。

① 家賃及び維持管理

家賃は無料とするが、維持補修については、入居者の負担とする。

② 相談窓口の設置

応急仮設住宅での、生活が長期化すると、生活環境の変化により、様々な不安や悩み、ストレスを抱えることが懸念される。また、女性に対する暴力や他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくる。

そのため、「建設・住宅班」は「市民班」と協力して入居者相談窓口を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。また、保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努める。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

埼玉県知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が埼玉県に請求できる。

6.3 既存住宅の活用

【建設・住宅班】

(1) 公的住宅の活用

「建設・住宅班」は、公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

① 公的住宅の確保

「建設・住宅班」は、震災時に市営住宅等の空き家の確保に努め、被災者に提供する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

② 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、市長が必要と認める者とする。
ただし、使用申し込みは一世帯一箇所とする。

- ・住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ・居住する住居のない者
- ・自らの資力では住宅を確保できない者

③ 入居者の選定

「建設・住宅班」は、確保した空き家の募集計画を策定し、入居者の募集及び選定を行う。入居者の選定については、市が定める選定基準をもとに、その他の生活条件等を考慮して行うものとする。

(2) 民間賃貸住宅の活用

① 民間賃貸住宅の確保

「建設・住宅班」は、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部等の関係団体に対し、震災時の協力について働きかけを行い、借り上げ(みなし仮設住宅)又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

② 入居資格及び入居者の選定

原則として、上記(1)の公的住宅に準じて実施する。

『 → 資料 1.23 「災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」参照 』

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「学校教育班」及び「保育班」並びに私立学校設置者は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、「文化財保護班」は市内の文化財について応急対策を講じ、「都市計画班」は重要伝統的建造物群保存地区内の建造物に係る被害状況を調査するものとする。

文教・保育対策の計画を次に示す。

7.1 応急教育
7.2 応急保育
7.3 社会教育施設対策
7.4 文化財の保護対策

「文教・保育対策」	
事項	担当班
7.1 応急教育 (1) 児童・生徒の安否確認 (2) 学校施設の応急復旧 (3) 応急教育の実施 (4) 教材・学用品の調達・支給 (5) 授業料の減免措置	学校教育班、 教育財務班、 給食班
7.2 応急保育 (1) 保育園の応急措置 (2) 応急保育の体制整備 (3) 要保護児童の応急保育	保育班
7.3 社会教育施設対策 (1) 公民館・図書館・体育館・博物館・美術館等の措置 (2) 学童保育室の措置	教育総務班、 教育財務班、 各施設管理者
7.4 文化財の保護対策 (1) 情報の収集・伝達 (2) 収蔵・保管施設の応急対策 (3) 文化財の応急対策	文化財保護班、 都市計画班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

7.1 応急教育

【学校教育班、教育財務班、給食班】

地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先とし、あらかじめ各学校等で定めた学校防災対応マニュアルに基づき対応する。更に、教育活動の場の確保等、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 児童・生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

① 在校時に地震が発生した場合

□児童・生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、「学校教育班」へ報告する。

□児童・生徒等の避難

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。

□臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。
また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校教育班」へ速やかに報告する。「学校教育班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

② 不在時に地震が発生した場合

□被害状況の把握

地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、「学校教育班」へ報告する。

□児童・生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

□臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校教育班」へ速やかに報告する。「学校教育班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

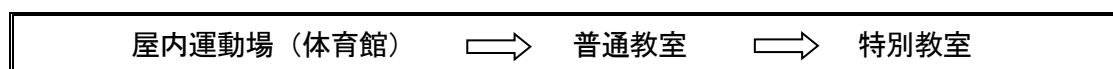
① 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

② 避難所となった場合の措置

応急教育の実施に配慮し、学校施設を避難所とする場合は、以下の順とする。

また、学校が避難所となった場合の措置は、「**本章 第2節 第12『12.5 避難所の開設』**」による。



③ 施設の応急復旧

- 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。
 - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- 避難所等に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

(3) 応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について、対策を実施する。

① 応急教育の開始

応急教育の開始にあたっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

② 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- | | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| ・臨時休業 | ・合併授業 | ・分散授業 | ・短縮授業 |
| ・二部授業 | ・複式授業 | ・これらの併用授業 | |

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

③ 教職員等の確保

教職員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教職員の確保の応急措置を実施する。

- ・各学校において、教職員の出勤状況に応じ、一時的な教職員組織体制を整える。
- ・県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- ・県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

④ 学校給食の措置

「給食班」は、学校再開に併せて、速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

また、次の場合には、学校給食を一時中止する。

□学校給食の一時中止条件

- ・学校給食施設で炊き出しを実施している場合
- ・感染症等の危険の発生が予想される場合
- ・災害により給食物資が入手困難な場合
- ・給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合
- ・その他給食の実施が適当でないと認められる場合

⑤ その他、生活指導等

□登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

□心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

□避難した児童・生徒の指導

避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

□その他

災害のため、多数の児童・生徒が学校区外他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び3学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように、国及び埼玉県に対し、要請する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

市長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

① 支給の対象

教科書・学用品を喪失し、又はき損して就学上支障のある児童・生徒（特別支援学校並びに私立学校の児童生徒を含む）に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

② 支給の実施

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、埼玉県教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講ずる。文房具及び通学用品については、本市が被害の実情に応じ、現物をもって支給する。

③ 支給の時期

教科書の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

④ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が埼玉県に請求できる。

(5) 授業料の減免措置

市長は、川越市立川越高等学校の生徒のうち、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

7.2 応急保育**【保育班】**

「保育班」は、保育園の園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保を図るため、保育園において必要な応急措置を講ずる。

(1) 保育園の応急措置

園長（民間保育園長を含む。）は、地震災害時における保育園児の生命及び身体の安全確保を図るため、次に示すような応急措置を講ずる。

- ① 園長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。
- ② 園長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「保育班」に連絡する。また、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育園の安全を確保する。

(2) 応急保育の体制整備

- ① 園長は、保育園児の罹災状況を調査する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

- ② 「保育班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- ③ 園長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童を保育園において保育する。
- ④ 保育園を避難所等に提供したため、長期間保育園として使用できないときは、「保育班」と協議して、早急に保育ができるよう措置する。
- ⑤ 園長は、災害の推移を把握し、「保育班」と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
- ⑥ 「保育班」は、関係団体を通じて、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。また、埼玉県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 要保護児童の応急保育

「保育班」は、保護者のいない児童などの要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

① 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

○避難所の責任者は、次の要保護児童について「保育班」へ通報する。

- ・児童福祉施設から避難所へ避難した児童
- ・保護者の疾患等により発生する要保護児童

○台帳、名簿等による把握

- ・住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
- ・災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握

○市民の通報による把握

○広報等による保護者のいない児童の発見

「保育班」は、「広報班」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

② 親族等への情報提供

「保育班」は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

③ 要保護児童の保護と支援

「保育班」は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

□保護者のいない児童の保護

- ・親族による受入れの可能性の打診
- ・児童相談所と連携し児童養護施設での保護
- ・児童相談所と連携し里親への委託保護

□支援等の措置

- ・母子寡婦福祉資金の貸付
- ・社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

④ 児童のメンタルケア

「保育班」は、児童の精神的不安定を解消するため、「保健班」及び児童相談所等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

7.3 社会教育施設対策

【教育総務班、教育財務班、各施設管理者】

社会教育施設開館時に地震が発生した場合は、次の措置を講ずる。

(1) 公民館・図書館・体育館・博物館・美術館等の措置

- ・地震発生直後、火災の防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- ・利用者の被災状況、施設の被害状況等について「教育総務班」に報告し、必要な指示を受ける。

(2) 学童保育室の措置

地震発生直後、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講ずるとともに、児童の被害状況等を確認し速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告する。

「教育財務班」は、災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。

7.4 文化財の保護対策

【文化財保護班、都市計画班】

「文化財保護班」及び「都市計画班」は、市内の文化財等に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

「文化財保護班」及び「都市計画班」は、被害情報の迅速な把握に努め、文化庁・県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

「文化財保護班」は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

(3) 文化財の応急対策

「文化財保護班」は、国、県及び市指定文化財等に被害の発生を確認した場合、また、「都市計画班」は、重要伝統的建造物群保存地区（H11. 12. 1 選定）内の建造物、景観重要建造物等（景観法）及び都市景観重要建築物等（川越市都市景観条例（昭和 63 年条例第 21 号）に基づく指定）に被害の発生を確認した場合、次の措置を講ずる。

□文化財への対策

- ・国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- ・上記のことを進めるにあたっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- ・市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- ・移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。
- ・重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、景観重要建造物等及び都市景観重要建築物等にあつては、管理者又は所有者が「都市計画班」に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- ・早期に自治会や市民団体等と連携する。
- ・防災施設の管理及び点検を行い、適切な措置を講じる。

第8 商工・農業対策

地震災害による市内の商工業施設及び農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに、応急措置対策を講ずるものとする。



商工・農業対策	
事項	担当班
8.1 商工業対策	食料・物資調達班
8.2 農業対策 (1) 農業に関する被害状況の把握 (2) 農地及び農業用施設に対する応急措置	農政班 河川班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

8.1 商工業対策

【食料・物資調達班】

「食料・物資調達班」は、地震によって商工業施設等に被害が生じた場合、商工会議所等と連絡を密にし、被害状況の把握及び二次災害の防止に努める。

8.2 農業対策

【農政班、河川班】

(1) 農業に関する被害状況の把握

「農政班」は、災害が発生したときは、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握を行い、被害調査結果を埼玉県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

① 農地

河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、「農政班」は農作物の被害を考慮し、状況に応じてポンプ等による排水を行う。

② 用排水路

「河川班」は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ、防止に努める。

③ 農作物の応急措置

「農政班」は、農作物について被害が発生したときは、農業協同組合等と連携して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第9 義援金品の受付、配分

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。

また、本市に寄託された被災者あての義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、義援金品の受付、保管及び本市と関係機関で構成する配分委員会による配分計画に基づく配分を行う。

9.1 義援金品の募集
9.2 義援金品の受付
9.3 義援品の保管及び配分
9.4 義援金の保管及び配分

「義援金品の受付、配分」	
事項	担当班
9.1 義援金品の募集	福祉班
9.2 義援金品の受付 (1) 義援金品の受付 (2) 受領書の発行 (3) 配分委員会への報告	福祉班 食料・物資調達班
9.3 義援品の保管及び配分	食料・物資調達班
9.4 義援金の保管及び配分 (1) 義援金の保管 (2) 義援金の配分	福祉班

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

9.1 義援金品の募集

【福祉班】

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとする。募集にあたっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、本市の広報紙及びホームページ、立看板、ポスターを用いるほか、各種関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。

義援品については、「避難所運営班」等を通じて被災者の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行うものとする。その際、小口、混載の義援品の取り扱いは負担になることから原則として受付けないことなど、受付方針を周知する。また、「福祉班」は、義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

- ・一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見して分からない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしいという旨の呼びかけを各報道機関に依頼する。
- ・義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れる。

9.2 義援金品の受付

【福祉班、食料・物資調達班】

(1) 義援金品の受付

市に寄託された義援金は、「福祉班」が受け付ける。受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行振込みとする。

義援品については「食料・物資調達班」で受け付けを行い、次に示す集積所に集積し、他の物資とともに輸送・配分する。

また、避難所等に直接送付されたものについては、原則としてそこで直接受け入れ、受け入れが困難な場合は、仮受け後、上記各班に引き継ぐ。

■救援物資の集積所

名称	所在地	電話(049)	備考
川越運動公園	大字下老袋388-1	224-8765	敷地面積：135,000m ²
埼玉川越総合地方卸売市場	大字大袋650	240-2246	敷地面積：181,000m ²
川越市なぐわし公園	大字鯨井1216	239-0315	敷地面積：83,000m ²

(2) 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

(3) 配分委員会への報告

「福祉班」は、義援金の受付状況を配分委員会に報告する。

9.3 義援品の保管及び配分

【食料・物資調達班】

「食料・物資調達班」は、救援物資の集積所に義援品を保管する。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

ただし、応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長に協議のうえ、有効に活用する。

また、配分に際しては、一般救援物資と同様に関係団体の協力を得て、被災者に配分する。

9.4 義援金の保管及び配分

【福祉班】

「福祉班」は、送金された義援金を保管するとともに、配分委員会の計画に基づき配分する。

(1) 義援金の保管

「福祉班」は、被災者に配分するまでの間、寄託された義援金を川越市会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に川越市会計管理者に報告する。

(2) 義援金の配分

- ・義援金の配分については、配分委員会を設置し、配分率及び配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。その際、埼玉県義援金配分方針に従うものとする。
- ・配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。「福祉班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- ・ただし、寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合は、各配分先の責任において処理する。
- ・被災者に対し、市の広報紙、住民組織及び報道機関等の協力により、義援金品の配分について広報する。
- ・「福祉班」は、広報班を通じて義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- ・「福祉班」は、被災者への配分状況について、配分委員会に報告する。

震災対策編

<第2章 応急対策>

<第3節 救援期における災害応急対策活動>

第10 労働力の確保

「職員班」は、地震災害時において、本市及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

10.1 労働力の確保
10.2 災害救助法が適用された場合の実施基準

「労働力の確保」	
事項	担当班
10.1 労働力の確保	職員班
10.2 災害救助法が適用された場合の実施基準 (1) 実施責任者 (2) 労働力の内容 (3) 費用 (4) 期間	職員班

10.1 労働力の確保

【職員班】

地震災害時における労働力の確保は、各部において次のとおり行う。

- ・ 関係団体に対し協力要請する。
- ・ 公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。
また、埼玉県に対しあっせん要請する。

10.2 災害救助法が適用された場合の実施基準

【職員班】

(1) 実施責任者

災害救助法を適用した場合の応急救助のために要員の雇上げによる労働力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き市長が実施する。

ただし、埼玉県知事の職権の一部を委任された場合、又は埼玉県知事の実施を待つことができない場合は、市長が実施する。

(2) 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助のための輸送及び救助を実施する者に必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

- ・ 被災者の避難
- ・ 医療及び助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 飲料水の供給
- ・ 救済用物資の整理分配
- ・ 遺体の搜索
- ・ 遺体の処置

(3) 費用

当該地域における通常の実費とする。

(4) 期間

応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、内閣総理大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇い上げることができる（特別基準）。

第3章 震災復旧・復興計画

地震は、いつ、どれくらいの規模で、どの地域に起きるか予測することは難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。

その場合、一刻も早く都市施設や地域産業の復旧、被災者の生活再建がなされるとともに、災害を糧にしてより震災に強いまちを後世に残していくことを目的とした復興がなされる必要がある。

震災復旧・復興にあたっては、次の点に留意して速やかな復旧・復興に努める。

- 市民の意向を十分尊重した震災復旧・復興を行う。
- 原状復旧に留まらず、再度の災害を防止できる震災復旧・復興を行う。
- 復興後のまちの姿を明確にして、計画的な震災復旧・復興を行う。
- 被災者、被災事業者に対する生活再建等の支援をきめ細かく行う。
- 男女共同参画の視点を反映する。

なお、特に大規模な被害を受けた場合、市民及び関係団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後のまちの姿を明確にして、計画的に震災に強いまちづくりを進めていくこととする。

震災復旧・復興計画

第1節 施設の復旧・復興対策（p2-355）

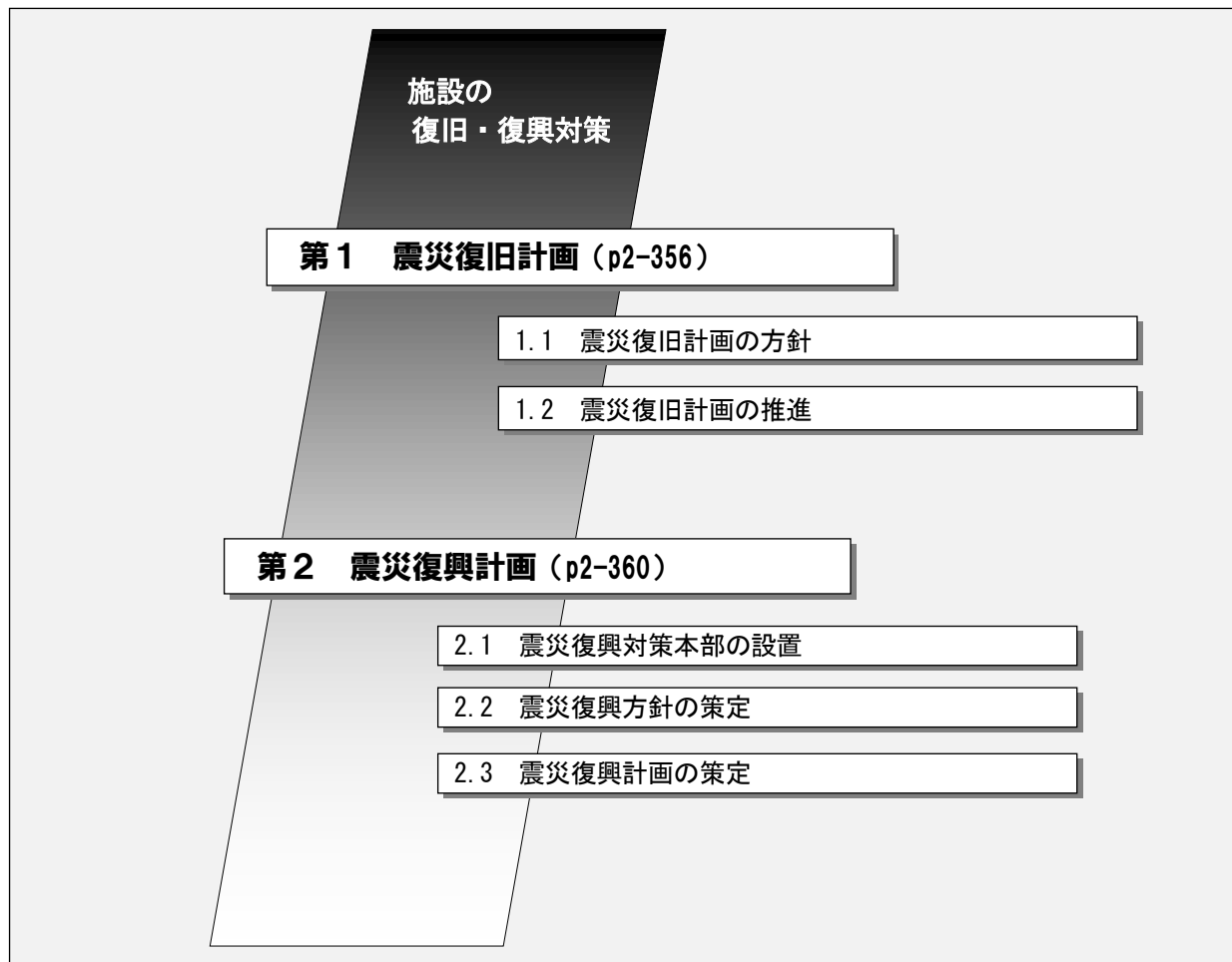
第2節 民生安定のための措置（p2-362）

第3節 激甚災害の指定（p2-377）

第1節 施設の復旧・復興対策

災害発生後、被災した施設の原状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える復旧事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。

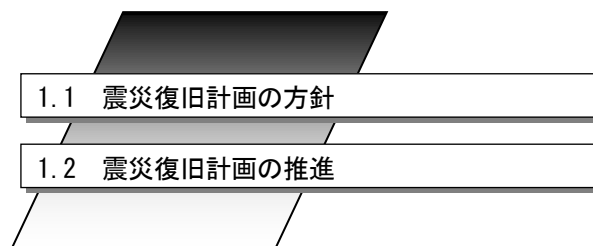
また、被災前の地域が抱える課題を解決し、被災を契機に都市や地域産業の構造をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関等との調整及び合意形成を行い、計画的に復興事業を推進する。



第1 震災復旧計画

公共土木施設を所管する関係各部班は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに震災復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関及び市民の代表者と連携して復旧計画を策定する。



1.1 震災復旧計画の方針

【各課共通】

市は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すものとする。

また、震災に強い都市づくり等の中長期的課題への取組についても早急に検討し、復旧の基本方針を定めるものとする。

(1) 市の復旧の基本方針

① 迅速な意思決定等

災害発生後、市の被害状況を的確に把握・分析し、原状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「震災復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続などを実施する。

② 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続、事業実施に伴う人材の確保、情報収集、処理等には、多くの時間と作業を要することから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を参考に、事前に処理できる項目について対策を講ずる。

③ 関係機関との連携

復旧に関する行政上の手続を迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。

(2) 計画への住民の意向反映

被災地の復旧は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

① 市民ニーズの把握

市民の復旧に対するニーズを迅速に把握し、計画に反映する。住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備する。

② 復興計画への反映

“災害に強いまちづくり”を踏まえた復興計画は、市民の利害関係に大きく影響することから、市民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

(3) 財政支援の検討

市の震災応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国・埼玉県に財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を求める。

(4) 計画推進のための職員の派遣の要請

震災復旧対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他協力を求める。

1.2 震災復旧計画の推進

【各課共通】

本市の復旧は、震災応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成等により推進を図る。

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、市は、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配置、応援、派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

(2) 復旧事業計画の作成

本市は、震災応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する震災復旧事業計画を速やかに作成する。

震災復旧事業の種類は、次のとおりである。

□災害復旧事業の種類（その1）

- | |
|--|
| <p>① 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川公共土木施設復旧事業計画 ・道路公共土木施設復旧事業計画 <p>② 農林水産業施設復旧事業計画</p> <p>③ 都市災害復旧事業計画</p> <p>④ 上、下水道災害復旧事業計画</p> |
|--|

震災対策編

<第3章 復旧・復興>

<第1節 施設の復旧・復興対策>

□災害復旧事業の種類（その2）

- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療機関、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の計画

① 災害の再発防止

市は、復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

② 災害復旧事業期間の短縮

市は、復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

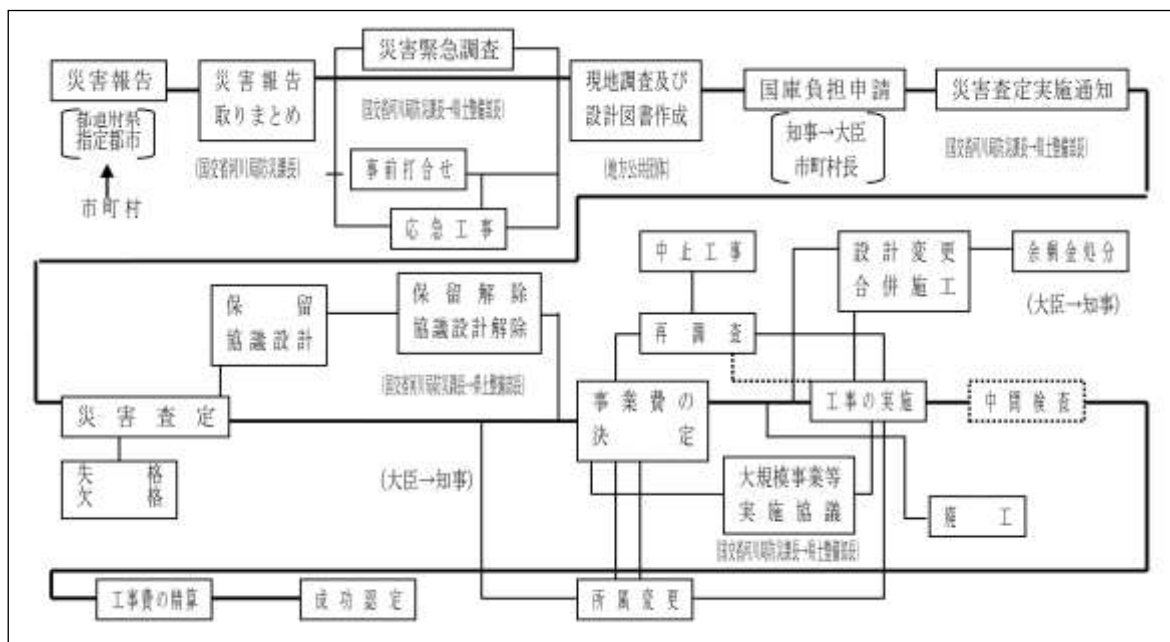
③ 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

④ 公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧（河川、橋梁、道路）の取扱い手続は、次のとおりである。

■公共土木施設災害復旧の取扱い手続



出典) 「埼玉県地域防災計画(本編)」平成26年3月 埼玉県防災会議

(3) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国若しくは埼玉県が

費用の全部若しくは一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

① 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。

なお、財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・ 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ・ 公営住宅法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 予防接種法
- ・ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・ 水道法

② 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、埼玉県及び市は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

詳細については、「本章 『第3節 激甚災害の指定』」を参照のこと。

震災対策編

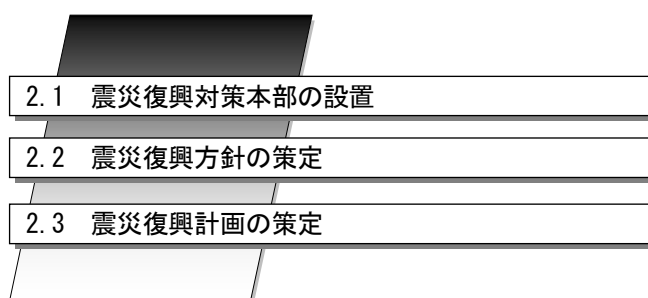
<第3章 復旧・復興>

<第1節 施設の復旧・復興対策>

第2 震災復興計画

震災復旧を進めた後に、被災前の地域が抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。



2.1 震災復興対策本部の設置

【各課共通】

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする「震災復興対策本部」を設置する。

また、震災復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて埼玉県職員の派遣を要請する。

2.2 震災復興方針の策定

【各課共通】

関係者で構成される「震災復興検討委員会（仮称）」を設置し、震災復興方針を策定する。なお、震災復興方針を策定した場合は、その内容を市民に公表する。

2.3 震災復興計画の策定

【各課共通】

震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

(1) 市街地復興計画のための行政上の手続の実施

① 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

② 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

(2) 震災復興事業の実施

① 専管部署又はプロジェクトチームの設置

市は、震災復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。

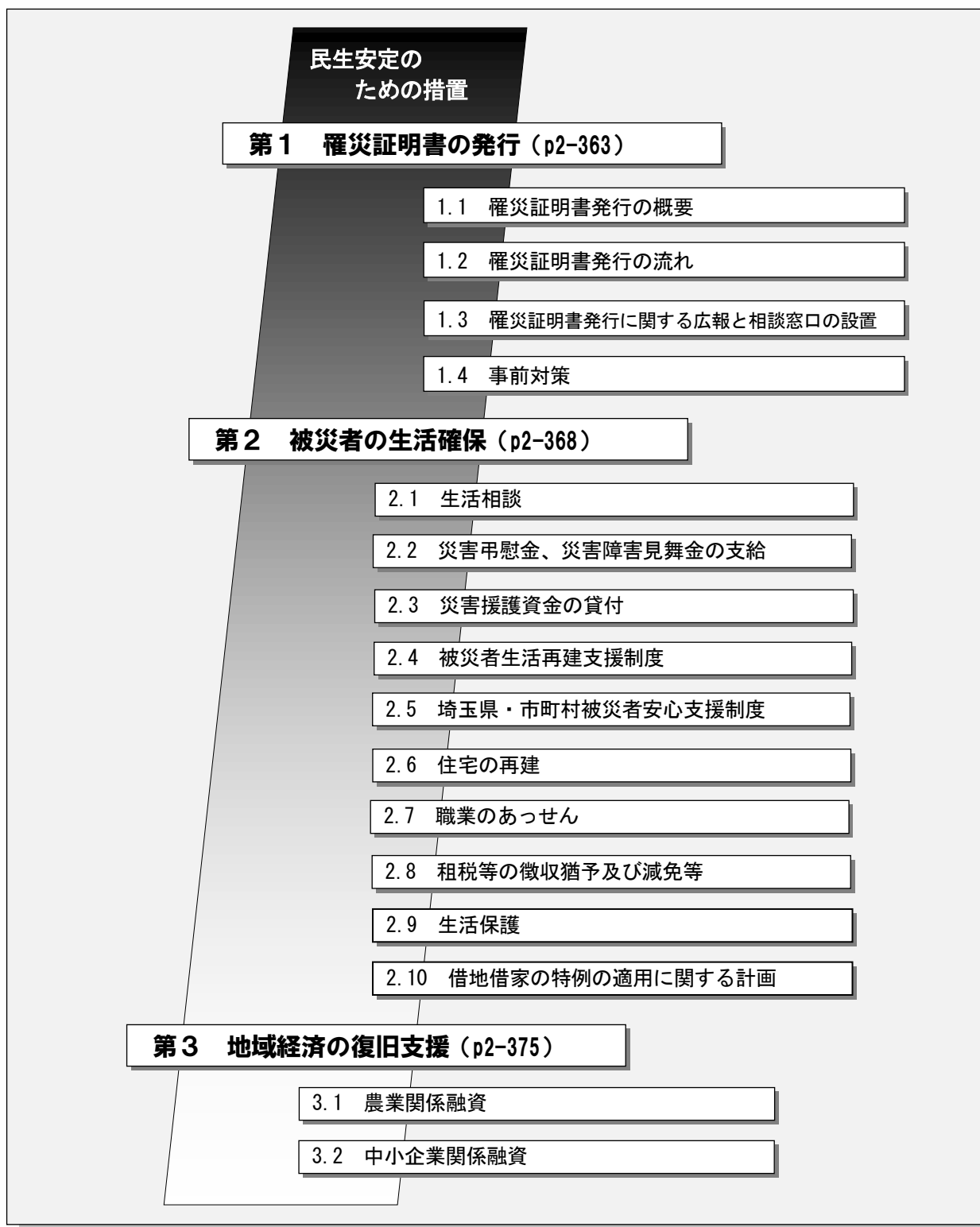
② 震災復興事業の実施

市は、震災復興計画に基づき、震災復興事業を実施する。

第2節 民生安定のための措置

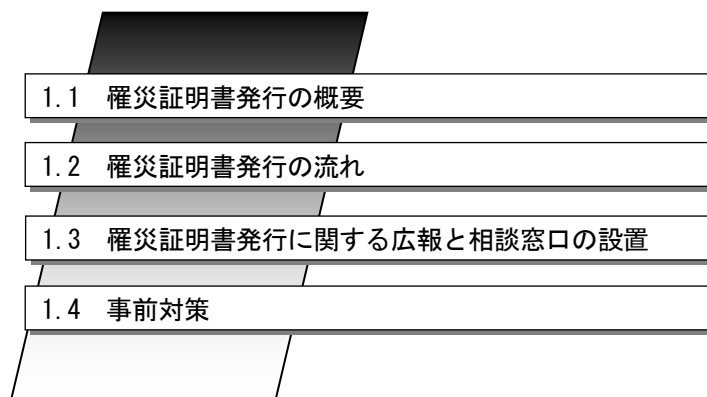
大規模な地震により、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。



第1 罹災証明書の発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。



1.1 罹災証明書発行の概要

【福祉班、建築指導班、消防組合】

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、地方自治法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。

- | |
|--------------------|
| ① 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊 |
| ② 流出、床上浸水、床下浸水 |
| ③ 火災による全焼、半焼、水損 |

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、「福祉班」が担当する。ただし、火災による罹災証明は、消防長が行う。

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記(2)の市長又は消防長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

震災対策編

<第3章 復旧・復興>

<第2節 民生安定のための措置>

(4) 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

(5) 罹災証明の様式

罹災証明の様式は、所定の様式による。

『 → 様式 23 「罹災証明願」 参照 』

(6) 被災家屋の判定基準（上記(1)①②に係るもの）

罹災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成18年、内閣府）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1か月以内の状況をもとに、「被災家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

『 → 資料 1.44 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成18年 内閣府）」 参照 』

『 → 様式 24 「被害家屋損害割合判定表」 参照 』

『 → 様式 25 「災害等調査表」 参照 』

『 → 様式 26 「災害等調査集計表」 参照 』

1.2 罹災証明書発行の流れ

【総括現地調査班、現地調査班】

罹災証明書の発行は、次の手順で実施する。

(1) 被災家屋調査の事前準備

被災家屋調査は、「現地調査班」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

① 被害地域の航空写真の撮影準備

② 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、「情報収集連絡班」に収集された情報をもとに被害全体状況を把握する。

③ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

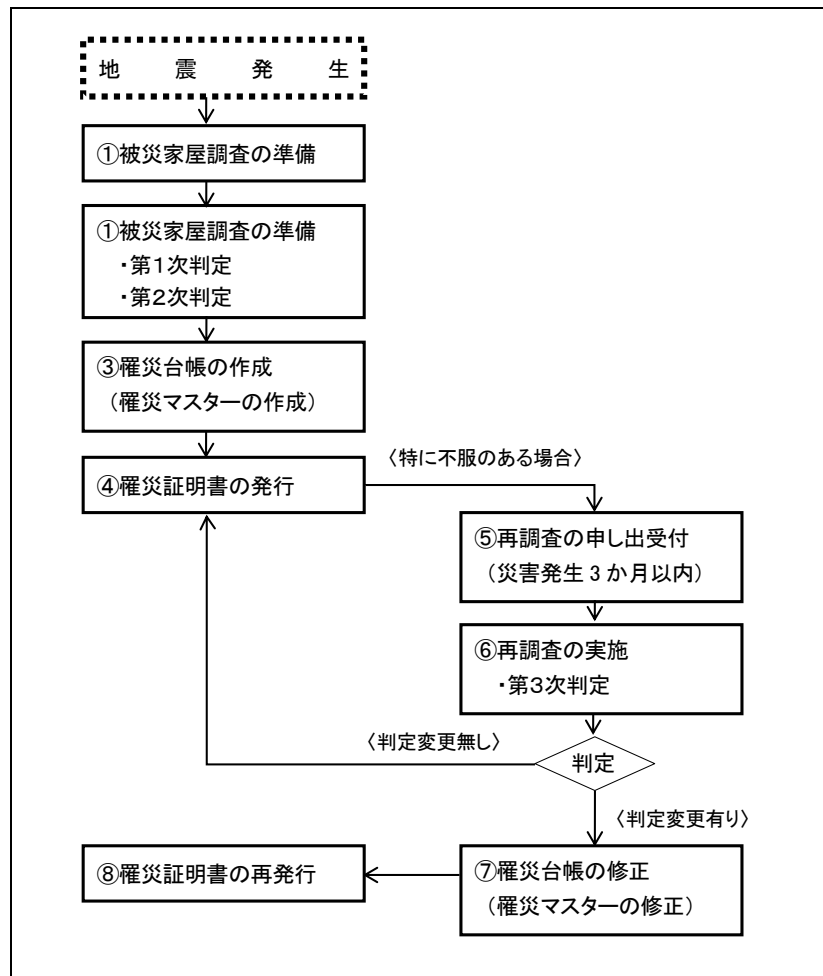
④ 調査員の確保

- ・市職員の確保
- ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- ・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
- ・「調査チーム」編成と調査地区割りの検討

⑤ 調査備品等の準備

- ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- ・調査員運搬用車両の確保、手配
- ・他都市応援職員等の宿泊所の確保

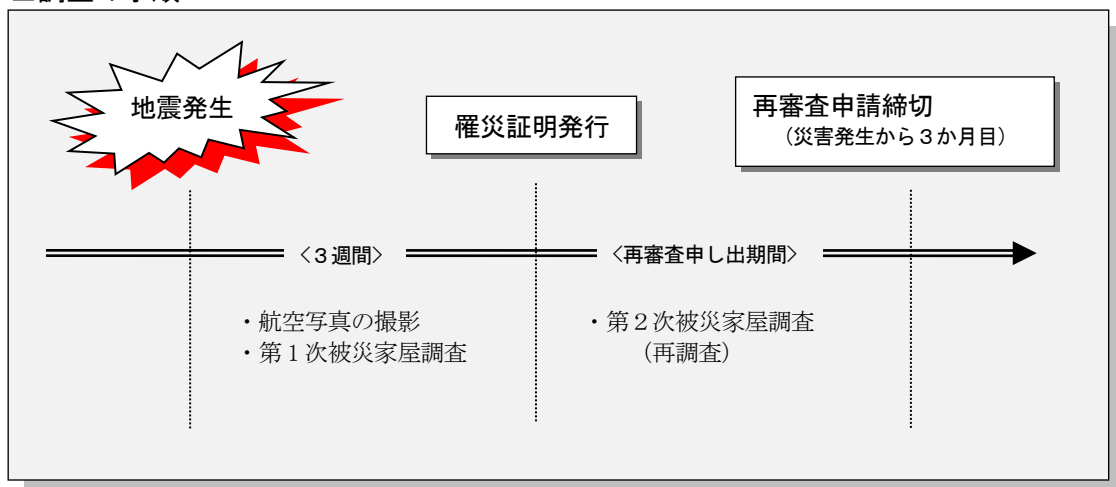
■ 罹災証明発行の流れ



(2) 被災家屋調査の実施

被災家屋調査は、次の手順で実施する。

■ 調査の手順



震災対策編

<第3章 復旧・復興>

<第2節 民生安定のための措置>

□調査方法

○航空写真の撮影

関係業者に依頼して地震発生後2週間以内に被災地の航空写真(1/4,000~1/5,000)を撮影する。

○第1次被災家屋調査

被災家屋を対象に外観から目視調査を行う。

○第2次被災家屋調査

第1次被災家屋調査の結果に不服のあった家屋及び第1次被災家屋調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入り調査を実施する。

□「調査チーム」の編成

- ・2人1組で調査を実施する。
- ・調査員は、市職員及びボランティア調査員(民間建築士等)とする。
- ・必要がある場合は、他市職員の応援派遣の要請をする。

(3) 罹災台帳の作成

「総括現地調査班」は、被災家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積した罹災台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

(4) 罹災証明書の発行

「福祉班」は、罹災台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を遅滞なく発行する。

(5) 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から3か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、罹災台帳及び罹災マスターのデータを修正する。

なお、判定の困難なものについては、「調査チーム」内に判定委員会(市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成)を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

1.3 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

【広報班、福祉班、総括現地調査班】

「広報班」は、罹災証明書に関する広報を、広報紙や市のホームページを用いて行い、必要に応じて報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図る。特に、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被災家屋調査の違いを正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、「福祉班」は、「総括現地調査班」と連携して、罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

1.4 事前対策

【総括現地調査班】

罹災証明書発行の事前対策は、次のとおりである。

(1) 被災家屋調査員の登録

関係部署の職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

(2) 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

(3) 他都市の協力体制の確立

地震発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

(4) 調査携帯物品等の備蓄

「総括現地調査班」に、傾斜計、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

震災対策編

<第3章 復旧・復興>

<第2節 民生安定のための措置>

第2 被災者の生活確保

地震により被害を受けた市民が、速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。

2.1 生活相談
2.2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
2.3 災害援護資金の貸付
2.4 被災者生活再建支援制度
2.5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度
2.6 住宅の再建
2.7 職業のあっせん
2.8 租税等の徴収猶予及び減免等
2.9 生活保護
2.10 借地借家の特例の適用に関する計画

2.1 生活相談

【市民班、情報収集連絡班、関係各班】

被災者の生活再建を支援するため、市役所、地域防災拠点等において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。

(1) 市民サポートセンターの開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、本市は、「市民サポートセンター（仮称）」を開設する。

市民サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

① 各種手続の総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

② 各専門分野での相談

- ・医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅に関する相談を受ける。
- ・相談内容に的確に対応するため、必要に応じて国及び埼玉県の担当部局へ専門家の派遣を要請して対応する。また、ライフライン関係者もスタッフに加える。

③ 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、災害時における各種法律上の相談に応じる。

④ 情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報紙等を通じた広報によって提供する。

⑤ その他

- ・被災者からの要望を『聞きっぱなし』に終わらせることのないようにする。
- ・必要に応じて避難所の巡回相談を行う。
- ・要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

『 → 資料 1.26 「災害時における特別法律相談に関する協定（埼玉弁護士会川越支部）」参照 』

(2) 尋ね人相談

被災者の安否確認等の相談に対しては、相談窓口を開設し、次のような対応を実施する。なお、安否情報の提供にあたっては、個人の情報の保護に十分留意する（「本編 第2章 第3節 第2『2.3 相談の内容』」参照）。

① 相談窓口の開設

□正確な情報の把握

「情報収集連絡班」は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、市民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し「市民班」に報告する。

□市民からの相談対応

「市民班」は、「情報収集連絡班」が収集した被災者に関する情報を整理し、尋ね人に関する「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を、「市民サポートセンター」に移設する。

震災対策編

<第3章 復旧・復興>

<第2節 民生安定のための措置>

② 情報の提供

- ・新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用
- ・臨時広報等の発行、避難所等への掲示
- ・市ホームページの活用
- ・東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等の活用
- ・「彩の国災害時伝言板ネットワークシステム」の活用

《参考》

阪神・淡路大震災の場合、情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について、全国各地の被災者の親戚・知人・友人等から照会が、市役所、警察、避難所に寄せられ、その対応に苦慮した。

2.2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

【福祉班（生活福祉課）】

市は、市民が自然災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給する。なお、死亡した場合は、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体に著しい障害を受けた場合は、その者に対して災害見舞金を支給する。

- 『 → 資料 2. 25 「災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給」 参照 』
- 『 → 資料 1. 45 「川越市災害弔慰金の支給に関する条例」 参照 』
- 『 → 資料 1. 46 「川越市見舞金等支給要綱」 参照 』

2.3 災害援護資金の貸付

【福祉班（生活福祉課）】

市は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸し付けるほか、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金や生活福祉資金の貸付により住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

(1) 災害援護資金

市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付を行う。

『 → 資料 2. 26 「災害援護資金貸付制度」 参照 』

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自力更生させるため、県社会福祉協

議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。

『 → 資料 2.27 「生活福祉資金貸付制度」 参照 』

2.4 被災者生活再建支援制度

【福祉班（生活福祉課）】

(1) 制度の概要

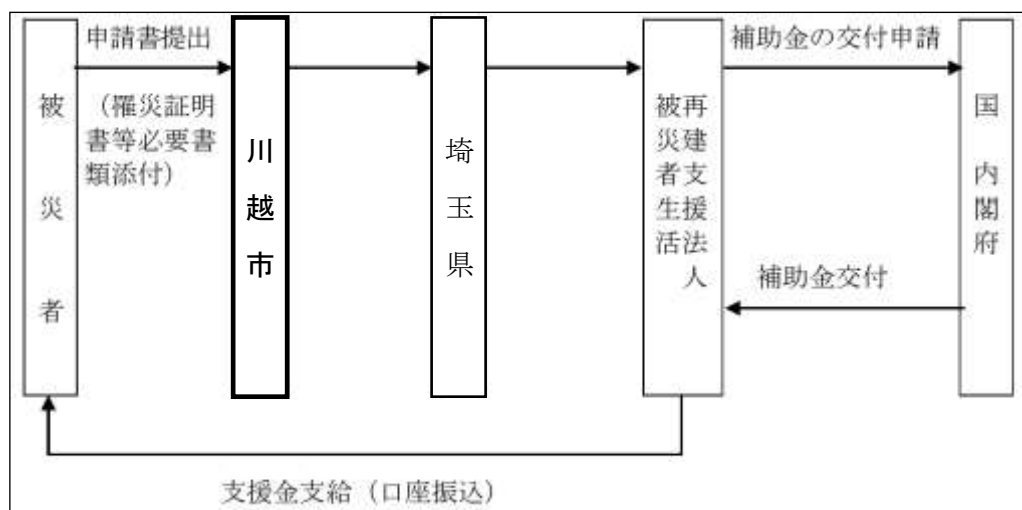
地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金が支給される。平成10年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。埼玉県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託している。

『 → 資料 2.28 「被災者生活再建支援制度」 参照 』

(2) 支援金の支給

「福祉班（生活福祉課）」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。

■支援金の支給手続



2.5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

【本部班、福祉班（生活福祉課）、建設・住宅班（建築住宅課）】

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記2.4）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

震災対策編

<第3章 復旧・復興>

<第2節 民生安定のための措置>

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

□制度の概要

埼玉県・市町村生活再建支援金	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
埼玉県・市町村家賃給付金	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
埼玉県・市町村人的相互応援	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。

『 → 資料2.31「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」参照 』

2.6 住宅の再建

【建設・住宅班（建築住宅課）】

火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定によって災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(1) 災害復興住宅建設資金に基づく融資

災害復興住宅建設資金に基づく融資の詳細については、資料編参照のこと。

『 → 資料2.29「災害復興住宅建設資金に基づく融資」参照 』

(2) 災害復興住宅補修資金に基づく融資

災害復興住宅補修資金に基づく融資の詳細については、資料編参照のこと。

『 → 資料2.30「災害復興住宅補修資金に基づく融資」参照 』

(3) 埼玉県及び市の措置

① 災害復興住宅資金

埼玉県及び市は、被災地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

② 災害特別貸付金

災害によって滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合は、市長は罹災者の希望によって災害の実態を調査した上で、罹災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、罹災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込み希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

2.7 職業のあっせん

【食料・物資調達班（雇用支援課）】

災害により離職を余儀なくされた罹災者に対する職業のあっせんについて、市は、離職者の状況を把握し、国（川越公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を国（川越公共職業安定所）に要請する。

2.8 租税等の徴収猶予及び減免等

【関係各課】

罹災した納税義務者、特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令・条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予、減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、罹災した納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国及び埼玉県は、地震災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出、納付及び納入に関する期限の延長、国税及び地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予並びに減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 国民健康保険税の徴収猶予及び減免

地震災害によって生活が著しく困難になった納税義務者等に対し、申請により被災の状況に応じて国民健康保険税を減免する。また、地震災害によって財産に損害を受けた納付義務者等が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

震災対策編

<第3章 復旧・復興>

<第2節 民生安定のための措置>

(4) 介護保険料の減免及び徴収猶予

災害により財産に著しい損害を受けた者に対し、被災の状況に応じて介護保険料を減免する。なお、保険料の納付期限の7日前までに申請を提出したのち、同措置を行う。

災害により財産に損害を受けた納付義務者等が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、6月以内において徴収を猶予する。

(5) 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、市が内容審査のうえ、社会保険事務所に免除申請者を進達する。

(6) 保育料の減額

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて、保育料を減額する。

2.9 生活保護

【福祉班（生活福祉課）】

被災に伴う生活困窮者の生活確保のため、埼玉県及び市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査のうえ、最低生活を保証する措置を講ずる。

2.10 借地借家の特例の適用に関する計画

【建設・住宅班（建築住宅課）】

(1) 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれがあるときは、本部長（市長）は、迅速適切に「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用を図るものとする。

(2) 適用基準

災害が一定規模以上である場合、本部長（市長）の意見の申し出に基づき、罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

(3) 適用手続

本部長（市長）は、借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときは、所定の申請書を用いて、国土交通大臣あて申請する。

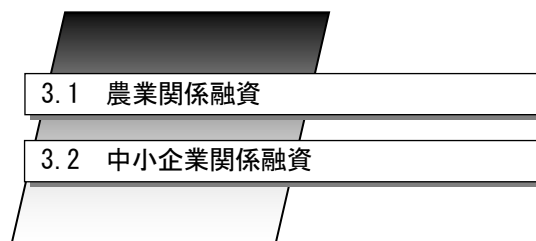
『 → 様式 27 「罹災都市借地借家臨時処理法の申請」 参照 』

第3 地域経済の復旧支援

地震により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

また、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速化・適正化を図り、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講ずる。

なお、融資にあたっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、業務の迅速化・適正化に努める。



3.1 農業関係融資

【農政班（農政課）】

災害によって被害を受けた農業者又は団体に対して復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の融資及び補償制度を周知し、その活用を促進する。

また、融資が円滑に行われるよう、業務の適正かつ迅速な実施を埼玉県及び関係機関に要請する。

□農業関係融資

- ・天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資
- ・日本政策金融公庫（農林水産事業）の農林漁業セーフティネット資金融資
- ・埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条に基づく資金融資
- ・農業災害補償法に基づく農業共済事業による補償

3.2 中小企業関係融資

【食料・物資調達班（産業振興課）】

市は、被災中小企業及び商工業関係団体の情報収集並びに資金需要の把握を行い、被災した中小企業の再建を促進するための資金の融資制度を周知する。また、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証並びに県制度融資などにより、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、埼玉県に要望する。

(1) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(2) 中小企業に対する金融制度の周知

国、県、政府系金融機関等が行う金融の特別措置について、中小企業者に周知徹底を図る。

(3) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

《参考》

◆埼玉県の措置

埼玉県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施する。

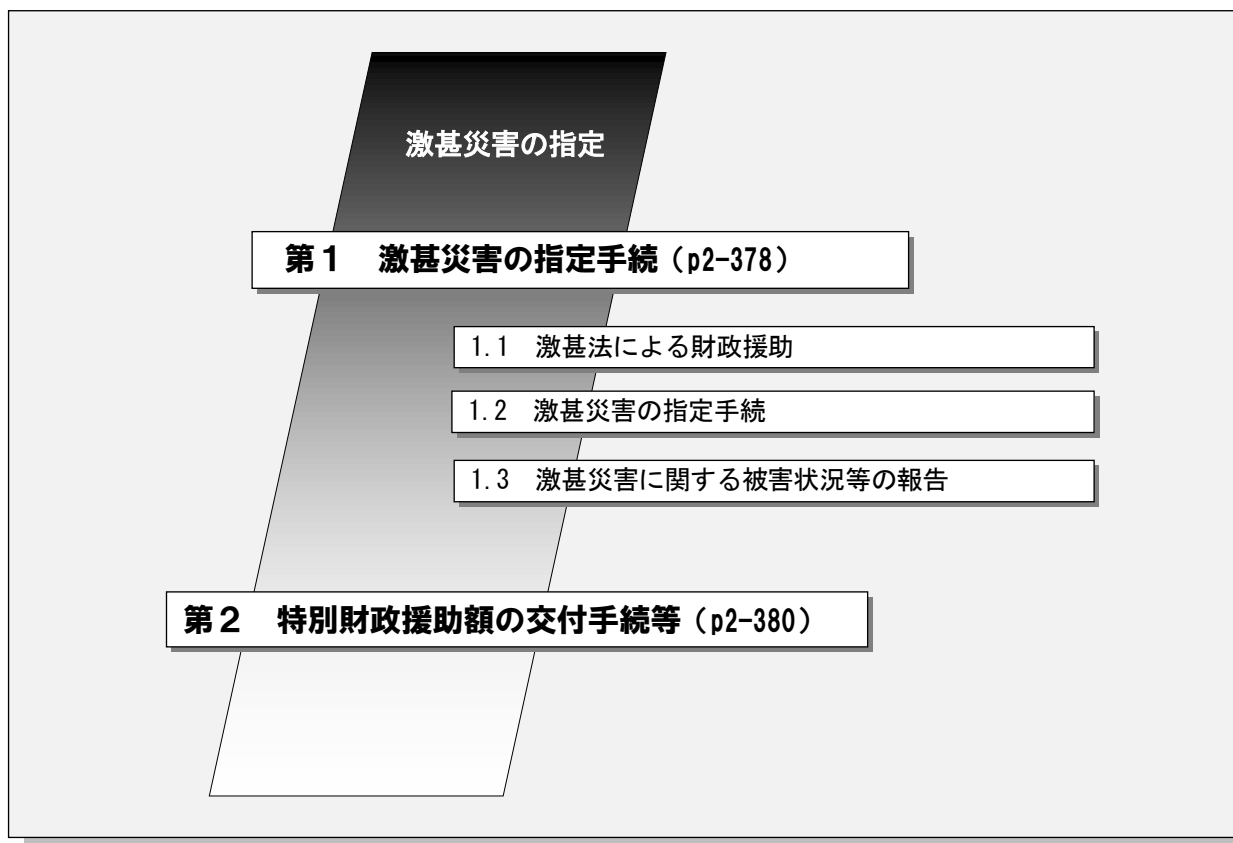
また、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請する。

□中小企業関係融資

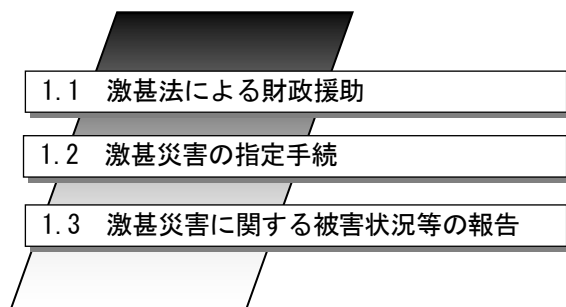
- ・被災中小企業に対する復興資金の貸付
- ・日本政策金融公庫（中小企業事業）の災害復旧貸付
- ・日本政策金融公庫（国民生活事業）の災害貸付
- ・商工組合中央金庫の貸付

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。



第1 激甚災害の指定手続



1.1 激甚法による財政援助

【関係各課】

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化及び罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚法が制定されている。

この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、罹災者に対する特別の助成措置を内容としている。

1.2 激甚災害の指定手続

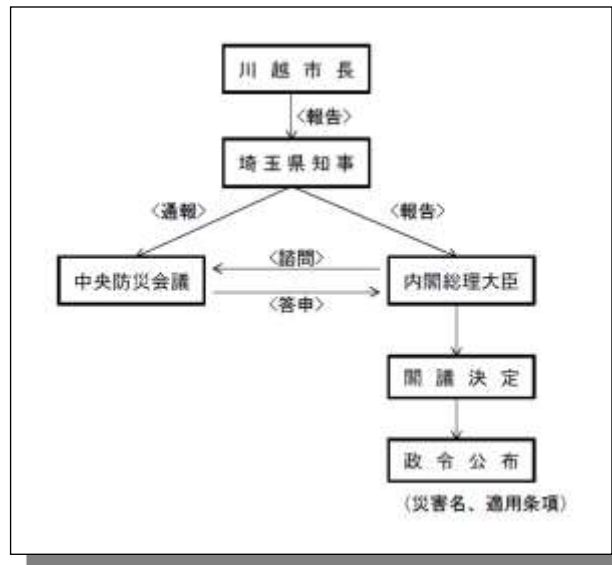
【関係各課】

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、埼玉県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1、2月頃に手続をするが、「公共土木施設」及び「農地等」の措置について、査定見込額が明らかに指定基準を超えるとみられる場合においては、「中小企業関係の特例」又は「森林関係」の措置が適用される場合に限り、早期の指定が可能である。

■ 激甚災害指定の流れ



1.3 激甚災害に関する被害状況等の報告

【本部班】

(1) 知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は、災対法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を知事へ報告するものとする。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ・ 災害の原因
- ・ 災害が発生した日時
- ・ 災害が発生した場所又は地域
- ・ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ・ 災害に対してとられた措置
- ・ その他必要な事項

震災対策編

<第3章 復旧復興>

<第3節 激甚災害の指定>

第2 特別財政援助額の交付手続等

本部長（市長）は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、埼玉県知事に提出しなければならない。

■復旧に伴う財政援助の種類

事業名	国の財政援助等（根拠法令）	
	通常災害	激 甚 災 害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上 第3条1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上 第3条1項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上 第5条
都市施設災害復旧事業（街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水路）	建設省都市局長通達 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第55条	同上 第3条1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法26条	同上 第3条1項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、37条の2	同上 第3条1項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25・26条	—
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条、第95条	同上 第3条1項
婦人保護施設等災害復旧事業	売春防止法第39条、40条	同上 第3条1項
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条、第62条	同上 第3条1項
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第59条	同上 第3条1項
堆積土砂排除事業	予算補助	同上 第3条1項
湛水排除事業	同上	同上 第3条1項・第10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上 第8条1項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	同上 第12条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 第16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上 第17条
水防資材費	—	同上 第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条1項	同上 第22条
上水道・簡易水道災害復旧事業	水道法 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	予算補助
し尿処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	予算補助
ごみ処理施設災害復旧事業	同 上	同上
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	同上
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	同上
災害特例債	—	災害対策基本102条1項 小災害特例債、歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	地方交付税法第15条、第16条 災害に伴う特別交付税の追加交付 災害に伴う普通交付税の繰上げ交付	

第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が強化地域に指定された。平成14年4月に、東京都及び三重県の62市町村が追加指定され、強化地域は8都県263市町村となった。平成24年4月1日現在では、市町村合併に伴い強化地域は8都県157市町村となっている。本市の場合は、強化地域には指定されなかったことから、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、東京都など首都圏地域において大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発せられることは、川越市民にとって一度も経験がなく、それに伴い社会的混乱の発生が懸念される。

このため、本市は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあたっては被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

東海地震の 警戒宣言に伴う 対応措置計画

第1節 計画の位置付け（p2-382）

第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置（p2-386）

第3節 警戒宣言発令に伴う措置（p2-392）

第4節 市民等のとるべき措置基準（p2-417）

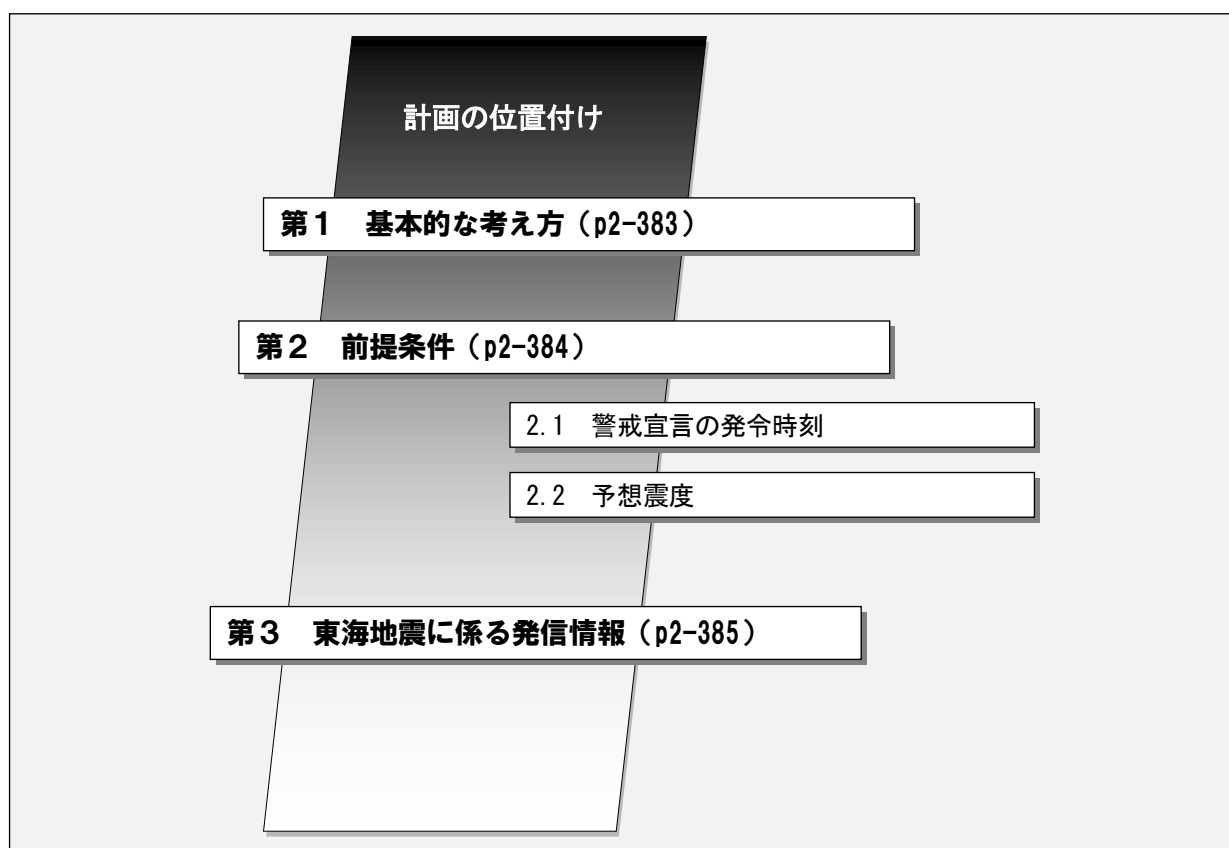
《参考》

◆ 強化地域の指定条件

- ① 地震の揺れによる被害については、震度6弱以上の地域
- ② 津波による被害については、20分以内に高い津波（沿岸で3m以上、地上で2m以上）が来襲する地域

第1節 計画の位置付け

本市において「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する際の基本的な考え方や前提条件などを次に示す。



第1 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令中においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本とする。
- ② 計画は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止することを主眼に、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- ③ 計画は、原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 発生後の対策については、川越市地域防災計画の震災応急対策計画、震災復旧・復興計画等により対処するものとする。
- ⑤ 本市域は、大規模地震対策特別措置法が適用されない（強化地域に指定されていない）ため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応するものとする。

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第1節 計画の位置付け>

第2 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、次のとおりとする。

2.1 警戒宣言の発令時刻
2.2 予想震度

2.1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2.2 予想震度

埼玉県地域防災計画では、東海地震が発生した場合の県内の震度は、地質地盤によって異なるが、震度5弱～5強程度と想定されている。

第3 東海地震に係る発信情報

気象庁では、地震学の進歩によって東海地震の前に発生する異常な現象が想定されるようになってきたことにより、その想定シナリオに沿った現象が観測された場合には、地震発生の可能性が高まったことをより早く伝達できるよう、平成23年3月24日に情報体系を修正した。各情報の発表基準及び防災対応は、次に示すとおりである。

■東海地震に関連する情報と防災対応

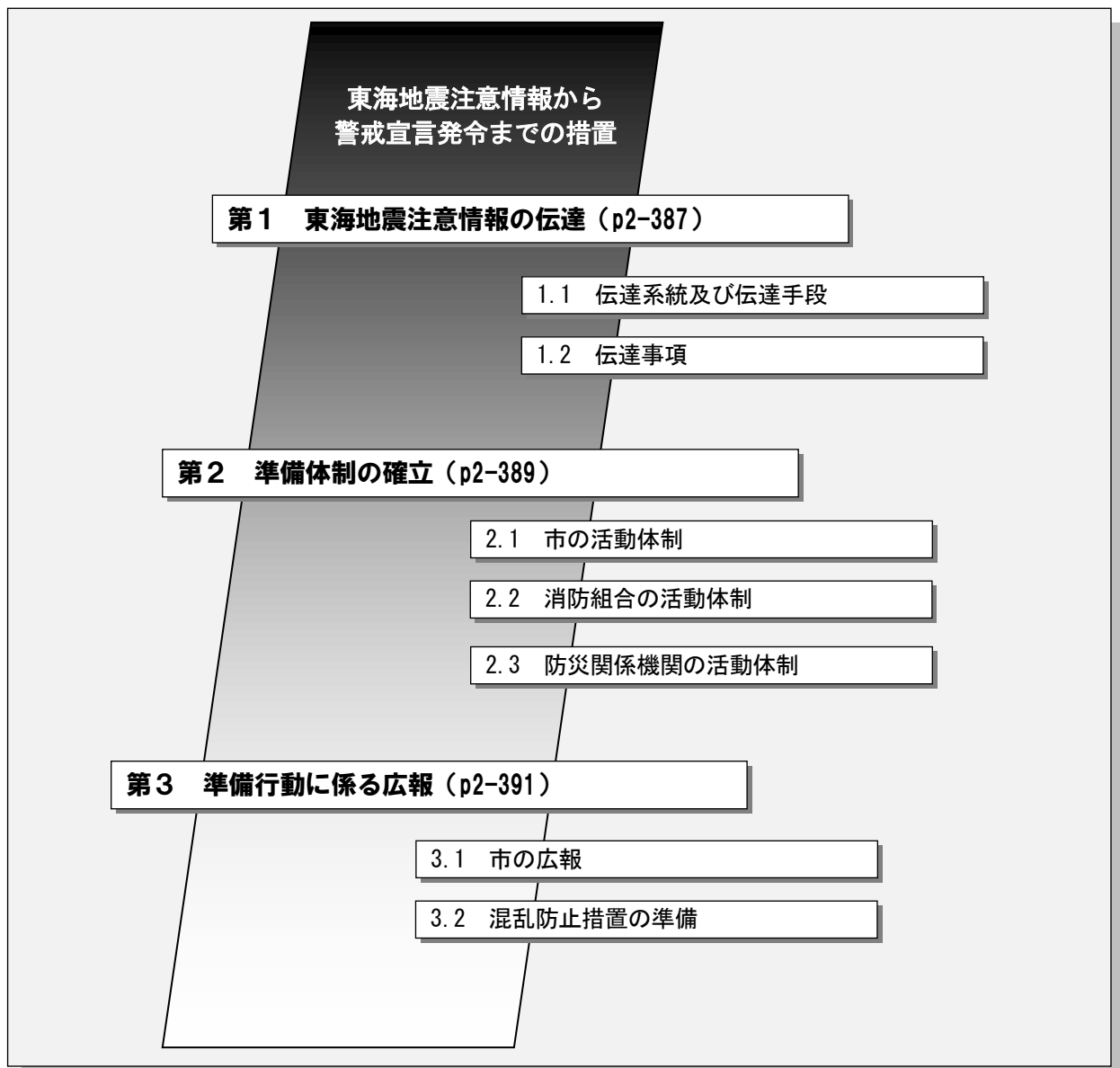
情報名		発表基準	解除基準	防災対応
東海地震 に関連する 調査情報 [カラーレ ベル 青]	定 例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表する情報 (定期的に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合等)		
	臨 時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報 (1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合等)		国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。
東海地震 注意情報 [カラーレ ベル 黄]		東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (2カ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等)	各情報発表後、東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合は、その	<ul style="list-style-type: none"> ・防災の準備行動がとられる(児童・生徒の帰宅、救助・救急・消防部隊、医療機関関係者等の派遣準備)。 ・気象庁において判定会が開催される。 ・住民に対する適切な広報の実施。
東海地震 予知情報 [カラーレ ベル 赤]		東海地震が発生する恐れがあると認められた場合 (3カ所以上の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等)	旨が各情報で発表される。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻される。	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言の発令。 ・地震災害警戒本部の設置。 ・住民避難、交通規制等、地震防災対策の実施。

注) 東海地震に関連する情報は表のように三種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震に関連する調査情報」→「東海地震注意情報」→「東海地震予知情報」となる。

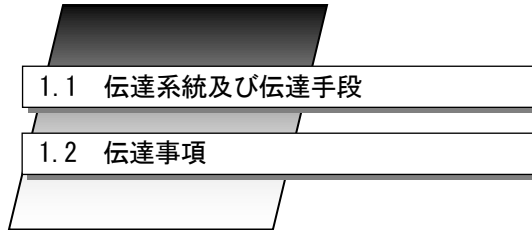
第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は、東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、実施すべき必要な措置について定める。



第1 東海地震注意情報の伝達

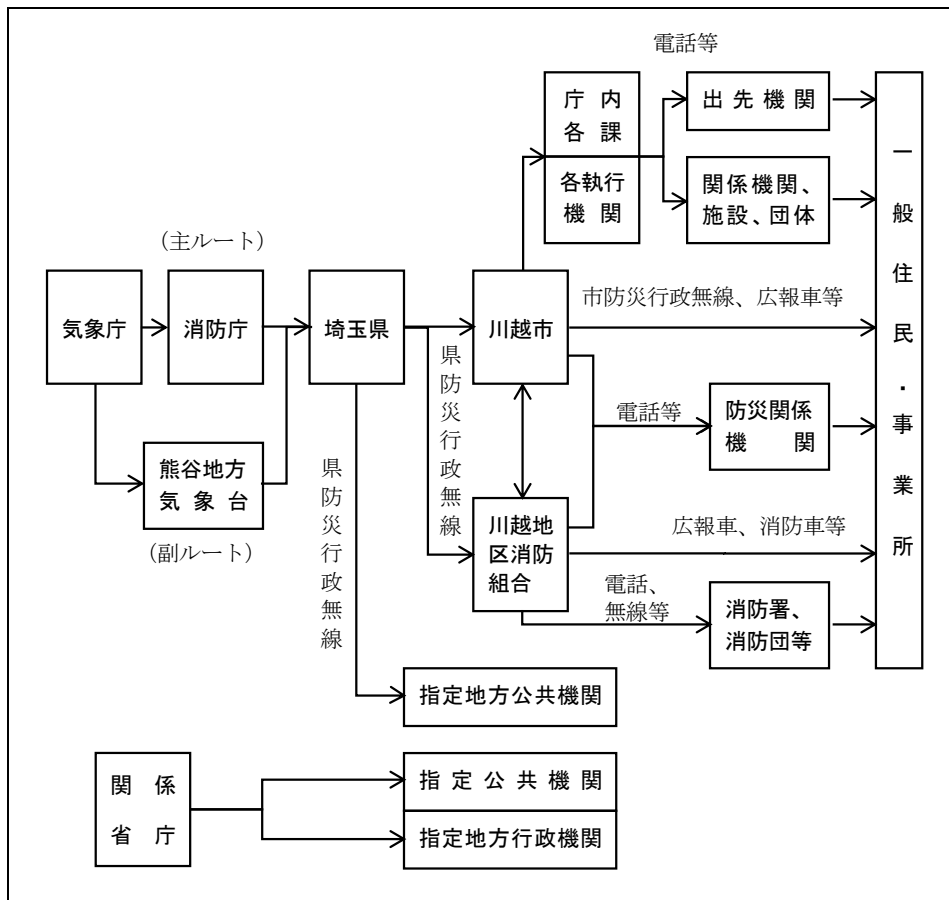


1.1 伝達系統及び伝達手段

【防災危機管理課、各課共通】

県から防災行政無線等により東海地震注意情報が伝達されたときは、直ちに庁内、防災関係機関及び市民に対して、次の伝達系統により伝達する。

■東海地震注意情報伝達系統図



震災対策編

<第4章 東海地震>

<第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置>

■本市及び関係機関の伝達体制

機 関	内 容
川越市	<ul style="list-style-type: none">・「防災危機管理課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を総務部長に報告するとともに、内線電話等により各部局長を通じ職員に伝達する。なお、休日・夜間等の勤務時間外における埼玉県からの東海地震注意情報の通報は、「広聴課（当直業務員）」が受けることになるが、この場合は、直ちに総務部長に報告する。・「防災危機管理課」は、直ちに防災関係機関へ電話等により伝達する。・「福祉部各課」は、直ちに関係社会福祉施設等に電話等により伝達する。・「教育委員会」は、直ちに市立小・中・特別支援・高等学校へ電話等により伝達する。・その他各部課は、必要な関係機関、団体等へ伝達する。
消防組合	「消防局 指揮統制課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を管理者に報告するとともに、各消防署、消防団等に電話、無線等により伝達する。
その他の機関	県、関係上部機関・団体、本市等から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を責任者に報告し、部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

1.2 伝達事項

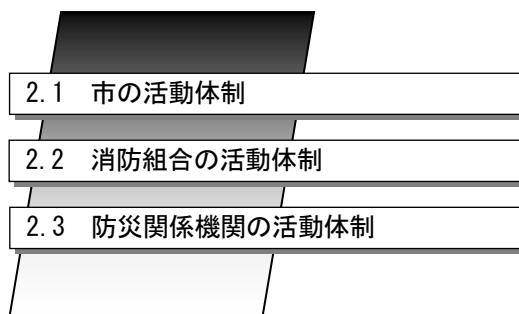
【防災危機管理課】

伝達事項は、次に示すとおりである。

- ① 「東海地震注意情報」に基づき政府が準備行動を取る意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- ② 「警戒宣言」が発令されることを考慮して必要な体制を敷くこと等
- ③ 「東海地震注意情報」が解除された旨の連絡内容
- ④ その他必要と認める事項

第2 準備体制の確立

本市が東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに警戒体制を敷くとともに、警戒宣言の発令に備えて速やかに対応が執れるよう準備を整え、社会的混乱の発生に備えるものとする。
なお、主な準備項目は、次に示すとおりである。



2.1 市の活動体制

【各課共通】

(1) 警戒体制の発令

本市は、東海地震注意情報が発表された場合、「本編 第2章 第1節 『第1 配備体制と動員計画』」に従い警戒体制第2配備を敷くものとする。

(2) 警戒宣言及び地震情報の伝達の準備

「本章 『第3節 警戒宣言発令に伴う措置』」に対応すべく、次の情報が正確かつ速やかに伝達できるように準備を整えるものとする。

- ・「警戒宣言」及び「東海地震予知情報」
- ・その他防災上重要な情報

(3) 事務分掌

本市が実施すべき事項は、次のとおりである。

- ・「警戒宣言」、「東海地震予知情報」その他防災上必要な情報の収集伝達
- ・社会的混乱防止のための必要な措置
- ・防災関係機関との連絡調整

(4) 災害対策本部設置の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに災害対策本部が設置できるよう、準備を整えるものとする。

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置>

(5) 職員動員の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに職員の動員がなされるよう準備を整えるものとする。

2.2 消防組合の活動体制

【消防組合】

緊急連絡体制を敷くとともに、「防災危機管理課」との連絡を密にし、防災関係機関との連絡調整その他必要な措置を講じ、災害対策本部の設置に備える。

2.3 防災関係機関の活動体制

【関係機関】

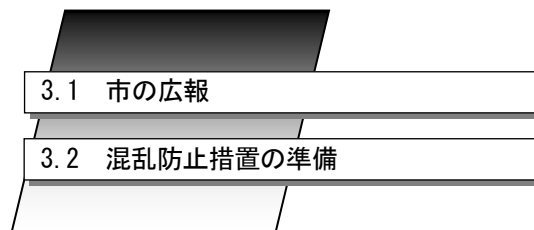
ライフライン関係等の防災関係機関の活動体制は、次に示すとおりである。

■防災関係機関の活動体制

機 関	内 容
東日本旅客鉄道(株)	・大宮支社「防災業務実施計画」東海地震編により大宮支社及び現業機関に設置される地震防災対策本部と連携を密にし、警戒宣言の発令に備え、地震応急対策が円滑に実施できるように準備する。 ・社員の招集
東武ステーションサービス(株)	「東海地震注意情報」を受けたときは、伝達経路により本部関係者や応急対策従業員を招集するものとする。
西武鉄道(株)	「東海地震注意情報」を受けたときは、警戒宣言の発令に備えて準備を行い、関係者は指定された場所へ出動するものとする。
東日本電信電話(株)	防災業務計画に基づく所定の対策・体制をとる。
東京電力(株)	非常災害体制を発令し、所定の体制をとる。
武州ガス(株)	① 非常災害対策本部の設置 「東海地震注意情報」を受けたときは、直ちに関係者に伝達するとともに、非常災害対策本部の設置及び非常災害対策組織を編成する。 ② 非常災害対策本部の主な業務 ・「東海地震注意情報」その他の必要な情報の収集及び関係者への伝達 ・警戒宣言発令時におけるガス使用等に関する混乱防止のための広報活動の準備 ・市及び関東経済産業局並びに日本ガス協会との連絡調整 ③ 社員の動員 勤務時間外に東海地震注意情報を受けたときは、直ちに非常災害時における出勤を発令し、非常災害対策要員を確保する。 ④ 警戒宣言発令時に実施すべき作業等についての準備を行う。
(一社)川越市医師会	「東海地震注意情報」を受けたときは、医師会内の連絡網にて全会員に緊急連絡し、所定の体制をとるものとする。
その他の機関	「東海地震注意情報」を受けたときは、各防災関係機関は、職員等を非常招集し、所定の体制をとるものとする。

第3 準備行動に係る広報

準備行動に係る広報は、以下の事項に従い実施する。



3.1 市の広報

【広報室、消防組合】

本市及び消防組合は、速やかに市民に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、消防車等を活用し、冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、防災行政無線や広報車等の手段では、子育てや介護等で自宅にいる者には届きにくいことも想定されるため、平常時からメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の情報伝達手段を整備する。

情報の確認を求める問合せには、専用の窓口を開設し、その段階での確かな情報を、正しい理解が得られるよう注意し、適正に回答する。

混乱の発生が予想される現場では、必要な広報及び措置を講ずるとともに、関係機関（県危機管理防災部消防防災課、警察署等）へ緊急に通報する。

3.2 混乱防止措置の準備

【防災危機管理課】

本市は、市民に対する広報を実施するほか、各防災関係機関への市民からの問合せ内容、電話の回線利用状況、気象情報等を把握し、さらに、鉄道機関の運行状況、駅周辺における市民の集中状況、バス・タクシーの運行状況、高速道路及び幹線道路の交通状況等の混乱防止に必要な情報を収集する。

《参考》

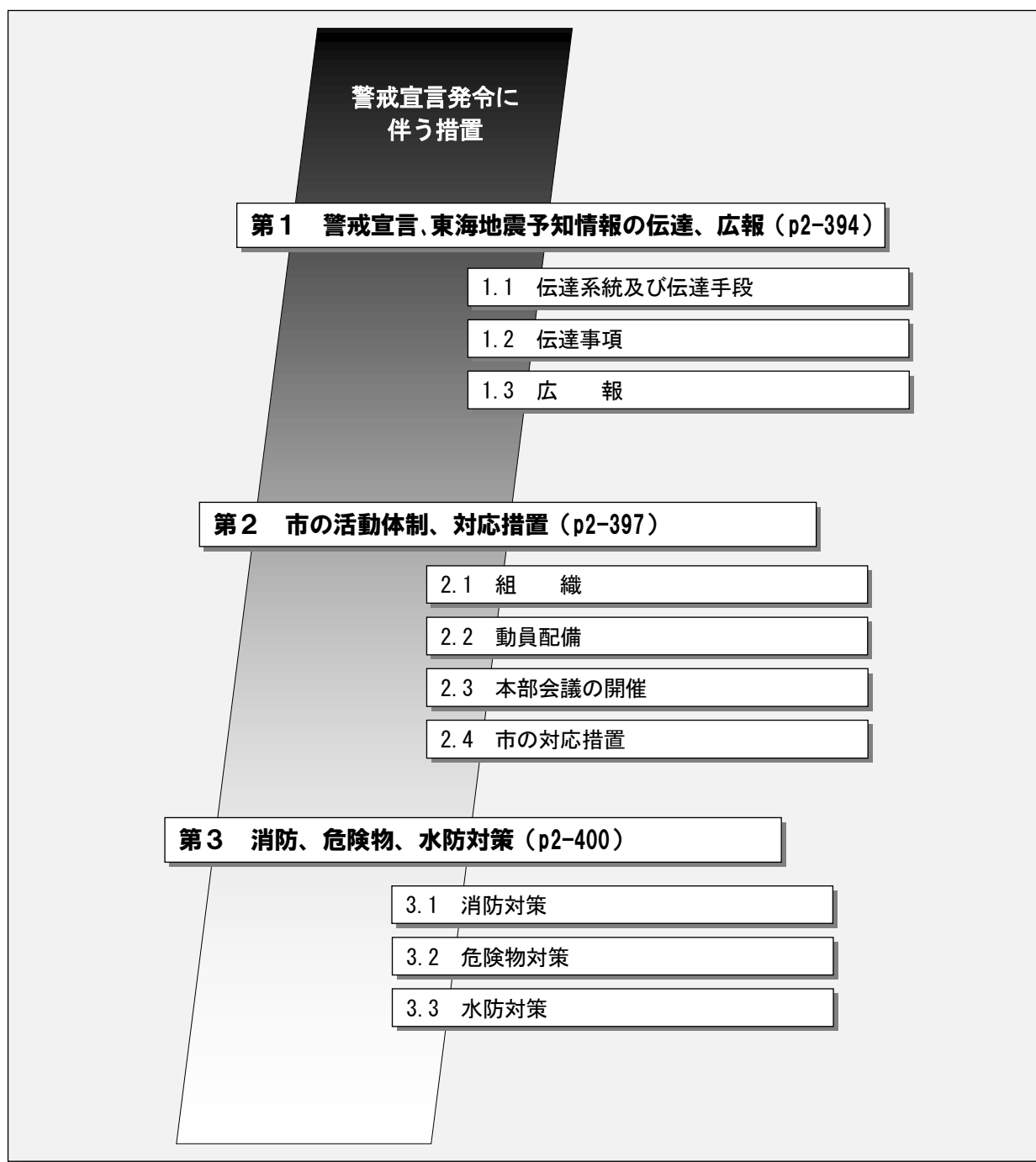
◆報道機関による広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、テレビ、ラジオの臨時ニュース等により、次の内容の速報が流される。

- 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められたので、東海地震注意情報を発表した。
- この異常な観測データが東海地震の前兆であるかを判定するために判定会が開催された。
- 冷静に対応するように、今後の情報に注意する呼びかけ。

第3節 警戒宣言発令に伴う措置

本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間、又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、講ずべき措置について定める。



警戒宣言発令に伴う措置

第4 公共輸送対策 (p2-401)

4.1 東日本旅客鉄道(株)の措置

4.2 東武ステーションサービス(株)の措置

4.3 西武鉄道(株)の措置

第5 交通対策 (p2-404)

5.1 緊急輸送道路の確保

5.2 道路管理者のとりべき措置

第6 学校、病院、社会福祉施設等対策 (p2-406)

6.1 学校教育施設の措置

6.2 医療機関の措置

6.3 社会福祉施設の措置

第7 ライフライン対策 (p2-410)

7.1 電 話

7.2 電 気

7.3 都市ガス

7.4 上水道

7.5 下水道

第8 農業集落排水事業処理施設対策 (p2-414)

第9 生活物資対策 (p2-415)

9.1 備蓄物資

9.2 買い占め、売惜しみ防止の呼びかけ

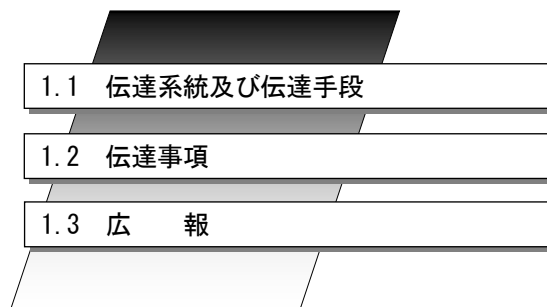
震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

本市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに市の幹部職員、関係部署、市民等に伝達する。



1.1 伝達系統及び伝達手段

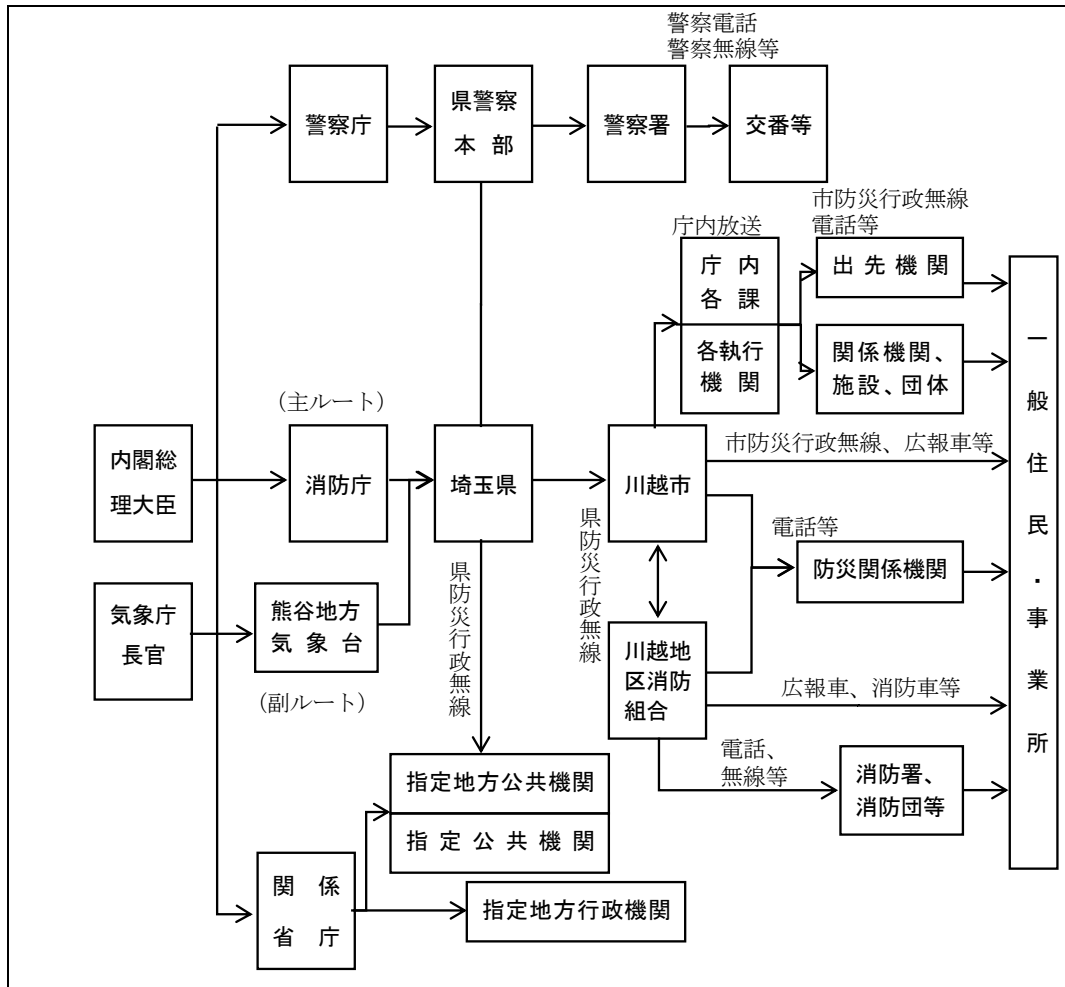
【本部班】

本市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

伝達系統及び伝達手段は、次頁の図のとおりである。

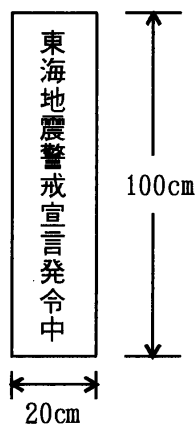
市民に対しては、防災行政無線や広報車、サイレン等により伝達する。

■警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図（本市関連）

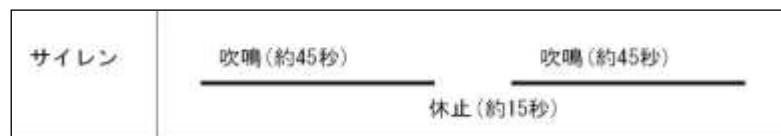


注) 知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートをもとし、熊谷地方気象台を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

■立て看板



■地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則）



震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

1.2 伝達事項

【本部班】

「本部班」は、庁内、防災対策上重要な機関、団体等に以下の事項を伝達する。

- ・「警戒宣言」通知文
- ・「東海地震予知情報」に関する情報文
- ・「警戒宣言」発令に伴い講ずべき措置事項
- ・警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- ・その他必要と認める事項
例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

1.3 広報

【広報班】

本市は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止と、地震による被害とその拡大を防止し、市民、事業所等の取るべき措置を周知させるため、防災関係機関と協力して、積極的に広報活動を行う。

そのため、「広報班」は、市の防災行政無線、広報車及び自治会又は自主防災組織を通じて、次の事項について広報活動を行う。

- 警戒宣言の内容等
- 市民及び事業所が取るべき防災措置
 - ・情報の確認（テレビ・ラジオの情報、本市の情報）
 - ・児童生徒、園児等の引取
 - ・家族での防災措置
 - ・避難の準備
- 混乱防止のための対応措置
 - ・駅の混乱防止（駅との協力）
 - ・道路交通の混乱防止（警察署との協力）
 - ・電話利用の自粛要請（NTTとの協力）
 - ・買い出しなどの混乱防止（商工会議所との協力）
 - ・金融機関の混乱防止（金融機関との協力）

第2 市の活動体制、対応措置

警戒宣言が発令された場合、本市がとる活動体制及び対応措置は、次のとおりである。

2.1 組 織
2.2 動員配備
2.3 本部会議の開催
2.4 市の対応措置

2.1 組織

【各班共通】

警戒宣言が発令された場合、本市は直ちに市役所本庁舎に災害対策本部を設置し、非常体制により罹災害応急対策活動を実施する。

なお、地震発生後の体制は、「本編 第2章 第1節 『第1 配備体制と動員計画』」に従うものとする。

2.2 動員配備

【各班共通】

警戒宣言が発令された場合、災害対策本部への動員は、非常体制第1 配備に従うものとする。

2.3 本部会議の開催

【本部班】

警戒宣言が発令された場合、災害対策本部各部班の対応状況を把握し共有化を図るため、本部会議を随時開催する。なお、災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

□災害対策本部の事務分掌

- ・「警戒宣言」、「東海地震予知情報」等各種情報の収集伝達
- ・防災関係機関の業務に係る連絡調整
- ・社会的混乱防止に係る施策の実施
- ・報道機関等への情報提供
- ・その他必要な事項

2.4 市の対応措置

【関係各班】

(1) 庁舎内の点検

□火気使用設備の点検

「管財輸送班」は、火気の使用を極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講ずる。

□自家発電装置、可搬式発電機の点検

「管財輸送班」は、地震発生の際の停電に備えて自家発電装置等の点検確認を行う。

□消防用設備等の点検

「管財輸送班」は、消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認を行う。

□落下、倒壊の危険性のある物品の点検

「関係各班」は、屋内にあるロッカー、パソコン、表示板等、転倒、落下しやすい物品の固定及び屋外の落下や倒壊の危険性のある看板等の補強措置を講ずる。この措置が困難な場合は、警告措置を講ずる。

□発火性、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検

貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動確認を実施する。

(2) 他の公共施設の点検、情報の伝達

□施設の点検

各公共施設の管理者は、各々の施設について「(1) 庁舎内の点検」に準じた対策を講ずる。

□管理委託施設に関する措置

各部署は、関係施設に警戒宣言の発令及び施設の安全確保に必要な事項を伝達する。

□市民利用施設に関する措置

施設の利用者、来場者へ警戒宣言が発令されたことを的確、簡潔に伝達し、警戒宣言の意味を十分理解させ、利用者が混乱に陥らないように配慮する。

(3) 防災資機材等の準備

「本部班」は、地震発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。

(4) 公用車両の確保

「管財輸送班」は、公用車両の運行を極力制限し、公用車両を確保しておく。

(5) 通信手段の確保

「関係各班」は、市防災行政無線（移動系）等の連絡手段を確保しておく。

(6) 通常業務の確保

対応措置に従事する職員以外は、勤務時間中は通常業務体制をとり、市民サービスの低下を極力防止する。

(7) 避難所開設の準備

警戒宣言発令時において避難の勧告等を行う必要はないが、地震発生時における市民の混乱を防ぐため、あらかじめ避難所の開設を準備する。

(8) 工事中の建物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、工事担当者は、現場の状況に応じ請負者の責任において次の措置を講じさせる。

- ・建設機械類の危険防止措置
- ・工事箇所の崩壊、倒壊、落下物の防止、埋め戻し等の補強措置
- ・工事現場内におけるガス管、上下水道管、電線等の安全措置
- ・工事監督、作業員による現場巡視と安全確保

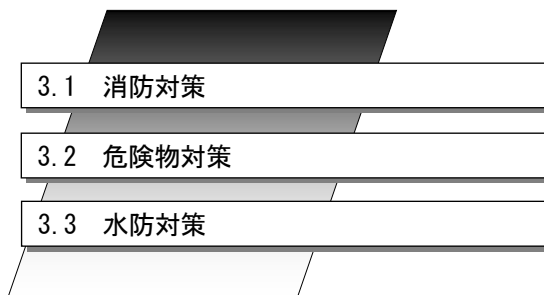
震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

第3 消防、危険物、水防対策

本市及び消防組合は、消防、危険物及び水防について、次のような防災措置を講ずる。



3.1 消防対策

【消防組合】

消防組合は、次のとおり防災措置を講ずる。

□防災措置の内容

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 火災、水害等防除のための警戒
- ・ 資機材の点検整備の実施
- ・ 火災発生の防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報
- ・ その他必要な事項の実施

3.2 危険物対策

【消防組合】

消防組合は、危険物施設等に対し、次の防災措置を指導する。

□防災措置の内容

- ・ 転倒・落下・流出拡散防止等の措置
- ・ 引火又は混合・混触等による出火防止措置
- ・ 消火設備等の点検確認
- ・ その他必要な事項の実施

3.3 水防対策

【河川班、現地調査班】

本市は、市管理の河川施設等の点検を行う。

第4 公共輸送対策

バス会社及びタクシー会社は、（一社）埼玉県バス協会、（一社）埼玉県乗用自動車協会及び国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。

また、鉄道各社の措置内容については、次に示すとおりである。

4.1 東日本旅客鉄道(株)の措置
4.2 東武ステーションサービス(株)の措置
4.3 西武鉄道(株)の措置

4.1 東日本旅客鉄道(株)の措置

(1) 列車の運転規制

警戒宣言が発せられたとき運転する列車の速度は次表により、2日目以降の運転は、別に定める地震ダイヤによる。

■列車の規制速度

規制速度	線名	区間	距離
45km/h	川越線	大宮～高麗川	30.6 km

(2) 旅客対策

駅長は、駅舎内、列車内等における旅客の安全確保及び秩序維持を図るため、次の対策を講ずる。

① 帰宅旅客の集中により混雑が予想される場合は、次の対策を講ずる。

- ・適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。
- ・階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、迂回誘導、一方通行を早めに行い混乱防止に努める。

② 駅構内が混雑し、危険が予想される場合は、各種売店、食堂等の閉鎖を指示する。

③ 駅構内旅客の混乱、踏切道の渋滞、線路内歩行等により危険となった場合は、列車の運行を中止する。

④ 乗車券類の発売については、次による。

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

- ・強化地域内着、通過となる列車の乗車券の発売を停止する。
- ・状況により、警戒本部長の指示又は承認を受けてすべての乗車券類の発売を停止する。

⑤ 旅行中止旅客に対しては、乗車駅までの無賃送還の取扱いをする。

(3) 警備対策

主要駅における帰宅旅客集中による混乱が予想される場合は、客扱い要員及び警備の増強を図るため、次の対策を講ずる。

- ・大宮支社又は大宮地区センター社員を派遣する。
- ・状況に応じて警察官の応援を要請する。

4.2 東武ステーションサービス(株)の措置

東武鉄道(株)「鉄道事業本部防災計画」別添「東海地震に係る警戒宣言に伴う対応措置」に基づき、必要な措置を行う。次にその概要を記す。

(1) 列車運行計画

- ・警戒宣言発令当日は、現行ダイヤにより、各列車の最高運転速度は45km/hで運転する。なお、これに伴い、列車の遅延が発生した場合には、運転整理により対処する。
- ・警戒宣言発令翌日以降の運転計画は、各列車の最高運転速度は45km/hとし間引き運転とする。
- ・警戒宣言発令当日および翌日以降における列車運行の確保については、防災関係諸機関等の協力を得て可能な限り、列車運行を確保することとし、駅等における旅客の混乱および道路混乱による踏切道の支障等が発生し、列車運行が困難となった場合には、列車の運転を中止する。

(2) 関連業務の制限など

警戒宣言が発令され、輸送の混乱を生じるおそれがある場合、または混乱が発生したときは、乗車券類の発売を制限または停止する。

(3) 駅における措置

警戒宣言が発令された場合は、所属長はその職場に対応した防災知識を定め、従業員を指揮して次の任務を遂行する。

- ① 旅客の混乱防止および誘導に関すること
- ② 列車運行および運転事故防止に関すること
- ③ 旅客に対する情報伝達に関すること
- ④ 警察署および消防署との連絡調整に関すること

4.3 西武鉄道(株)の措置

防災関係諸機関、報道機関並びに東日本旅客鉄道(株)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。ただし、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れがある場合、また、踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(1) 運行措置方針

警戒宣言が発せられた後の運行計画については、各報道機関・駅構内の掲示板・放送等により予め利用者に周知させるとともに、時差退社および近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け、混乱防止に協力を要請する。

○警戒宣言発令当日

通常ダイヤを使用して減速運転を行い、これに伴う列車の遅延には運転整理で対応する。

○警戒宣言発令の翌日以降

別に定める運行図表(降雪・地震ダイヤ)により運転する。

(2) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので、旅客の集中を防止するため次の措置をとる。

- ・ 平常時から、運行計画の概要、旅行の見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。
- ・ 警戒宣言時に、報道機関を通じ運転状況の報道、時差退社等の呼びかけを行う。
- ・ 駅において、放送、掲示等により協力を要請する。

(3) 旅客の安全を図るための措置

- ・ 状況により警察官の派遣を要請する。
- ・ 状況により、階段止め、改札止め等入場規制を行うとともに、旅客の誘導、一方通行等の措置を早めに行う。
- ・ 適切な場内放送等により旅客の鎮静化に努める。

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

第5 交通対策

本市は、警戒宣言の発令に伴い、次のような交通対策を講ずる。

5.1 緊急輸送道路の確保

5.2 道路管理者のとりべき措置

5.1 緊急輸送道路の確保

【本部班、交通班、道路班、管財輸送班】

「本部班」、「交通班」及び「道路班」は、警戒宣言が発せられたときは、緊急輸送道路確保のための対策を講ずる。

(1) 川越警察署との調整

「交通班」と「道路班」は、適宜川越警察署と情報交換を行い、双方の活動が円滑に実施されるよう調整に努める。

(2) 留意事項

① 市内における車両通行措置

- ・車両の走行は極力抑制する。
- ・強化地域方面に向かう車両の進行は極力制限し、強化地域方面から流入する車両の進行は、市内交通の混乱が生じない限り制限しない。

② 緊急通行車両の確認、申請

緊急通行車両を申請する場合は、「管財輸送班」と協議し、川越警察署へ提出する。

5.2 道路管理者のとりべき措置

【道路班】

本市は、警戒宣言が発せられた際の運転者のとりべき行動について、広報を行うなど周知徹底を図り、県公安委員会の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ警察署と協議し対策を講ずる。

また、市が管理する道路について、次の措置を行う。

□防災措置の内容

○危険箇所の点検

避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検の実施

○工事中の道路についての安全対策

工事の中止及び保安対策の実施

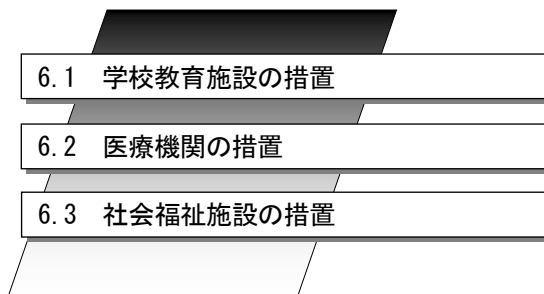
震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

第6 学校、病院、社会福祉施設等対策

本市は、警戒宣言の発令に伴い、次のような学校、病院、社会福祉施設等対策を講ずる。



6.1 学校教育施設の措置

【学校教育班】

警戒宣言が発令された場合、各学校は以下の措置を講じて、児童・生徒の安全確保を図る。

「学校教育班」は、各学校の状況の把握に努め、避難等の支援の要請があった場合は、必要な支援を行う。

(1) 情報の収集伝達等

- ・警戒宣言が発令されたときは、校長は学校防災本部を立ち上げ、情報を収集し教職員に周知するとともに、的確な指揮にあたる。
- ・教職員は、児童・生徒等に警戒宣言が出されたことを知らせ、適切な指示を行い、不安、動揺を与えないように配慮する。

(2) 授業の中止等

- ・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切り、児童・生徒を教室等に集合させる。
- ・児童・生徒は、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とし、学校は当該警戒宣言が解除されるまでの間、あるいは地震の発生後安全が確保できるまでの間は休業する。

(3) 児童・生徒の保護

① 小・中学校

小学校

引き渡しカードで児童の氏名・引取者を確認し引き渡す。引取りにこない児童は、学校に待機させる。

□中学校

名簿により生徒の人員、氏名を確認の上、あらかじめ学校が実状に応じて定めた方法により帰宅させる。

□心身に障害のある児童・生徒

特別支援学校に準じる。

② 高等学校

名簿により生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。

なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させるようにする。

③ 特別支援学校

□スクールバスで通学している児童・生徒

緊急連絡網により通学区域ごとに帰宅時刻及び引取りの場所を連絡し、その場所で名簿により確認のうえ直接保護者に引き渡す。

スクールバスの運行にあたっては、その状況に応じて学校の職員が添乗するなどして、児童・生徒を保護者に安全かつ速やかに引き渡せるように工夫する。

□スクールバス以外で通学している児童・生徒

徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用し、あるいは介添により通学している児童・生徒については、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上直接保護者に引き渡す。

(4) 校内防災措置

校長は、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校防災計画に基づき、特に次の事項に留意し、学校の安全を図るよう指示する。

① 出火防止措置

出火を防止するため、職員室、用務員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

② 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等の点検を行う。

③ 非常持ち出し品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。

ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、いつでも搬出できるよう整理保管する。

④ 化学・工業薬品の管理

火災、有毒ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納する。

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

ただし、保管庫に収納できないものについては、地中に埋蔵するなど適切な措置を講ずる。

(5) 事前の指導連絡事項

校長は、児童・生徒の安全を確保するため、次に示す事項について事前に整備しておくものとする。

- ・学校と児童・生徒の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。
- ・警戒宣言が発令されたとき、児童・生徒を直ちに帰宅させるのか、あるいは保護者に直接引き渡すのかをあらかじめ保護者に知らせておく。
- ・登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒に知らせておく。

(6) 私立学校

学校については、上記に準じた具体的な措置を行い、児童・生徒の生命の安全を確保するとともに、施設内の防災措置を講ずる。

(7) 学校以外の教育施設

学校以外の教育施設については、上記に準じた具体的な措置を行い、利用者の生命の安全を確保するとともに、施設内の防災措置を講ずる。

6.2 医療機関の措置

【医療班】

警戒宣言が発令された場合、「医療班」は、市内の病院、診療所等に、次のような対応を指導する。

□診療対策

- ・外来患者の診療は状況に応じ可能な限り平常どおり行う。
- ・入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- ・手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- ・救急患者の受入れ体制を講ずる。
- ・手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。
- ・手術予定については、緊急やむを得ない場合を除き延期するなどの措置を講ずる。

6.3 社会福祉施設の措置

【保育班、要配慮者支援班】

(1) 保育所

「保育班」は、警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して臨時休所とし、次の措置を講ずる。

□帰宅措置

- ・入所児童は名簿確認ののち、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。
- ・保護者の引取りが済むまで、入所児童は保育所で保護する。
- ・所外における指導時は、帰所後入所児童を保護者に引き渡す。
また、交通機関、道路の状況等によって帰所が困難な場合、保育所及び市に連絡をとり、適宜の措置を講ずる。

□防災措置

- ・施設設備、消火器、火気等の点検
- ・転倒、落下物の防止措置
- ・飲料水の確保、食料、ミルク等の確保
- ・医薬品等の確保

(2) 社会福祉施設

「要配慮者支援班」は、社会福祉施設に対し、警戒宣言が発令されたことを伝達し、入所者等の安全確保及び施設内の防災措置の実施を呼びかける。伝達及び呼びかけは電話によるが、ふくそう等で使用できない場合は、公用車により巡回する。

□社会福祉施設への措置

- ・保護者への伝達
- ・保護者への引渡し
- ・施設の防災点検
- ・出火防止
- ・引渡しが困難な者の保護
- ・食料、医薬品、生活必需品等の確保

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

第7 ライフライン対策

本市及び各事業者は、警戒宣言の発令に伴い、次のようなライフライン対策を講ずる。

7.1	電 話
7.2	電 気
7.3	都市ガス
7.4	上水道
7.5	下水道

7.1 電話

【東日本電信電話(株) 埼玉事業部】

(1) 警戒宣言発令時における応急対策業務の基本的考え方

- ・防災関係機関等の重要通話を確保し、また一般市民の情報にも大きな支障をきたさないことを基本として、必要な地震防災応急対策を実施する。
- ・平常業務については、緊急あるいは重要度の高いものを重点的に実施する。

(2) 東日本電信電話(株)埼玉事業部における業務

① ダイヤル通話

□ダイヤル通話の確保

警戒宣言等が発令されると、強化地域を中心に防災関係機関等からの情報連絡、対策指示等の通話及び一般市民による家族間の連絡等の通話が集中的に発生し、ふくそうすることが予想されるため、このような場合に次の対策を実施する。

ア) 防災関係機関、報道関係機関等の災害時優先電話の通話を確保する。

イ) 街頭公衆電話及び避難場所等に設置する特設公衆電話の通話を確保する。

□発信通話の制限

災害時優先電話等の電話を確保するため、一般の通話を制限する。

□対地別の通話の制限

強化地域及び周辺地域に対し、ふくそう状況により通話の制限をする。

② トーキー案内

警戒宣言発令及び災害発生に伴うふくそうにより、接続不能となった呼及び発信の制限された呼に対して、トーキー案内を行う。

《参考》**◆トーキー案内の用語例**

「こちらはNTTです。ただいま、電話は大変混み合っておりかかりにくくなっています。ご迷惑をおかけしておりますが、平常に戻るまでには相当時間がかかる見込みです。ご了承ください。」

③ 手動通話

- ・非常、緊急通話を確保する。
- ・“100”番通話は、非常緊急通話の取扱いに支障のない範囲で可能な限り取り扱う。
- ・“104”の番号案内業務は、①の「**ダイヤル通話の確保**」のイ)に準じて取り扱うこととする。

注) 100番及び104番のサービスは、平成27年7月31日をもって終了となる。

④ 電報

強化地域内へむけて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

⑤ 営業窓口

通常の営業時間中、営業窓口を開いておくこととする。また、警戒宣言が発令された旨を支店、営業所前掲示板等により市民に周知する。

⑥ サービスオーダー工事

可能な限り行う。

⑦ “113”故障受付業務

可能な限り業務を取り扱う。

⑧ 工事の中断等

警戒宣言発令により工事の責任者の判断に基づき、工事中断の措置を行う場合には、必要な保安措置及び安全措置を行う。

7.2 電気

【東京電力(株) 川越支社】

(1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、電力の供給を継続する。

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

(2) 要員、資機材の確保

① 要員の確保

東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合は、非常災害体制を発令する。
なお、非常災害が発生した場合における社員のとるべき行動は、「非常災害に関する社員行動指針」による。

② 資機材の確保

警戒宣言が発せられたときは、必要な資材、工具、車両、無線機等の整備確認をし、応急出動に備えるとともに、復旧工事に必要な資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設について次の予防措置を講ずる。

① 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき、電力施設に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措施

仕掛かり工事、作業中の各電力施設等については、事故防止のため状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

7.3 都市ガス

【都市ガス事業者】

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給は継続する。

(2) 要員の確保と資機材点検

① 要員の確保

勤務時間内においては、地震防災応急対策に必要な要員を確保し、休日及び時間外においてもあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制をとる。

② 資機材の点検確保

通常保管されている営業所倉庫、管材倉庫その他から復旧工事に必要な資機材の数量の点検、確保を行う。

(3) 警戒宣言発令時における需要者に対する広報

□広報の内容

- ・警戒宣言、大規模地震関連情報の伝達
- ・引き続きガスを供給していること
- ・ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法
- ・例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処置方法
- ・マイコンメーターの機能、取扱い方法（復帰方法等）
- ・地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等

□広報の方法

- ・広報車等により、広報内容を直接需要者に呼び掛ける。
- ・報道機関及び防災関係機関に対し、広報を行うよう協力を求める。

(4) 施設等の保安措置

都市ガス施設等に対して講ずる保安措置は、次のとおりである。

- ・緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
- ・保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- ・工事の一時中断と工事現場の安全措置を講ずる。
- ・大規模な工事現場等の保安設備の点検を行う。

7.4 上水道

【上下水道管理班】

「上下水道管理班」は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。また、市民、事業所等が緊急貯水を実施することによって、発災に備え、応急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置を講ずる。

(2) 要員の確保

警戒宣言が発せられた場合、応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、指定工事店等との連絡協力体制について確認する。

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

(3) 資機材の点検整備

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備を実施する。

(4) 施設等の保全措置

上水道施設等に対して講ずる保全措置は、次のとおりである。

- ・水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置を講ずる。
- ・浄水場及び配水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意する。
- ・配水池の水位は、できるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧を調整する。
- ・工事中の現場においては、適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(5) 広報活動

警戒宣言が発せられた場合、市民に対し「水の汲み置き」について広報する。

なお、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、「水の汲み置き」の広報を事前に要請する。

7.5 下水道

【上下水道管理班】

「上下水道管理班」は、警戒宣言が発せられた場合は、必要な資材、工具、車両等を確保し、応急出動に備えるとともに、必要に応じて、手持ち資機材の数量確認及び必要により資器材の確保に努める。

第8 農業集落排水事業処理施設対策

警戒宣言が発せられた場合は、必要な資材、工具、車両等を確保し、応急出動に備えるとともに、必要に応じて、手持ちの資機材の数量確認及び必要により資機材の確保に努める。

第9 生活物資対策

本市は、警戒宣言の発令に伴い、次のような生活物資対策を講ずる。

9.1 備蓄物資

9.2 買い占め、売惜しみ防止の呼びかけ

9.1 備蓄物資

【関係各班】

(1) 食料

① 市備蓄物資の放出準備

本市で備蓄している食料の放出が速やかに行えるよう、必要な準備を行う。

② 市内米穀業者等からの調達準備

協定を締結している市内米穀業者等に在庫量の確認を行うなどし、調達がスムーズに行えるよう要請する。

③ 埼玉県への要請準備

県備蓄食料の放出及び調達の要請準備を行う。

(2) 生活必需品

① 市備蓄物資の放出準備

本市が備蓄している生活必需品の数量の再確認を行い、放出の準備を行う。

② 業界保有物資の確認

市内業者から生活必需品を調達できるよう、関係組合等を通じて保有物資の在庫量の確認を行い、発災に備えて保管の要請を行う。

③ 埼玉県への要請準備

県備蓄物資の放出及び調達の要請準備を行う。

(3) 医薬品等

① ランニング備蓄を委託している一般社団法人川越市医師会に連絡し、協定に基づき本市が

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第3節 警戒宣言発令に伴う措置>

指定する一定数量の医薬品等を確認するとともに、要請があった場合に速やかに搬出及び輸送ができる体制をとるよう依頼する。

② (一社)川越市医師会等に対し、次のとおり協力要請する。

- ・ 供給できる医薬品等の在庫量を把握しておくこと
- ・ 要請があった場合、速やかに供給できるよう準備すること

③ 協定に基づき埼玉冷蔵倉庫(株)に対し、次のとおり要請する。

- ・ 供給できる氷の在庫量を把握しておくこと
- ・ 要請があった場合、速やかに供給できるよう準備すること

9.2 買い占め、売惜しみ防止の呼びかけ

【食料・物資調達班、広報班】

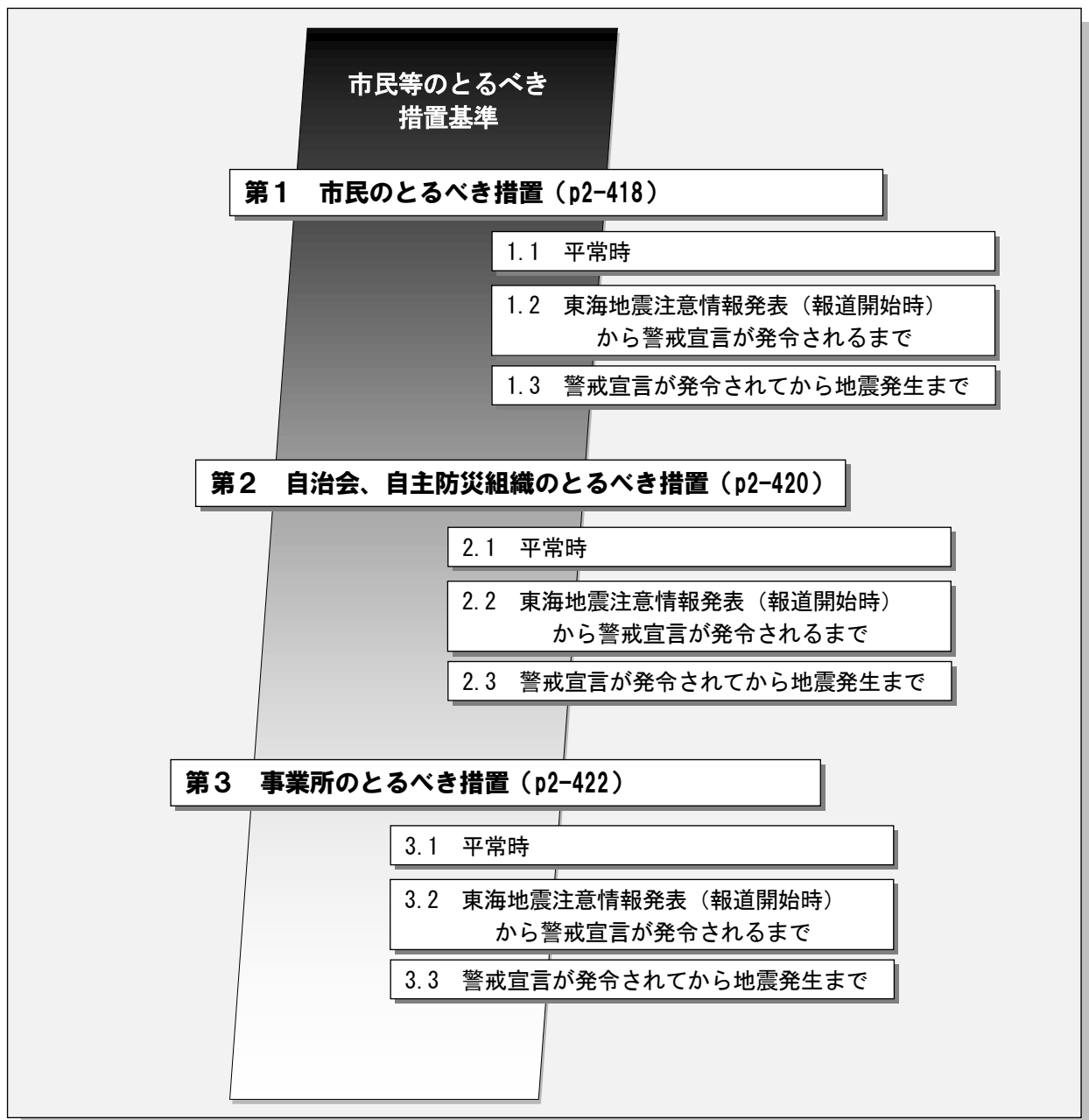
「食料・物資調達班」は「広報班」と連携のうえ、警戒宣言発令に伴う買い占めや売惜しみを防止し、社会不安を解消するため、商工会議所と連携して次の措置をとる。

- ・ スーパーマーケット、小売店等に対し、警戒宣言が発令された場合においても極力営業を継続するよう呼びかける。
- ・ 警戒宣言発令後も買い占め、売惜しみをしないよう、生活必需品等を扱う事業者に呼びかける。

第4節 市民等のとるべき措置基準

東海地震注意情報及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、市民、自治会・自主防災組織、事業所等が、それぞれの立場で防災活動を行うことが重要である。

市民、自治会・自主防災組織及び事業所が、東海地震注意情報及び警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置の基準を次に示す。



震災対策編

<第4章 東海地震>

<第4節 市民等のとるべき措置基準>

第1 市民のとるべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市民のとるべき措置は、次に示すとおりである。

1.1 平常時

- ① 家や塀の耐震化を促進する。
 - ・ 家屋の耐震診断を行い、弱いところは補強する。
 - ・ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。
- ② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。
 - ・ タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。
 - ・ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
 - ・ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。
- ③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。
 - ・ ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。
 - ・ LPガス容器等は固定し、設備の定期点検を行う。
 - ・ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
 - ・ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品を置かない。
- ④ 消火器、消火水の準備をする。
 - ・ 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
 - ・ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。
- ⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。
 - ・ 飲料水は、市販のミネラルウォーターや水筒、水袋、ポリタンク等に貯水することなどにより、3日分（推奨1週間）程度準備しておく（1人1日分の生命水、約3リットル）。
 - ・ 食料は、長期保存ができる食品を3日分程度準備しておく。
- ⑥ 救急医薬品の準備をする。

傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。
- ⑦ 生活必需品の準備をする。

下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ロウソク等を準備しておく。
- ⑧ 防災用品の準備をする。

トランジスターラジオ、懐中電灯、乾電池、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。
- ⑨ 防災講習会や訓練へ参加する。

市、消防組合、自主防災組織が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ⑩ 家族で対応措置の話し合いをする。
 - ・ 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
 - ・ 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- ⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。

1.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

- ① テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。
- ② 電話の使用を自粛する。
- ③ 自家用車の利用を自粛する。
- ④ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- ⑤ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- ⑥ 強化地域方面への不要不急な旅行等を自粛する。

1.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 警戒宣言情報の入手
 - ・ 防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ・ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。
 - ・ 県・市・警察署・消防機関・防災機関の関連情報に注意する。
- ② 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。
 - ・ 家具、棚等の上の重い物をおろす。
 - ・ 窓ガラスにガムテープ等を貼る。
 - ・ ベランダの置物等を片付ける。
- ③ 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認
 - ・ 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。
 - ・ ガス器具等の安全設備の確認をする。
 - ・ LPガス容器の固定措置の確認をする。
 - ・ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。
- ④ 消火器、消火用水の置き場所を確認する。
- ⑤ ブロック塀、石塀、門柱を点検する。
危険箇所について安全措置を実施し、付近に近寄らないようにする。
- ⑥ 非常用飲料水、食料の確認
- ⑦ 救急医薬品の確認
- ⑧ 生活必需品の確認
- ⑨ 防災用品の確認
- ⑩ 電話の使用の自粛
(県、市、放送局等防災機関に対する電話による問合せは、控える。)
- ⑪ 自家用車の利用の自粛
 - ・ 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。
 - ・ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到着した後は車両を使わない。
- ⑫ 要配慮者への措置
幼児、児童・生徒、高齢者、病弱者の安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、園や学校との打合せ事項により定められた対応措置を講ずる。
- ⑬ エレベーターの使用を避ける。
- ⑭ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛
- ⑮ 不要な預貯金の引き出しの自粛

震災対策編

＜第4章 東海地震＞

＜第4節 市民等のとるべき措置基準＞

第2 自治会、自主防災組織のとるべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で自治会又は自主防災組織の講ずべき措置は、次に示すとおりである。

なお、日頃から、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図る。

また、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮する。

2.1 平常時

- ① 組織の編成と各班の役割を明確にする。
- ② 防災知識の普及活動を行う。
 - ・東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置の普及・啓発を行う。
 - ・各戸に対して出火防止、倒壊予防措置を呼びかける。
 - ・地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区等災害危険箇所を把握する。
 - ・地域内の消防水利を把握する。
 - ・地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - ・防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- ③ 防災訓練を行う。

災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。
- ④ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - ・各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。
 - ・各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。
 - ・LPガス容器の点検を指導する。
- ⑤ 防災資機材等を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡や初期消火、水防、救出救護、給食給水に用いる資機材等を整備しておく。
- ⑥ 情報の収集、伝達体制を確立する。
 - ・市、消防機関・防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に、地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。
 - ・地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
 - ・避難行動要支援者に対する伝達体制を確立する。

2.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

- ① テレビ・ラジオ等で正しい判定会情報を入手する。
- ② 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。

2.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 自主防災組織の活動体制を確立する。
 - ・自主防災組織の編成や役割分担を確認する。
 - ・自主防災組織本部を設置する。
- ② 県・市・警察署・消防機関・防災機関から伝達された警戒宣言情報を周知する。
- ③ 地域住民に対し、講ずるべき措置の呼びかけを実施する。
- ④ 防災資機材等を確認する。
- ⑤ 避難行動要支援者の安全対策措置の呼びかけを実施する。
- ⑥ 非常用飲料水、食料の確保及び調達方法の確認をする。

震災対策編

<第4章 東海地震>

<第4節 市民等のとるべき措置基準>

第3 事業所のとるべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市内の各事業所の講ずるべき措置は、次に示すとおりである。

なお、自衛防災組織を結成する際は、女性の参画に努める。

3.1 平常時

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成する。

防災計画作成上の留意事項は、次のとおりである。

① 自衛防災体制の確立

- ・ 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
- ・ 組織の役割分担の明確化

② 教育及び広報活動

- ・ 従業員の防災意識の高揚
- ・ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修

③ 防災訓練

災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練

④ 危険防止対策

- ・ 施設、設備の定期点検
- ・ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置

⑤ 出火防止対策

- ・ 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
- ・ 商品の整理
- ・ 易・可燃性物品の管理点検

⑥ 消防資機材等の点検・整備

消防水利や情報連絡、初期消火、水防、救出救護、給食給水に用いる資機材等を点検・整備する。

⑦ 情報の収集、伝達体制の確立

- ・ 県、市、警察署、消防機関、防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客及び従業員に対して伝達する体制を確立する。
- ・ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。

3.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

① テレビ・ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。

② 自衛防災体制の準備、確認をする。

③ 消防計画等による警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。

④ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。

3.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 自衛防災組織の活動体制を確認する。
 - ・自衛防災組織の編成及び役割分担を確認する。
 - ・自衛防災本部を設置する。
- ② 情報の収集、伝達体制をとる。

県・市・警察署・消防機関・防災機関及びテレビ・ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
- ③ 危険防止措置を確認する。
 - ・施設、設備を確認する。
 - ・商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。
- ④ 出火防止措置を確認する。
 - ・火気使用器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
 - ・火気使用場所及び周辺を確認する。
 - ・消防水利、機材を確認する。
 - ・易・可燃性物品を確認する。
- ⑤ 防災資機材等の確認
情報連絡や初期消火、水防、救出救護、給水給食に用いる資機材等を確認する。
- ⑥ 営業の継続
食料品等生活必需物資を販売する事業所においては、供給の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。
- ⑦ 営業の自粛
 - ・不特定かつ多数の者が出入りする文化施設、遊興施設等の集客施設等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。
 - ・石油類、火薬類、高圧ガス等、出火や爆発等により周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。
- ⑧ 一般事業所の対応
原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、停留所、道路の混雑状況、警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等によることとし、原則として交通機関を利用しない。
- ⑨ 車両関係事業所の対応
バス、タクシー及び生活必需物資を運送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- ⑩ 電話使用の自粛
県、市、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。
- ⑪ 不要な預貯金の引き出しの自粛

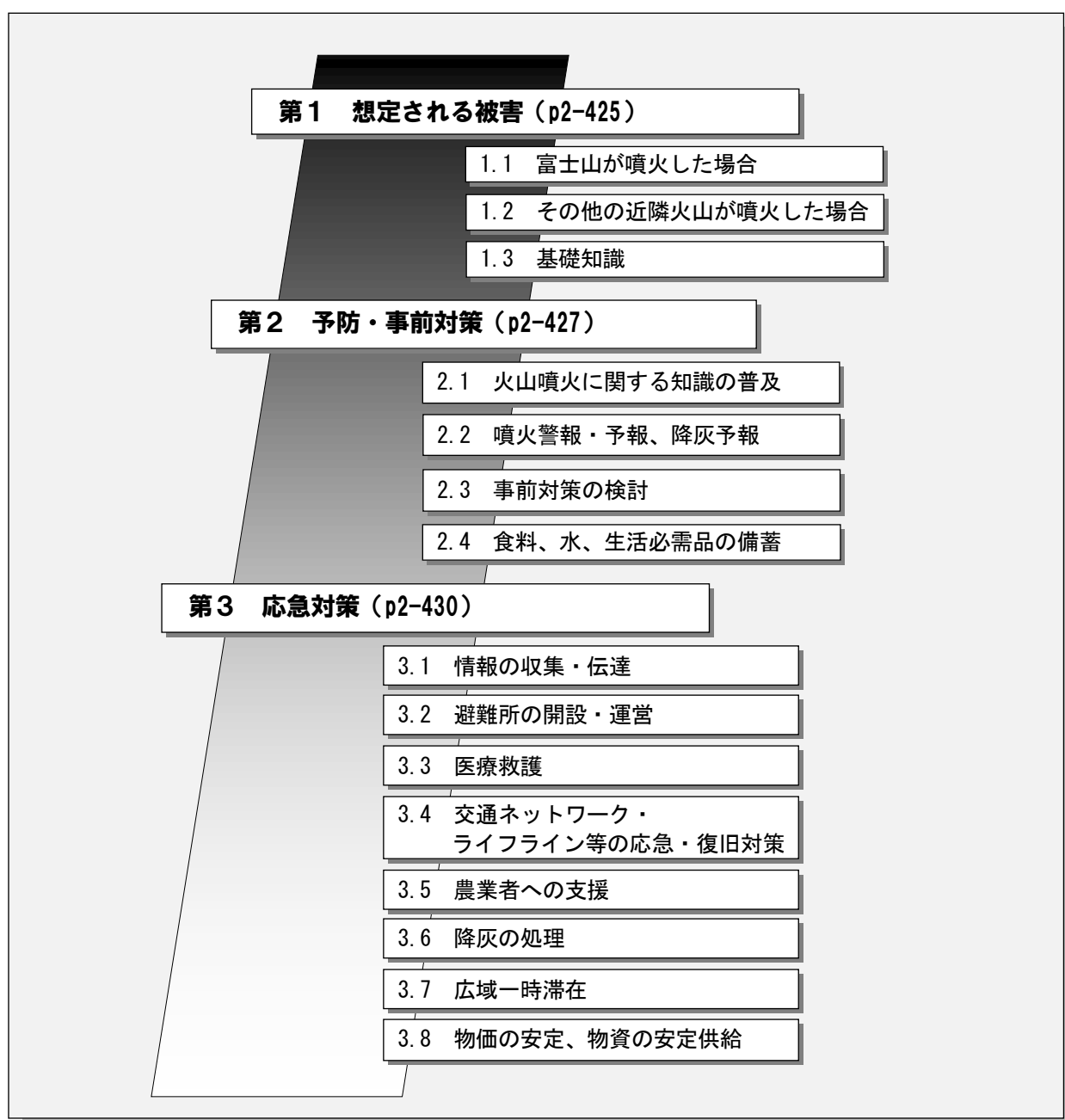
第5章 火山噴火降灰対策

埼玉県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書(2004年)や富士山火山広域防災検討会報告(2005年)による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、県南で2～10cm程度、全域で2cm程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、天明3年(1783年)の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

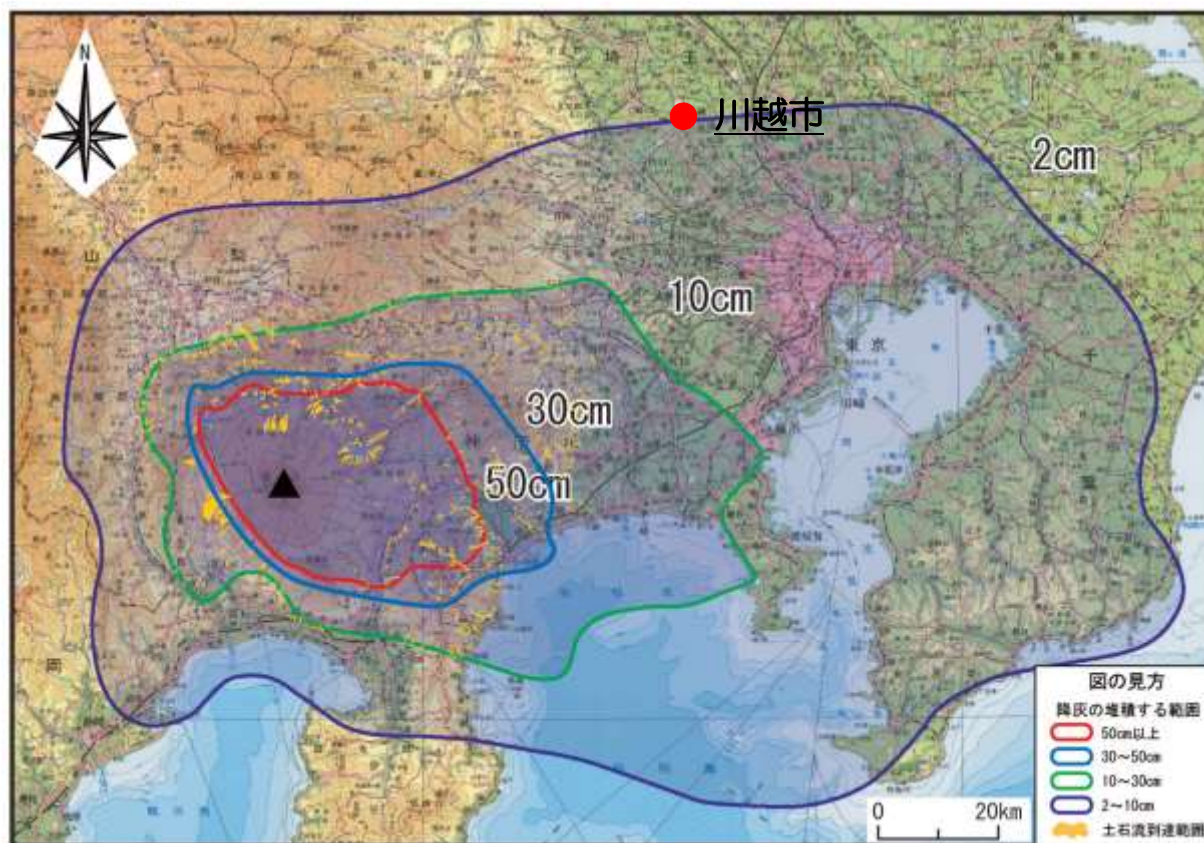


第1 想定される被害

- 1.1 富士山が噴火した場合
- 1.2 その他の近隣火山が噴火した場合
- 1.3 基礎知識

1.1 富士山が噴火した場合

富士山が噴火した場合、川越市には最大約2～10cmの降灰堆積の可能性がある。



出典) 富士山火山防災マップ (富士山火山防災協議会)

1.2 その他の近隣火山が噴火した場合

その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、埼玉県内で数 cm の降灰堆積の可能性がある。

1.3 基礎知識

【降灰とは】

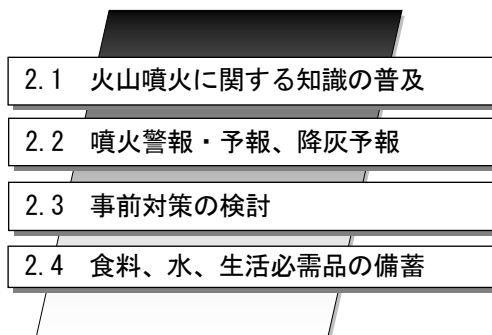
細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
 - 苦鉄質（シリカに乏しい） マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない
 - 珩長質（シリカに富む） マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

第2 予防・事前対策



2.1 火山噴火に関する知識の普及

【防災危機管理課】

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

2.2 噴火警報・予報、降灰予報

【防災危機管理課】

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。

(2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

震災対策編

<第5章 火山噴火降灰対策>

名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想させる
		火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

(3) 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

(4) 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3※相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

※噴火警戒レベル3

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

(5) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

2.3 事前対策の検討

【関係各課】

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

□検討項目

- ・ 市民の安全、健康管理等
- ・ 降灰による空調機器等への影響
- ・ 視界不良時の交通安全確保
- ・ 農産物等への被害軽減対策
- ・ 上下水道施設への影響の軽減対策
- ・ 降灰処理、火山灰の処分場所

2.4 家庭における備蓄の推進

【防災危機管理課】

富士山が噴火した場合、高速道路や幹線道路等への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

第3 応急対策

3.1 情報の収集・伝達
3.2 避難所の開設・運営
3.3 医療救護
3.4 交通ネットワーク・ ライフライン等の応急・復旧対策
3.5 農業者への支援
3.6 降灰の処理
3.7 広域一時滞在
3.8 物価の安定、物資の安定供給

3.1 情報の収集・伝達

【本部班、情報収集連絡班、広報班】

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、市は、県に協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、降灰状況を住民等へ周知する。

発信手段は、「第2編 第2章 第2節 第4『4.2 初動期の広報』」を準用する。

□防災情報システムで取得する情報

- ・噴火警報・予報
- ・火山の状況に関する開設情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・火山に関するお知らせ

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。

また、県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。

□降灰調査項目

- ・ 降灰の有無・堆積の状況
- ・ 時刻・降灰の強さ
- ・ 構成粒子の大きさ
- ・ 構成粒子の種類・特徴等
- ・ 堆積物の採取
- ・ 写真撮影
- ・ 降灰量・降灰の厚さ
- ・ 構成粒子の大きさ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰が予測される場合、降灰時にとるべき行動を市民に発信する。

□とるべき行動（例）

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

3.2 避難所の開設・運営

【本部班、避難所運営班、学校教育班、上下水道管理班、給水班、医療班、保健班】

市は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、避難所を開設・運営する。なお、避難対策については、「第2編 第2章 第2節 『第12 避難活動』、第2章 第3節 『第3 避難所の運営』」を準用する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

3.3 医療救護

【医療班、保健班、消防組合】

医療救護活動については、「第2編 第2章 第2節 『第7 医療救護』」を準用する。

なお、現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

3.4 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【交通班、道路班、上下水道管理班、水道復旧班、下水道復旧班、都市ガス事業者、(一社)LPガス協会、東京電力(株)、東日本電信電話】

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「第2編 第2章 第2節『第8 交通対策』、『第9 緊急輸送道路の確保』、『第18 ライフラインの応急対策』」を準用する。

また、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

□他自治体における事例

- ・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。
雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
- ・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
- ・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
- ・鉄道：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

3.5 農業者への支援

【農政班】

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

3.6 降灰の処理

【廃棄物対策班、環境保全班、道路班】

(1) 火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。

民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

また、道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

(2) 灰の回収

宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布するとともに、用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

(3) 一時仮置き場の設置等

市は、一時仮置き場の設置を行うとともに、火山灰の利用、処分について検討する。なお、最終処分場の確保が難しい場合は、県に対して広域的な処分を要請する。

3.7 広域一時滞在

【本部班、学校教育班、避難所運営班】

市は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他市町村の住民を受け入れる。

3.8 物価の安定、物資の安定供給

【食料・物資調達班、広報班】

市は、県と協力し、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されないよう、市民や事業者に対し冷静な行動を求める。

